南伊勢町総合計画

（新絆プラン）

２０１９年９月

南伊勢町

「南伊勢町新絆プラン」の実現に向けて

南伊勢町は、2011年度から2018年度までの8年間、南伊勢町絆プランの下で「安全安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」をめざしてまちづくりを進めてきました。

その中で、「地震・津波災害対策」と「若者定住対策」を町政の最重点課題として、すべての政策が関わる総合政策として取り組んできました。

また、2008年をピークに日本全体が人口減少社会となってきたことから、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2016年からは「南伊勢町人口ビジョン」「南伊勢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「ひとの流れの創出」、「人口減少・高齢化の克服」、「新たな魅力の創出」の3つの重点戦略により「若者定住」と「生涯現役」に取り組んできました。

しかしながら、1960年をピークに減少し続けてきた南伊勢町の人口は、近年特に著しい減少傾向となっており、2015年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究の将来推計人口によれば、南伊勢町は30年後の2045年には極端な人口減少・少子化社会になると推計されています。

このことは、南伊勢町にとって最大の危機であり、このまま人口減少と少子化が急激に進行すれば、町の活力が失われていくとともに、将来、自力でのまちづくりも困難になるばかりでなく、南伊勢町消滅の危機に瀕することになります。

南伊勢町がこの危機から脱し、将来にわたって存続し、町民一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる町になるには、町民、行政をはじめ南伊勢町に関わりをもつすべての方々が、総力をあげ、ともにまちづくりに立ちあがらなければなしえません。

30年先を見据え、30年かけて、南伊勢町を100年、200年と存続し幸せに暮らし続けていける町にしていくための目標、戦略を新絆プランとして策定しました。

そして、そのための最初の10年がこれからの活力ある南伊勢町づくりに最も重要な時期（期間）となります。新絆プランの実現に向け、皆さまには、厳しくともやりがいのある南伊勢町づくりに、ともに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

結びに、新絆プラン策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会委員、協働によるまちづくりワークショップ委員および町議会議員の皆さま、そして、多大なるご尽力、ご指導をいただきましたアドバイザー会議の皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

2019年9月

南伊勢町長　小山　巧

南伊勢町総合計画　新絆プラン　目次

第１編 「新絆プラン」策定の趣旨 1
第１章 「新絆プラン」策定の背景 2
第２章 計画策定にあたっての基本認識 4
第３章 新絆プランの構成と期間 12
第２編 基本構想 15
第１章 まちづくりの基本理念 16
第２章 南伊勢町の 30 年後のめざす姿 17
第３章 南伊勢町Ｖ字回復戦略 19
第４章 南伊勢町の 10 年後のあるべき姿 24
第５章 まちづくりの基本姿勢 25
第６章 役場の基本姿勢 26
第７章 まちづくり５つの目標 27
第８章 まちづくりの政策 28
第３編 戦略計画 33
第１章 最初の１０年のＶ字回復戦略 34
第２章 Ｖ字回復３戦略プロジェクト 47
１ 子育て・常若教育戦略プロジェクト 48
２ 業のイノベーション戦略プロジェクト 76
３ 暮らしやすさ戦略プロジェクト 96
第３章 戦略計画の進め方 126
第４章 まちづくりの５つの目標 128
施策の体系 128
各施策ページの見方 132
まちづくりの目標１ 人とまちがともに新陳代謝できるまち 134
まちづくりの目標２ 自然の恵みを価値に変えて営むまち 168
まちづくりの目標３ 住みよく、暮らしやすいまち 190
まちづくりの目標４ 安全に安心して暮らせるまち 220
まちづくりの目標５ ともに創り、ともに変える行政経営のまち 262
資料編 275
１ 南伊勢町総合計画策定経過 276
２ 南伊勢町総合計画策定体制 280

第１編　「新絆プラン」策定の趣旨

第１章 「新絆プラン」策定の背景

1　前総合計画「絆プラン」の取組み

南伊勢町では、人口減少と少子高齢化の進展や、経済不況の影響による雇用の不安、2011 年３月の東日本大震災発生を受けて安全・安心への新たな備えの必要性が高くなる中、2011 年度を初年度とする南伊勢町総合計画「絆プラン」を策定し、「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」をめざしてまちづくりを進めてきました。

絆プランの下での８年間は、地震・津波災害対策と若者定住対策を町政の最重点課題としてすべての政策が関わる総合政策として取り組んできました。南海トラフ地震・津波災害への備え対策としての緊急避難対応、公共施設の高台移転などの安全対策とともに「南伊勢町地域強靭化計画」の策定、医療・介護の充実のほか、国に先駆けて地域包括ケアシステムの構築を進めるなど高齢化社会での安心対策に取り組みました。また、生活の利便性向上のために、国道 260 号の改良をはじめとする地区内生活道路の整備を行いました。さらに、産業振興と雇用の場づくりとして、新規振興作物栽培、アワビの陸上養殖、観光漁業・農業の創出等の産業振興対策などに取り組み、新しい産業を起こしていく取組みや地域リーダーの育成など、将来に向けた準備を進めています。しかしながら、若者の移住・定住については成果が出るまでには至っておらず、依然として町の最大の課題となっています。

2　地方創生に向けた取組み

2008 年をピークに日本全体が人口減少社会となってきたことから、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として 2014 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、全自治体が「人口ビジョン」と「地方版まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を策定して地方創生に取り組むこととなりました。

南伊勢町では、2016 年３月に、2010 年の国勢調査を基にした、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（以下、「将来推計人口」という。）を基にして 2060 年を見通した「南伊勢町人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）と人口減少の抑制をするための計画として「南伊勢町まち・ひと・しごと創生総合戦略 」（以下、「総合戦略」という。）を策定しました。

総合戦略では、ひとの流れの創出、人口減少・高齢化の克服、新たな魅力の創出の３つの重点戦略を軸とした 13 のプロジェクトを設定し、地方創生に向けた取組みを進めてきました。

しかしながら、その間にも人口減少、少子高齢化は一層厳しい方向となってきており、さらなる取組みが必要となっています。

3　新絆プランに求められること

1960 年をピークに減少し続けてきた南伊勢町の人口は、近年特に著しい減少傾向となっています。2015 年の国勢調査を基にした将来推計人口では、30 年後の 2045 年には人口が約 70%減少し、年少人口比率は約 2.9%、生産年齢人口比率は約 25.9%、高齢人口比率は約 71.2%になると推計されています。これは 2010 年に推計したものと比べると、わずか５年の間にも関わらず大幅に減少したものとなっており、この傾向が今後一層強まることが危惧されます。

これは町にとって最大の危機であり、このまま人口減少と少子高齢化が急激に進行すれば町の活力が失われていくとともに、将来、自力でのまちづくりも困難になるばかりでなく、南伊勢町消滅の危機に瀕

することになるとも言えます。

このことから、将来に向けた人口減少・少子高齢化対策への早急な対応が必要になっています。

対応にあたっては、すでに総合戦略で取組みを始めているところがありますが、新絆プランではまちのめざす姿を明示し、人口ビジョンだけではなく、総合戦略での取組みを新たな視点から見直し、より有効に選択、注力できるよう種々の施策との関係も明らかにして、まちの総力をあげて取り組めるようにしていく必要があります。

現在の絆プランと別の計画として策定されている総合戦略については、新絆プランの中に組み込み、さらに 2020 年から始まる予定の次期５か年の「総合戦略」については新絆プランと一体化した計画として策定していくこととします。

第２章　計画策定にあたっての基本認識

１　人口の推移

南伊勢町の人口は、全国並びに三重県の平均よりも約 50 年早くピークを迎え、下降線を辿っています。さらに、その勢いは加速しており、30 年後の 2045 年の総人口は 3,892 人で 2015 年の国勢調査人口の約 30%になると推計されています。

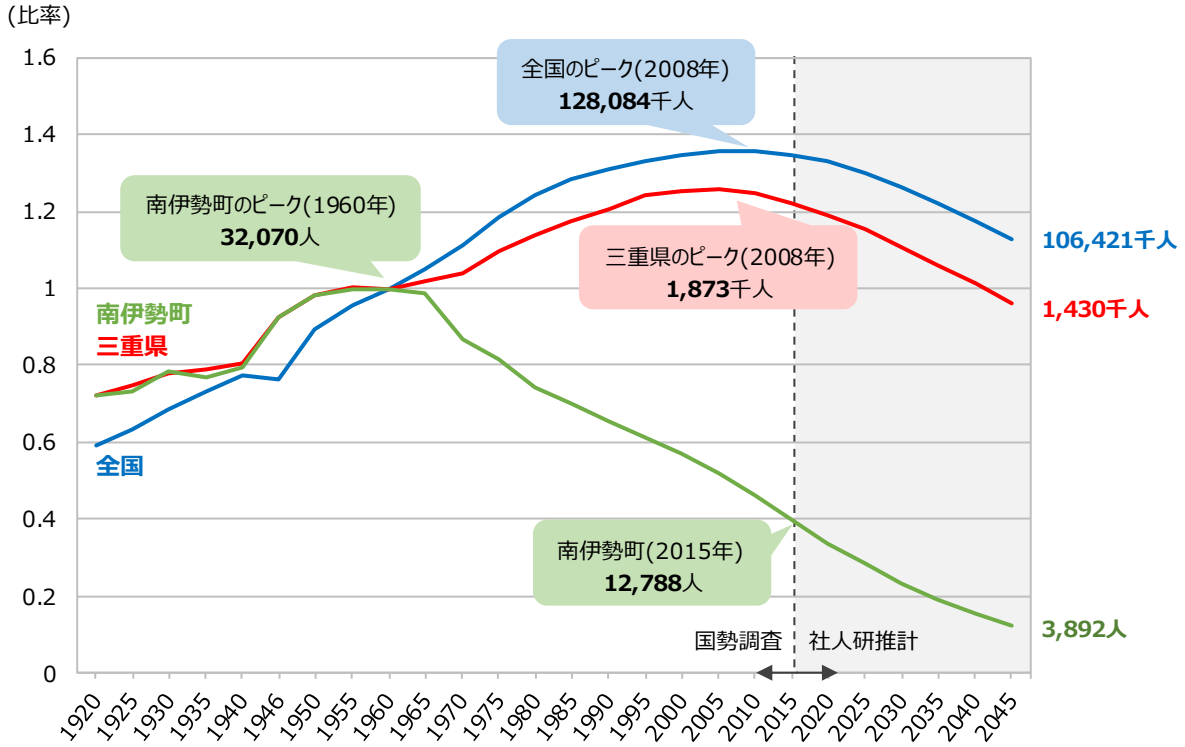

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

図１　全国・三重県・南伊勢町の総人口の推移(1960 年を 1 とする)

2 人口構成

人口減少の加速化と同時に少子高齢化も加速しており、2015 年の国勢調査の結果では、人口における年代別の割合は 0 ～14 歳で 6.7%、15～64 歳で 44.1%、65 歳以上で 49.1%と、総人口の約半数が 65 歳以上の高齢者となっています。さらに、30 年後の推計は 0 ～14 歳が 2.9%、15～64 歳が 25.9%、65 歳以上が 71.2%と総人口の 7 割が高齢者で、さらに少子高齢化が進んでいくという推計結果が示されています。

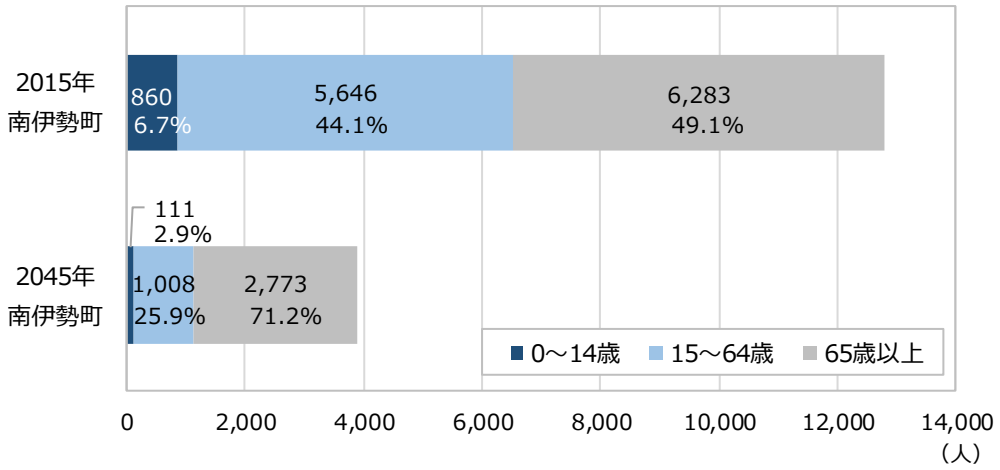

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

図２ 人口構成比と区分別人口

3　人口動態

南伊勢町の人口の推移に影響する人口動態については、転入・転出による社会減と、出生・死亡による自然減の両面で人口が減少しています。

転出については、年齢別移動状況人数は、男女ともに 15～24 歳の間に多く転出しており、県外への転出割合が多いことから進学・就職による転出であると考えられます。次に 25～44 歳の間も転出が多く、県内の転出割合が多いことから就職・結婚で転出していることが考えられます。特に 15～34 歳までの転出数が多く、人生の節目となるタイミングで流出傾向にあります。

転入については、男女ともに20～44 歳の間が多く転入しており、就職、転職などの仕事の都合や親族との同居のための転入となっていますが、転入者数は転出者数と比べ約 30%と低い割合になっています。

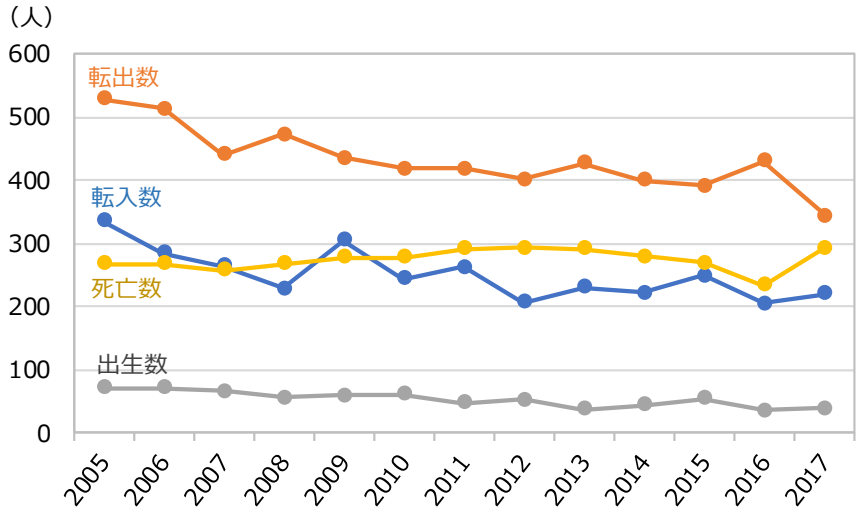

南伊勢町税務住民調べ（住民基本台帳データ）

図３　人口動態

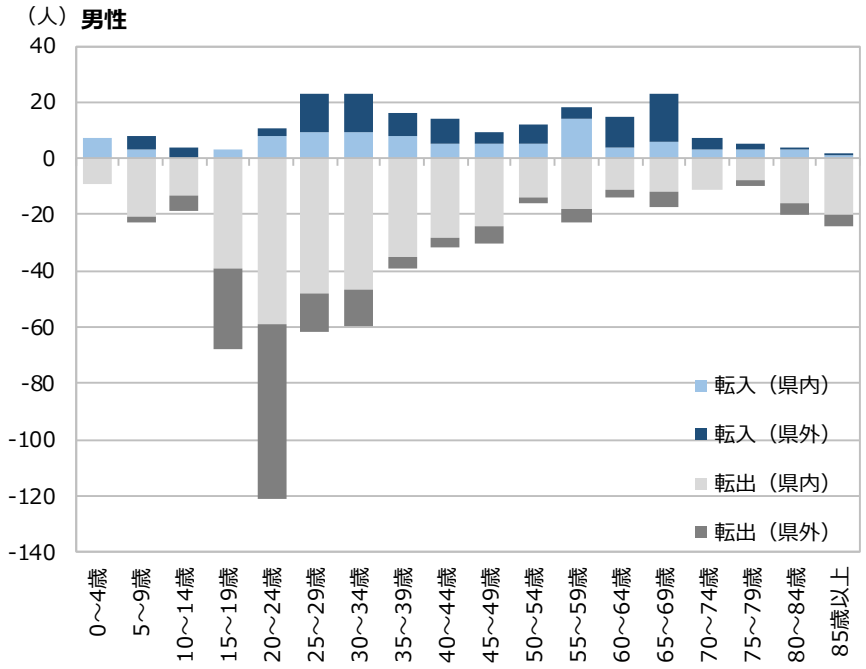

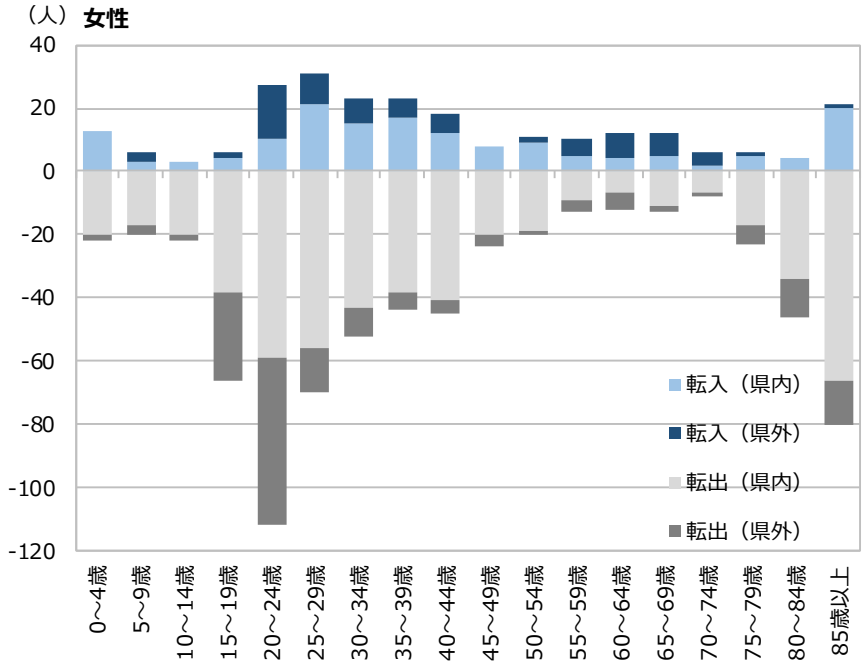

出典：2015 年 国勢調査

図４ 年齢別移動状況人数

4　子育て環境

全国では保育所の定員以上の入所希望があるため、入所待ちが多く預けたくても預けられないという社会現象が起こっているなか、南伊勢町では少子化が急速に進んだこともあって入所定数に余裕があり、すべての保育所で受け入れることができます。

また、保育所へ入所していない子どものための子育て支援としては、地域の子育て支援の拠点として、「子育て支援センター」と「子育てサロン」を設置し、子育て中の親が子どもを連れて気軽に集い交流する中で、子育てに関する不安や悩みを相談できる場を提供し、子育てを下支えしています。

さらに、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちに対し、授業の終了後に適切な生活の場を提供するため「放課後児童クラブ」を設置しており、親が安心して働ける環境をつくっています。

子育て期の医療に関しては、小児科があるのは町立南伊勢病院で診療日は月曜、水曜、金曜日となります。それ以外は近隣市町の小児科のある病院に通院している状況です。

表１　保育所の定員と入所状況

施設名	定員	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	備考
さくら保育園	60	54	54	45	48	
なかよし保育園	80	44	48	56	51	
南海園	45	11	10	–	–	2017 年度に穂原園に統合
穂原園	60	14	21	26	27	
五ヶ所園	90	73	70	72	67	
神原園	30	14	16	12	11	2019 年度に五ヶ所園に統合
宿田曽園	50	12	8	10	6	2019 年度に五ヶ所園に統合
合計	415	222	227	221	210	

南伊勢町子育て・福祉課調べ

5　教育環境

学校教育については、「南伊勢町学力向上委員会」を設置し、町内の小中学校教員が連携、情報交換することにより、お互いの授業内容を改善し児童生徒の学習意欲の向上や学力向上に繋げています。

そして、すべての児童生徒が学べる環境を整備するため、生活・学習面において支援の必要な児童生徒に積極的に関わり、学力の向上や、情緒の安定、怪我や事故防止などの支援をする教育学習支援員や教育活動指導員をきめ細かく配置し、学習、生活のサポートを行っています。また、ふるさと南伊勢に愛着をもち、誇りと希望を持った子どもたちを育てていくため、「ふるさと教育推進委員会」を設置し、地域の人材、教材を生かした漁業・農業体験学習などによるキャリア教育として「ふるさと教育」を行っています。

6 産業構造

南伊勢町の産業は県内他市町と比べ第１次産業を主体とした産業構成がなされており、三重県の第１次産業は三重県総生産額の１％であるのに対し、南伊勢町の第１次産業は南伊勢町総生産額の 33.7%と非常に高い生産額を占めています。

中でも水産業は県内一の水揚げ高を誇り、まき網漁業や養殖漁業をはじめとする各種漁業が営まれています。

農業では、温暖な気候を活かしての柑橘と水稲を中心とした栽培が営まれており、特に柑橘栽培は高品質な温州みかんの生産地として高く評価され、地域の重要な産業となっています。

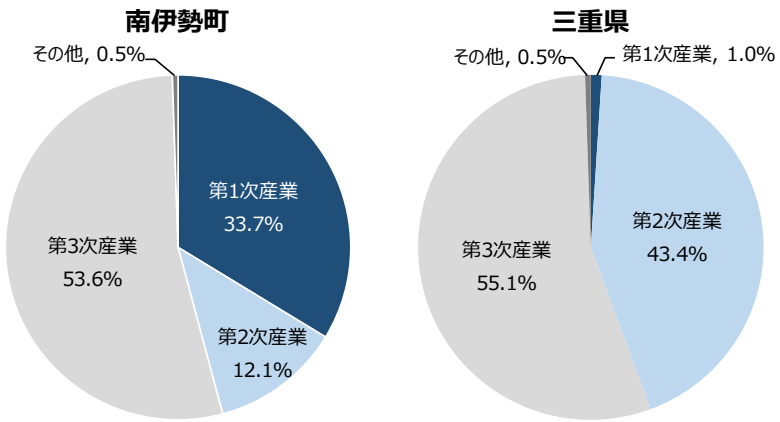

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

出典：２０１５年 三重県産業別市町内総生産

図５ 南伊勢町と三重県市町平均総生産割合の産業別比較

しかしながら、南伊勢町の第１次産業を構成する漁業と農業の従事者数は年々減少しており、1995 年と 2015 年を比べると漁業従事者数は約 34%、農業従事者数は約 45%になっています。また、年齢別に見ても、第１次産業である農林漁業従事者は 60 歳以上の従事者が多く、15～44 歳までの若い世代の従事者が少なく後継者不足となっています。

一方で、町内の第１次産業を取り巻く環境も変化しており、少子高齢化で担い手不足の現状はあるものの、農業に関しては青ネギ、ワインブドウなどの新規振興作物栽培や、漁業に関しては、漁業の体験を取り入れた観光漁業を行う事業者が現れており、新たな産業のかたちを模索し始めている状況です。

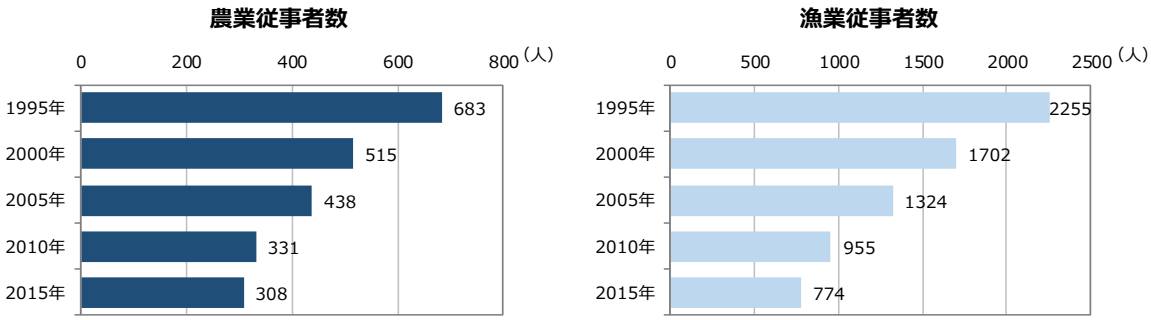

出典：国勢調査

図６ 漁業従事者数･農業従事者数

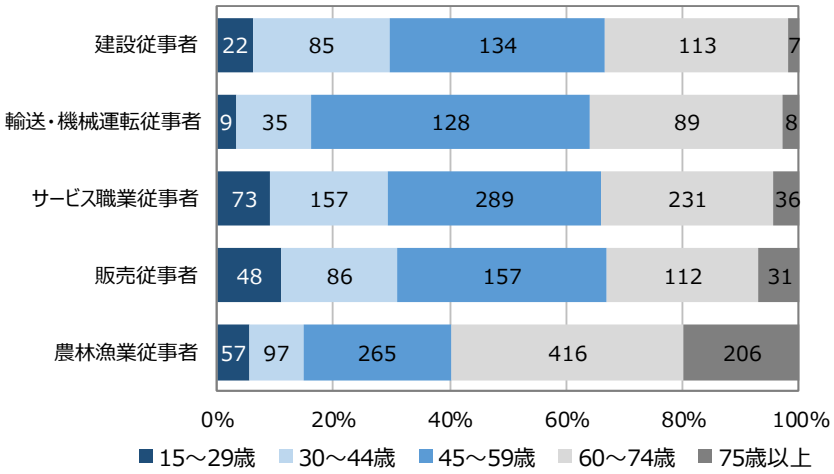

出典：2015 年　国勢調査

図７　南伊勢町の主要産業別従事者年齢比較

7　住まい環境

南伊勢町の総面積は 241.89ｋm^2 あり、そのうち山林が 85.1%を占め、宅地が１.1%、耕地が 2.4%となっています。

海に面した湾奥部の土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕作地が点在する農山村部とに分かれており、38 の区で形成される農山漁村地域です。各区とも生活する人々は顔の見える関係で、昔から助け合い、支え合いながら生活しています。

中でも多くを占める漁村集落は、集落内道路が狭く、車での進入ができない路地が多くある状況です。また、海抜 10m前後の居住地が多く、地震による津波の被害が心配されます。

住まい環境の整備については、上水道整備率　100%ですべての世帯に給水しています。下水道、浄化槽等の生活排水処理整備率は　73.6%と生活排水処理の整備を進めており、年々整備率があがっていますが、まだ全世帯が利用できる状況ではありません。

住居に関しては持ち家率　95.2%となっていますが、町内には民間賃貸住宅がほとんど経営されていない状況です。そのことから、町営住宅が南勢地域で 41 棟 101 戸、南島地域で 13 棟 53 戸の住宅が整備されていますが、南島地域は町営住宅が少なく利用を希望している住民のニーズに応えられていない状況です。

老朽化住宅が多く、建替えを行う際には津波の心配のない高台への建設を進めていく必要があります。

買い物や交通アクセスについては、近隣の伊勢市・志摩市へは自動車で約　15～25ｋｍ圏内にあり、国道　260　号の道路改良によりアクセスしやすくなりました。しかし、徒歩圏内に食料品の小売店舗のない区が多くある中、自動車に乗らない高齢者も多いため、遠くのスーパーに行けない場合は近くで買い物ができるようにＪＡや漁業協同組合、民間業者が移動販売車で集落を回っています。

町内の主な公共交通機関は、町営バスとデマンドバスとなっています。

※定義：新絆プランにおいて、平成の合併前の旧町単位で表示する時は、それぞれ「地域」と表示し、昭和の合併前の旧町村単位で表示する時は、それぞれ「地区」と表示し、現在の　38 の集落を表示する時は、「区」と表示することとします。

8 医療環境

町内の医療機関は７箇所あります。平成 30 年度の人口 10 万人当たりの一般病床数は三重県内 29 市町のうち 15 位ですが、町民が求める医療としては十分と言えず、近隣市町の伊勢赤十字病院や市立伊勢総合病院等に通院する場合が多くあります。

町立南伊勢病院では、１年 365 日 24 時間体制で１次救急医療を行っていますが、救急時には大規模な病院に繋ぐことができるよう、２次救急医療として市立伊勢総合病院、県立志摩病院、３次救急医療として伊勢赤十字病院と連携し医療の充実を図っています。

表２ 医療施設の状況

	内科	小児科	呼吸器内科	胃腸内科	循環器内科	アレルギー科	整形外科	眼科	脳神経内科	外科	皮膚科	泌尿器科	リハビリテーション科	人工透析
町立南伊勢病院	○	○					○		○	○	○		○	
南島メディカルセンター	○						○	○	○			○	○	
関岡クリニック	○		○	○	○	○								
小島医院	○				○		○						○	
宿田曽診療所	○													
南伊勢町立古和浦へき地診療所	○													
南伊勢透析クリニック														○

南伊勢町子育て・福祉課調べ

9 地震・津波対策

南海トラフを震源としたマグニチュード８～９クラスの地震が今後 30 年間に発生する確率は、2018 年２月に当初予測されていた 70%から 80%に引き上げられました。南海トラフを震源とする巨大地震・津波は一瞬にして南伊勢町を壊滅状態とし、町のすべての機能を無に帰させてしまいかねません。

前総合計画「絆プラン」では、策定時期が 2011 年の東日本大震災の発生直後でもあり、『安全で安心して住めるまち』をまちづくり５つの目標の第一優先順位に掲げました。

地震・津波対策は、避難路、１次避難場所、備蓄品等の緊急対策、２次避難所や災害時通信施設等の整備、保育所、特別養護老人ホーム、病院、消防署分署等の高台移転による事前復興準備が進められています。

また、2015 年に「南伊勢町地域強靭化計画」を策定し、南伊勢町地域防災会議でも「南伊勢町地域防災計画」を策定しており、さらに事前復興計画、受援計画を策定していくこととしています。町内 38 区においても、区を単位とする連絡体制整備や避難路、一時避難場所の設定、防災備蓄品の管理と保管、安否確認方法等をまとめた「災害時行動計画書」を策定しています。

これらの計画により、自助、共助、公助の観点から、巨大地震・津波災害から自らの命を守り、速やかに復興・再生を成しとげる備えと対策に対し一定の方向性と基本的な発災前からの対策、発災時対応、罹災後の対応を明確にしました。これからは、計画に基づいた災害対策を一層推進していく段階にあります。

第３章　新絆プランの構成と期間

1　長期を見据えた構想

南伊勢町の将来推計人口では、2010年の国勢調査に基づく推計と2015年の国勢調査に基づく推計の数値を比べると、2015 年の推計値の方が大幅に減少しており、30 年後の 2045 年における町の総人口の減少と少子高齢化が一層深刻化してきています。

このことから、2010 年の国勢調査に基づいて 2016 年に策定した「人口ビジョン」を新絆プランで見直す必要があります。また、2015 年の国勢調査に基づく 2045 年の将来推計人口は、総人口が約70%減少、年齢構成が年少人口比率約 2.9%、生産年齢人口比率約 25.9%、高齢人口比率約 71.2%となっており、町の存続にとって限りなく危機的な状況に向かっていることから、2045 年の南伊勢町の姿を将来に向かって持続可能な町としていくため、基本構想は 30 年の長期的な設定をすることとします。

将来像には、人口、年齢構成とともに、まちのめざす姿を明らかにして、南伊勢町がこれからも持続可能な町として長期的に存続し続けていくための羅針盤とします。

まちのめざす姿を実現していくためには、より厳しい現実を乗り越えていくための長期的な戦略が不可欠となります。30 年を見通しながら、10 年ごとの節目でとらえ、特に、最初の 10 年については、10 年の戦略と 10 年後のあるべき姿を設定します。

決して負けることのできない生き残りをかけた戦いとなります。役場と町民が総力をあげ取り組まなければなりません。それには、町内だけでなく、町外の南伊勢町に関わりのあるすべての主体とも力を合わせて取り組めるよう、基本理念とともに基本姿勢を共有して臨みます。

2　戦略を重視した計画

新絆プランの推進にあたっては、限りある資源を有効活用するために、メリハリをもって迅速果敢に推進していけるようより具体的に計画を示します。この計画は、2016 年に策定した「総合戦略」を見直し、さらに強化していくものであり、着実に実施していけるよう戦略性を重視した「戦略計画」として策定します。

時代は常に変化していきますので、目標達成に向けて進捗を管理するだけではなく、常にまちづくりの目標から施策のあり方、戦略をも見直していけるよう運営していくことが求められます。そこで、計画の推進にあたっては、毎年の予算・事業に反映させるとともに、年度ごとの経営方針のもとで事業を推進、評価するとともに、新たに施策評価を実施して、施策の改善と戦略の提案、見直しにつなげていきます。

3　新絆プランの構成

新絆プランは、「基本構想」と「戦略計画」の２階層で構成します。

「基本構想」は、「基本理念」を掲げ、長期の「30 年後のめざす姿」と「V 字回復戦略（30 年、10 年）」を基に「10 年後のあるべき姿」と「基本姿勢」を示します。

「戦略計画」は、「最初の 10 年のＶ字回復戦略」と「４年の戦略計画」を示し、戦略性を持って実行します。

各年度には、毎年度の予算を「実行計画」として位置づけ、経営方針によって運営し、事業を評価、さらに、施策評価をもとに戦略の効果を検証していきます。

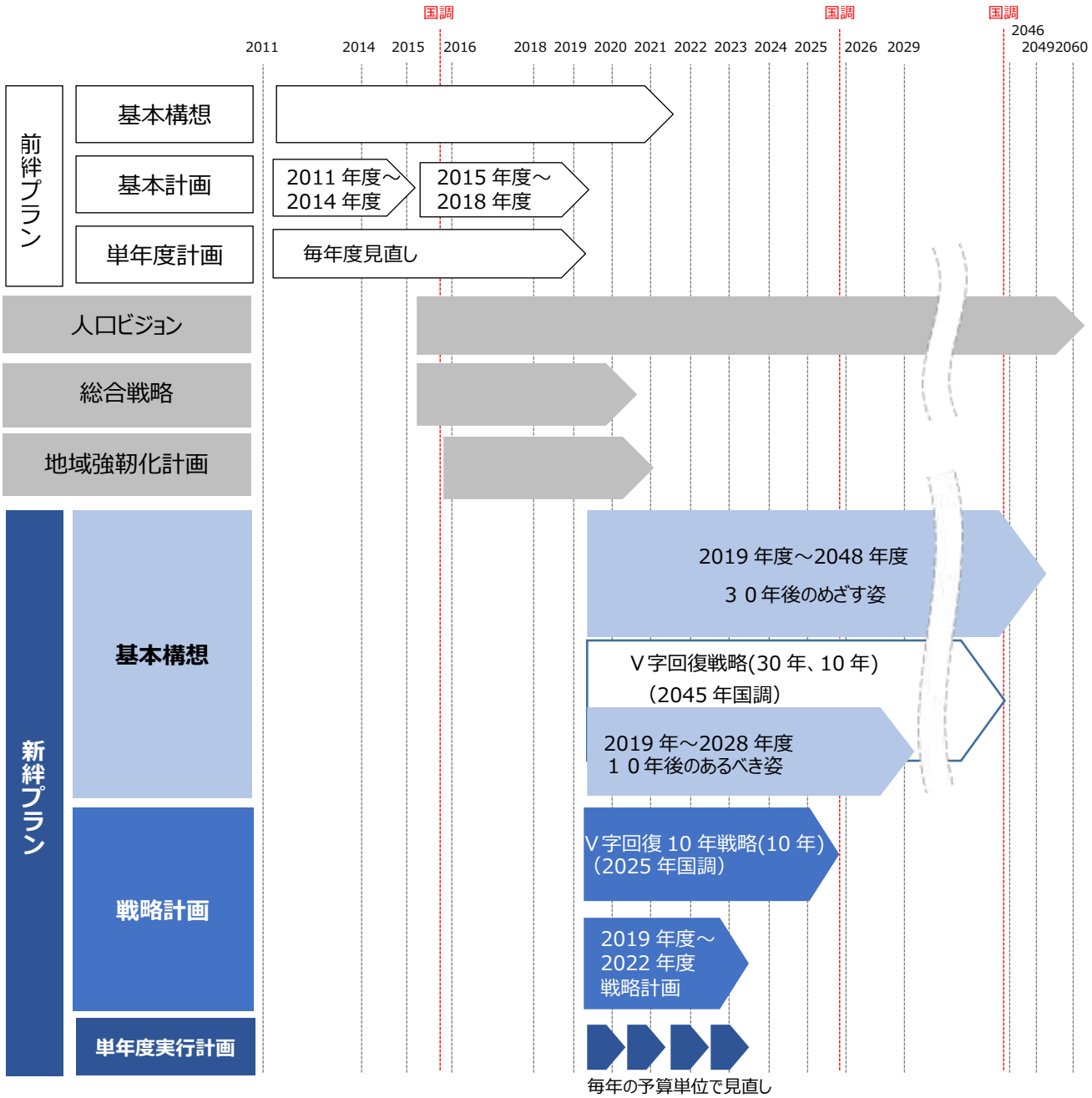

図８　新絆プランの構成図

４　総合計画の位置付けと各分野別計画との関係

行政では、各分野別の計画を策定しています。総合計画としての新絆プランはこれらを総合的かつ計画的に町政全体の指針となるものとして、本町のまちづくりの最上位の計画として位置づけています。ただし、２町合併時に策定された「南伊勢町新町建設計画」は、この基礎となるものとしてとらえ、2015 年に策定した「南伊勢町地域強靭化計画」は、国土強靭化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針であることから、総合計画よりも上位の計画となるものです。

また、2016 年に策定した「南伊勢町過疎地域自立促進計画」については、地域の活性化に向け、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域が自立していくための計画であることから、相互に整合性を図っていく関係にあります。2016 年に策定した「南伊勢町人口ビジョン」並びにこれを基礎データおよび将来展望として策定された「南伊勢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、今後は新絆プランに反映・包含していくこととしました。

その他分野別の個別計画については、法令上の取扱いや計画期間も異なりますが、新絆プランが示すまちのめざす姿や政策の基本的な方向性と整合性を図るべく、今後適宜内容の見直し、更新を行うことによって、総合計画を補完し、分野別の実行性を高める具体的な計画として連携を図っていくこととします。

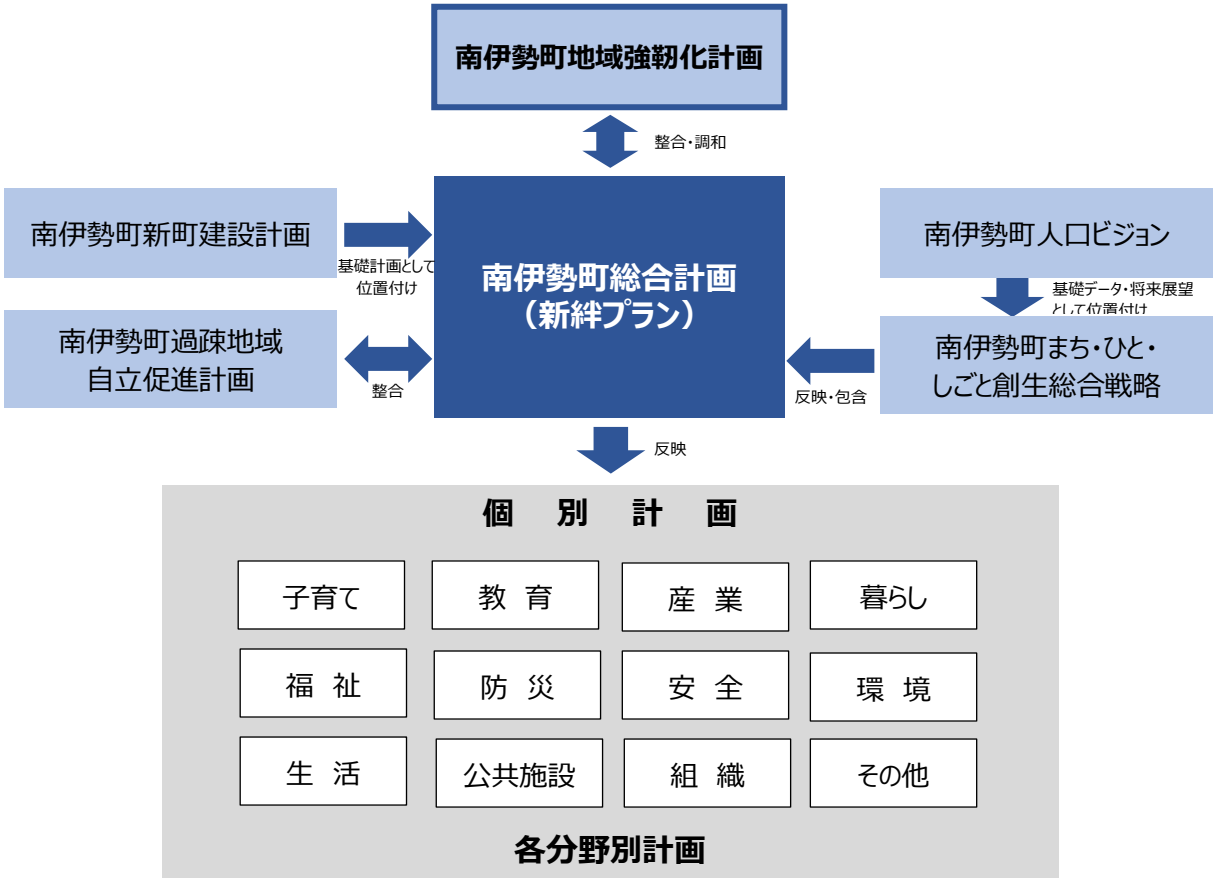

図９　新絆プランの位置付け

第２編　基本構想

第１章　まちづくりの基本理念

町民起点のまちづくり

まちづくりは、誰のために取り組むのでしょうか。
まちづくりは、一人ひとりの町民の幸せのために取り組むのです。

まちづくりは、誰が取り組むのでしょうか。
まちづくりに取り組むのは、一人ひとりの町民です。

ですから、まちづくりの出発点には、
いつも一人ひとりの町民（ほかならぬあなたのことです）がいます。

まちづくりを進めるうえで、いろいろな多くの課題が出てくるでしょう。
それにどのように対処していったらよいのか、
その判断基準はいつも、『町民にとってどうか』ということです。

このように、まちづくりのすべての出発点は「町民」です。

この価値観や考え方は、これからも変わることはありません。

そこで、新しい総合計画を策定するにあたって、

これからのまちづくりの基本理念を、これまでと変わらず

「町民起点のまちづくり」

とします。

第 2 章　南伊勢町の 30 年後のめざす姿

生命力みなぎる常若のまち

新陳代謝による若さの持続

時代は常に変化しています。それに伴い、町も常に変化していくことが求められています。しかし、時代に応じた変化をしそびれると、いつの間にか時代遅れとなり、弱り、衰えていきます。

南伊勢町の人口減少の問題は、単に数が減ることだけが問題というわけではありません。最も深刻な問題は、子どもがいなくなることです。小規模であっても『年齢構成のバランス』がよければ、町は常にいきいきと活力をもち、100 年先も、200 年先も町民はしあわせに暮らし続けていくことができます。

それには、子どもを生み育てる若者世代が町内に住み、いきいきと働きながら、次世代を担う子どもを安心して生み、育てられる町になることや、町民みんなが新しい若者世代を応援しつつ、自らもたとえ老年期になっても常に新陳代謝していくことで、心身の健康を保つ取組みにチャレンジし続けていく必要があります。

町も地域も人々も、常に『新陳代謝』していくことが、若々しさを保つすべとなるのです。

自然の恵みをもとに営む力

南伊勢町には、豊かな海と山、温暖な気候など自然の恵みがあります。特に漁業は、日本屈指の水揚げを誇り、人々の生活を支えてきました。農業も、温暖な気候を活かした品質の良さが強みとなっています。

町民はこれら自然の恵みを糧として、なりわいとし、豊かな自然から多くの恩恵を受け、先人たちから様々な技術を受け継ぎ、それを磨いてきました。

今日では、漁業、農業、林業などもそれぞれに課題を抱え、高齢化が進んで後継者不足に陥っています。今後はより多くの若者世代が担っていけるようにするために、この自然の恵みから新しい業務、職業、事業などの機会を創造し、産業を再生させていくことが、これからの町の営みには欠かせません。

苦難を乗り越える結束力

紀伊半島沿岸東部に位置し、リアス海岸に沿って東西に長い本町にとって、自然はときに厳しく、過酷な苦難を町民にもたらします。地形、天候、風水害、地震など、自然と向きあう中で、町民は、常に寄り添い、助けあい、工夫しながら逞しく地域コミュニティを築いてきました。集落には、それぞれ継承してきた文化や伝統があり、そこで暮らす人々のつながりを強め、今も自主防災組織の結成などに役立っています。

お互いの知恵と力を合わせることが、これから先の町づくりにおいても危機を乗り越える底力となり、町の活力をみなぎらせていくことにつながります。

わたしたちは、将来、町の存続が危機的な状況に陥ることを阻止し、南伊勢町が、いつまでも若々しくみずみずしい、躍動的な町となって 100 年、200 年と存続し、幸せに暮らし続けていける町になることをめざします。

そこで、３０年後のわたしたちのめざすまちの姿を、

「生命力みなぎる常若のまち」

とします。

南伊勢町の３０年後のめざす姿が達成されたまちのイメージ

人口

区分	2015 年国勢調査による 2045 年の将来推計人口	30 年後のめざす姿が 達成されたまちの状態
年少人口	**111 人**	**700 人**
生産年齢人口	1,008 人	3,000 人
高齢者人口	2,773 人	2,800 人
総人口	3,892 人	6,500 人

所得

	2015 年度における 南伊勢町の一人当たり所得	30 年後のめざす姿が 達成されたまちの状態
一人当たり所得	2,106 千円	2045 年度における三重県 の一人当たり所得相当
【参考】 2015 年度における三重県の一人当たり所得　3,556 千円		

第３章　南伊勢町Ｖ字回復戦略

南伊勢町の３０年後のめざす姿を実現するため、

年少人口をＶ字回復させます。

1　Ｖ字回復の必要性

人口減少対策への取組み

南伊勢町は、1960 年をピークに人口が減り続けたことから、1980 年代に入り過疎対策に取り組んできました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の傾向は止まらず、特に近年は急激な減少となってきています。

2005 年の国勢調査を基礎データとした前総合計画絆プランによる若者定住対策、2010 年の国勢調査を基礎データとした総合戦略による地方創生なども進めてきました。これらは一定の事業成果は出ているものの、若者の流出に歯止めをかけるまでには至っていない状況です。

さらに、最新の 2015 年の国勢調査を基にした将来推計人口によると、人口減少、少子高齢化の傾向は一段と厳しくなってきており、町は将来の存続の危機に直面している状況にあります。

30 年後のめざす姿を実現していくためには、従来の取組みをベースにその延長線で進めていても、到底実現困難であることが明らかになってきました。

めざす姿の実現に向けて克服すべき課題と戦略

南伊勢町が、30 年後のめざす姿として掲げる「生命力みなぎる常若のまち」となり、100 年、200 年と持続していくには、まず、約 30 年後には危機的な状況に陥ると推計されている人口構成を改善することが不可欠です。

人口構成を改善し、常に地域が新陳代謝し世代交代できる状態にしていくこと、特に 30 年後に大幅な減少が推計されている年少人口をどう改善していくかが課題でもありカギとなります。

そこで、

「２０４５年の年少人口を７００人にＶ字回復させます。」

を３０年かけて実現する戦略とします。

年少人口推計のシミュレーション

イメージ①は現状のまま年少人口が減り続けた場合、イメージ②と③は年少人口を回復することができた場合ですが、年少人口の回復に成功できたとしても、反転の時期が遅れると 30 年後のめざす姿を達成することができず、イメージ②のようになります。早急に対策を打ち、早い段階で年少人口をＶ字回復させなければ、イメージ③のようなめざす姿は達成できません。

そこで、30 年後に年少人口をＶ字回復させるためには、遅くとも 2015 年の国勢調査から 10 年後の 2025 年を減少し続ける年少人口の底として、反転させていく必要があります。

この年少人口の反転をＶ字回復として位置づけ、めざす姿の達成に向かうことを、この戦略の重要ポイントとして実行していきます。

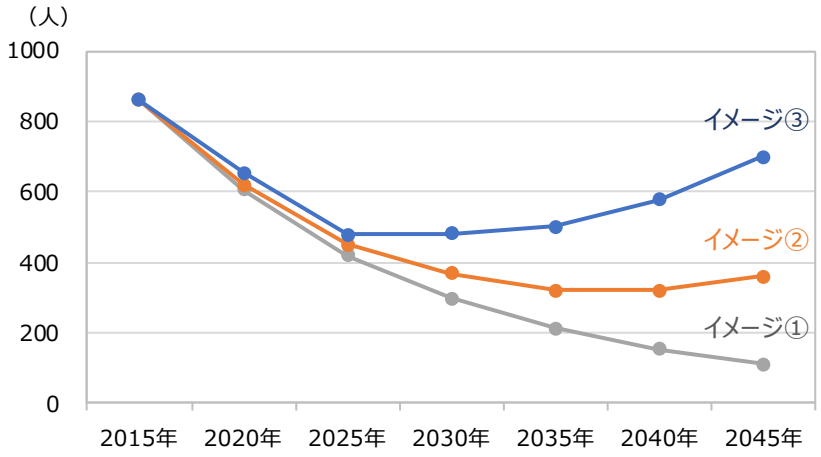

図１　年少人口シミュレーション

２　３０年のＶ字回復戦略

30 年後のめざす姿の実現に向けた町の「Ｖ字回復」は、容易なことではありません。課題を克服するためには 30 年の長い時間の中で、いくつかの節目があることが予想されます。そこで、概ね 10 年ごとの戦略の節目を想定し、最初の 10 年間を反転期、次の 10 年間を克服期、最後の 10 年間を回復期として３つに区分することにします。

（１）反転期の戦略（２０１９年～２０２５年）

年少人口の減少を食い止め、反転に向けて果敢に対策を打っていく期間です。

この期間では少しでも町からの若者の転出を防ぎ、町内外を問わず出産、子育て期にある女性を主たる対象として、子どもを生み、育てることがしやすい暮らしの環境を整えて、即効性のある対策に注力する必要があります。それには、これまで前絆プランや総合戦略の中で取り組んできたものの中で、効果があったものとなかったものを検証し、取捨選択するとともに、新しい発想でより効果的な策を見出し、総力を挙げて取り組みます。

年少人口の減少を食い止め、反転していくには、まちのあり方を根本から見直していく覚悟で臨む必要があります。この町から離れて行った人が戻って来るだけでなく、新しい若い世代の人たちがこの町に魅力を感じ、この町で安心して子どもを生み育て、職に就き、定住して、この町をともに創っていきたいと思

えるまちに再生していく必要があります。

それには、新しい人を受け入れ、新たな暮らしやコミュニティのあり方を創っていくことはもとより、新しい雇用を創り、増やしていけるよう、産業のイノベーションを起こしていくことが重要です。町のいたるところで、新しいチャンスを生み出すイノベーションにチャレンジしていくことが欠かせません。

この期間は、表面的には依然人口は減少し続けますので、町民全体がめざす姿と理念を胸に、互いに信頼しあい、力を合わせて乗り越えていけるよう不屈の精神力と関係づくりを培います。

（２）克服期の戦略（２０２６年～２０３５年）

年少人口が底を打って微増に転じ、反転期の成果が少しずつ出てくる期間です。

新たに町に来た人たちが、安定した収入を得て、家庭を持ったり、子どもを生み育てていくなど、暮らしの充実や発展、活性化につなげていくことが期待されます。年少人口の増加に有効であった施策を見極めて、社会情勢の変化に対応できるよう策を練り直し、対外的な発信や協力関係を活かしてさらに伸ばしていきます。

それとともに、これまで町と無縁であった人の中にも、反転期の取組みを通じて町との関係が出来ていますので、この１０年でさらに勢いをつけ、関係の輪を広げ、機会を最大化していけるよう働きかけます。

（３）回復期の戦略（２０３６年～２０４５年）

年少人口が増加に傾き、当初の子ども世代が親世代となってまちづくりを継承していく期間です。

反転期と克服期の成果を最大限発揮させるべく、今までの成果をもとに、維持と再生の両側から施策を検討し取り組んでいきます。

再生にあたっては、反転期と克服期で経験した策を振り返りつつ、新たな変化をとらえて、常に変わり続けるまちの姿勢を大切に、時代に応じた新しい方向性を導き出していきます。

Ｖ字回復戦略を「みんなでやりきる!」これこそが、30 年後のめざす姿実現のためには必要です。

３　最初の１０年のＶ字回復戦略（反転期戦略）

Ｖ字回復の鍵

Ｖ字回復の鍵は「若者」です。

人口減を食い止め、年少人口を増加させ、人口構成の回復を図るためには、まずは子どもを生む年齢（主に 20 歳～44 歳）の女性がこの町に住み、安心して子どもを生み育てることができる環境、この町で子どもを育てたいと思う環境を創出していくことが肝要です。

ただし、今から 10 年間の戦略であることから、近い将来この年齢に達する層を含め、若者を 15 歳から 44 歳までととらえていきます。

今後の戦略

「総合戦略」においては、平成 27 年度から平成 31 年度の５年間を計画期間として、若者定住と

生涯現役を基本目標に取り組み、ふるさと教育の充実やみなみいせ商会の設立などの成果は出つつあります。

しかしながら、転出を考える若者に対して即効性は弱く、人口減少がさらに深刻化している状況です。

南伊勢町を若者が住みたいと思うまちにしていくためには、

- 子育てがしやすく、子どもや若者への教育に魅力をつくり、結婚や出産の希望を実現する
- 働きたいと感じる魅力のある仕事をつくり、結婚、出産適齢期を迎える若者の生活力を支える
- 子育て期の若者が暮らしやすいハード面の環境整備だけでなく、コミュニティのあり方に魅力を感じられるようにする

革新的な取組みを行っていくことが必要となっています。

（１）子育て・常若教育

これから年少人口を増やしていくためには、まず、若者が増え、結婚し、子どもを生み、健やかに育つ環境を創出していきます。

そのために、町全体でこれまでにない発想で策を生み出し、町民全員で実行し、町を新陳代謝させ、創り直していく必要があります。“常若のまち”に向け、すべての世代において生き方、暮らし方、まちづくりのあり方を時代最適に再考、再構築し、いきいきと過ごしていくための“常若教育プログラム”を実施します。本町には、厳しい自然環境の中で、これまで培ってきた苦難を乗り越える知恵と力があります。今こそその生命力を最大限に発揮するときです。そして、どの世代にも常に新しい要素を取り入れ、再生する力に変えていくことがポイントとなります。

幼児期には、脳と心（IQ と EQ）の素地をつくることが重要であり、小中学校では基礎学力の定着と南伊勢町民が営々と築きつないできた生きる力、南伊勢高校では、地域資源の発掘と地域産業の創出力を養っていきます。

事業者には、世界規模で起こっている社会変化（持続可能な社会の実現など）への適応、AI などの最先端技術の活用によって地域産業を深化させることで、南伊勢町の中に多様な職種の新規雇用が創出できることを示し、南伊勢町の豊かな自然を生かした地域産業による社会変化への適応力を強くすることで、南伊勢町で働く人たちの収入増につながる高付加価値化を図ります。

町民誰もが自らできる社会への参画、貢献のあり方を見出し、心身の健康を保って幸せに過ごせる“健幸”な環境づくりを進めます。

町民一人ひとりがいきいきと自己を新陳代謝させる再生力を持つことが、まちの再生化を効果的に機能させ、まちの新陳代謝を促し“常若のまち”のもとになります。

（２）業のイノベーション

子どもを育てていくためには、親が定職に就き、安定した収入を得ていることが重要です。

産業を支える担い手が高齢化し、就業者数並びに生産額とも下降傾向にある中、後継者を育成し、第１次産業の再生を図るためには、就業者にとって魅力ある第１次産業につくり直す必要があります。

漁業では 2018 年 12 月に漁業法の一部が改正され、養殖・沿岸漁業の発展に関する海面利用制度の見直しがされたことから、新たな主体等の新規参入の可能性が出てきたことや、農業では新規柑橘生産団地造成の見込みによる農地の再編の可能性が出てきたことなどを視野に入れた第１次産業のイノベーションを行うことによって、若者の就業、雇用の増加が期待できます。

また、漁業、農業の繁忙期と閑散期をうまく組み合わせて、１年を通して稼げるような新たな第１次産業の形をプロデュースしていくことや、観光と水産・農林業を組み合わせた新たなビジネスの創出など、従来の第１次産業のやり方にとらわれず、様々な職種の仕事を創出していく必要があります。

他にも、未経験の若者を受け入れられる業のあり方を開発することも急務になっており、ICT を活用した省力化、AI を活用した高付加価値化も期待されるところです。

この町で働きたい、この町だから世界に誇れる仕事ができるなど、他にはない南伊勢町の資源を最大限に活用した魅力のある仕事づくりを行うことにより、収入が安定し、さらに高収入にもつながることになります。

（３）暮らしやすさ

人口流出の原因には、数々の町の不便さも要因となっていることから、不便さを補うコミュニティづくりが必要となります。

それには、結婚や子育てから通勤、通学、通院、買い物等の交通の不便さや大規模災害への備えに至るまで、今後町を支えていく若い世代が、この町で生活していくための新しい集落のあり方、つくり方を考えて、住まい環境をつくり直し、暮らしの再構築をしていくことが大切です。

特に、子育て期においては、安全・安心な住まい環境が必要となり、住居や公園、公共交通の充実などのハード面の環境整備とともに防犯、交通安全などの対策が欠かせません。

また、人々がいきいきと元気に暮らし、ふれあい、ともに学びあうぬくもりのあるコミュニティのあり方が、若者の暮らしやすさを左右することにもなります。

この戦略では、地域、コミュニティが若者にとってどうかということや、高齢者も障がいのある人もない人も元気に暮らし、時代に応じた関わり方を見出していくことでまちの魅力を感じられるようにしていきます。

最初の１０年のＶ字回復戦略

（１）子育て・常若教育	若者定住・移住、結婚、子育て、幼児教育、ふるさと教育、キャリア教育、事業再生教育、地域のリーダー育成、健幸教育
（２）業のイノベーション	地域資源を生かした事業の革新、活力ある水産業、魅力ある農業、新たな価値を創造する仕事、不便を解消する仕事、雇用の創出
（３）暮らしやすさ	住まい環境、買い物・交通等の不便の解消、ダイバーシティ、コミュニティ、元気づくり

第４章　南伊勢町の 10 年後のあるべき姿

若者の希望をみんなで実現できるまち

前絆プランでの取組み成果等

2012 年に策定した「前総合計画絆プラン」では、めざす南伊勢町のすがたとして「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」を掲げ、まちづくりに町民と役場が一体となって取り組みました。

東日本大震災の教訓から、南海トラフ地震・津波災害への備えとしてすべての施策において防災対策を意識し、ハード面ソフト面の両側から防災対策を充実させてきました。

また、まちづくりの基本理念である「町民起点のまちづくり」を基に、まちづくりに積極的に参加する町民が現れてきたことや、若手の個人事業者どうしの交流から、地域おこしの団体に発展したこと、また、女性が集まって女性目線の意見を行政に反映させる取組みなど、それぞれ希望を持って果敢に取り組む風土がめばえて来ました。

南伊勢町の 30 年後のめざす姿を実現するために

しかしながら、若い世代の人口流出に依然として歯止めがかかっていないことから、30 年後のめざす姿を実現するためにＶ字回復戦略に取り組んでいきますが、それには、現在の急激な人口減少、少子化の流れを食い止め、増加に転ずる動きに向けた取組みが緊急の課題になります。

そのため、今からの 10 年間を、30 年のめざす姿を実現するための 10 年間として「10 年後のあるべき姿」を設定し、Ｖ字回復の足掛かりとなる若者が希望を実現し、この町で暮らし、幸せな家庭を築いていける収入を得、結婚し、子育てをしていける環境づくりを、10 年のＶ字回復戦略を重点において取り組んでいきます。

若者の希望を実現するために

今からの約 10 年間は、年少人口は減少していきますが、2025 年を底とし、その後年少人口が増加に転じて約 30 年後の 2045 年にはＶ字回復させる最も重要な反転期となります。

2025 年を反転の年とするためには、以下のような環境を整えていくことが重要です。

- 魅力的な子育て・教育環境
- 収入と働きがいのある仕事環境
- 支えあい、学びあう、住みよく、暮らしやすい生活環境
- 福祉が充実し、災害からも安全で安心な環境

若い世代が希望を持ってこのまちに住み、働き、結婚し、子育てしていくことが出来なければ、30 年後のめざす姿は実現できません。これを成し遂げるには、これからの 10 年が大切であり、役場だけでなく、若者を応援するみんなの力が必要です。

そこで、10 年後のあるべき姿を、

「若者の希望をみんなで実現できるまち」

とします。

第５章　まちづくりの基本姿勢

「前総合計画絆プラン」においては、まちづくりを役場任せにするのではなく、町民と役場が役割分担しながら、連携・協力しあって住みよいまちをつくっていくために、一人ひとりの町民がまちづくりに参画し、ともにまちづくりに取り組むことを大切にしてきました。

町民が自らの手でまちづくりに取り組んでこそ、南伊勢町のめざす姿「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」を実現していけるとの思いから、まちづくりの基本姿勢を「町民が実感できるまちづくり」としてきました。

しかし、これからの 30 年先を見通し、めざす姿の実現に向けて直面する様々な課題に立ち向かっていくためには、従来の役場と町民の関係だけにとどまらず、町民どうしや南伊勢町に関わるすべての主体の力を結集して乗り越えていくことが必要になります。

これからはまさに総力戦であり、総力をあげてまちづくりに取り組んでこそ、Ｖ字回復することができるようになるのです。

そこで、これからのまちづくりの基本姿勢を、

総働のまちづくり

- 町民と役場における総働
- 町内での多様な主体における総働
- 南伊勢町に関わるすべての主体における総働

とします。

総働の取組みのイメージ

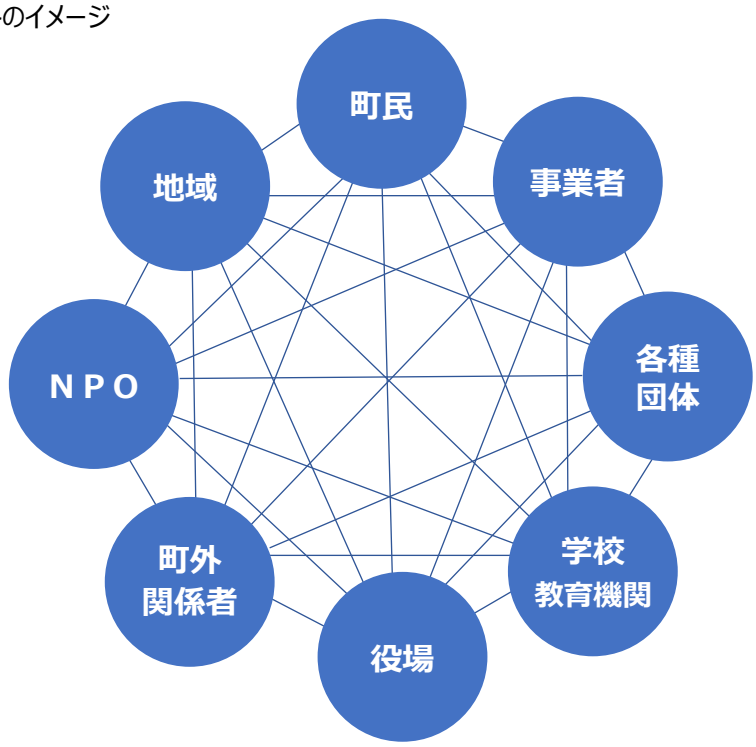

第６章　役場の基本姿勢

まちづくりは、いつも町民とともにあります。

南伊勢町をこれから１００年先、２００年先にも続いていく「生命力みなぎる常若のまち」にしていくために、役場では、「町民起点のまちづくり」の理念のもと、町民目線に立ち、町民とともに考え、ともに取り組むことはもちろんのこと、時代の先を見通して、新しい時代に柔軟に適応できる町を創り出していかなければいけません。

それには、役場と町民が連携・協力し、一体となって取り組むだけでは事足りません。産・官・学・金・労・言（産業界、国や地方自治体、大学や研究機関、金融機関、労働組合、報道機関）など、町内外においてまちづくりに関わりがあるすべての主体とも総働していく必要があります。

また、年少人口のＶ字回復戦略を実現していく最初の１０年においては、これまでの延長線で仕事を進めるのではなく、今までとは違うやり方、今までやったことのないやり方に変える挑戦をして、困難や失敗を乗り越えながら、必ずやり遂げて成功させる意志を持った姿勢で臨むことが大切です。

そのため、役場も時代とともに変わり続けられるよう、次の２つの力を発揮していきます。

ともに未来を創造する力

○外に出向き、時代の流れを先読みして、機会とリスクをとらえます。
○町内外へ発信し、新しいネットワークを築き、コーディネートします。
○時代に応じた新しい町の価値をともに創造していきます。

ともに変える力

○現場に出向き、事実・実態を把握して、町の強み弱みをとらえます。
○過去にとらわれず、失敗を恐れず、改革、革新にチャレンジします。
○「総合計画」の進捗を検証し、一歩先の目線から常に見直し、改善します。

この２つの力が合わさってこそ、めざすまちづくりができます。

これからは、町民や多様な主体と力を合わせ、南伊勢町の未来をともに創り、実現に向けて現実を変えていきます。

そこで、これからの役場の基本姿勢を、

ともに創り、ともに変える役場

とします。

第７章　まちづくり５つの目標

１０年後のあるべき姿「若者の希望をみんなで実現できるまち」を達成するため、次の５つのまちづくり目標を掲げて、町民みんなで総力をあげてまちづくりに取り組みます。

まちづくり目標１　「人とまちがともに新陳代謝できるまち」

若者の流出に歯止めをかけ、Ｕ・Ｉターンを促進していくためには、まちは若さを保ち、若者が希望を持って、結婚し、子どもを生み育て、豊かに暮らせるように変わっていく必要があります。そのため、人とまちがともに新陳代謝できるまちを創ります。

まちづくり目標２　「自然の恵みを価値に変えて営むまち」

南伊勢町は温暖な気候と豊かな海に恵まれ、古来より漁業、農業の第１次産業で豊かに暮らしてきましたが、現在では第１次産業の長期にわたる低迷から町の衰退にも及んできています。

しかしながら、視点を変えれば、南伊勢町の豊かな海山は新たな地域資源ともなります。

南伊勢町の第１次産業を、若者の仕事の場となるよう、時代の流れに応じてイノベートし、豊かさを取り戻していくことによって、南伊勢町を自然の恵みを価値に変えて営むまちにしていきます。

まちづくり目標３　「住みよく、暮らしやすいまち」

町民の誰もが、不便さを感じず元気でいきがいをもって暮らし、生涯現役として活躍できるまちになることが大切です。特に子育て世代の若者が、家族とともに希望を持って暮らせることができるよう、地域で子育て期の若者を応援し、支えあい、学びあう地域の暮らし環境を整えることによって、若者にとって住みよく、暮らしやすいまちを創っていきます。

まちづくり目標４　「安全に安心して暮らせるまち」

近年想定を超える大規模な自然災害が全国各地で発生しています。

南海トラフ地震・津波の脅威にさらされている南伊勢町にとって、台風等も含む自然災害への備えは重要な課題です。また、町全体の高齢化率が 50%に到達しようとしていることから、保健、医療等を含む生活の中の安心対策をソフト面、ハード面ともに充実していくことによって安全に安心して暮らせるまちを創っていきます。

まちづくり目標５　「ともに創り、ともに変える行政経営のまち」

「若者の希望をみんなで実現できるまち」に町民の総力をあげ総働で取り組むには、基本的な方針である「新絆プラン」を着実に実行していくことが大切です。

役場行政組織はすべての政策の実行にあたり、限られた財源の中で日々改善を重ね、革新を生みながら、町民のみなさんとともに、30 年後のめざす姿実現のための 10 年後のあるべき姿「若者の希望をみんなで実現できるまち」を達成していかなければなりません。

それには、時代を先読みし、新しいまちの価値をともに創造し、失敗を恐れないチャレンジを先導的に実践し、ともに変えていく行政経営が必要となります。

第８章　まちづくりの政策

10 年後のあるべき姿「若者の希望をみんなで実現できるまち」を達成するため、５つのまちづくり目標ごとに政策を設定し実行していきます。

まちづくり目標１「人とまちがともに新陳代謝できるまち」

若い人たちが結婚し、安心して子どもを生み育てることができる生活環境や子どもの成長、学力・体力の向上等を学校、家庭、地域で応援していきます。そして、人もまちも若々しさを保ち続けるために、自己を新陳代謝し地域力を高める人材の育成に取り組むとともに、南伊勢町の魅力を内外に発信し、若い人たちが南伊勢町を生活の場として選んでくれるようなまちになるために、次の４つの政策を設定し実行します。

政策１「若者が住みたくなるまちづくり」

若者が住み続けたい、移住したいと思える魅力あるまちを創っていくため、このまちで子育てがしたいと思えるよう、魅力ある子育て環境の整備など子育て支援の充実や若者が事業や就業に新たにチャレンジしていくための環境づくりを行います。また、移住者が安心してこのまちに住めるよう、移住者とまちの人との交流事業など若者定住・移住施策を強力に推進します。

政策２「教育環境を誇れるまちづくり」

若者が安心して暮らし、子育てしていくには、町民が誇れるような教育環境を充実させていくことが大切です。そのため、地域や家庭、学校、関係団体、役場が一丸となって、子どもたちの健全な育成に取り組むとともに、子どもたちがこのまちに住み続けたい、戻ってきたいと思えるよう、ふるさとを愛する心、地域に貢献する心を育てる地域に根ざした学校教育の推進や自ら学ぶ力の育成と学力・体力の向上を図ります。さらに地域の高校を魅力ある高校にするための取組みを進めていきます。

政策３「発信力のあるまちづくり」

多くの若者を呼び込むためには、南伊勢町のまちづくりの取組みや自然、豊かな食材などを、このまちに住むための魅力と感じてもらえるよう、広く町内外へ発信することが必要です。そのため、広報誌やホームページ、フェイスブック、インスタグラムをはじめ、議会広報やテレビ放映、新聞への掲載など、あらゆる媒体を活用し、若者を呼び込むためのまちのプロモーションに取り組んでいきます。

政策４「尊重しあい総働できるまちづくり」

まちや地域、そしてそこに暮らす人々がいきいきと輝き、いつまでも暮らし続けていくためには、南伊勢町に関わるすべての人や多様な主体が総力をあげて町や地域を活力あるものに創りかえていくことが必要です。そのためには、地域の核となるリーダーを養成し、地域で活躍している多様な主体と協働できる仕組みをつくることで、町や地域の結束力の向上、住民が互いに支えあう地域づくりの推進につなげ、多様な人材が活躍する豊かなコミュニティを構築していきます。

まちづくり目標２「自然の恵みを価値に変えて営むまち」

子育て期の若者が、このまちで豊かに暮らしていくための安定した収入を得られる雇用の場、仕事づくりに取り組みます。どこにも負けない豊富な地域資源を最大限活用し、技術、経営ともにイノベートして収益性の高い第１次産業を創出するために、次の政策を設定し実行します。

政策１「地域資源を生かして事業革新できるまち」

南伊勢町は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、第１次産業を中心とした生業を営んできました。しかし、社会情勢の変化により、これまで町を支えてきた農業、水産業の不振から新たな働き場所を求め、多くの町民が町外に流出しています。

若者がこのまちでこれから安心して子どもを生み育てていくためには、充分な収入が得られる仕事づくりが必要となります。そのためには、町の産業を従来のやり方や枠組みにとらわれず、観光、水産業、農林業など異業種を組み合わせた新たな仕事のかたちをつくるなど、南伊勢町の資源を最大限に活用した魅力ある仕事にイノベートしていきます。

南伊勢町で生まれ育った後に町を離れ、町外で経験を積んだ人たちが、自らの力を発揮する場として南伊勢町を選択し、南伊勢町の資源を生かした新たな事業に挑戦するために戻ってくるような環境と仕組みをつくります。

まちづくり目標３「住みよく、暮らしやすいまち」

若い人たちが安全に安心して子育てができる住まい環境を整えます。そして、若い人たちとともに、障がいのある人も高齢になった人も、町民の誰もがいきがいをもっていきいきと元気に暮らせるまちを創るために、次の３つの政策を設定し実行します。

政策１「生活に不便を感じないまちづくり」

人口流出の大きな要因の一つに住環境や交通手段など町の不便さがあげられます。生活を営むうえでの不便さを解消することが、若者が住みよく、暮らしやすいまちづくりを進めるうえにおいては不可欠です。そこで、若者用住宅、町営住宅の整備や住宅取得支援、魅力ある公園づくりを進めるなどの住環境の整備を行うとともに、デマンドバスや各種交通機関等の利便性を向上させるなど、交通手段を充実させていきます。また、交通安全環境の整備や交通安全意識の向上、防犯対策などに取り組んでいきます。

政策２「元気に暮らせるまちづくり」

南伊勢町は、高齢化率が高い町ではありますが、生涯現役で働く元気な高齢者が多い町でもあります。高齢になっても、また障がいがあっても住み慣れた地域や家庭で、その人らしく元気に暮らすことができれば、まちの元気につながります。

しかし、高齢になれば、いつかは病気になったり、介護が必要になったりすることがあります。そのため、町民誰もが必要なときに必要な支援を受けることができる地域包括ケアシステムを進化させていきます。また、高齢者や障がい者の元気づくりや自らの意思で自由に活動することを応援し、町民誰もが安心して生活できるよう地域における見守りなどの支えあい活動を充実させていきます。

政策３「いきがいをもって暮らせるまちづくり」

元気にいきいきと暮らしていくには、いきがいをもつことが大切です。そこで、町民のニーズに応じて生涯にわたって学ぶことのできる機会の提供や、地域における生涯学習の支援に取り組むとともに、元気に暮らせるよう日常的にスポーツや健康維持のための運動などを行える環境をつくっていきます。

また、南伊勢町には優れた芸術や文化があります。老若男女を問わず、町民誰もが気軽に芸術・文化に触れることがでる機会の創出や、文化活動に参加することで、いきがいを感じられる環境づくりに取り組んでいきます。

まちづくり目標４「安全に安心して暮らせるまち」

まちづくり目標１「人とまちが新陳代謝できるまち」、まちづくり目標２「自然の恵みを価値に変えて営むまち」、まちづくり目標３「住みよく、暮らしやすいまち」を実現するための生活基盤を整えます。

地震・津波災害、風水害等にも強靭なまち、健康を保ち安心して生活できるまちになるために、次の３つの政策を設定し実行します。

政策１「暮らしを守る安全なまちづくり」

南伊勢町で住みつづけ、暮らしていくためには、災害に強いまちづくりが求められます。大規模地震・津波に備えたハード整備や地域、住民、役場が協働した危機管理体制の充実を図り災害に備えていきます。さらに、災害時に様々な外部支援を受ける意味からも道路の整備は大切で、災害時の利用も想定し、集落間を結ぶ幹線道路や生活道路の整備を行ってきます。また、近年は地震だけでなく、大規模な風水害も頻繁に発生しており、あらゆる自然災害を想定して、治山、治水、河川、海岸などの整備を行い、災害に強く安全に暮らせるまちをめざします。

政策２「安心して生活できるまちづくり」

南伊勢町に住み、生涯を過ごしていくためには、安心して生活できる環境を整えていく必要があります。そのため、子どもから高齢者まで医療、保健予防、社会保障を受けられるよう、医師不足の解消や町内外の医療機関と連携した日々の医療や災害時の医療体制を整備するとともに、町民誰もが健康で過ごせるよう、子どもの食育や高齢者の健康づくりを充実させ、定期的に健康診断を受けるなど様々な社会保障制度を利用して安心して生活できるまちをめざします。

政策３「生活基盤が整ったまちづくり」

ライフラインなどの生活基盤の整備は町民の生活を下支えするもので、日々の生活を安定させるためには欠かすことができません。上水道の安定供給や下水道・浄化槽の生活排水対策をさらに推進し、安定したライフラインを確保するため、施設の老朽化を見据えた長期的な事業運営を行っていきます。また、南伊勢町の自然環境を守り次世代に受け継いでいくため、公衆衛生の向上を図るとともに、町内で排出されたごみやし尿などを活用しエネルギーとして再利用するなど、南伊勢町に適した循環型社会を創出していきます。

まちづくり目標５「ともに創り、ともに変える行政経営のまち」

新絆プランに掲げたまちの姿、戦略を実現していくための人材の育成、行政経営の仕組み、税財政基盤を整え、運営する中で、時代の流れに応じて改善・革新していく行政経営を行うために、次の政策を設定し実行していきます。

政策１「未来を創造する行政経営」

町民とともに未来に向かってまちづくりをしていくためには、戦略計画を時代の変化に応じて見直しを加えながら着実に達成することが不可欠です。そのため、行政経営システムを再構築して、行政自身が時代に適応し常に改善・革新していけるよう人材の育成と行政運営を行っていきます。また、町民から信頼され、ともにまちを創り、ともに変えていくうえで、健全な財政運営が不可欠であることから、公平・公正で効率的・効果的な財政運営を進めていきます。

政策体系図

南伊勢町の30年後のめざす姿

生命力みなぎる常若のまち

南伊勢町Ｖ字回復戦略（30年）

最初の10年のＶ字回復戦略

子育て・常若教育戦略プロジェクト・業のイノベーション戦略プロジェクト・暮らしやすさ戦略プロジェクト

南伊勢町の１０年後のあるべき姿

若者の希望をみんなで実現できるまち

まちづくり５つの目標

- 目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち
- 目標２　自然の恵みを価値に変えて営むまち
- 目標３　住みよく、暮らしやすいまち
- 目標４　安全に安心して暮らせるまち
- 目標５　ともに創り、ともに変える行政経営のまち

政策

- 政策１　若者が住みたくなるまちづくり
- 政策２　教育環境を誇れるまちづくり
- 政策３　発信力のあるまちづくり
- 政策４　尊重しあい総働できるまちづくり
- 政策１　地域資源を生かして事業革新できるまちづくり
- 政策１　生活に不便を感じないまちづくり
- 政策２　元気に暮らせるまちづくり
- 政策３　いきがいをもって暮らせるまちづくり
- 政策１　暮らしを守る安全なまちづくり
- 政策２　安心して生活できるまちづくり
- 政策３　生活基盤が整ったまちづくり
- 政策１　未来を創造する行政経営

第３編　戦略計画

第１章　最初の１０年のＶ字回復戦略

１　最初の 10 年のＶ字回復戦略目標

(1)最初の 10 年のＶ字回復戦略における年少人口の目標設定

2015 年の国勢調査を基にした将来推計人口では、2025 年の年少人口は 421 人と 10 年間で 439 人減少すると推計されていますが、それをどの程度の減少で押さえていかなければならないのかを、30 年先を見据えてＶ字回復シミュレーションを行なった結果、2025 年における年少人口を 480 人として、Ｖ字の「底」とし、その後増加に転じさせていく必要があります。

そこで、その 30 年後のめざす姿を達成するために、まず、10 年後に達成しなければならない最初の 10 年のＶ字回復戦略によってめざす目標を、

2025 年の年少人口を 480 人とし、
それをまちの年少人口の底にする

こととします。

(2)30 年後のめざす姿が達成されたまちのイメージ

この人口減は、将来において当町の存続が危ぶまれる事態となる危機的状況であり、この危機回避には年少人口が回復し、南伊勢町の人口構成を年少人口、生産年齢人口、高齢人口のバランスのとれたものに変えていくことが必要不可欠となります。

国立社会保障・人口問題研究所による当町の将来推計人口は減少の一途を辿り、2045 年には 2015 年と比べ、総人口は 8,896 人減の 3,892 人、年少人口は 749 人減の 111 人、生産年齢人口は 4,637 人減の 1,008 人になると推計されています。

そのため、30 年の長期を見据えた構想の下、戦略を重視した計画を策定したところです。南伊勢町総合計画「新絆プラン」では、30 年後のめざす姿「生命力みなぎる常若のまち」を掲げ、その実現のために南伊勢町Ｖ字回復戦略を立て、「2045 年の年少人口を 700 人に回復させる」こととしています。

30 年後の年少人口をＶ字回復させていくためには、まず親となる世代の女性の町外への転出を減らし、町外からの UI ターンで町内への転入を増やすことにより、その年代の女性の人口を増加させることが必要であり、それとともに、その年代の未婚率を下げ、出生率を上げることが必要となります。

そこで、前提条件として、南伊勢町の将来推計人口、女性の未婚率の推移、有配偶出生率、人口流出率、移住者数の推移を用いてシミュレーションし、その結果における南伊勢町の 30 年後のめざす姿が達成されたまちの状態を

（南伊勢町の３０年後のめざす姿が達成されたまちのイメージ）

区分	人口
年少人口	700 人
生産年齢人口	3,000 人
高齢者人口	2,800 人
総人口	6,500 人

とイメージしています。

(3)最初の１０年のＶ字回復戦略（反転期戦略）

このようなまちの状態になるには、転出を減らし転入を増やすことにより、親となる世代の女性の数を増やし、出生率を向上させ、未婚率を改善することが重要となります。

そのことから、最初の１０年のＶ字回復戦略（反転期戦略）においては、まずは、親となる世代の女性がこの町に住み、安心して子どもを生むことができ、この町で子どもを育てたいと思う環境を創出していくことが大切であることから、そのために必要な戦略を、①子育て・常若教育、②業のイノベーション、③くらしやすさとし、３つの戦略プロジェクトを実行していくこととします。

また、反転期戦略の期間は、年少人口が減少していくことを食い止めることに即効性のある取組みを選択して行うとともに、年少人口が２０２５年以降増加に転じていくようになるための２０年後、３０年後を見据えた様々な新たな取組みの準備を進めていく期間でもあります。

そのため、この最初の１０年間においては、いろいろな取組みに挑戦しつつも、年少人口は減少し続けることが予想されます。

(4)10 年後、30 年後の人口構成比較

10 年後の 2025 年における将来推計人口と 10 年後のあるべき姿が達成された状態との人口構成の比較、および 30 年後の 2045 年における将来推計人口と 30 年後のめざす姿が達成された状態との人口構成を比較したものが次の図です。

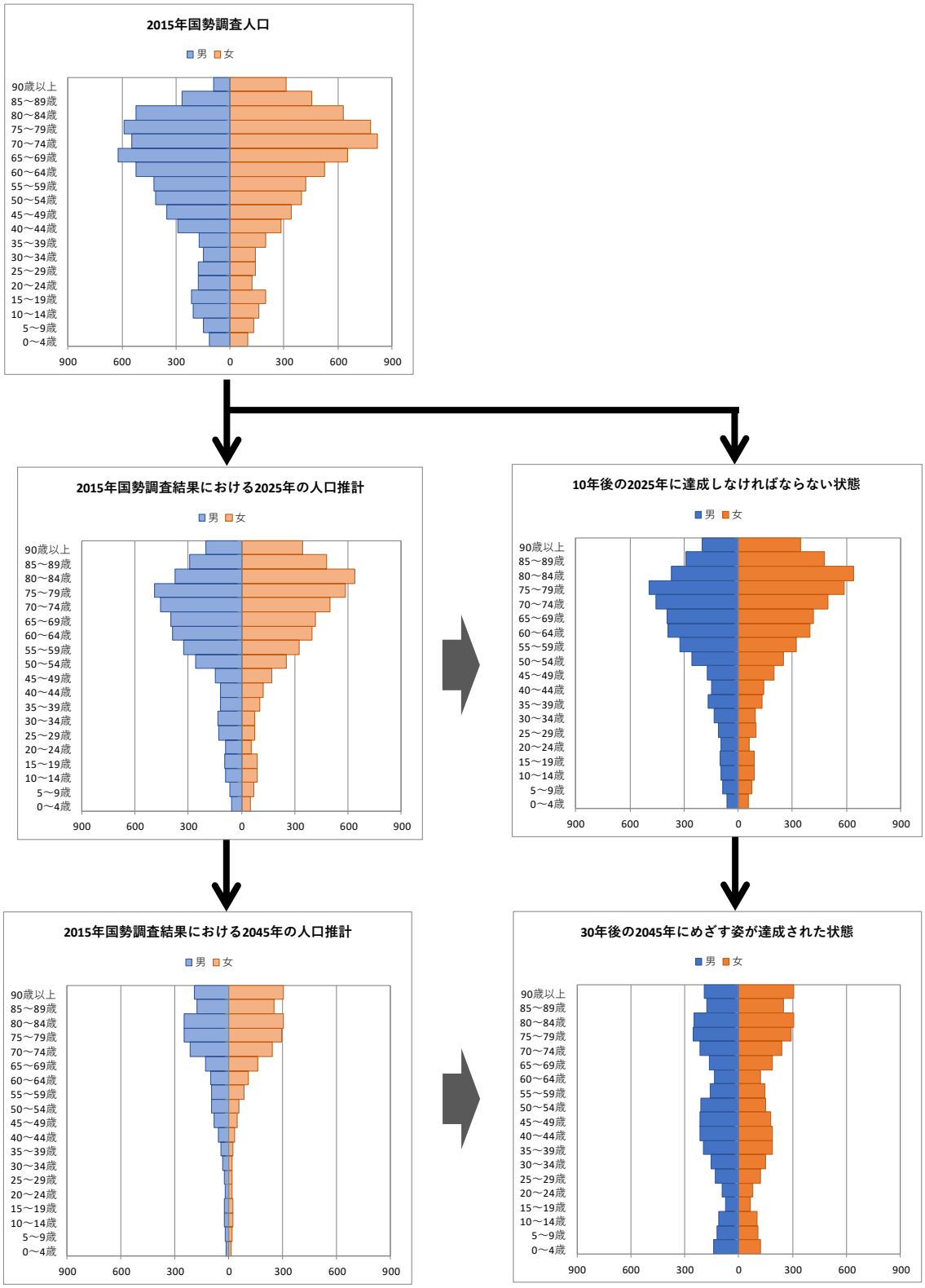

図１　10 年後の将来推計人口と 10 年後のあるべき姿が達成された状態との人口構成比較
および 30 年後の将来推計人口と 30 年後のめざす姿が達成された状態との人口構成比較

2　Ｖ字回復シミュレーションの前提

年少人口がＶ字回復するシミュレーションを行うために、年少人口の増加に影響する結婚者数、出生率、人の移動などのデータを整理しました。

年少人口を増加させていくには、まず、生まれる子どもの人数を増加させていかなければならず、出生数を増やすためには出産適齢期である 20 歳～44 歳の女性の転出と転入の状況を踏まえた人口および出産適齢期の女性の婚姻の状況が重要になってきます。そこで、親となる世代の女性の未婚率と出生率に着目し、子どもの出生数を算出しました。

次に、女性が出産する子どもの数に加え、社会増減である人口の移動による年少人口への影響が考えられるため、年少人口の転出と転入の状況を踏まえ、Ｖ字回復シミュレーションを行いました。
Ｖ字回復シミュレーションを行う上での前提条件は、次のとおりです。

(1)20 歳～44 歳の女性の総数

当町の 2015 年の国勢調査を基にした将来推計人口においては、20 歳～44 歳の女性の人口は減少し続け、2025 年には 470 人と対 2015 年比 454 人減になると推計されています。

表１　国立社会保障・人口問題研究所による南伊勢町の将来推計人口

	2015 年			2025 年			2045 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	12,788	5,974	6,814	9,060	4,232	4,828	3,892	1,852	2,040
0 歳～4 歳	215	114	101	105	54	51	28	14	14
5 歳～9 歳	281	147	134	136	68	68	36	18	18
10 歳～14 歳	364	202	162	180	92	88	47	23	24
15 歳～19 歳	413	214	199	186	97	89	46	23	23
20 歳～24 歳	297	174	123	149	92	57	36	20	16
25 歳～29 歳	315	175	140	205	130	75	44	27	17
30 歳～34 歳	289	149	140	206	133	73	52	33	19
35 歳～39 歳	370	171	199	226	121	105	67	42	25
40 歳～44 歳	571	289	282	241	121	120	89	59	30
45 歳～49 歳	690	351	339	318	149	169	128	80	48
50 歳～54 歳	809	412	397	510	257	253	154	97	57
55 歳～59 歳	845	423	422	647	324	323	183	98	85
60 歳～64 歳	1,046	522	524	783	387	396	209	102	107
65 歳～69 歳	1,275	621	654	813	396	417	291	131	160
70 歳～74 歳	1,366	545	821	953	456	497	459	217	242
75 歳～79 歳	1,370	588	782	1,079	492	587	545	251	294
80 歳～84 歳	1,150	520	630	1,011	372	639	555	249	306
85 歳～89 歳	719	265	454	767	290	477	426	176	250
90 歳以上	403	92	311	545	201	344	497	192	305
(再掲) 0 歳～14 歳	860	463	397	421	214	207	111	55	56
(再掲) 15 歳～64 歳	5,645	2,880	2,765	3,471	1,811	1,660	1,008	581	427
(再掲)【うち 20 歳～44 歳】	1,842	958	884	1,027	597	430	288	181	107
(再掲) 65 歳以上	6,283	2,631	3,652	5,168	2,207	2,961	2,773	1,216	1,557

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口

(2)20 歳～44 歳女性の転出者数

直近５年間（2014 年～2018 年）の転出者数は、20 歳～44 歳の親となる世代においては、５年間の総数で 1,077 人、年間平均で約 215 人となっており、そのうち女性の転出者は、５年間の総数で 561 人、年間平均で約 112 人となっています。転出者数は減少の傾向にありますが、その年代の総人口に対する転出者の割合（転出率＝転出者／総人口）は、横ばい傾向にあります。

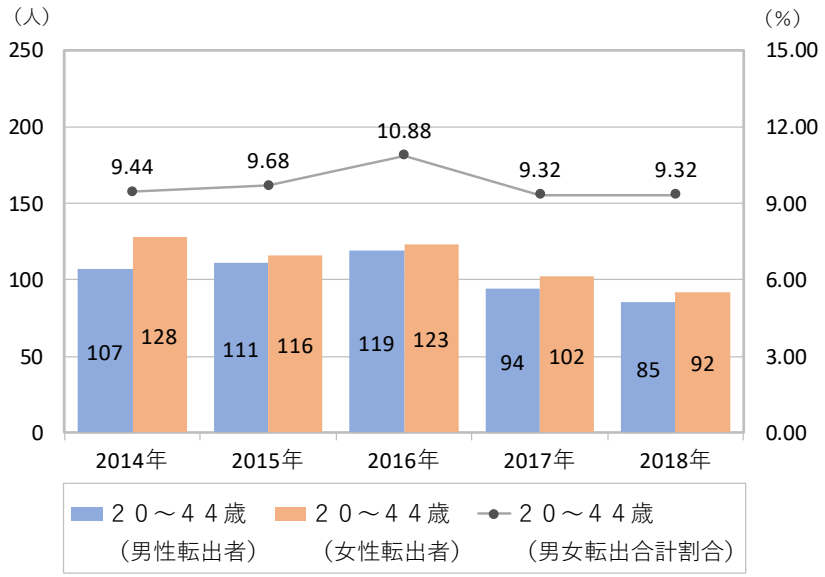

出典：住民基本台帳データ

図２　２０歳～４４歳転出者･転出割合

(3)20 歳～44 歳女性の転入者数

また、直近５年間（2014 年～2018 年）の転入者数は、20 歳～44 歳の親となる世代においては、５年間の総数で 570 人、年間平均で約 114 人となっており、そのうち女性の転入者は、５年間の総数で 308 人、年間平均で約 62 人となっています。

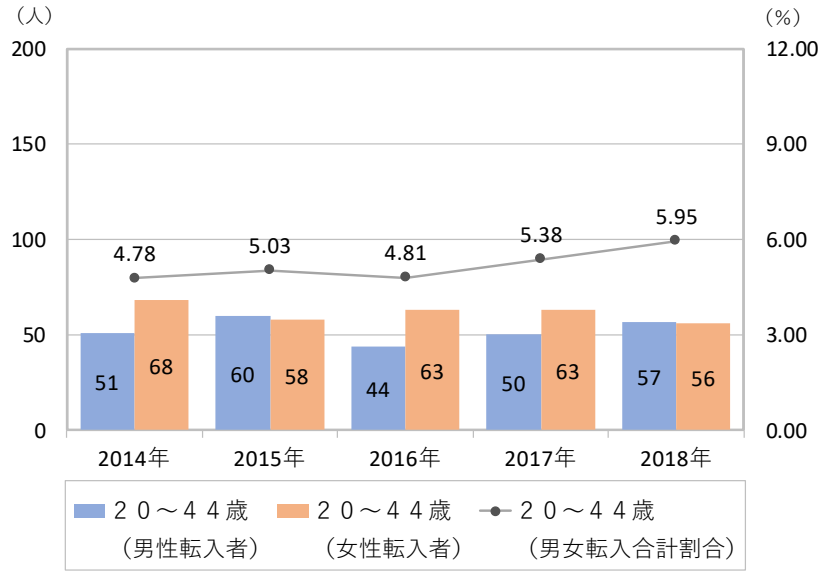

出典：住民基本台帳データ

図３　２０歳～４４歳の転入者数･転入割合

20 歳～44 歳の親となる世代の直近５年間における年間平均の転出者数は約 215 人で、転入者数は約 114 人となっており、転出者数が転入者数を約 100 人上回っています。

(4)婚姻率

年少人口の増加には未婚率の改善はかかせません。そこで、厚生労働省が提起する合計特殊出生率による人口シミュレーションの前に国勢調査における過去のデータより当町の女性の未婚率の推移を検証したところ、1990 年では 30 代前半までに結婚する方が多かったものが、2015 年では 40 代前半までに結婚する方が多くなってきています。この 25 年間で、20 歳～44 歳までの未婚率はすべての年代において著しく高くなっています。

表２　女性の未婚率の推移

年齢	国勢調査 1990 年	国勢調査 1995 年	国勢調査 2000 年	国勢調査 2005 年	国勢調査 2010 年	国勢調査 2015 年
20 歳～24 歳	77.81%	77.03%	84.50%	86.84%	85.71%	91.06%
25 歳～29 歳	31.72%	41.02%	44.80%	61.23%	52.27%	57.14%
30 歳～34 歳	8.96%	13.46%	23.10%	28.61%	39.91%	41.43%
35 歳～39 歳	4.58%	5.59%	9.85%	14.13%	23.05%	32.66%
40 歳～44 歳	2.81%	5.09%	5.32%	10.00%	15.03%	18.09%
20 歳～44 歳	20.17%	23.15%	25.94%	34.00%	37.14%	41.40%

出典：国勢調査

(5)出生率

将来推計人口および未婚率の推移に加え、その年の有配偶女性人口における出生数の割合である有配偶出生率を 20 歳～44 歳の女性の人口とその年代の女性の出生数により積算したところ、20 歳～44 歳の女性の有配偶出生率は、2005 年から徐々に増加しており、2015 年の国勢調査では、8.9%となっています。

表３　有配偶出生率（20 歳～44 歳女性）の推移

	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
有配偶出生率（20 歳～24 歳女性）	8.0%	6.4%	7.0%	8.9%

出典：国勢調査を基に役場まちづくり推進課にて調べ

(6)年少者の転出者数

０歳～14 歳の年少者の転出者数においては、直近５年間の総数で 188 人、年間平均で約 38 人となっており、転出者数については減少の傾向にあり、その年代の総人口に対する転出者の割合（転出率＝転出者／総人口）についても、年々減少の傾向にあります。

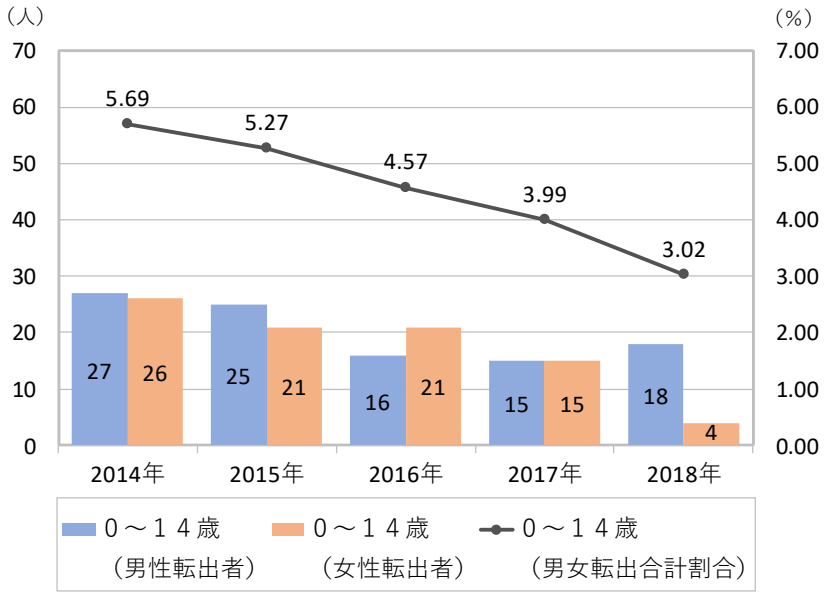

出典：住民基本台帳データ

図４　０歳～１４歳までの転出者数･転出割合

(7)年少者の転入者数

０歳～14 歳の年少者の転入者においては、直近５年間の総数で 141 人、年間平均で約 28 人となっており、流出人口数をカバーするには至りませんが、少なからず年少の転入者もいます。

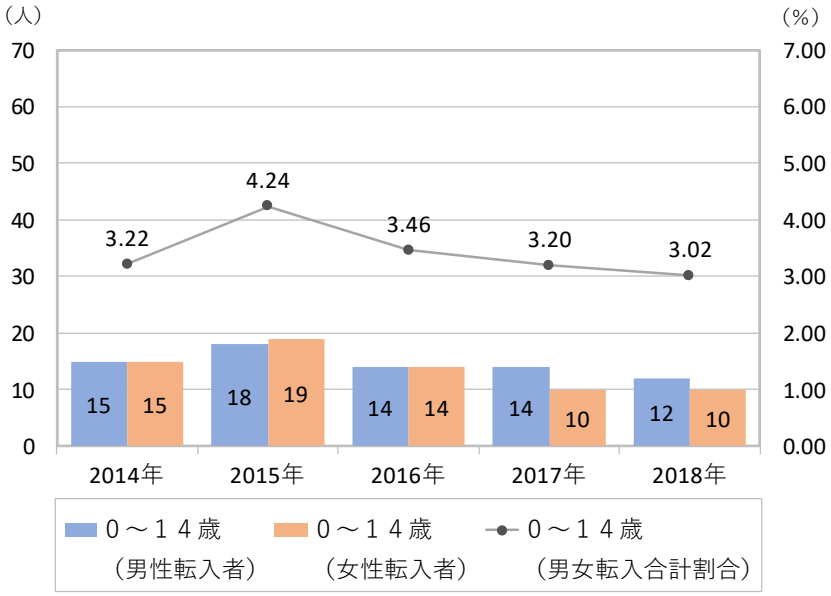

出典：住民基本台帳データ

図５　０歳～１４歳の転入者数･転入割合

０歳～14 歳の年少者の直近５年間における年間平均の転出者数は約 38 人で、転入者は約 28 人となっており、転出者数が転入者数を約 10 人上回っています。

(8)制度を活用した移住者数

そして、直近５年間の地域おこし協力隊や空き家バンク等の移住定住促進施策の制度を活用して移住して来られた方は 77 人となっており、生産年齢人口は 51 人（年間に約 10 人）、年少人口は 13 人（年間に約３人）となっています。

表４　直近５年間の町の移住定住施策を活用して南伊勢町に移住した人数の推移

対象年度	年少人口	生産年齢人口			高齢者人口	移住者人口合計
		15 歳～19 歳	20 歳～44 歳	45 歳～64 歳		
2014 年度	0	0	6	1	1	8
2015 年度	3	0	5	1	2	１１
2016 年度	4	0	7	2	2	１５
2017 年度	1	0	4	6	7	１８
2018 年度	5	0	１４	5	1	２５
移住者合計	１３	0	３６	１５	１３	７７

南伊勢町まちづくり推進課調べ

これらの 20 歳～44 歳の親となる世代の女性数および転出・転入数、未婚率、出生率と、０歳～14 歳の年少者の転出・転入数、制度を活用した移住者数を「年少人口を増加させるＶ字回復シミュレーションの前提条件」と位置づけ、未婚率の改善、出生率の向上、人口流出の緩和、移住者数の増加に係る各施策、事業を展開することによる今後 30 年間での年少人口のＶ字回復に関するシミュレーションを行いました。

３　Ｖ字回復シミュレーション

南伊勢町Ｖ字回復戦略の目標値である年少人口を 700 人にするためには、親となる世代である 20 歳～44 歳の女性の転出者の減少、転入者の増加をどれだけ進めることが必要か、未婚率の改善、出生率の向上をどれほどにしていく必要があるのかに重点をおきシミュレーションを行いました。

シミュレーション計算式①

「出生数」＝
（「20 歳～44 歳女性の総数」－「同年代女性の転出者数」＋「同年代女性の転入者数」）
×「20 歳～44 歳女性の婚姻率」×「20 歳～44 歳女性の有配偶出生率」

シミュレーション計算式②

「当年度年少人口総数」＝
「前年度年少人口総数」＋「出生数」－「年少者の転出者数」
＋「年少者の転入者数」－「当年度１５歳到達者数」

シミュレーションの結果では、2015 年の国勢調査結果における 2025 年の将来推計人口の年少人口 421 人を 480 人まで増加させることが必要になります。そのことは、2019 年から 2025 年までの 7 年間で将来推計人口から 59 人増加させることとなり、１年間に換算すると、推計比で約９人ずつ増加させていく必要があります。

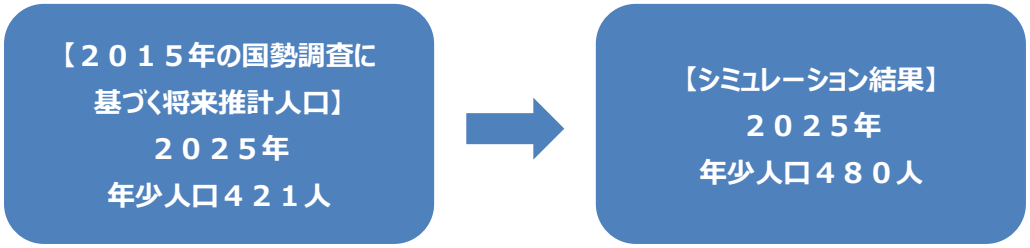

2015 年の国勢調査に基づく将来推計人口における年少人口の数字は年々減少し続けていますが、将来推計人口は現状の人の移動などを考慮したうえで、将来の人口が算出されており、推計の中には、出生、死亡、転出、転入の人数も含まれています。今回のシミュレーション結果において、年少人口を１年間に推計比で約９人増加させていくということは、その将来推計人口における出生、死亡、転出、転入による人数に上乗せして増やしていかなければならいものとなっています。

現在の将来推計人口から 2025 年までに、年少人口を１年間に推計比で約９人増加させるには、20 歳～44 歳の女性の転出者の減少、転入者の増加、未婚率の改善、出生率の向上および０歳～14 歳の年少者の転出者の減少、転入者の増加のすべてを改善する必要があります。

(1)出生による年少人口の増加

親になる世代である女性の数の増加、未婚率の改善、出生率の向上などにより、出生による年少人口を１年間に推計比で６人増加させます。

そのため、

①移住・定住施策による転出の抑制、転入の増加により、20 歳～44 歳の女性の人口を将来の推計に対して増加させていく必要があります。それには、20 歳～44 歳の女性の転出者数を直近５年間（2014 年～2018 年）における年間平均である 112 人から３～4 人減少させ、約 108 人にしていくこととともに、転入者数を直近 5 年間における年間平均である 62 人から５人増加させ、約 67 人にしていく必要があります。

②町内の結婚適齢期である未婚女性の出会いの場の創出や結婚への意識向上への支援を行うことで、未婚率を 2025 年までに、2015 年の 41.40%から 39.40%まで改善させていく必要があります。

③出産の支援や子育て環境の充実を行なうことで、女性が生む子どもの人数を増加させ、有配偶出生率を 2025 年までに、2015 年の 8.9%から 11.2%まで向上させていく必要があります。

表５　２０歳～４４歳の年代の人口を定住により減少を抑える人数

年度	２０歳～４４歳の年代の人口を推計よりも定住により減少を抑える人数
2019～2020	毎年６人（うち女性３人）
2021～2025	毎年８人（うち女性４人）

表６　２０歳～４４歳の年代の人口を移住により増加させる人数

年度	２０歳～４４歳の年代の人口を推計よりも移住により増加させる人数
2019～2020	毎年 10 人（うち女性５人）
2021～2025	毎年 10 人（うち女性５人）

表７　２０歳～４４歳の女性の未婚率

年度	２０歳～４４歳の女性の未婚率
2015	41.40%
2020	40.90%
2025	39.40%

表８　有配偶出生率

年度	２０歳～４４歳の女性の有配偶出生率
2015	8.9%
2020	7.9%
2025	11.2%

2015 年の国勢調査を基にした 2025 年の将来推計人口における０歳～９歳の人数が 241 人であり、2018 年の住民基本台帳における０歳～14 歳の転入者と転出者の数が同じであることから、この 241 人を 10 年間での出生数ととらえ、2025 年までの将来推計人口の年間平均の出生数を約 24 人と想定し、その数値に６人増加させ、年間の出生数を約 30 人としていく必要があります。

表９　出生による年少人口の増加シミュレーション

年度	出生による年少人口を推計よりも増加させる人数
2019～2020	毎年６人
2021～2025	毎年６人

(2)転入による年少人口の増加

社会増減として、子育て・教育の充実、仕事づくりやくらしやすさに関する取組みを行うことで、子育て中の家族が、南伊勢町に魅力を感じて転入することで、転入による年少人口を１年間に推計比で３人増加させます。

これには、０歳～14 歳の転入者数を直近５年間（2014 年～2018 年）における年間平均の 28 人から３人増加させ、約 31 人としていく必要があります。

表 10　転入による年少人口の増加シミュレーション

年度	転入による年少人口を推計よりも増加させる人数
2019～2020	毎年３人
2021～2025	毎年３人

20 歳～44 歳の女性の転出者の減少、転入者の増加、未婚率の改善、出生率の向上および０歳～14 歳の年少者の転出者の減少、転入者の増加のための施策、取組み等により、年少人口を１年間に推計比で約９人増加させ、2025 年の年少人口 480 人の達成につなげていきます。

参考　Ｖ字回復シミュレーション結果

表 11　Ｖ字回復シミュレーション結果

	2015 年　国勢調査			2025 年　将来推計人口			2025 年　シミュレーション		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	12,788	5,974	6,814	9,060	4,232	4,828	9,327	4,371	4,956
0 歳～4 歳	215	114	101	105	54	51	123	64	59
5 歳～9 歳	281	147	134	136	68	68	165	88	77
10 歳～14 歳	364	202	162	180	92	88	192	99	93
15 歳～19 歳	413	214	199	186	97	89	197	105	92
20 歳～24 歳	297	174	123	149	92	57	171	100	71
25 歳～29 歳	315	175	140	205	130	75	236	135	101
30 歳～34 歳	289	149	140	206	133	73	252	157	95
35 歳～39 歳	370	171	199	226	121	105	279	155	124
40 歳～44 歳	571	289	282	241	121	120	256	132	124
45 歳～49 歳	690	351	339	318	149	169	348	161	187
50 歳～54 歳	809	412	397	510	257	253	510	257	253
55 歳～59 歳	845	423	422	647	324	323	647	324	323
60 歳～64 歳	1,046	522	524	783	387	396	783	387	396
65 歳～69 歳	1,275	621	654	813	396	417	813	396	417
70 歳～74 歳	1,366	545	821	953	456	497	953	456	497
75 歳～79 歳	1,370	588	782	1,079	492	587	1.079	492	587
80 歳～84 歳	1,150	520	630	1,011	372	639	1.011	372	639
85 歳～89 歳	719	265	454	767	290	477	767	290	477
90 歳以上	403	92	311	545	201	344	545	201	344
(再掲) 0 歳～14 歳	860	463	397	421	214	207	480	251	229
(再掲) 15 歳～64 歳	5,645	2,880	2,765	3,471	1,811	1,660	3,679	1,913	1,766
(再掲)【うち 20 歳～44 歳】	1,842	958	884	1,027	597	430	1,194	679	515
(再掲) 65 歳以上	6,283	2,631	3,652	5,168	2,207	2,961	5,168	2,207	2,961

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口、南伊勢町まちづくり推進課推計

第２章　Ｖ字回復３戦略プロジェクト

南伊勢町が「生命力みなぎる常若のまち」となり、100 年、200 年と持続していくまちになっていくためには、年少人口の増加により、人口構成のバランスを良くしていく必要があります。年少人口を増加させていくためには、まず、若者が南伊勢町に住みたいと思うことが重要です。そのためには、若者にとって、子育てがしやすく、魅力的な環境をつくる「子育て・常若教育戦略プロジェクト」が最も重要なプロジェクトとなります。

その後、若者が収入の安定した仕事に就き、暮らしていくために「業のイノベーション戦略プロジェクト」、「暮らしやすさ戦略プロジェクト」を実施して、若者が住み続けられるまちにしていくことによって、年少人口の増加につなげていきます。

これらの年少人口を増加させる取組みを南伊勢町への定住につなげていくためには、町外に向けて地域ブランドメッセージを構築し、まちの魅力発信をしていくことも欠かせません。南伊勢町から町外に転出された方々や南伊勢町外に居住されている方々に対して、町の移住・定住の取組みなどの情報発信や、町へＵＩターンした場合のまちにおける受け皿（子育て環境、仕事、住環境）の確保に向けた対策などを紹介し、「まちのプロモーション」を行うことで定住・移住人口を増加させていくことにつなげます。

子育て・常若教育戦略プロジェクトで、ＵＩターン者の子育て、受け入れ環境を充実させた後は、仕事の環境づくりとして業のイノベーション戦略プロジェクト、また、住まい、暮らしの環境づくりとして暮らしやすさ戦略プロジェクトを進め、プロジェクトを連携することによって、若者世代の定住・移住と年少人口の増加を図っていきます。

1　子育て・常若教育戦略プロジェクト

(1)現状認識

①定住

若者定住・移住（転出・転入）の概要

南伊勢町の人口動態については、転入・転出による社会減と、出生・死亡による自然減の両面において、人口が減少しています。

年齢別の移動の状況では、転出については男女ともに 15～24 歳の間に多く転出しており、県外への転出割合が多いことから大学進学や就職による転出であると考えられます。

次に25～44歳の間も転出が多く、県内への転出割合が多いことから就職・結婚により転出していることが考えられ、人生の節目となるタイミングでの流出傾向にあります。

転入については、男女ともに20～44歳の間で多く転入しており、就職、転職などの仕事の都合や親族との同居のためによる転入となっていますが、転入者数は転出者数と比べ約 30%の低い割合となっています。

親になる若者世代の女性の傾向

前章に示したとおり、年少人口をＶ字回復させていくには、親になる若者世代、特に 20 歳から 44 歳の女性の人数が最も重要になってくることから、まず、その年代の女性の総数を考察することとします。

その年代の女性の総数は、1995 年から 2015 年までの国勢調査によると５年ごとに 20～30%程度の減少傾向にあり、2015 年には 884 人となっています。

また、30 年後の 2045 年の人口推計では、107 人となっており、2015 年からは 88%程度減少してしまいます。

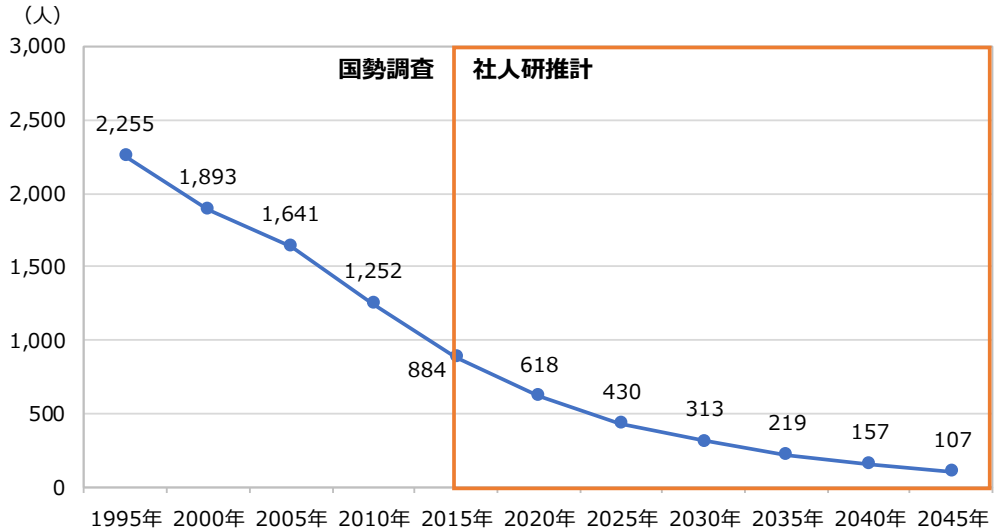

出典：国勢調査

図１　20～44 歳までの女性人口

親になる若者世代の女性の転出・転入の傾向

20 歳～44 歳の女性の減少理由としては、同年代の女性の転出数が転入数を大幅に上回っていることがあげられます。特に2010年と2015年の国勢調査を比較すると、2015 年は、転入者の倍以上の転出者がおり、さらに転入者の減少が顕著になっています。

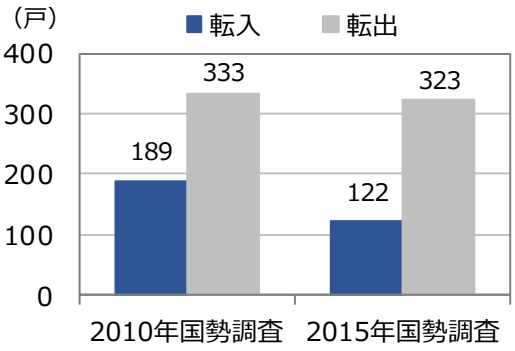

出典：国勢調査

図２　20～44 歳女性の転入・転出【5 年間】の推移

②転出

親になる若者世代の女性の転出理由

この世代の女性の転出理由については、2015 年に実施した地方創生における町民アンケート調査結果から、「町への愛着」を感じるとの回答が69%あるものの、「町が住みやすい」との回答は46%に減り、「町に住み続けたい」という意向を持っている人が 35%と低くなっている状況が見られ、町への愛着はあるが、住みやすいと感じていないことが転出につながる要因と考えられます。

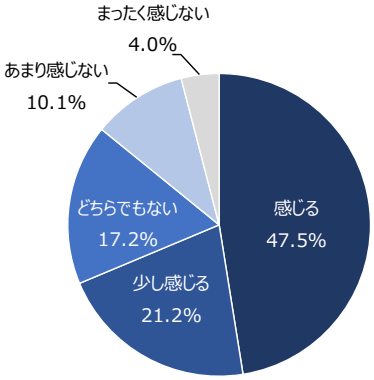

図３　町への愛着【20 歳～44 歳女性】

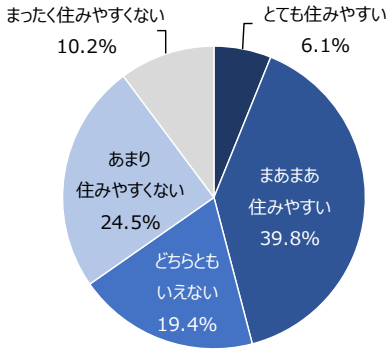

図４　町の住みやすさ【20 歳～44 歳女性】

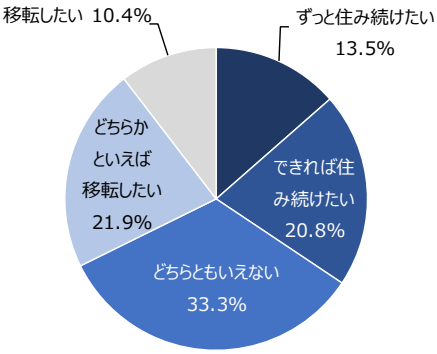

図５　町に住み続けたい【20 歳～44 歳女性】

※集計結果は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%とはならない。

出典：2015 年　南伊勢町まちづくりのための町民アンケート

③転入

移住促進対策

南伊勢町では、人口減少対策として、転入者の増加をめざして積極的な移住施策を講じてきました。2014 年より、人口減少における問題意識、危機感から移住促進の環境づくりに向け、若者定住対策係を設置し、移住・定住に関する制度を創設して以降年々制度や事業の内容を充実させて運営しています。

全国的に地方への移住に目が向けられていることもあり、町において移住促進を図る取組みを行い、「移住交流会」に参加するなどし、都市圏に向け積極的に情報発信を行うことにより、年々移住者数が増加してきています。

表１　若者定住・移住対策の現状

年度	若者定住・移住対策の対策内容
2014 年度	若者定住対策係を設置し、移住相談会に本格的に参加
2015 年度	地域おこし協力隊制度導入
2016 年度	地域おこし協力隊任用
2017 年度	住宅施策（新築補助金、空き家バンクリフォーム補助金、空き家リノベーション補助金）、仕事施策（地域おこし協力隊、若者チャレンジ応援事業）、子育て施策（大学進学奨学金、高校通学費補助金）
2018 年度	結婚支援イベント、結婚セミナー開催

南伊勢町まちづくり推進課調べ

移住者の傾向

2014 年度から 2018 年度の５年間において、町の移住促進対策により南伊勢町に移住した移住者の方の年齢を見ると、移住者の総数において、44 歳までの若者が半数以上を占めています。

そのうち、0 歳～14 歳の移住者は 13 人（男性８人、女性５人）となっており、15 歳～44 歳の移住者は 36 人（男性 21 人、女性 15 人）となっています。

これまでの田舎への移住というと、定年退職するタイミングで田舎へ移住するといったイメージがありましたが、最近は若者や家族で移住するケースが増えてきています。田舎での生活に対する価値観は年齢によって異なりますが、地方移住への若者の関心が高くなっていることがわかります。

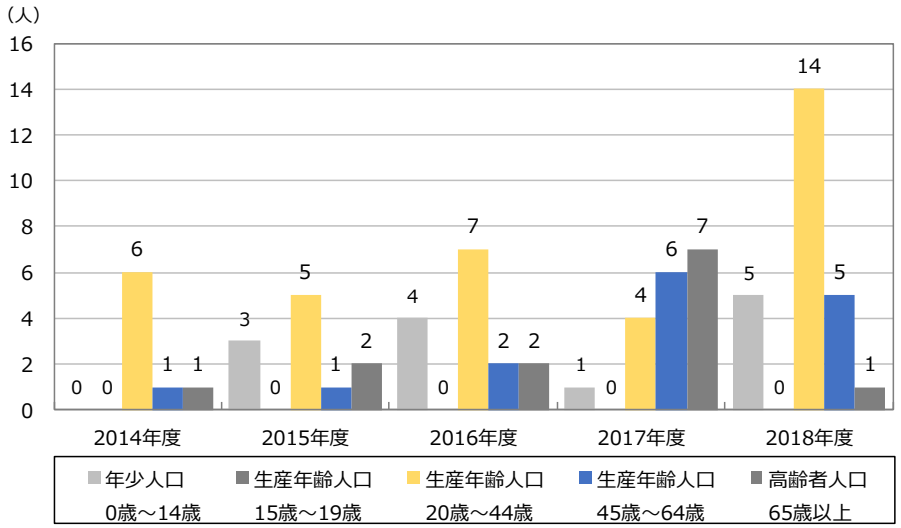

南伊勢町まちづくり推進課調べ

図６　南伊勢町内への移住者数（制度を活用して移住した方）

移住者の属性

移住促進対策による移住者のうち、44 歳以下の若者世代の属性は、単身世帯は 19 世帯（19 人）、夫婦世帯は３世帯（６人）、親子・家族世帯は６世帯（24 人）となっています。世帯割合は、若者チャレンジ応援事業や地域おこし協力隊制度の活用により、単身での移住が多くなっています。

移住者の転入元

44 歳以下の若者世代の移住者の転入元は、中部地方 15 人、関東地方 13 人、近畿地方４人、県内 15 人と関東圏、中部圏からの移住が約 60%となっています。これは、移住フェアを主に首都圏で開催したことから、南伊勢町に比較的近く、移住しやすい中部圏からと関東圏からの移住が多くなり、近畿圏から少なく、四国・九州圏からは皆無という結果になっています。

移住地区の分布

44 歳以下の若者世代の移住者の南伊勢町内での居住先については、移住者 49 人中 22 人と約４割以上の方が五ヶ所地区に居住しており、五ヶ所地区以外の居住先については、各地区にあまり偏りはありません。このことは、五ケ所地区が町内で一番人口集積が高く、若者の暮らしに利便性が高いことが考えられます。

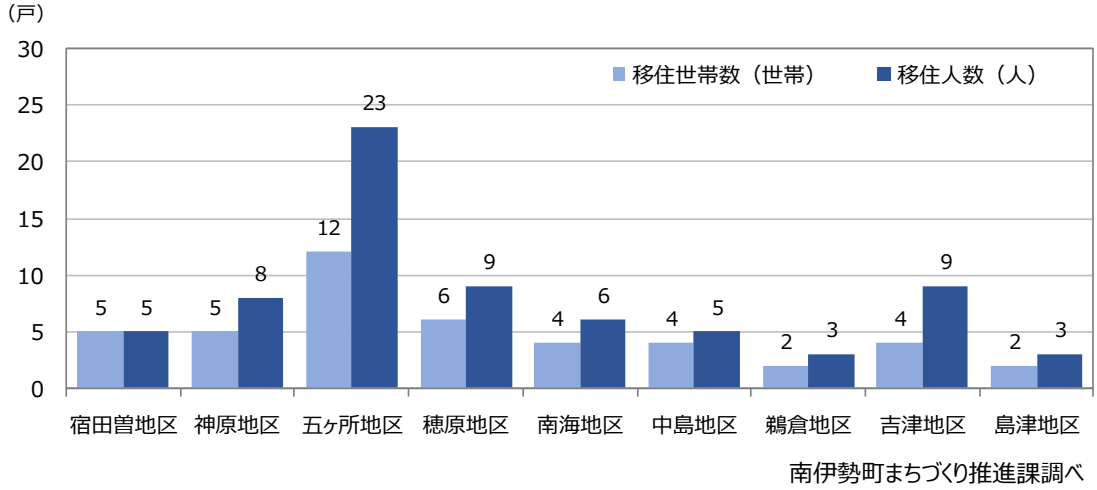

図７　移住者の移住先地区

④結婚

未婚率

町内における結婚事情については、国勢調査によると、20 歳～44 歳で未婚者の割合は、男女とも、またどの年代においても、年々増加傾向にあり、2015 年では、全体で 50.60%となっており、女性が 41.40%、男性が 59.08%と男性の方が高くなっています。

このような状況の中で、南伊勢町の未婚率は、2005 年の国勢調査において、20 歳～44 歳の女性が全国や三重県の平均より低く、男性が全国平均より低かったものが、年々高くなり、2015 年には 20 歳～44 歳の男女とも全国平均、三重県を上回っており、晩婚化、未婚化の傾向が進んでいます。このことは、若者が進学、就職等の機会に転出することが多いことや、南伊勢町は一次産業就業者の比率が高く、若者の出会いの機会、交流の機会などが少ないことなどに起因するものと思われます。

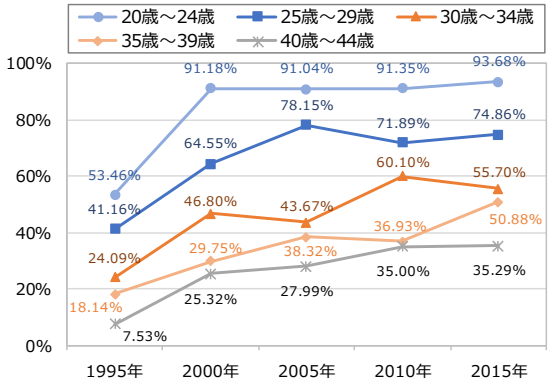

出典：国勢調査

図８　男性未婚率

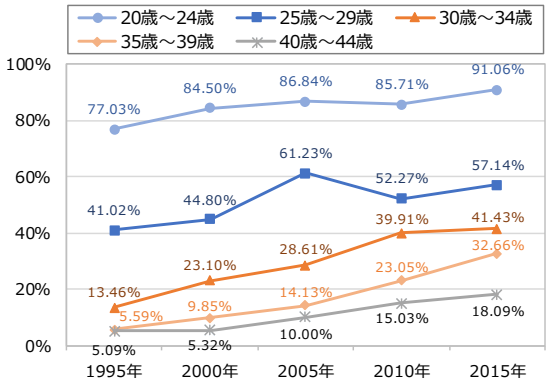

出典：国勢調査

図９　女性未婚率

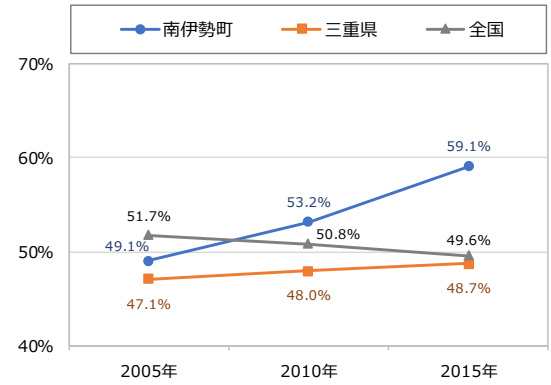

出典：国勢調査

図 10　20 歳～44 歳の未婚率の推移(男性)

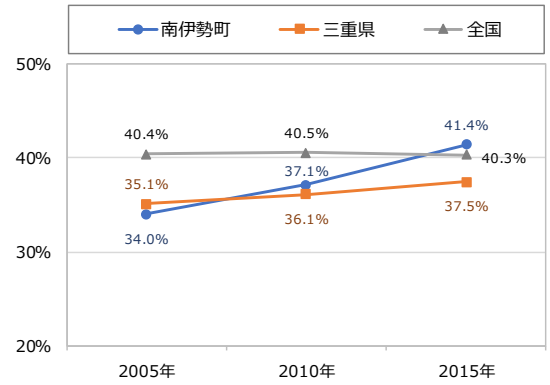

出典：国勢調査

図 11　20 歳～44 歳の未婚率の推移(女性)

未婚理由

2015 年に実施した町民アンケート調査によると、20 歳～44 歳の未婚者のうち、「結婚したい」と思っている人は、全体で 64.7%、女性が 61.7%、男性が 67.3%となっており、女性には「結婚したいと思わない」と回答した割合が 21.3%含まれていて、男性と比べ女性の結婚願望の低さがあります。

結婚したいと思わない理由としては、「結婚する必要性を感じない」が、結婚したいと思わないと答えた方の約半数を占め、次に約 2 割の方が「独身生活の自由さや気楽さを失いたくない」と答えており、結婚していない方の結婚に対する意識が低い状況となっています。

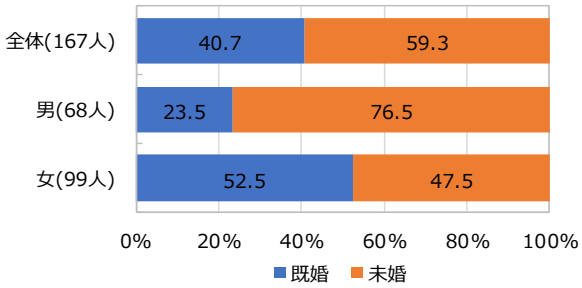

図 12　既婚･未婚の比率(20 歳～44 歳)

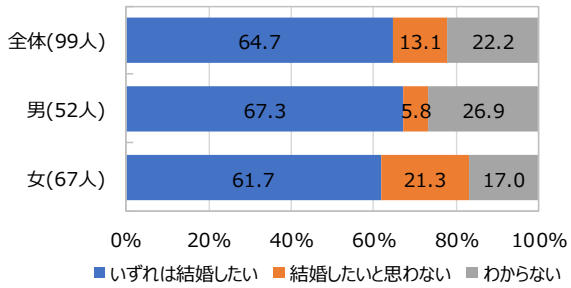

出典：2015 年　南伊勢町まちづくりのための町民アンケート

図 13 未婚者の結婚の意向(20 歳～44 歳)

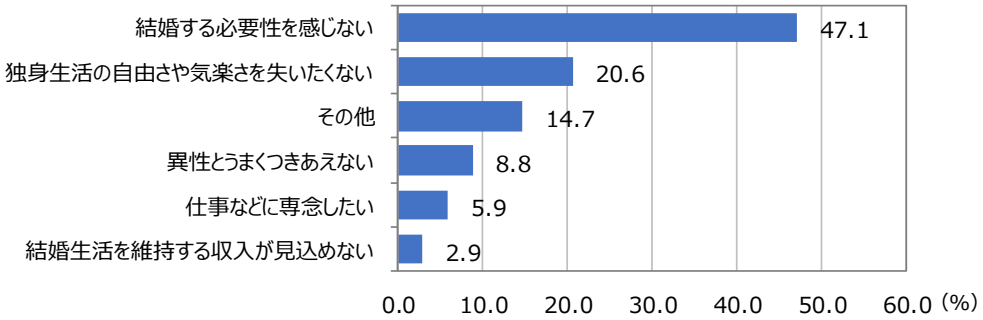

出典：2015 年　南伊勢町まちづくりのための町民アンケート

図 14　結婚したいと思わない人の理由

婚姻の状況

当町における年間の婚姻件数については、毎年、30～40 件程度の婚姻の届け出がありますが、2017 年から 2018 年にかけては大きく 11 件の減少傾向となりました。

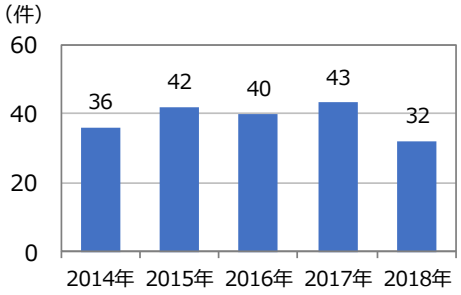

出典：厚生労働省　人口動態統計

図 15　婚姻件数

婚姻率改善対策

町内に住む男女の出逢いの場の創出を行い、成婚率を上げ、定住につなげるため、各種出逢い交流イベントや民間の結婚相談所を活用していただくための助成事業を行っています。

しかしながら、交流イベントへの参加者数はあまり多くなく、その理由として、婚活などの名称が入っていると、その時点で参加を見合わせる方もいるとの声も聞かれます。また、カップルが成立しても、成婚までには至らないケースが多くあります。

表２　婚姻率改善対策事業

イベント名	イベント概要
体験型出合いイベントの開催	共通の趣味を持つ人との出会いや、共通の作業や体験を通じ自然と仲を深めることができるような出会いの場を提供
広域合同婚活イベント	広域で婚活イベントを開催し、多くの人との出会いの場を提供
結婚相談所入会金等補助	結婚相談所での結婚相談や出合いの機会がもてるよう、結婚相談所への登録料を助成

南伊勢町まちづくり推進課調べ

表３　南伊勢町出逢い交流事業

年度	イベント種別	応募者数			参加者数						カップル成立組数		備考
		男性	女性	合計	男性	内町内在住者	女性	内町内在住者	合計	内町内在住者	組数	内町内在住者	
2007年度	町単独出逢いイベント	11	20	31	8	8	12	0	20	8	3	3	
2008年度	町単独出逢いイベント	13	49	62	12	12	19	0	31	12	9	9	
2009年度	町単独出逢いイベント	15	86	101	12	12	16	0	28	12	5	5	
2010年度	町単独出逢いイベント	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	中止
2011年度	町単独出逢いイベント	13	71	84	19	13	18	0	37	13	8	6	
2012年度	町単独出逢いイベント	8	42	50	8	6	8	0	16	6	3	2	
2013年度	町単独出逢いイベント	8	41	49	6	3	7	0	13	3	3	1	
2014年度	未実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
2015年度	町単独出逢いイベント	10	10	20	10	10	10	2	20	12	1	1	
2016年度	3町合同婚活イベント	15	15	30	14	7	15	0	29	7	8	2	
2017年度	3町合同婚活イベント	18	18	36	18	2	18	2	36	4	4	2	
2018年度	3町合同婚活イベント	33	29	62	18	2	18	6	36	8	4	2	
	スポーツ交流事業「雪コン」	14	12	26	12	5	10	3	22	8	0	0	

南伊勢町まちづくり推進課調べ

⑤妊娠・出産

妊娠・出産の状況

結婚後に出産した場合において、一人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標である合計特殊出生率は、極端に落ち込んだ 2005 年からは、若干の増加の傾向が見られます。

出生数については、年により若干の増減がありますが、合計特殊出生率が増加している状況にあっても、子どもを生む年代の女性の人数が減り続けていることから、年々減少していく傾向にあり、2017 年は 39 人でした。

妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減と安心して子どもを生み育てるための支援として、妊娠・出産における支援事業を実施しています。2016 年度から一般不妊治療費助成も開始していますが、利用者がまだ少ない状況にあります。

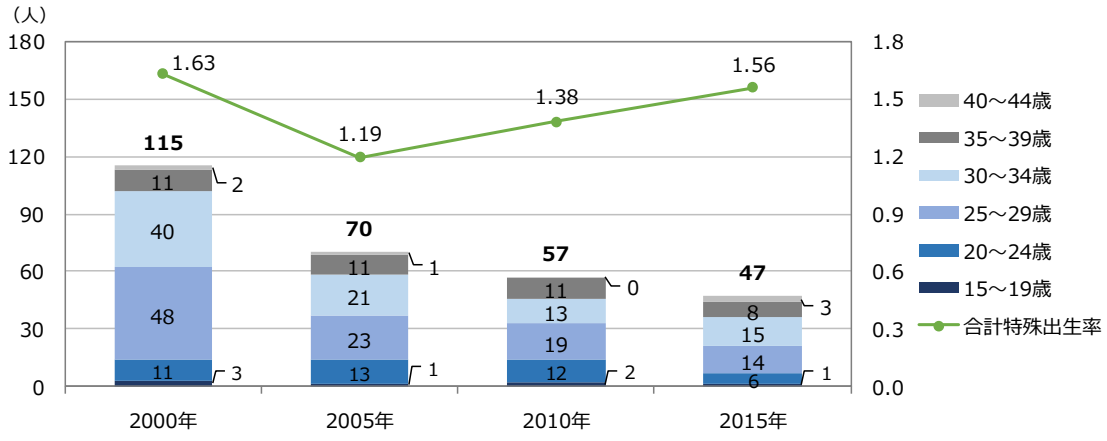

出典：国勢調査

図 16　出生数と合計特殊出生率

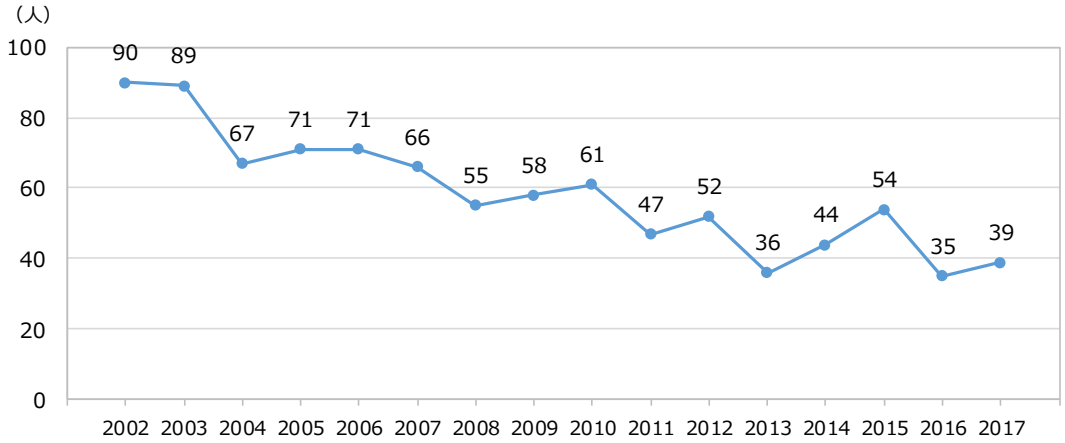

南伊勢町税務住民課調べ（住民基本台帳データ）

図 17　出生数

表４　妊娠出産における支援事業

事業名	概要	事業の種別
不妊治療費助成	特定不妊治療費および一般不妊治療費の助成事業を実施しています。	町独自事業
妊婦健康診査費用助成	医療機関で実施する妊婦健康診査の健診費用を助成しており、里帰りなど県外で妊婦健診を受けた方には償還対応としています。	法定事業
産後ケア	出産直後に家族等からの支援が得られにくい母子に対し、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を実施しています。	町独自事業
新生児聴覚スクリーニング検査費助成	先天性難聴の早期発見・早期支援につなげるため新生児聴覚スクリーニング検査を行っています。	町独自事業
出産祝金	次代を担う子どもの出産を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため出産祝金を支給しています。	町独自事業

南伊勢町子育て・福祉課、まちづくり推進課調べ

⑥子育て環境

子育て支援センター

南伊勢町の子育て環境について、保育園は空き状況があり待機児童はいません。

しかし、町内には２歳まで自宅で保育を行なう家庭もあり、そのような家庭に対しては、南勢地域、南島地域に１箇所ずつ、「子育て支援センター」を設け、０歳～２歳までの子を持ち保育園を利用していないすべての世帯を対象とし、子育てのサポートを行なっています。

子育て支援センターは、地域の子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。取組み状況としては、親子での施設への来所に対し、施設内で過ごすなかで支援センターの保育士によるふれあい広場や絵本の読み聞かせ、すくすく教室を行うとともに、子育て支援施設から離れた地域へ出向き、出前子育て広場を開設、保健師の協力によるブックスタート事業などを行うことで子育て支援を実施しています。また、歯科医や子育てアドバイザー等による子育て講座を開催しています。

表５　子育て支援センターの利用者数

	2015 年度	2016 年度	2017 年度
子育て支援センター（旧五ケ所中武道館）	3,382 人	2,876 人	2,076 人
子育てサロン（さくら保育園内）		1,266 人	1,002 人
計	3,382 人	4,142 人	3,078 人

※施設利用対象者は０～２歳までの子を持つ保育園を利用していない世帯すべて
※集計は利用者のべ人数（2015 年度は合算集計）

南伊勢町子育て・福祉課調べ

子育て支援

近年は出産後職場復帰し、仕事と子育ての両立を希望する世帯が多くなっています。そのため、出産して子育てする年齢に応じて子育て支援を様々に実施しています。

子どもが少なく、子どもどうしや親どうしの交流の場が少ないなどの子育てに関する課題があり、育児力が低下している家庭や不安を抱える保護者へのさらなる支援が求められています。そこで、子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会をめざして、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、家庭の子育て力の向上と地域の子育て力の向上を２つの柱として、総合的な子ども・子育て支援施策を手厚く推進しています。

それでも、近隣市町との広域で活用する病児保育、病後児保育などについては、当町の住民にとっては、施設までの距離が遠かったり、利用できる施設が限られていたりして、利用しにくい状況もあります。

町立南伊勢病院においては、2019 年４月から小児科を開設し、週３日診療ができるようになりました。子育て世代の町民の方からは、小児科の開設により、安心できるようになったとの声をいただいています。

表６　子育て支援事業の状況

事業名	概要	事業の種別
赤ちゃん訪問	保健師が赤ちゃんのいるお宅を訪問して、赤ちゃんの身体計測や子育て相談、事業紹介を行う	町独自事業
乳幼児健康相談	保健師および栄養士が、子育てや離乳食の進め方等についての相談を行う	町独自事業
わいわいクラブ（離乳食教室）	栄養士からお話を聞いたり、調理実習の教室を行う	町独自事業
ブックスタート	満 10 か月のお子さんと保護者の方に保育士が絵本の読み聞かせを行う	町独自事業
幼児歯科健診	１歳の誕生月の初日から３歳の誕生月の末日までの間に４回、町内歯科医院にて無料で歯科健診、フッ化物塗布等を行う	町独自事業
乳幼児健康診査	■乳児健康診査 満４か月と満 10 か月に県内の医療機関において無料で健康診査を行う ■１歳６か月健診 内科健診、歯科健診、身体計測、栄養相談、子育て相談等を行う ■３歳６か月健診 内科健診、歯科健診、尿検査、身体計測、栄養相談、子育て相談等を行う	法定事業

南伊勢町子育て・福祉課調べ

放課後児童クラブ

保護者の就労等により、放課後子どもたちのみで過ごす時間が長くなってしまう小学生を犯罪や事故から守り、安心して過ごせる居場所づくりとして、授業の終了後に「放課後児童クラブ」を開設し、適切な遊びおよび生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。小学校全児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちのうち、全児童の約 20%程度が放課後児童クラブに登録しています。

表７　放課後児童クラブの利用状況

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度（2018 年 12 月まで）
ふれあいなんとう（南島地域）	登録人数	33 人	28 人	32 人	25 人
	利用延人数	3,048 人	2,040 人	1,910 人	1,239 人
キッズみかん（南勢地域）	登録人数	33 人	28 人	43 人	39 人
	利用延人数	3,967 人	4,202 人	4,877 人	4,457 人
合計	登録人数	66 人	56 人	75 人	64 人
	利用延人数	7,013 人	6,242 人	6,787 人	5,696 人

南伊勢町子育て・福祉課調べ

子育てに関する家族構成の状況

南伊勢町は三重県と比較して、核家族世帯における家族構成は、夫婦のみの世帯の割合が高く、夫婦と子どもからなる世帯の割合が低くなっています。

夫婦世帯のみの世帯および夫婦と子どもからなる世帯の数がともに５年間で 100 世帯程度減少する中、男親または、女親と子どもからなる世帯の数は、この 10 年間において、ほとんど変わっておらず、三重県と比較しても、ひとり親家庭の割合が年々高くなってきています。

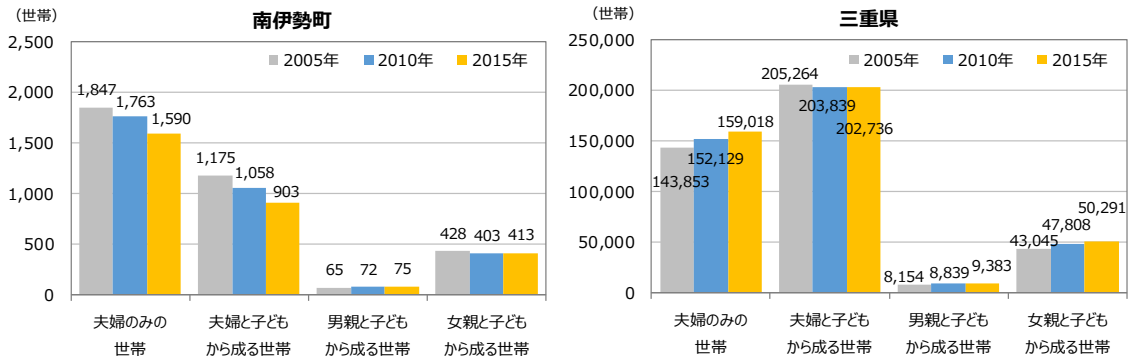

出典：国勢調査

図 18　子育てに関する家族構成【世帯数】

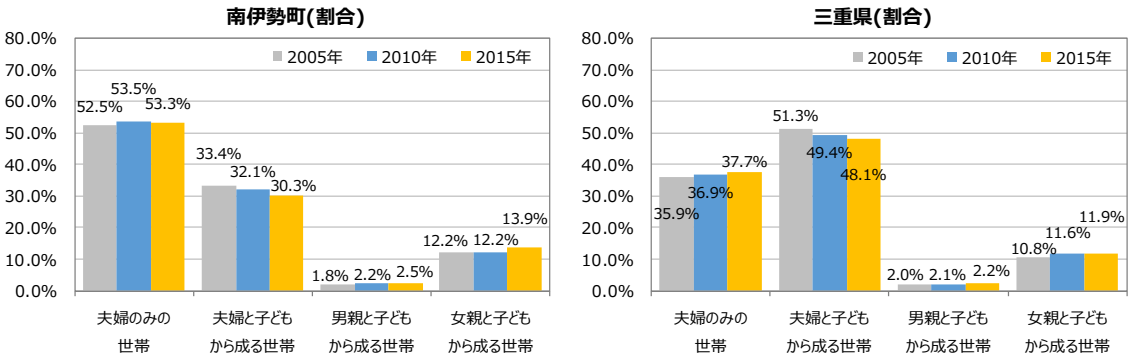

出典：国勢調査

図 19　子育てに関する家族構成【割合】

⑦学校・ふるさと教育

学校教育

当町では、出生数が年々減少するとともに、小中学校への入学時に家族で転出することなどもあって、小・中学校の生徒数は減少の一途をたどり、複式学級による学級編成を余儀なくされている状況であり、さらなる学校の統廃合についての検討が必要となってくる可能性があります。そこで、児童、生徒の転出を防ぎ、転入を増やして学校を維持していくために教育の魅力づくりを行っています。

教職員の指導力を向上させるとともに、各学校において、組織的で効果的な教育活動を推進し、自ら学び、全国トップレベルの学力・体力の児童、生徒を育成するため「南伊勢町学力向上委員会」を設置して、町内の小中学校教員が連携、情報交換することにより、お互いの授業内容を改善し、児童生徒の学習意欲の向上や学力向上に繋げています。それにより、町内の小中学校では、三重県で上位の学力を誇っています。

また、スポーツ分野においては、南伊勢町立中学校出身者で甲子園出場や陸上競技などでインターハイに出場など全国レベルの功績者を輩出している文武両道のまちです。

当町は近隣市町と比較すると、生徒１人あたり教員数が多い学校教育環境となっており、きめ細やかな教育ができています。

防災教育においては、各小中学校のおかれている環境に応じた指導を計画的に実施しています。特に、2016 年度から町一斉防災訓練への参加をする中で、事前事後の指導を行い、防災意識の高揚と実践訓練の充実を図っています。その結果、児童・生徒は、町の防災のために何ができるか、主体的に考え行動できる子どもが育っています。

表８　近隣市町の小中学校の状況

市町名	小学校数	児童数 A	教員数 B	生徒１人あたりの教員数 C＝B/A	中学校数	生徒数 D	教員数 F	生徒１人あたりの教員数 F＝E/D
南伊勢町	3	333	36	0.108	2	233	29	0.124
伊勢市	24	6,467	449	0.069	13	3,582	282	0.079
志摩市	16	2,025	200	0.099	7	1,278	115	0.090
玉城町	4	963	72	0.075	1	497	29	0.058
度会町	1	414	27	0.065	1	244	24	0.098
大紀町	4	317	48	0.151	2	200	25	0.125

南伊勢町教育委員会調べ

ふるさと教育

まちでは「ふるさと南伊勢」の良さをより深く知り、地域への愛着を深め、地域産業や職業への興味関心を喚起することで、将来にわたりふるさと南伊勢町に誇りと希望が持てる子どもの育成をし、Ｉ ターンやＵ ターンを増やすことを目標として、「ふるさと教育全体構想」を立て、「ふるさと教育推進委員会」を設置しています。町内の小中学校では、家庭・地域、関係機関等の地域の協力・支援を得て、地域の資源（ひと・もの・こと）を生かしたふるさと教育をキャリア教育と関連づけて、地域の事業所、経済団体、上級学校等の多様な主体と連携し、発達段階に応じた取組みを行っています。

小学校では、地域産業の調査、漁業体験やみかん農園見学、地域の方を招いての干物づくり講座や地元の南伊勢高等学校南勢校舎の生徒による出前授業等を実施し、中学校では、地域の調べ学習や職場体験の他に、南伊勢高校南勢校舎と連携した出前授業や地域清掃、大学生を招いてキャ

リアフォーラム等を実施するなどの取組みを行っています。

ふるさと学習の発表の場として「ふるさとフォーラム２１」が 2016 年度から開催されており、その内容は、地域産業の調査・体験や歴史・文化の調査を通し、地域への愛着を深めるものとなっています。この町内をあげてのふるさと教育が、新学習指導要領で求めているキャリア教育として、文部科学省に認められ、2018 年度に文部科学大臣表彰を受賞しました。

これらの取組みの結果、児童生徒へのアンケートにおいて、「課題意識を持って、積極的に地域と関わり、地域への理解を深めることができた」と回答した児童生徒の割合が、2016 年度 62.0%から 2017 年度 71.7%に増加しており、地域住民の方が講師となることにより、地域との関わりや理解が深くなりました。

⑧高校生のキャリア教育

南伊勢高校南勢校舎への支援

当町では、これまで、人材育成は、将来にわたり豊かなまちづくりを進めるための土台になるとの観点から、将来のまちづくりを担う人材育成の場として、南伊勢高校南勢校舎を応援して来ており、南勢校舎をより魅力的な学校として、その独自の魅力をアピールし、入学生を確保する取組みに対して支援を行っています。

しかしながら、近年、南勢校舎への入学者数は、ますます減少の傾向にあり、さらに今後、中学校の卒業生が激減することから、存続そのものが危惧されています。

南伊勢高校南勢校舎ＳＢＰ

2013 年から南伊勢高校南勢校舎において、高校生活の中で、地元である南伊勢町を知ることで郷土愛を醸成し、ビジネスを学ぶことで社会人となる準備ができ、高校生目線の活動を行うことで地域の活性化に繋げていくことを目的に、高校生が地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していこうとするクラブ活動として、ソーシャルビジネスプロジェクト（ＳＢＰ）を行っています。

ビジネスの手法で地域資源を生かし、自ら働く場を確保することで若者が地域に残れる仕組みをつくっていく取組みを通じて、地元の事業所を訪問したり、町内の小学校でふるさと教育を行ったりすることで、ふるさとを愛する気持ちが醸成されてきています。

しかしながら、ＳＢＰ結成時の最終的な目標としている、地元に新たな雇用を生み出すとともに地域に付加価値をもたらすビジネスとして起業するまでには至っていません。

通学の状況

町内に在住する 15 歳以上の学生においては、年々、町内への通学者が年々減少しており、2015 年では、総数の約３分の２である 260 人ほどが町外の高等学校や大学に通学しています。町内唯一の高等学校である南伊勢高校南勢校舎では、定員割れによる生徒数の減少が続き、高校存続の危機にあります。

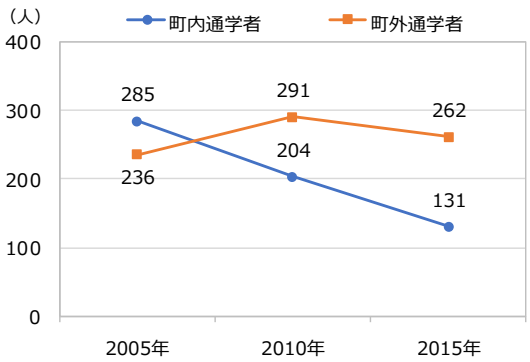

出典：国勢調査

図 20　南伊勢町の通学者

⑨地域人材の育成

まちづくり推進のための人材育成

国土交通省が 2003 年に全国の市区町村に対して実施した「多様な主体による地域づくり戦略に関するアンケート調査」の結果によると、全国の自治体では、地域住民との協働によるまちづくりを推進するためには、地域リーダーの育成が重要課題であるとの認識が示されていました。

当町では、2015 年から、南伊勢町を若者が希望を持ち活躍できるまちにするために、自らの創意と工夫により特色のある豊かなまちづくりを推進する若手リーダーの養成を目的として「まちづくりリーダー研修」を開催しました。

まちづくりリーダー交流会

「まちづくりリーダー研修」は、町の将来を担う若者が気軽にかつ真剣な視点で、町全体や各地域が抱える課題を検討できる場として 2015 年から 2017 年までの３年間で、全 17 回開催し、述べ 477 人が参加し、意見交換会を実施しました。

開催当初は、南伊勢町の現状やこれからの地域のあり方など、研修を通じて話し合い、他の市町の起業者を招いて、起業に至った経緯や事業活動の実例をもとに、参加者のそれぞれの仕事や地域活動に活用できることについての発表などを行ないました。

2018 年からは「まちづくりリーダー交流会」として、ビジネスや地域づくりについて、自営業者である参加者自らが主体となり交代で交流会を運営し、自分の考えや事業展開を発表し意見交換を行っており、まちづくりを担い、地域を引っ張っていく若手リーダー養成を目的に会議が開催されています。

表９　リーダー交流会の開催回数

年度	開催回数	参加延べ人数
2015 年度	７回	196 人
2016 年度	６回	181 人
2017 年度	４回	100 人
2018 年度	４回	85 人

南伊勢町まちづくり推進課調べ

⑩生涯学習・スポーツ

生涯学習

「若者の希望をみんなで実現できるまち」にしていくためには、町全体で子どもを育てる環境を築いていくことが重要です。そこで、南伊勢町では、これまで町の社会教育委員が中心となって町の生涯学習やふるさと教育などの講師一覧「人蔵」をつくり、世代を越えて教え、学び合う学習機会の提供を行っています。

また、町内には、町民文化会館とふれあいセンターなんとうの２箇所に図書室を整備して、県立図書館と図書の貸し出し連携を行っています。

生涯学習講座においては、新規講座を２年間受講した後はＯＢ講座として、ＯＢ講座を２年間受講した後は自主講座へ移行して、生涯学習の機会を提供しています。

しかし、現在では地域において、世代を越えて子どもと大人が一緒になって学ぶ場としては、十分とは言えません。

スポーツ

生涯をより豊かに過ごすためには、気軽に、継続的にスポーツや運動に親しむことが大切になっています。ライフステージに応じて、スポーツや運動を通じての心身の健康づくりや元気づくり、幸せを感じる暮らし方づくり（健幸スポーツの推進）が求められてきています。

中学校、高校の部活動や、スポーツ少年団、社会人野球など、様々なスポーツ団体があり、特に野球の分野では、全国レベルの大会に出場するなど、優秀な成績を収めている選手もたくさんいます。

生涯スポーツとしてグランドゴルフ大会やビーチボールバレー教室・大会を開催しています。「高齢者元気シニアクラブ」がフリーピンポンやグランドゴルフ、健康体操等のレクリエーションスポーツ、運動を継続的に行っています。

本町にはグラウンドや体育館等各種の社会体育施設がありますが、いずれも老朽化が進んでおり、また、町内各地に点在しており、経費の面でも維持管理が行き届かない状況にあります。

⑪芸術文化・伝統文化

芸術文化の振興、伝統文化の継承

町における芸術文化活動は南伊勢町文化協会を中心として各団体が自主的な活動を行っています。しかし、文化協会などの加盟団体では、高齢化等により団体継続が困難になってきています。

町内には、指定文化財をはじめ未指定のものも含め、様々な文化財が存在します。

伝統文化の記録資料としての古文書等もありますが、昔のままの保管で、収集だけにとどまっています。伝統文化を継承するための映像等をデータ化するなどの記録保存が進んでいない状態にあります。

文化財法の改正により文化財を保護中心から保存と活用の両立が必要となっていますが、活用への取組みとともに芸術や伝統文化、文化財をまちづくりに活かす人材の育成も進んでいません。

⑫健康づくり

健康づくり

町民の健康づくりについては、特定健康診査、人間ドック、各種がん検診などの疾病予防対策を行っています。各事業への参加人数は増えてきていますが、健康に関心がある人たちに限られる傾向があり、町民全体に検診の重要性の認識が浸透しているとは言えない状況です。中でも特定健康診査の受診率は県内で低位となっています。一方、南伊勢町は悪性新生物、心疾患、脳疾患で亡くなる人が人口 1000 人当たりの率では県内で高位となっています。

また、生活習慣を見直し健康を増進するため、各種健康教室や講演会、食の教室等を開催しています。

2012 年から高齢者の健康づくりのための「高齢者元気シニアクラブ」の活動が開始され、健康体操、レクリエーションスポーツ、ジムトレーニング、高齢者体力テストなどが町内５箇所の体育館で開催されています。参加者は年々増加し、2018 年には延人数 1,800 人を超える参加者となりました。

(2)目標、課題、解決の方向性

年少人口の増加に関しては、若者の転出抑制と転入促進などによる「若者定住・移住」が親になる世代の若者を増加させるために最も重要な施策となります。

親となる世代の若者に関する取組みの次に重要となるのが、出生数の増加です。それには、親となる世代の若者の婚姻による未婚率の改善と妊娠、出産を支援することにより出生率を向上する「結婚、出産」施策が重要になります。

そして、その後出生した子どもに対して、魅力ある子育てや保育の充実における「子ども、子育て」を支援する施策が重要となります。

一方、年少人口を増加させる「若者定住・移住」、「結婚・出産」、「子ども・子育て」を革新的に実施していくことを可能とするためには、当事者である親となる世代の若者を支えていく人や地域の環境が必要であり、それには「常若教育」を実行していくことが重要となります。

常若教育を通じて町を新陳代謝させていくためには、これまで培ってきた町の文化や誇り、伝統を失わず継承する一方で、新たなまちづくりに向け、新しい人や文化を受け入れて、融合し、創り直していく必要があります。まちづくりに関わるすべての方々が、新しい地域貢献やまちづくりのあり方を見出し、それぞれの立場や状況に応じた意識や行動の変革を行ってこそ、未来につながる取組みを実施していくことが可能になるのです。そこで、これらの取組みを総合的に下支えする町民総働の関係づくりの基盤として「常若教育プログラム」を実行します。

①若者定住・移住

1)若者定住・移住における目標

南伊勢町の 30 年後のめざす姿では、0 歳から 14 歳までの年少人口を 700 人にすることにより年齢構成のバランスもよくなることをめざしています。

そのためには、親となる若者世代の定住・移住を進める取組みを行う中で、特にその世代である 20 歳～44 歳の女性の数を増加させる必要があり、親となる世代である 20 歳～44 歳の女性の総数を 2025 年の将来推計人口の値である 430 人から 515 人まで増加させることを目標として設定します。

この間における 20 歳～44 歳の女性の 85 人の増加のうち、定住において 35 人の転出者を減少させることと、移住において 50 人の転入者を増加させることとします。

若者定住・移住の目標

区分	2015 年	2025 年		将来推計人口に対する増減数
	国勢調査人口	将来推計人口	目標値	
20 歳～44 歳の女性の総数	884 人	430 人	515 人	85 人

2)課題

若者の定住・移住については、まず、親になる若者世代の転出理由において、町への愛着を感じるものの、町が住みやすいと感じている方が少ないため、今後は住みやすさの改善を図り、特に親となる若者世代の女性の「転出を防ぐ」ことが喫緊の課題となっています。

次に、現在の移住促進制度の中には、親となる若者世代の女性が活用しやすいものが少なく、転入につながっていないため、若者が地方移住に関心が高まっている中、制度やサポート体制を充実させ、若者世代の女性の「転入を進める」ことが必要となっています。

それらの定住・移住の取組みを進めるにあたって、地域との交流や地域での受け入れ体制を充実させるとともに、町内において、就業や起業をめざすＵＩターン者などが「若者が新たにチャレンジ」していける仕組みを構築する必要があります。

3)解決の方向性

若者の転出抑制(施策 111　若者移住・定住の推進)

町民アンケート結果から、町に愛着を感じているものの住みにくいと感じて、住み続けたいという意向を持てていない若者が、町内で生活しやすくなるよう、住宅取得やリフォームなどの住まいへの支援を実施したり、空き家・空き土地を有効活用して、定住希望者が町内に住居を求めやすくするための新たな仕組みを地域や地域住民とともに構築したり、若者にとって子育てがしやすく、教育環境が魅力的で暮らしやすい地域環境をそれぞれの地域に応じていかに設定していくか役場が地域住民とともに総合的に構築していきます。【改善】

親となる世代の若者が集い、若者視点による定住や移住に関する意見交換をする場を設け、子育てしやすく、通勤しやすく、女性の働きやすい職場づくりに向けた取組みをどのように進めて行けばいいのかについて検討し、総働のまちづくりの中でともに取り組んでいく仕組みづくりを若者の定住・移住策とともに役場が行います。【革新】

若者の転入促進(施策 111　若者移住・定住の推進)

当町への移住者は年々増加する傾向にありますが、将来推計人口における３０年後の危機的状況を考えると、町内にＵ・Ｉターンで移住してくる若者を大幅に増やしていく必要があるため、移住を検討される方々に対しては、移住後の生活スタイルの希望や家族構成などに応じて、就業や仕事づくり、学校、住居などの情報提供や、移住前の相談体制の充実を図るとともに、移住後の生活のサポート体制を充実させていきます。【改善】

移住者に対しては、移住者が気軽に移住相談できるよう移住・定住コーディネーターを配置し、コーディネーターが各区や関係機関などと連携して、移住後にも継続的なつながりを持ち、地域での交流など生活者の視点に立った定住後のフォローを行うことによって、南伊勢町での生活が豊かなものになるようにし、移住後の長期の定住につなげていきます。【革新】

地域との交流・受入れ体制づくり(施策 111　若者移住・定住の推進)

役場が移住情報を充実（町の魅力、くらしの様子、住い・仕事情報や移住者の声などについての Web サイトへの掲載）させたり、移住・定住コーディネーターが手厚く対応（住いの案内や仕事、起業の相談、移住後の親身なフォロー）したりするなど豊富に移住支援を行うにあたっては、地域や地域住民も一緒に協力して総合的に取り組みます。【革新】

移住者が、地域において孤立感を抱かないよう、移住・定住コーディネーターが主体となって、移住者と地域住民が交流できる場を開催するなど仕組みを構築し、地域の若者や移住者、移住希望者などが集まり、地域の文化や仕事に接して、いろいろな話や相談ができる拠点づくりを積極的に進めます。【革新】

若者のチャレンジ創出（施策 111　若者移住・定住の推進)

町内での就業や起業をめざす移住者や地域の若者が、南伊勢町の地域資源や特色を活かした第

１次産業などにおいて新たに仕事づくりにチャレンジしていけるよう、コワークスペースなどの仕組みや体制を役場がつくるとともに、様々な地域の課題と都市部の地域おこしを考える人材を結びつける国の制度である地域おこし協力隊を活用して、若者が主体的に地域や産業の活性化につげられるよう支援します。【改善】

②結婚・出産

1)結婚・出産における目標

2015 年の国勢調査による 20 歳～44 歳の女性の人数は、884 人で、既婚者数は 518 人、そのうち、10 年後に 45 歳以上となる 35 歳～44 歳の既婚者数は 365 人となっています。10 年後の 2025 年における 30 歳～44 歳の既に既婚者である女性の数は 153 人と推計されており、そこに 20 歳～34 歳の平均転出割合である 0.79 を乗じると 120 人となります。

Ｖ字回復戦略による 2025 年の 20 歳～44 歳の女性の目標人口は 515 人で、未婚率の目標数値を 39.40%としており、それらの目標値に基づく女性の既婚者数の目標値は 312 人となり、その時点での 30 歳～44 歳の既婚女性の数である 120 人に加えて、2025 年までに 192 人の女性の既婚者数を増加させることを目標として設定します。

結婚・出産の目標

区分	2015 年の 20 歳～34 歳の女性の既婚者数の推計値	2025 年の 20 歳～44 歳の女性の既婚者数の目標値	2015 年から 10 年間における 20 歳～44 歳の女性の既婚者数の増加目標値
女性の既婚者数	120 人	312 人	192 人

（参考）目標値の算出方法

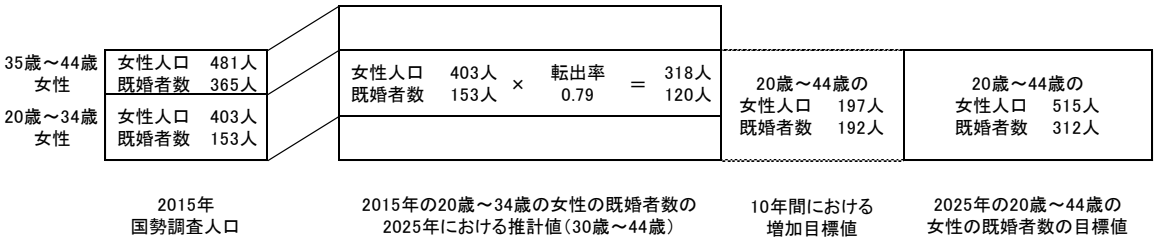

2)課題

結婚・出産においては、20 歳～44 歳の親になる若者世代の男女とも全国平均や三重県平均より未婚率が高くなっており、晩婚化、未婚化の傾向が進んでいる中、特に親になる若者世代の女性の未婚率の改善が最も重要であります。

「いずれは結婚したい」と思いつつ、結婚していない方については、希望が叶いやすくなる環境づくりを進める必要があります。

ただし、現在の未婚率の高さは、当町のみならず、全国的にも上昇の傾向にあり、全国的な問題となっており、子どもを生む年代の女性だけでなく、同年代の男性を含めた若者全体におけるまちの再生力に関わる根深い課題となっています。婚姻しない理由の原因を探究し、社会問題として根本的な解決策を見出していく環境づくりが必要となっています。

「結婚したいと思わない」で結婚していない方については、結婚願望を高め、結婚や子育てをしたいと思えるように結婚等への意識を変えていく取組みを実施して、未婚率の改善につなげていく必要があります。

その次に、安心して子どもを生み育てるための妊娠・出産における一部の支援事業の利用が進まない状況にある中、支援事業の充実や周知も含め、出生率の向上に向けた取組みが必要となっています。妊娠・出産における利用者が少ない支援事業については、周知の方法を検討するなど、助成が必要な方が利用しやすい工夫をしていく必要があります。

出生率の向上に向けては、既婚もしくは未婚女性の生涯にわたって生む子どもの数の増加を図るといったねらいを長期にわたって克服していくこととします。

3)解決の方向性

未婚率の改善（施策 111　若者移住・定住の推進）

20 歳～44 歳の未婚率は男女とも増加傾向にあるなか、若い世代の希望が叶い安心して、結婚、妊娠・出産、子育てのできる環境づくりに向け、各ライフステージに応じた支援策を講じ、地域全体で若い世代を応援していく機運の醸成を図ります。三重県内、全国の平均よりも高い未婚率を解消するため、特に同年代の男性に比べ結婚願望が低い結婚、出産適齢期である 20 歳～44 歳の女性の結婚願望を高めていきます。【改善】

結婚相手のマッチングだけでなく、結婚や出産を困難にしている環境についてアンケート調査や相談会等を開催し、結婚や出産を困難にしている理由や環境の原因を調査し、未婚率の改善や出生率の向上に向けて、新たな取組みを試行的に実施し、実践を通して根本的な解決策を見出す実践研究をしていきます。【革新】

町内に結婚相談窓口を開設し、結婚対策に係る結婚相談員を配置し、交流会などのイベントの企画・運営はもとより、男性参加者に対しての事前セミナーなどによる女性との接し方や身だしなみの大切さなどの基本的なマナーの指導を行うとともに、町内の企業や事業所に対して、未婚の従業員向けの結婚セミナーや出張結婚相談などを積極的に実施し、イベント後のフォローなども参加者の了解を得ながら、積極的に行っていきます。【革新】

町内外に住む若者どうしが、スポーツや文化などで気軽に交流できるような場やネットワークをつくり、そういった活動の中から、協力して取り組む関係を深め、結婚、妊娠、出産に向けての意識を高めていく長期的な若者の絆環境づくりを行います。【革新】

未婚化、晩婚化対策のため、出会いや結婚を希望する独身の方々をサポートする「出合い・結婚支援活動」を行うボランティアとして「南伊勢町結婚サポーター」などを募集し、結婚支援活動の拡大につなげます。【革新】

出生率の向上（施策 111　若者移住・定住の推進）

妊娠・出産に関する知識の普及、教育および寄り添い型相談・支援体制の強化を行うとともに、出産前後に家族等からの支援が得られにくい母子に対して、産前・産後ケアの強化を行います。【改善】

若者の出会い、結婚、妊娠・出産、子育てから就労、住居の斡旋等の少子化対策に必要なサービスを総合的に支援する拠点の整備を行います。【革新】

③子ども・子育て

1)子ども・子育てにおける目標

保護者の立場や地域の目などいろいろな視点で子育てを考え、「子どものために何が良いか」を一番に子育て支援施策を進めます。すべての町民が、子育てに「希望」や「喜び」を感じられるようになることで、親となる世代の若者には「この町で、この地域で子育てをしたい」、地域の方々には「地域の子どもと子育て世帯をみんなで支えたい」と思ってもらえるような子育て環境をつくります。

親となる世代の若者が、この町で子育てがしたいと思うような魅力を感じる質の高い子育て環境をソフト面はもとより、ハード面においても充実させていきます。それによって、結婚後も町に残って子育てしよう、他市町から南伊勢町に移り住んで子育てしよう、と思ってもらい、年少人口の増加につなげます。また、幼少期によい子育てができることは、将来その子どもがこの町に住み続け、働いたり、戻って来たりする若者を増やすことにもつながるものと考えられます。

保育・子育て環境において、本町の子育て施策が充実していると感じている子育て世代の若者の割合を向上させることと、幼児期における学びの芽生えと生きる力を育む質の高い新たな幼児教育を充実させるべく、子どもの知力、体力、英語力を向上させることを目標として設定します。

子ども・子育ての目標

区分	2015 年	2025 年
南伊勢町での子育て施策が充実していると感じている町民の割合	―	58%

区分	2015 年	2019 年	2020 年	2021 年	2025 年
新たな幼児教育の実施項目	―	英語力	英語力、知力	英語力、知力、体力	英語力、知力、体力

2)課題

家庭が核家族化し、仕事と子育てを両立させる世帯が多くなっていることから、経験不足等による育児力の低下や子育ての不安を抱える親への支援の充実が必要となっています。

また、地域の中で子育て中の親同士、子ども同士が交流できる場所の整備も必要となっています。

子育て世代の若者が安全に安心して暮らしていける地域の環境づくりや子育て世帯に対する地域の応援、サポートが重要です。

子育て支援の充実には、地域の子育て環境を魅力あるものに変えていくこととともに子育て支援センターの充実、保育の質の向上や幼児教育の充実も必要となっています。

3)解決の方向性

子育ての充実（施策 112　子育て支援の充実）

出産時や子育て期における経済的支援施策をより充実させ、子育て世代を応援していくとともに、南伊勢町で育つ喜び、育てる喜びをみんなで共有すべく地域の子育て力を強化していきます。【改善】

安心して子どもを生み育てることを支援するため、子育て支援事業等の情報を、妊娠の機会や出産の時などの時宜をとらえて確実に届けます。【改善】

子育て世帯の不安や孤立感を無くし、子育てや子どもの育ちを楽しめるよう、子育て世代のニーズに応じながら、保育所での早朝保育・延長保育など長時間保育や子育て支援センター、放課後児童ク

ラブ、ファミリーサポートなど子育て世帯を応援する事業を行うとともに、地域住民による登下校の見守りなど、子育てをみんなでバックアップすることで、親が自信と愛情を持って子どもを育てることができる環境をつくっていきます。【改善】

子どもが成長とともに豊かな心と体を育んでいけるよう、親と子のふれあいを通じた体験を成長段階に応じて豊かに積み重ねていけるような環境づくりを進めるとともに、複数の支援事業を子育ての段階に応じて切れ目なく受けられることができる体制づくりを進めます。【改善】

子ども、親子、地域の方々が、地域で楽しく遊べ、親どうしが交流できることで、子育てがしやすいと感じられる魅力のある公園の整備をはじめ、世代にあった遊び場の確保を検討していきます。【革新】

これらの子育て支援策により地域の子育て力を充実させ、南伊勢町で育つ喜び、育てる喜びを広げるとともに、様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちに健やかな育ちの場を提供する里親制度の普及をしていきます。【革新】

子育てを実際に行っている既婚女性による女性会議「さくらさく会議」を継続し、まちの子育て施策、町外から移住してこられる女性にとっての暮らしやすい環境づくりなどについての意見交換や施策の検討ができる場をつくるとともに、その場で出された意見や提案をともに実践していく体制づくりを行います。【改善】

保育の質の向上（施策 112　子育て支援の充実）

児童数の減少に応じた保育所の適正な運営を進め、保護者のニーズに合った多様なサービスの充実を行います。安全、快適でゆとりのある保育環境を提供するためには、保育施設の整備、改修を進め、幼児期の豊かな人間性を育むためには、保育所とともに地域の中での子育て機能の充実を図ります。【改善】

保育所では、子どもたちの心身の発達段階に応じた学びの芽生えや生きる力の基礎を育むために、知力・体力・英語力の向上を中心とした新たな幼児教育（キラキラ教室）を行っていきます。第１弾として英語力の向上から開始します。【革新】

保育所で、新たに開始する英語力の向上に向けた英語教育を小学生へ継続する取組みとして、放課後児童クラブにおいても英語指導を行っていきます。【革新】

④常若教育

1)常若教育における目標

「町への愛着」がありながらもこの町が「住みやすくない」との理由から出て行ってしまっている若者が町に残り、また、新しくこの町に移り住んでみたいと思う人を含め、この町に住んでよかった、住み続けたいと思えるようにしていくためには、今の町の暮らし方の中で「住みにくい」と思われる要素は何かをとらえ、「住みやすい」と思える要素に変えていく必要があります。

それには、定住・移住する若者だけでなく、今いる町の人たちが地域において、Ｕターン・Ｉターンで地域に移住してくる人や新しく雇用される外国人などに対して、歓迎し、新しい生活を支援する体制を準備しておくことが大切です。古い町の常識やこだわりを捨て、新しい習慣を受け入れるにあたっての抵抗や偏見などをなくし、新しいまちをともに創っていくプロセスこそが、“常若のまち”を築いていくうえで重要となります。

あらゆる世代が常に新しい要素を取り入れて自己を新陳代謝させ、町民一人ひとりが新しい目標を持ち、新しいやりがい、生きがいを生み出していくことがこのまちの新しい魅力を創り出すこととなります。

特に高齢者にとっては、「若者に支えられている存在」に偏らず、これからは「町の将来を担う若者を支えていく存在」として、地域全体で若者を支援できる環境づくりをしていくことが、生きる力や伝統などを世代間で“継ぐ力”につながります。

若者だけにとどまらず、町民誰もがそれぞれの世代で、若々しさと心身の健康を保ち、幸せを感じて過ごせるよう常若教育による環境づくりを進めることが、町民一人ひとりがいきいきと自己を新陳代謝させる再生力を持つことになり、まちの再生化を効果的に機能させ、まちの新陳代謝を促し “常若のまち”を実現させます。

「健幸」とは、病気にならない元気な身体、健やかに過ごせる身体の「健康感」に限らず、何らかの病気があったとしても地域や家族、友人などのつながりを感じ、社会貢献、ライフワークや趣味などによる自己実現や生きがいを持って楽しく過ごせている心の「幸福感」の調和がとれた状態をとらえています。「健幸」は、一人ひとりの取組みによって成し得るものだけでなく、まちづくりによって成し得るものでもあります。健幸教育では、一人ひとりが自らの健康を大切にし、ともに支え合い暮らすことによって絆や喜びが生まれ、幸せが感じられるまちづくりを進めていきます。

これらのことから、常若教育の目標を「地域での移住者の受け入れ態勢が十分できている」、「町内において世代間交流ができている」「健康感、または、幸福感を持って暮らせている」、と感じている町民の割合を向上させることを目標として設定します。

常若教育の目標

区分	2015 年	2025 年
地域での移住者の受け入れ態勢が十分できていると感じている町民の割合	—	50%
町内において世代間交流ができていると感じている町民の割合	—	50%
「地域のために活躍している人材がいる」と感じている町民の割合	—	72%
健康感を持って暮らせていると感じている町民の割合	—	57%
幸福感を持って暮らせていると感じている町民の割合	—	47%

出典：町民アンケート調査結果による数値

2)課題

都市部等から移住されて新たに町民になられた方や、移住フェアや観光物産展等に来られた町外在住の方に、外から南伊勢町がどのように見られているのか、また、南伊勢町から転出された方等に、なぜ町から転出されたかの理由のアンケート調査などを行い、町の課題などを把握する必要があります。そして、新しい町民の受け入れ体制を築くにあたっては、受け入れる町民の側にも古い習慣を新しい習慣に変えていくために、どんな取組みが必要か、まちの新陳代謝ができる環境をどのようにつくっていくのか、また町民一人ひとりが意識や行動を変える実践をしていけばいいのかなどについて、対策を準備しておくことが重要です。町の第一印象は、町への定着度を左右することにつながるからです。

また、地域を受け継ぐ若者が、中学校・高等学校卒業後の進学や就職により、一度町を出ていくと、

再び町に戻ってくるということは、それほど多い状況にはありません。こうした「ひとの流れ」を変えることができるのは、郷土愛を育むことなくして他にありません。子どもたちが地域の学校で育ち、地域と共に育てるふるさと教育やキャリア教育、地域ぐるみの青少年健全育成など学校と地域社会との縦・横のつながりの強化や、子どもたちの地域への愛着心の深化は、自分の生まれ育った場所を大事にしようとする心の醸成につながるだけでなく、伝統行事や地域文化の伝承、災害時に地域を支える人材の育成と確保、将来において町に帰ってくるＵターン者の確保につながるうえで重要となります。

地域リーダーの育成にあたっては、これまでの自治体主体の総じて座学を中心とした知識習得型の研修カリキュラムから、リアリティのある実践場面を導入していく段階に来ています。具体的なプロジェクト（目的・目標）が明確であるものほど、リーダー育成に参加する町民のモチベーションを高めることが可能になるため、今後は、町民への明確なメッセージとなる具体的なプロジェクトと絡めたリーダー育成を行うことが必要となっています。

さらに、地域リーダー育成を促していくプロジェクトも一過性なものではなく、継続を前提としたプロジェクトとするためには、リーダーのネットワーク化による地域主体の推進体制を同時に構築していく必要があります。これには、役場内でも、部署を横断的した枠組みの中で、柔軟に地域リーダーを支援し、事業化を図っていけるよう、総合的に支援できる人材育成をしていく必要があります。

若者の希望を実現していくためには、町民自身が主体となって、世代を越えてライフスタイルや価値観を共有し、その多様化や高度化を知り合う機会をつくっていく必要があります。「生涯学習」の場で気軽に学べる環境を提供し、地域で活躍できる人材を発掘・育成して、成果を地域づくりにつなげ、コミュニティの絆づくりと活力ある地域づくりに結び付けていくことが、持続可能な取組みとするために求められています。

スポーツは、年齢に関わらず誰もがともに交流しあうことにより、地域コミュニティの活性化につながり、そうした交流などの活動を継続するためには、体育関係団体と地域が連携・協力しながら地域全体でリーダーや指導者等の人材育成を行う必要があるとともに、町民の心身の健康維持・増進に向け、生涯スポーツを支援する体制づくりを進める必要があります。

町民にとって身近な芸術文化資源である地域の伝統芸能については、地域の若者や子どもの減少により、将来への継承が難しい場合が生じているなか、学校での伝統芸能や芸術文化に関する教育や、地域での継承の取組みが必要となっています。

文化財の調査・保存活動を進めていますが、文化財が十分に活用されておらず、今後は活用を積極的に進めていく必要があります。

町民一人ひとりが、心と体のバランスをとって健やかで幸せに過ごせることは誰にとっても共通の願いです。心身の健康には自分の状態を知ること、適度な運動と休養と、バランスのとれた食事など一人ひとりの取組みとともに、地域における交流などによる支えあう関係性を生み出し、幸せを感じることが必要となります。この心身の「健幸」については、町民の実態と認識を把握するところから取り組む必要があります。

3)解決の方向性

常若教育プログラムの実行（施策 121　地域での青少年の健全育成、施策 122　学校教育の充実と環境整備、施策 141　地域リーダーの養成、施策 142　まちの結束力向上、施策 143　支え合う地域づくりの推進、施策 321　高齢者福祉の充実、施策 322　障がい者の生活環境づくり、施策 331　生涯教育の充実、施策 332　芸術文化の振興と伝統文化の継承、施策 421　地域医療の確立、施策 422　保健予防の充実）

新絆プランにおいては、革新的な新たな取組みにより、年少人口をＶ字回復させていくこととしていますが、そういった新しいものへ踏み出せない気持ちや、新たな取組みをどうやって進めていいのかわからない心配、古くからの考えに固執してしまう抵抗感や、失敗を恐れる不安などが、新しいライフスタイルの創造や新しい地域コミュニティのあり方、新しい地域間の連携の仕方などへの変革を阻んでしまう可能性があります。常若教育プログラムでは、そういった要因を調査し、取り除く策を考えることからはじめていくこととなります。【革新】

若者や子どもの移住を快く受け入れることができる環境を地域でつくっていく、町民の意識改革や行動改革につながる仕組みや体制をつくります。【革新】

常若教育を進めていくためには、世の中にある最新の情報に触れる機会を増やし、先進的な取組みを行っている事例を視察に行って学んだり、実践者から話を聞く機会を設けたりすることも必要となり、価値観などの違う世代どうしが交流する場の創出などを行っていきます。【革新】

まちの新陳代謝を進め、まちを創り直していくためには、まちの習慣や町民どうしの協働の関係づくりを再構築していく必要が出てくる可能性もあります。暮らし方やまちづくりのあり方を見直し、新しい習慣づくりをしていくには、それぞれの年代や地域において創意工夫した主体的な取組みが求められます。役場では、それらの取組みを総合的にコーディネートしていくための「常若教育プログラム」を関係する主体とともに企画し、協力して実行していきます。【革新】

学校教育の充実（施策 122　学校教育の充実と環境整備、施策 144　多様な人材の活躍）

移住者を増加させる取組みを実施していく場合、移住者の増加を考慮し、町内の学校において、転入してくる児童・生徒の受け入れや外国籍をもつ子どもの受け入れなどがスムーズにできる学校側の支援体制の充実を行うとともに、性別、年齢、国籍、障がいの有無などにとらわれない価値観を養い、ダイバーシティの体制づくりを行います。【革新】

町内の小中学校において、首都圏等の大学生による将来の進路等のキャリア教育の授業を実施するとともに、三重大学や皇學館大学と連携し、長期休業などにおける課外授業の実施や、放課後や休日において、地域の教育ボランティアや民間の塾の講師などによる補習授業を行う公設塾の設置を検討します。【革新】

ＩＣＴの技術革新による教育環境の改革を行い、まちの教育現場に応じた新たな技術を取り入れた授業やＩＣＴ技術を活用した教育など次世代の学校教育に取り組みます。【革新】

ふるさと教育の充実（施策 122　学校教育の充実と環境整備）

子どもたちがこのまちに住み続けたい、将来戻ってきたいと思えるよう、ふるさとを愛する心、地域に貢献する心を育てる地域に根ざした「ふるさと教育」に重点を置いて取り組みます。教職員の異動等により、当町のことを全く知らない教職員がふるさと教育の現場に携わる場合には、ふるさと教育推進委員会の場で、各学校の取組みを共有しノウハウを蓄積して、ふるさと教育の持続、発展に生かします。【改善】

子育て支援センターから保育所、小中学校、高校までの町全体の計画として「南伊勢町ふるさと教育プラン」を策定するとともに、地域や関係機関等とも協働し、ふるさと教育をより充実させていきます。【改善】

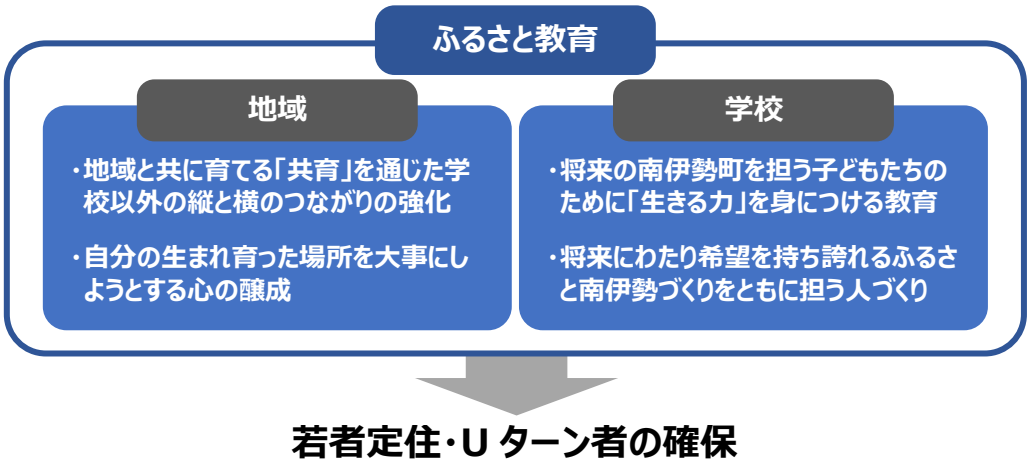

図 21　ふるさと教育の充実

高校生のキャリア教育の充実（施策 122　学校教育の充実と環境整備）

町内唯一の高校である南伊勢高校南勢校舎を魅力ある高校にするため、現在行っている地域資源を生かしたビジネスを研究する「ソーシャルビジネスプロジェクト（ＳＢＰ）」を充実し、新規ビジネスの起業や雇用の創出に向けた取組みにつなげます。【改善】

南伊勢高校南勢校舎が実施する地域人材等を活用した学習支援による学力向上の取組みや、進学希望者には「進学課外授業」を行い、就職希望者には各資格試験対策や、きめ細かな就職相談や斡旋を行うことにより、夢の実現や、進学・就職の希望が叶えられる教育、人材育成に向けての取組みを支援します。【改善】

南伊勢高校南勢校舎における保護者の転住を伴わない県外からの入学志願の一つとして、県外・県北部中学校卒業者の通学区域（特に南伊勢町）内の衣食住を含む保証人となる祖父母（グランドペアレンツ）や親戚（レラティブ）宅からの通学や、まち親制度や下宿ができる環境や仕組みづくりを行います。【革新】

首都圏等の大学生によるＩＣＴを活用した高校生への学習における方法論やモチベーションの管理についての指導を行うことで、高校生のモチベーションアップと継続的な学力向上に取り組みます。【革新】

地域ぐるみで連携した青少年健全育成（施策 121　地域での青少年の健全育成）

家庭環境の多様化により、子どもたちが、地域や大人たちと接することができる機会が減少し、地域行事などに参加する場が少なくなってきているため、子どもたちが元気で活発に育つことができるよう、活動の場や居場所づくりに取り組みます。【改善】

子どもたちが保護者や地域の大人と楽しく一緒に活動できる機会を設け、地域ぐるみで青少年を健やかに育てるため、町のみんなで子育てに参加する意識の醸成を図るとともに、町内外の子どもたちが夏休みなどの長期休暇の間に交流できる場をつくり、日常では経験することのできない交流を通して、友情と豊かな心を育みます。【改善】

地域リーダーの育成（施策 141　地域リーダーの育成）

地域づくりの目的・目標とリーダー育成事業を連動させ、町民の方にとってわかりやすく参加したくなる育成プログラムを策定し、町民の方のモチベーションを高めていくコミュニティビジネス化や地域づくりにおける持続可能な体制づくりを行うことによる地域活性化に向けた具体的な地域づくりのプロジェクトへの参加を通じ、新たな地域リーダーを育成していける仕組みを構築していきます。【革新】

総働のまちづくりによる地域づくりに向けた地域リーダーの育成においては、役場として横断的な枠組みにより、総合的に人材育成をする仕組みを構築するとともに、地域リーダーどうしのネットワーク化を図り、地域が主体となって地域づくりの取組みを進めていく推進体制を構築していきます。【革新】

「まちづくりリーダー交流会」の今後の展開としては、町の課題である「定住」をキーワードに、交流会の開催場所を参加者それぞれの活動拠点とし、意見交換の内容は開催者が提供するなど、役場主導ではなく参加者が主体となって活動できる仕組みづくりを行っていきます。【改善】

「まちづくりリーダー交流会」をきっかけに、個々で活動していた町内の事業者や地域で活躍している若者など、点と点をつなぎ、まち全体に広めることで、住民主導でまちづくりができる人材や団体の育成を支援していきます。【革新】

生涯学習（施策 331　生涯学習の充実）

「人蔵」を活用し、町民のニーズがあったときに、個人の勉強会やグループ・サークルなどの集会に講師を積極的に派遣するとともに、新旧の町民どうしが知り合う機会や、新しい情報や文化に触れる機会を増やすため、町主催の料理、手芸、パソコン等といった既存の生涯学習活動に加え、町民自らが希望する講座内容を決める公募型生涯学習講座を充実させ、これから先のまちづくりに合った生涯学習講座を開設し、新しい町民の自己実現や生きがいづくりにつなげていきます。【改善】

県立図書館との連携をさらに進め、県立図書館の本をより利用しやすい環境をつくるとともに、町内の図書室を地域の子どもや大人が身近で利用しやすい場にすることにより、図書室を新旧の町民どうしや子どもたちと町民の方々とのふれあいの場にします。【改善】

スポーツ（施策 331　生涯学習の充実）

スポーツを通じて交流や親交が深められるよう、スポーツ少年団活動や地域スポーツ活動に対して、スポーツ推進委員や体育協会などのスポーツに関する諸団体と連携しながら支援を行います。【改善】

ＩＣＴや医療とスポーツの連携による健幸づくりに取り組みます。【革新】

心身ともに健康で幸せを感じながら生活を送れるよう、誰もが、気軽に、継続的にスポーツに親しめる環境づくりを行います。そのために、地域に健幸スポーツ推進員を設置します。【改善】

スポーツを通じた子どもや障がい者の体力づくり、健康づくり、交流の場づくりを行います。【改善】

シニア世代のスポーツを通じた健康づくり、元気づくりのためのリーダー養成を行います。【改善】

計画的に体育施設の長寿命化を図るとともに、快適で安全にスポーツや運動が楽しめるよう維持管理を行います。【改善】

芸術文化の振興・伝統文化の継承（施策 332　芸術文化の振興と伝統文化の継承）

芸術文化の振興のため、南伊勢町文化協会と協働し、文化祭や展示会など発表の機会をつくり、創作活動やサークル・グループ活動などを支援します。【改善】

また、担い手の育成を通じて芸術文化振興によるまちの活性化に取り組みます。

伝統文化や文化財を活用し、福祉や観光、その他の産業などに新たな価値や発想を引き起こしていくため、町内外から専門性の高い人材を発掘し、配置します。【革新】

地域の伝承文化、歴史などの郷土資源を商品のデザインやパッケージ、ストーリーに活用できるよう支援します。【革新】

健幸教育（施策 331　生涯学習の充実、施策 332　芸術文化の進行と伝統文化の継承、施策 421　地域医療の確立、施策 422　保健予防の充実）

「健幸」は、身体の健康と心の幸福のバランスが取れた状態を成すものであることから、すべての町民が、年代を問わず、心身ともに健やかで、生きがい、やりがい、好奇心、向上心を持ち、地域や家族とのつながりを大切に過ごしていけるか、意識や行動について町民の方との意見交換会や町民意識アンケート調査などを行うことにより、実態の把握を行います。【改善】

それぞれの世代の方々が、積極的に社会参加し、社会貢献を行うことによる自己実現や、ライフワーク、趣味などの生きがいを持って、常に前向きで、健康的に生活を送ることができるよう、趣味、文化、生涯学習、健康、スポーツ、レクリエーション、地域活動および交流の機会を充実します。【改善】

健康や幸福に対する関心が低い人の関心を高めるとともに、関心がある人も無い人も健幸づくりに取り組めるようなきっかけづくりを行い、世代の垣根を越えた健幸づくり事業を実施していきます。【改善】

健康診査等の受診意識の向上とともに受診機会の拡大、利便性を図るために町内の医療機関の連携再編を行います。【改善】

⑤まちのプロモーション

1)まちのプロモーションにおける目標

将来的な町民の定住と町外からの移住につなげていくため、町民の南伊勢町への誇りと愛着の醸成や地域の活性化および町外での南伊勢町の知名度とイメージの向上を行い、定住人口の増加や移住人口・交流人口の増加へと確実につなげていきます。

町民の定住に向けて町内外の南伊勢町に関係するすべての方々が一体となってまちのプロモーションを展開していくために、南伊勢町の持つ魅力や特徴などの情報提供をまちのプロモーションの目標として設定します。

まちのプロモーションの目標

区分	2015 年	2025 年
ホームページアクセス数	―	74,000
町公式ＳＮＳフォロワー数	―	2,300
町の魅力が町内外に十分に伝わっている と感じている町民の割合	―	50%

2)課題

本町には、三重県一の漁獲量を誇る水産物をはじめ、自然環境、温暖な気候、様々な伝統や文化、祭りなどの地域資源や魅力が多くあります。しかしながら、町内居住者であるがゆえにその魅力等を

十分に感じられず町外に転出してしまう方や、また、町外の方には、そういった魅力が十分に伝わらずに定住・移住につながっていないという課題があります。

また、本町の弱みは、町外における認知度が低いことであり、それを打破するためには、南伊勢町の情報の提供と南伊勢町の持つ魅力や特徴のアピールが欠かせません。南伊勢町の知名度を安定的に向上させ、南伊勢町が活性化していくためには、まちを構成する町民、事業者・従業員、地域で活動する方のほか、町外の南伊勢町に関係するすべての方々が一体となって、継続的にまちのプロモーションを戦略的に展開していくため、まちの魅力を集約した地域ブランドメッセージを構築する必要があります。

各種メディア、インターネットやＳＮＳなどが普及し、あらゆる情報が飽和状態にある現代社会においては、いくら情報を発信しても、受け取り手側に「自分には関係のない情報である」と認識された情報は、見過ごされてしまいがちです。そのため、効果的、効率的にまちのプロモーションを行うためには、明確にターゲットを設定し、そのターゲットに向けて最適な手段で情報を加工・発信し、受け取り手側に「自分に向けての情報である」と認識してもらうための情報発信と共有を展開していく必要があります。

3)解決の方向性

地域ブランドメッセージの構築（施策 131　まちのプロモーション）

まちづくりの町外における魅力発信と町内における情報共有のためのまちのプロモーションを行う前に、まず、南伊勢町の魅力の発掘、創出を行い、「子育て・教育」「仕事」「くらしやすさ」「安心」を「まちの魅力」として集約化し、プロモーションを展開していくための「南伊勢町の地域ブランドメッセージ」の構築を行っていきます。【革新】

「南伊勢町の地域ブランドメッセージ」を構築するため、生まれも育ちも南伊勢町である方、一度町外に出られてＵターンされた方や都会から南伊勢町にＩターンされた方や産・官・学・金・労・言などの様々な主体に参加していただく「南伊勢町地域ブランドメッセージ創出委員会」（仮称）を立ち上げ、地域資源を活用した地域ブランディング、マーケティング戦略を策定し、町民や南伊勢町に関係する主体が総ぐるみとなって、まちのプロモーションに取り組みます。【革新】

まちづくりの魅力発信と共有（施策 131　まちのプロモーション）

構築された「南伊勢町の地域ブランド」を基に、まちの魅力や様々な取組みを戦略的にＰＲし、南伊勢町のイメージを高めて、定住・交流人口を増加させるとともに、南伊勢町に誇りと愛着を持っていただける「南伊勢町ファン」を増やしていくため、各種メディアや集客地等でのプロモーション活動を展開し、有効的に組み合わせて情報発信し、移住をはじめ、観光や交流、地域の特産品の購入やふるさと納税といった南伊勢町への関与を促進していきます。【革新】

町内においては、「南伊勢町がどのようなまちをめざしていくのか」ということを町民の皆さんに、町の広報紙やホームページなどを通じて、情報発信していくとともに、職員が地区に出向き、説明や話し合いを行い、情報を共有し、まちぐるみで移住・定住につなげていきます。【改善】

町外の方々に向けては、町民一人ひとりが、町のＰＲ人材となるべく、まずは職員から、他自治体へ出向いて出会ったときには、町の情報発信を行い、次に、地域の企業・団体職員、町民へと広げて、南伊勢町の認知度向上に向けて、情報発信の機会を増やしていきます。【革新】

2　業のイノベーション戦略プロジェクト

(1)現状認識

①就業者数の変化

産業全体の就業者数は減少の一途を辿り、国勢調査では 2005 年から 2015 年の間に 1,816 人の就業者が減少しました。

特に減少が顕著に見られたのは漁業が 550 人減、製造業が 441 人減と半減しており、次いで卸売業・小売業の 263 人減、建設業 261 人減、農業 114 人減です。一方、医療・福祉業においては、88 人増加しています。

なお、農業においては、兼業農家数を除いた人数で見ると、出荷農家(販売農家)数が 53 人減っています。

就業者の年齢構成を見ると、農業並びに漁業で高齢化が進み、若い人の就業が少なくなっていることがわかります。

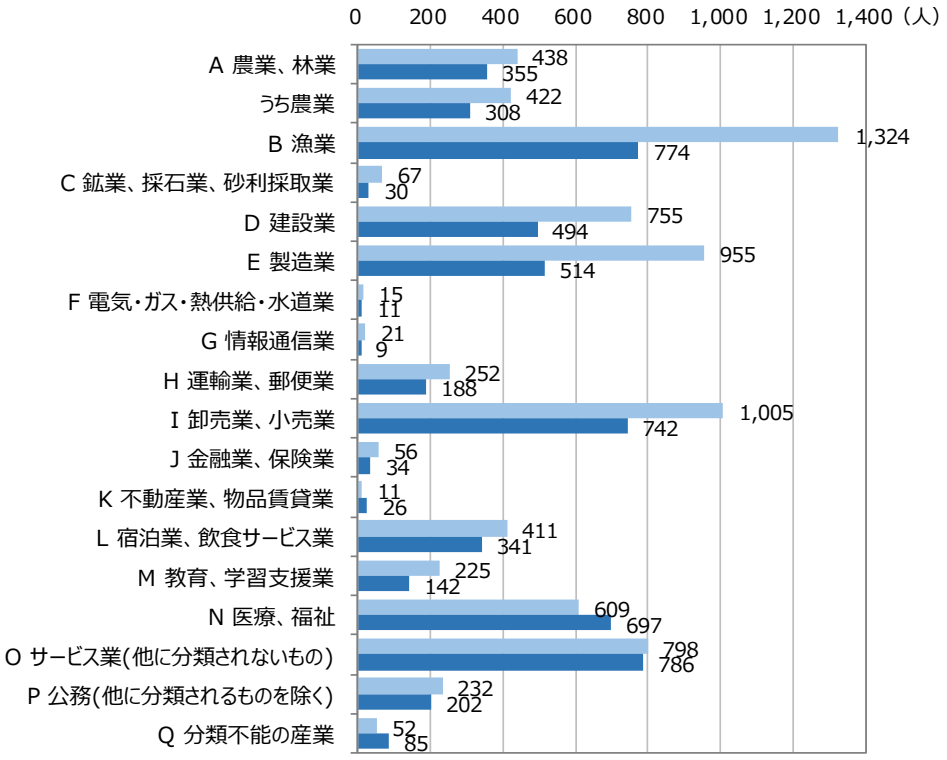

出典：国勢調査

■2005 年　■2015 年

図 1　産業大分類別就業者人数比較

表 1　出荷農家数

区分	2005 年	2015 年	増減数
出荷農家(販売農家)	210 人	157 人	－53 人

出典：農林業センサス

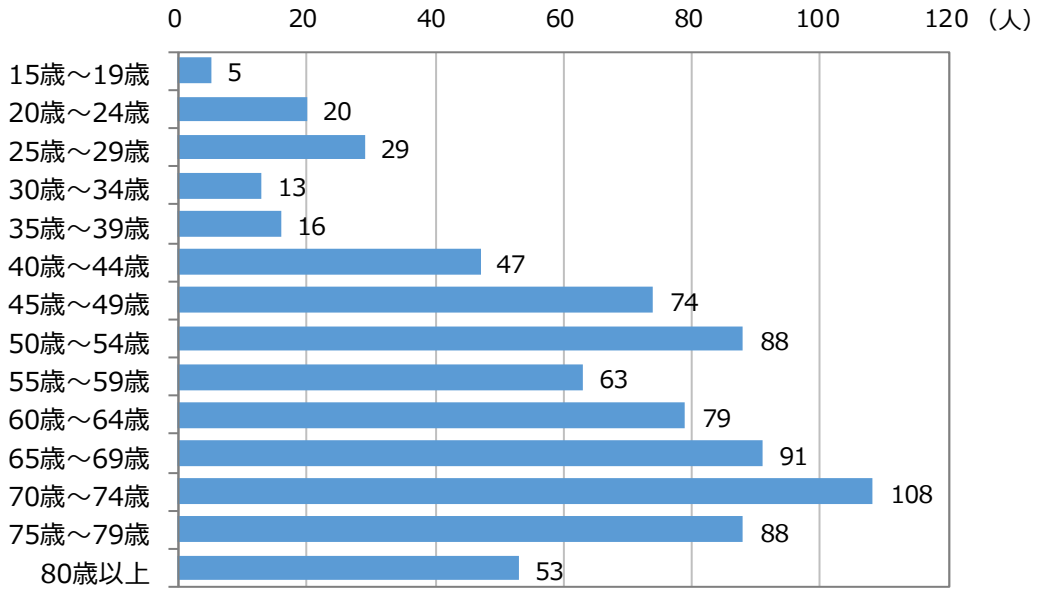

出典：2015 年　国勢調査

図２　漁業者の年齢構成

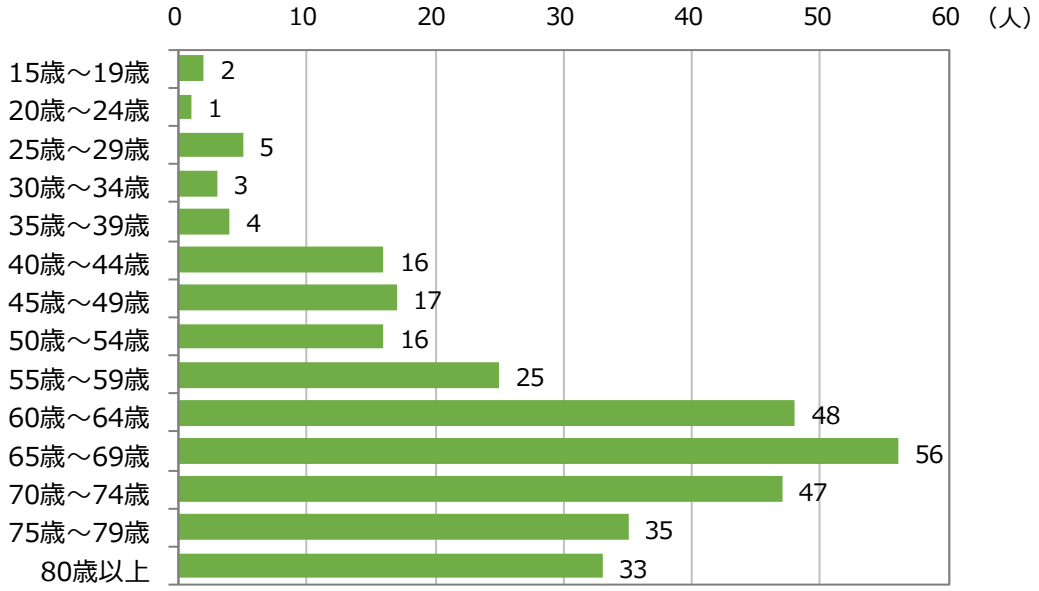

出典：2015 年　国勢調査

図３　農業者の年齢構成

②第１次産業

1)水産業

当町の水産業は、主に採捕漁業(まき網、定置網、遠洋漁業、内湾漁業等の採る漁業)、養殖漁業(育てる漁業)により構成されています。

これまで後継者、新規就業者の確保については、漁業法に基づく海面利用制度(以下、「漁業権」という)に関する制約があり、「漁師塾」等の技術習得サポート体制だけでは漁業就業や新規参入には困難がありました。

この新規参入の困難さについては、2018 年 12 月に漁業法の一部改正により、同法に基づく「漁業権」の見直しが行われ、都道府県知事が認めるものであれば漁業権を発行することが可能になったことから、今後は新たな漁業就業の展開や新規参入事業者への門戸が開かれることとなり、漁業に新たな機会が生まれました。

しかし、新たに漁業を始めるためには、漁業現場での長期研修等を通じて漁業活動に必要な経営管理の知識や技術を習得する必要があり、また就業資金については各種交付金、漁業制度資金等の活用を促進していく必要があります。

まき網漁業

まき網漁業は、当町の漁獲量を牽引する中心的な漁業であり、外湾部主力採捕漁業となっています。2005 年から 10 年の間に経営体数が３社から４社に増加しました。就業漁業として若い世代の雇用も生んでいて、2011 年から 2017 年の間に 39 歳以下の就業者が 16 人増加しています。

定置網漁業

定置網漁業は、2005 年に 43 社ありましたが、2015 年までに９社が廃業し、34 社となりました。本漁業は、内湾部の主力採捕漁業であり、就業漁業として 35 歳以下の若い世代の雇用を生んでいる経営体もありますが、新たな就業者を確保出来ずに乗組員の定員割れを起こし、操業できず廃業する経営体もあります。

内湾漁業

内湾漁業は、2005 年に 680 経営体から 2015 年までの間に 53 経営体が廃業して、627 経営体となりました。小型漁船により内湾部で刺網によるイセエビ漁や釣りによるカサゴ等の魚介類の採捕、アワビ、サザエ等の貝類の採貝業、ヒジキ・ワカメ等を採藻する漁業として、個人経営体(家族経営)を中心に営まれています。

町においては、水産資源の確保対策としてカサゴ等の内湾海域に住みつく根魚の種苗生産・放流を政策的に実施し、水産資源を補完する取組みを漁業者の皆さんとともに実施しています。

また、内湾では藻場環境の変化に伴い漁獲量の変動が大きく、藻場環境の改善が求められているだけでなく、廃業に伴う船・漁具の処分についてはＦＲＰ等の材質により高額な処理費用がかかるなど廃業時の課題もあります。

表２　カサゴ種苗生産・放流

種苗名称	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
カサゴ	8,500 尾	24,055 尾	103,464 尾	53,638 尾	66,164 尾

南伊勢町水産農林課調べ

養殖漁業

養殖漁業全体では、2005 年の 427 経営体から 2015 年の 10 年間で約半数の 203 経営体が減少し、224 経営体となりました。養殖漁業経営体においては一部魚種の魚価低迷、大幅な燃料費の変動等社会情勢の影響により収益性が低下しています。

真珠については、真珠価格の下落や従事者の高齢化に伴い廃業が相次ぎ、養殖期間が長い真鯛等の養殖魚種は魚価の下落、魚病等によるへい死のリスクが高くなり、それらを起点とした収益悪化につながっています。

東日本大震災等に起因する津波による施設被害も追い打ちをかけることとなり、真珠養殖は 129 経営体の廃業、真鯛養殖は 86 経営体の廃業があり、出荷するまでに長い期間が必要な養殖業は非常に大きな打撃を受けました。

一方、近年五ヶ所湾地域水産業再生委員会が主体となり作成した「浜の活力再生プラン(第 2 期)」では、真牡蠣シングルシード養殖による地域産業の創出を掲げ、生産マニュアルの作成に取り組み、牡蠣養殖を拡大させています。この真牡蠣については「プルみえ」の名称により南伊勢町ブランドの認定を受け、高齢漁業者や女性漁業者により普及が進んでおり、10 年間で 23 経営体が増加しました。

町においては、アワビの陸上養殖実証試験に取り組んでおり、大学機関と連携して安価な餌の研究開発を進めています。また、ヒロメの種苗生産を漁業者、三重外湾漁業協同組合と協力し進めるとともに、あおさや真鯛については南伊勢ブランドとして認定し、漁業協同組合や養殖漁業経営者とともに流通先の確保を行う協働取組みが実施されています。

近年、新たな養殖漁業の展開としてまぐろ養殖が確立され、世界的な不漁により漁獲量制限がなされている理由から関心が高まっており、養殖業においても若者の雇用が生まれています。

表３　漁業種別主な経営体数

漁業種別	2005 年	2015 年	増減	従事者数／経営体
1)まき網漁業	3 経営体	4 経営体	1 経営体	10 人～29 人
2)遠洋漁業	53 経営体	22 経営体	-31 経営体	15 人～29 人
3)定置網漁業	43 経営体	34 経営体	-9 経営体	5 人～24 人
大型定置網	4 経営体	3 経営体	-1 経営体	
小型定置網	39 経営体	31 経営体	-8 経営体	
4)内湾漁業	680 経営体	627 経営体	-53 経営体	1 人～4 人
刺し網	188 経営体	182 経営体	-6 経営体	
釣り	202 経営体	191 経営体	-11 経営体	
採貝・採藻	290 経営体	254 経営体	-36 経営体	
5)養殖漁業	427 経営体	224 経営体	-203 経営体	1 人～9 人
真鯛	155 経営体	69 経営体	-86 経営体	
牡蠣	13 経営体	36 経営体	23 経営体	
のり	54 経営体	43 経営体	-11 経営体	
真珠	205 経営体	76 経営体	-129 経営体	

出典：東海農林水産統計年報

※漁業は複合経営による従事者が多く、経営体数は法人数又は従事者数とは異なります。
※１経営体あたり従事者数は経営体運営会社の事務経理者等の直接従事しない者を除きます。
※１経営体あたり従事者数は５人刻みであり、必ずしも最低・最大従事人数ではない。また、漁船規模・船団規模により従事数は異なります。
※近年開始された新しい養殖漁業である「まぐろ養殖業」は統計情報が存在しません。

表４　2011 年度－2017 年度の新規漁業就業者数

漁業種別 (経営種別)	① まき網漁業	② 遠洋漁業	③ 定置網漁業	④ 内湾漁業	⑤ 養殖漁業
15 歳～19 歳	2 人		3 人		2 人
20 歳～24 歳	9 人		1 人		5 人
25 歳～29 歳	2 人		1 人		
30 歳～34 歳	2 人		1 人		1 人
35 歳～39 歳	1 人			1 人	
40 歳～44 歳					
45 歳～49 歳					
50 歳～54 歳				1 人	
55 歳以上					
合計	16 人		6 人	2 人	8 人
平均就業者数	2.7 人/年	0 人/年	1.0 人/年	0.3 人/年	1.3 人/年

出典：三重県漁業新規就業者数調査

2)農業

農業は、平地では水稲や柑橘類、振興作物として青ネギ、春キャベツ、花卉(花苗)、いちごなどの露地野菜、施設栽培や各種畜産業にて構成されています。

就業数の中心となる出荷農家数の推移を見ると、2005 年 210 戸から 2015 年 157 戸と 53 戸減となっています。特に温州みかんに代表される柑橘類および水稲栽培で就業者の減少が顕著に見られ、柑橘類では 39 戸減少、水稲では 11 戸減少と大半を占めています。

町では、「みかんの学校」を開校するなどして新規就業者を増やす取組みを実施していますが、新規就業者以上に離職者が多いのが現状です。

また、就業者数の減少と比例するように農産物の栽培面積の減少も著しく、水稲は 2005 年の 133.12ha が 2015 年には 96.14ha と 36.98ha の減少、柑橘類(果樹)は 2005 年の 96.14ha が 2015 年には 89.46ha と 6.68ha の減少となっており、南伊勢町の主力農産物耕作地も 10 年間で 46.66ha 減少し、現在は農地全体の約 40%(361ha)が非耕作地となっています。

表５　主な栽培面積の推移

栽培面積区分	2005 年	2015 年	減少した耕作地
水稲	133.12ha	96.14ha	-36.98ha
柑橘類(果樹)	96.14ha	89.46ha	-6.68ha

出典：農林業センサス

水稲栽培

水稲栽培については、2005 年には出荷農家数が 75 戸ありましたが、10 年後の 2015 年には 11 戸が減少し 64 戸となりましました。収益を上げる業としていくには大規模化が必要であり、作業受託等との複合経営でなければ水稲栽培単独では成り立たない面があります。

現在、作業受託等との複合経営のような水稲栽培は当町では行われておらず、当町の水稲栽培の就業者は、すべてが兼業農家です。水稲は柑橘類や露地野菜と比較すると労働時間が短く比較的兼業農家も栽培ができるものとして続けられています。

収益が少なくても続けられている理由としては、経済合理性では図れない地域の景観を守ること、

代々受け継いだ農地を荒廃させない地域愛と想いもあり、販売せず自家消費米として活用している水稲農家が多くいます。

柑橘類栽培

柑橘類栽培においては、高品質な温州みかん等の産地であり、贈答品として重宝される地域ブランドとしての代表的な地位を確立しています。しかし、2005 年の出荷農家数 126 戸から 10 年後の 2015 年には 39 戸が減少し 87 戸となりました。

これは、就業者の高齢化による自然減以外にも、耕作放棄された果樹園地を見ると労働負担の大きい傾斜地で、場内作業道が無く収穫や防除薬品散布等の作業効率が悪いことや、野生動物による食害により収益が上がらず、廃業してしまっている例が多くあります。

しかし、就業者の創意工夫により、高級青果店との個別契約や温暖な気候を活用した他産地に類を見ない珍しい果実栽培に挑戦し成功するなど収益性の高い新たな柑橘品種の栽培も進められています。

また、本来Ｂ品処理されていたキズみかんも町外の加工事業所の協力を得てジュース等の加工品として商品化するなど新たな取組みも生まれました。

畜産業

畜産業については、養鶏(採卵鶏)、養豚・肉用牛の肥育が行われています。特に、養鶏(採卵鶏)においては、法人による大規模な生産が行われており、多くの雇用を創出しています。また、流通先も小売店への納入だけでなく、自社でたまご自動販売機の設置や洋菓子等に加工し、販売も行われています。

露地野菜

露地野菜においては、近年始まったばかりで生産者は少ないですが、南伊勢町が推進する振興作物（青ネギ、春キャベツ等）は、冬季温暖な当町の気候を生かした収益性の高い作物といえます。

施設栽培

施設栽培においては、法人による大規模な花卉(花苗)等の施設栽培であり、多くの雇用を創出しています。流通先も大手ホームセンター等と直接取引するなど、企業努力による取組みが行われています。

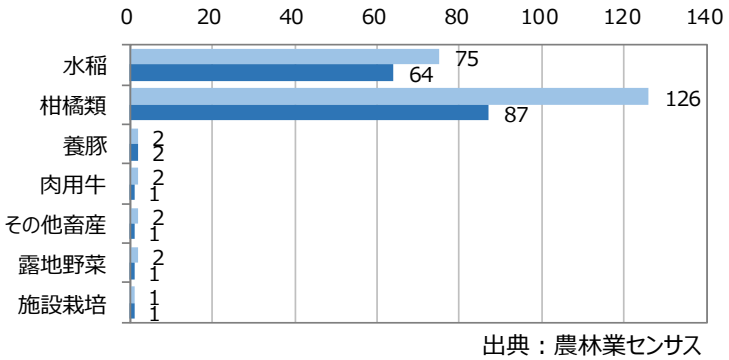

図４　栽培品目別出荷農家数

3)林業

林業は、2005 年の就業者数 16 人から 2015 年の就業者数 27 人と 11 人増加しています。これは、備長炭等の製造による林産物の活用や菌床シイタケ用の広葉樹の活用について活路が見いだされ増加に転じたものであり、林業就業者が組織する経営体の林産物販売においても０経営体から５経営体と増加していますが、当町の林業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

また、国ではパリ協定の枠組下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環環境税(2024 年 1 月 1 日施行)および森林環境譲与税(2019 年４月１日施行)が創設されました。

これを受け当町においても、今後、自伐型林業や異業種からの林業参入など新たな林業展開が期待されています。

林産物の活用

木材の輸入自由化以降続いている木材価格の低迷により林業者の廃業が相次ぎ、現在は切り出した木材を建築資材として活用することを主とした目的とせず、森林保全や土砂災害防止、水源涵養機能の保護等を目的とした環境整備が主体となっています。

また、町内に多く植生するウバメガシの活用がなされており、備長炭の製造やアクセサリーとして研磨加工するなど他業種との協働による商品開発も行われています。

特用林産物の生産

シイタケ等の原木・菌床栽培が行われていますが、生産量が少なく地域内にて消費されています。また、菌床製造用の広葉樹(クヌギ・ナラ等)の買い取り事業についても、複合経営の１つとして活用されています。

表６　林業就業者人数比較

就業者区分	2005 年	2015 年	増減数
林業就業者※1	16 人	27 人	11 人
林産物販売※2	０経営体	５経営体	５経営体

出典：国勢調査、農林業センサス

※１　図１のＡ農業、林業(2005 年、2015 年国勢調査)より農業を差引した就業者人数
※２　2005 年、2015 年農林業センサスの過去１年間に林産物の販売を行った経営体数

③第２次産業、第３次産業

町は、南伊勢町商工会と協力し、日本政策金融公庫からの小規模事業者経営改善資金を借り受ける際の利子補給や町内で創業または雇用増加を伴う事業拡大等の活動について補助を行い、町内産業の活性化と働く場の拡大を図ることを目的に実施しています。しかしながら、製造業や小売り事業者、宿泊・飲食等サービス事業者の高齢化や後継者不足、人口減少(購買者数の減少)に伴う消費額の減少などにより廃業される事業者は後を絶ちません。

1)製造業

南伊勢町は第１次産業が基幹産業となっているにも関わらず、農林水産物を原材料とする製造業では2005年955人の就業者から2015年には514人となり、10年間で441人と半減しています。

就業者数の減少原因としては、町内の水産物加工製造業の後継者不足や燃料高騰、施設の老朽化、その他社会情勢の変化等に起因すると考えられ、製造施設数も 2005 年の 59 社から 10 年後の 2015 年では８社が減少し、51 社となっています。

なお、2017 年 10 月に設立された株式会社みなみいせ商会については、廃校となった小学校を加工場として改修し、2018 年４月より水産物を活用した水産物加工品製造を開始しています。

2)卸売業・小売業

卸売業・小売業では、2005 年 1,005 人の就業者から 2015 年には 742 人と 10 年間で 263 人減少しています。

就業者数の減少原因としては、人口減少に伴い地域内で消費活動が活発に行われないことに起因すると考えられ、小売店舗数も 2005 年の 282 社から 10 年後の 2015 年では 77 社が減少し 205 社となっています。

3)宿泊業・飲食サービス業

宿泊業、飲食サービス業では、2005 年 411 人の就業者から 2015 年には 341 人と 10 年間で 70 人減少しています。

宿泊業の就業者数減少原因としては、施設の老朽化等に起因すると考えられ、施設改修等の設備投資を行わず廃業に至っており、宿泊施設数も 2005 年の 39 施設から 10 年後の 2015 年では 11 施設が減少し、28 施設となっています。

また、飲食店舗数については 2005 年の 65 店から 10 年後の 2015 年では 19 店が減少し 46 店となっています。

表７　第２次産業、第３次産業施設数比較

区　分	2005 年	2015 年	増減数
製造施設数	59 社	51 社	-8 社
小売店舗数	282 店	205 店	-77 店
宿泊施設数	39 社	28 社	-11 社
飲食店舗数	65 店	46 店	-19 店

南伊勢町観光商工課調べ

4)観光業

南伊勢町の観光業は自然を活かしたマリンレジャー(釣堀、釣船、渡船、ダイビング、シーカヤック等)や養殖魚給餌体験、みかん狩り等の観光農業等の体験型観光のほか、愛洲の史跡めぐり等の観光が主力となっています。

2016 年に伊勢志摩国立公園がナショナルパークに選定され、国立公園満喫プロジェクトに基づく「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム」が策定されました。同プログラムでは、2020 年までに伊勢志摩国立公園の訪日外国人利用者を 2015 年の約 3 倍の 10 万人とすることが目標とされています。南伊勢町の外国人観光入込客は 2015 年に 460 人で 2018 年は 598 人となっているのが現状です。

南伊勢町への観光入込客数は、2005 年の 192,539 人から 2018 年には 283,604 人と 13 年間で約 91,065 人（約 1.5 倍）増加していますが、伊勢志摩国立公園全体では 2005 年 1,491 万人、2018 年 1,720 万人となっています。

また、近年では産業イベントによる誘客や各地区における伝統行事、複数の映画・ドラマ等のロケ地として南伊勢町の風景や古民家等が活用され、週末には映画ファンが訪れることもあり新たな観光のかたちが見えてきています。

表 8　南伊勢町にて撮影された主な映画・ドラマ等

映画・ドラマ等名称	主なロケ地	時期
きいろいぞう（主演：宮崎あおい・向井理）	斎田、切原、田曽白浜他	2012. 4
娘の一生（主演：榮倉奈々・豊川悦司）	田曽浦、大江、迫間浦	2014.5
半世界（主演：稲垣吾郎・長谷川博己）	伊勢路、切原、宿田曽他	2016.2
青夏（主演：葵わかな・佐野勇斗）	五ヶ所浦、切原、大江他	2018.4
ドラマ高嶺の花（主演：石原さとみ）	見江島展望台他	2018.8

南伊勢町観光商工課調べ

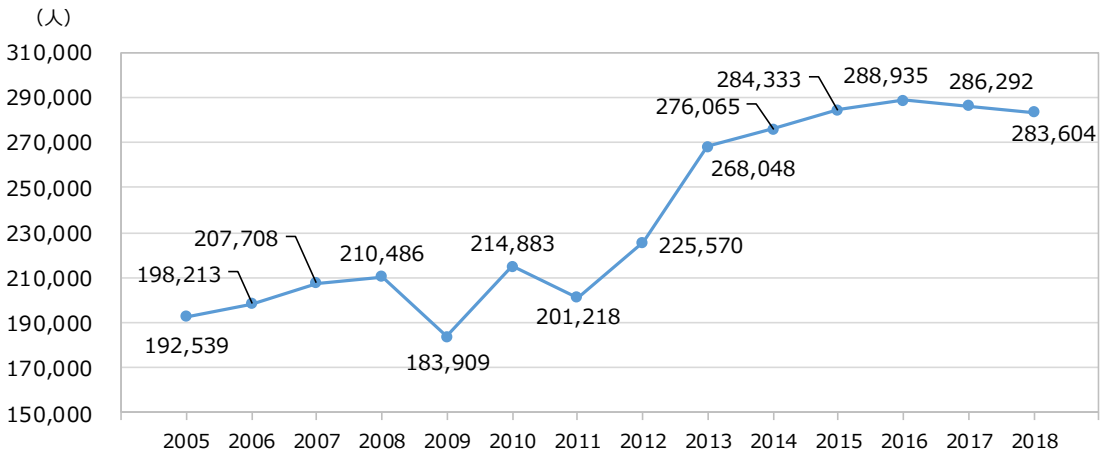

南伊勢町観光商工課調べ

図 5　観光入込客数

表 9　南伊勢町内の主なイベントと集客数

イベント名称	実施地域	2015 年集客数	開催時期
五ヶ所湾 SUN・3・サンデーふれあい市	五ヶ所浦	7,917 人	毎月開催
ふれあいまつり	神前浦	1,500 人	4 月
おさかなフェスタ	奈屋浦	5,000 人	11 月
わくドキ南伊勢	五ヶ所浦	3,500 人	11 月
サニー市 in 南伊勢町	五ヶ所浦	3,500 人	12 月
歳末物産市	五ヶ所浦	5,400 人	12 月

南伊勢町観光商工課調べ

表 10　伊勢志摩国立公園構成市町の観光入込客数

市町名	2005 年		2018 年	
	観光入込客数	うち外国人観光客	観光入込客数	うち外国人観光客
南伊勢町	192,539 人	—※	283,604 人	598 人
伊勢市	5,659,366 人	55,843 人	8,505,253 人	101,446 人
鳥羽市	4,881,587 人	35,759 人	4,313,698 人	58,640 人
志摩市	4,173,254 人	30,162 人	4,092,783 人	55,101 人

南伊勢町観光商工課調べ

※　南伊勢町の 2005 年観光入込客数うち外国人観光客は未集計である。

5)医療・福祉サービス業

医療・介護サービスにおいては、近年新規参入事業者が増加し町内に入所型の介護施設数は2005 年の３施設から 2015 年には８施設と５施設の増加、通所型介護施設数は 2005 年の 16 施設から 2015 年には 31 施設(通所型リハビリテーション含む)となり 15 施設増加しました。

これらの就業場所の増加により医療・福祉業は 2005 年の 609 人から 10 年後の 2015 年では 697 人と 88 人の就業増加が見られますが、医師、看護師不足に加え、介護の現場においてもこれから訪れる団塊世代の介護需要に対し介護資格を有する者の不足が懸念されています。

表 11　福祉事業所数の推移※

区分	サービス名	基準配置職員数の積算基礎	2005年（H17）			2015年（H27）			基準配置職員数の増減
			事業所数	入所定員又は利用定員数	基準配置職員数	事業所数	入所定員又は利用定員数	基準配置職員数	
施設	①特別養護老人ホーム	施設長1・相談員1・看護師1・介護職員（必要数３：１）	2	120	47	4	219	87	40
	②グループホーム	管理者１・相談員１・介護職員（1ユニット：３）	1	18	8	2	27	13	5
	③介護老人保健施設	管理者1・相談員1・看護師1・介護職員（必要数３：１）	0	0	0	1	29	13	13
	④有料老人ホーム	管理者1・相談員1・看護師1・介護職員（必要数３：１）	0	0	0	1	27	11	11
	施設サービス（計）		**3**	**138**	**55**	**8**	**302**	**124**	**69**
居宅	⑤居宅介護支援(ケアマネジャー)	管理者１（介護支援専門員）	4	—	4	9	—	9	5
	⑥地域包括支援センター	南伊勢町地域包括支援センター７人＋委託事業所	0	—	0	1	—	6	6
	⑦訪問介護(ホームヘルパー)	基準：2.5人以上	3	—	7.5	8	—	20	12.5
	⑧訪問看護	基準：看護師2.5人以上	1	—	2.5	3	—	7.5	5
	⑨訪問入浴介護	看護師1・入浴介護職員2	1	—	3	0	—	0	-3
	⑩訪問リハビリ	常勤の医師１・理学療法士等１	1	—	2	1	—	2	0
	⑪通所リハビリ	医師（病院兼務可）１・理学療法士等１	0	—	0	1	—	3	3
	⑫通所介護（デイサービス）		6	110	30	8	166	36	6
	在宅サービス（計）		**16**	**110**	**49**	**31**	**166**	**83.5**	**34.5**
合　計			**19**	**248**	**104**	**39**	**468**	**207.5**	**103.5**

南伊勢町高齢者支援課調べ

※基準配置職員数は、法的に配置すべき職員数であって実際の職員数は当該人数以上となります。
※事業所の内、事業所の登録はあっても実態のないものは含んでいません。

(2)目標、課題、解決の方向性

2015 年国勢調査における就業者の数は 5,410 人となっていますが、年々減少傾向にあり、このまま人口減少に比例し就業者数の減少が進めば町内産業全体の衰退をもたらす危機的な状況を招く重大な課題となります。

人口減少後、安定的な産業形成が町全体としてなされるためには、今までにない産業の創出、業のイノベーションを起こす必要があり、若者の雇用を創出し、継続的に経済活動を実施することができる 10 年後のあるべき姿として、将来の町内就業者を産業種別ごとに目標値を設定します。

表 12　各産業の就業者推計

産業区分	2005 年 A	2015 年 B	増減率 C＝B/A	2025 年 D＝B×C
第１次産業	1,762 人	1,109 人	62.9%	697 人
第２次産業	3,070 人	1,988 人	64.8%	1,288 人
第３次産業	2,394 人	2,313 人	96.6%	2,234 人
合　計	**7,226 人**	**5,410 人**	**―**	**4,219 人**

南伊勢町まちづくり推進課推計

①第 1 次産業

1)第１次産業における目標

2025 年、第１次産業の従事者は著しい人口減少・少子高齢化等による自然減により既存就業者が大きく減少し、このまま何も手を打たない場合、2015 年の第１次産業の就業者総数 1,109 人から 2025 年には 697 人となってしまうと見込まれるところですが、Society5.0(超スマート社会)に対応したＩＣＴ、ＡＩの導入、ビックデータを基にした農林水産物の生産活動に飛躍的な進歩をもたらすデータの可視化等を活用し業のイノベーションを起こし離職を防ぎ、若者の新規就業者を確保することとで、2025 年には第１次産業全体で 815 人の就業者を確保することを目標とします。

これらの就業者を増加させる目標を達成するために、新たな養殖魚種に挑戦する経営体への支援、南伊勢町の特産品である柑橘類のさらなる発展を戦略的に実施する果樹園地のイノベーションモデル農地造成、人と地域(集落)と農地の問題を解決する各地域(集落)の実情を踏まえたマスタープラン策定支援や森林環境譲与税の活用による林業の異業種参入誘引政策等を展開します。

第１次産業就業者の目標設定

	2015 年 A	離職者数 B	既存就業者 2025 年推計 C＝A-B	新規就業目標 D	2025 年 E＝C＋D
第１次産業	1,109 人	412 人	697 人	118 人	815 人
水産業	774 人	284 人	490 人	74 人	564 人
農業	308 人	112 人	196 人	25 人	221 人
林業	27 人	16 人	11 人	19 人	30 人

第１次産業就業者を増加させるための事業目標

目標区分	2015 年	2025 年
新たな養殖魚種に挑戦する経営体	０経営体	１経営体
果樹園地のイノベーションモデル農地造成	０箇所	１箇所
人・農地プラン(地域農業マスタープラン)策定区	０区	５区
異業種の林業参入経営体	０経営体	１経営体

2)課題

漁業

2018年12月の漁業法の一部改正により、漁業権に対する制約が緩和され新たな漁業就業機会が生まれました。しかしながら、町の漁業は、高齢化による就業者の減少の他、海水温の上昇やウニなどの食害などによる磯焼け、海の環境変化等による赤潮との発生、頻発する自然災害、燃料、餌料の高騰、魚価の低迷等多くの就業に関わる課題があり、漁業制度資金等の支援だけでは離職や廃業を食い止めることは困難な状況となっています。

特に漁業就業者の年齢構成から推計すると高齢により離職する就業者は 2025 年には 284 人に上り、産業の維持そのものを脅かす危機的な状況です。

就業者数増加がある漁業は、まき網漁業に代表される大規模漁業や給餌の必要が無い牡蠣養殖業で、新規就業者が見込める状況にありますが、まき網漁船の隻数やそれを受け入れる漁港規模、養殖に適した漁業区画等には上限があり、これらの漁業への新規就業者の増加だけでは離職・廃業による減少を賄えない状況にあります。

そのため、フィッシャーマンズワーフ等これまでに無い新たな拠点整備について調査を実施し、漁業体験、釣船・渡船等のレジャーフィッシング、漁師飯や郷土料理などの飲食業、水産物加工販売等の漁業関連事業者との総働により、若者の雇用・若者の起業を創出する必要があります。

農業

農業については、高齢化による就業者の減少の他、獣害による営農意欲の低下等により離職が進んでいます。農業就業者の年齢構成から推計すると、高齢により離職する就業者は2025年には112人に上り、就業者の大きな減少は農地の荒廃や農業用水の維持管理が困難になるだけでなく、地域の荒廃につながっていきます。

この就業者減少を食い止めるためには、若者が就業しやすい環境を整えていく必要があります。特に、南伊勢町の特産品である柑橘類については年々生産量が減少傾向にあり、その一因となっているのが急傾斜地特有の作業効率の悪さにあります。若者の就業と農業の成長産業化のためには農業用機械の活用が可能な省力化できる農地が必要です。

また、地域内の農業基盤の強化を進め、地域の景観を維持するための新たな農産物栽培のチャレンジとして酒米等を栽培し醸造委託することによる収益性の高い６次産業化を推進するとともに、集落営農の農事組合法人化を促し地域内の農地を同法人に集約することで、今までの起業する農業とは異なる「就業する農業」へ変化させ、若者の就業と持続可能な農業経営を両立する新たな農業就業機会を生み出す必要があります。

林業

全国的に長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない事態が発生しています。

町内でも人工林の手入れが不足している状況であり、森林の適切な施策が出来ないと、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。

加えて所有者不明や境界不明確等の森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

このような中、2019 年４月から森林経営管理法が制定され、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林については経営管理を町が行うことで、森林の適切な施業を行う必要があります。

3)解決の方向性

水産業（施策 213　活力ある水産業への挑戦）

2018 年 12 月の漁業法の一部改正により、漁業権に対する制約が緩和されたことから、この機会を最大限活かせるよう町、三重県、漁業協同組合および漁業権管理委員会が協働して、漁業就業のための移住相談等への参加、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術の習得のための取組みについて総合的に支援し、将来を担う人材確保・育成に取り組み新規漁業就業者を増加させるため以下のとおり漁業種別ごとの方向性を定めます。

・まき網漁業(就業型漁業)

まき網漁業は現在も若者の雇用を生む重要な漁業の１つであり、この就業型漁業を維持していくため、漁業現場での長期研修等の支援を通じて就業者の確保を図っていきます。【維持】

・定置網漁業(就業型漁業)

定置網漁業においては、操業船の定員割れを起こしている経営体もあり、就業機会を創り就業者を確保するため、漁業就業フェア等に関係機関とともに参加し、定置網漁業の魅力発信に取り組み、安定的な就業者確保に取り組みます。【改善】

・内湾漁業(起業型漁業)

藻場環境の改善を目的にウニ等の藻類捕食動物の駆除活動を推進し、藻場の再生に取り組みます。【改善】

高齢化に伴い漁業を辞められる漁業者の漁船・漁具等の漁業資機材について、漁業協同組合、地区管理委員会等の関係機関と協力し、新規就業者へあっせんできる仕組みを創ります。これにより漁業を辞められる漁業者は廃船費用等を削減でき、新規就業者は安価に漁業資機材を確保できることで、初期投資を抑える仕組みをします。【改善】

・養殖漁業(起業型漁業・就業型漁業)

養殖漁業者の所得や休暇確保のため、養殖漁業の省力化や養殖漁の管理を ICT や Society5.0(超スマート社会)の技術を活用した AI 等による養殖魚の自動給餌機等の技術活用、養殖魚の生育データの可視化による管理等に挑む先進的な漁業者に対し、漁業近代化資金の活用

を通じて支援します。【革新】

給餌が必要無く、種苗から１年未満で出荷できるヴァージンオイスターやヒロメ等の藻類養殖種目を活用した養殖漁業経営について、関係機関とともに推進します。【革新】

町は漁業者と協力し「藻場の再生、漁場改善に繋がる儲かる漁業」の実現にむけ、駆除を行っているウニを活用した試験養殖やアワビの陸上養殖の技術確立、カサゴの種苗生産放流に取り組みます。【革新】

近年注目を浴びているサバについて、株式会社みなみいせ商会とともに試験養殖を行うなど新たな挑戦に挑み、これらを民間事業者へフィードバックできる体制を構築します。【革新】

・漁港の適正な管理

漁港の老朽化による更新が必要な施設については、計画的な管理による長寿命化に取り組むとともに、必要に応じて新たな漁船の入港体制整備を関係機関と協力して進めます。【改善】

農業（施策 214　魅力ある農業への転換）

農業については、これまで一部の経営体でしか実施されていない会社化(法人化・協業化を含む)を進めることにより個人の「起業産業」から会社化による「就業産業」への転換や繁忙期の労働支援体制の確立を図るため、関係法に基づく書類作成の支援体制や関係機関等との協力体制を充実させ、農業者と協力し後継者・新規就業者育成と休みの取れる仕事環境の整備に取り組みます。

また、農産物の生育データの可視化等の技術活用、トラクター等の農業機械の自動運転技術の活用、協業化への基盤整備や６次産業化など新たな取組みとともに、有害鳥獣等被害対策として防護柵等のハード面の整備や生産者相互協力による追い払い対策を講じ、農産物の生産環境を守るための対策を継続していきます。

さらに、農業のイノベーションモデルとして、農地中間管理機構と協力し、若者の農業就業の場として農地を集積し、圃場整備を行い、若者の農業技術習得への支援や収穫した農産物の選別作業が可能な空家や農機具等のあっせんを政策として実施することで新規就業者を増加させることとし、以下のとおり農産物生産種別ごとの方向性を定めます。

・柑橘類栽培

柑橘類栽培では、既存の後継者育成、新規就業者の確保・育成取組みである「みかんの学校」を継続的に開校するとともに、熟練生産者による技術支援体制の充実、就業フェアや地域おこし協力隊制度の活用等で積極的に就業者を募るとともに、援農隊、農業ボランティア、企業のＣＳＲ活動等を活用した繁忙期の労働力不足解消対策を実施するための新たな推進体制を確立します。【革新】

柑橘類産業のイノベーションモデルとして、緩傾斜地へ生産団地を造成することにより、機械化できる働きやすい農業環境を整えることによって若い農業就業者の参入を促進します。【革新】

既存の農地の確保については、柑橘類栽培において離農する際、自身の果樹園地が病害虫の発生原因とならないよう樹木を伐採してしまいますが、その前に果樹園地を第三者継承する仕組みを創り、新規就業者が１年目より柑橘栽培にて収益を得ることができるよう離農果樹園地の有効活用を図る新たな体制をつくります。【改善】

・水稲栽培

水稲栽培については、農業経営体制の確保や認定農業者および農業後継者への支援、農業の担い手の安定的な確保について、地域ぐるみで徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を一体的に解決するため、未来の設計図となる「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の作成を促進し、集落営農に地域ぐるみで取り組み、みんなで地域農業を守る体制を強化します。【革新】

また、新たな水稲栽培のかたちとして酒米の生産等集団経営による協業化の基盤整備や生産・加工・流通の各段階でビジネスマッチングした６次産業化など持続可能な新たな農業経営体制をつくります。【革新】

休耕田を活用した新たな農産物の栽培についても獣害を受けにくい作物の栽培を関係機関とともに推進し、農業機械が利用できる働きやすい農業環境を整えることによって、若い農業就業者を増加させます。【改善】

・畜産業

養鶏(採卵鶏)による６次産業化が実施されており、鶏卵の販売、鶏卵を活用した製品や直売所での洋菓子販売等が実施されていることから、この経営モデルが継続できるよう複合的な農業多角経営の取組みを支援するため、地域特産品開発事業補助金(2019 年新規補助事業)の活用を促進し、新商品開発等の支援体制を充実します。【維持】

・露地野菜

南伊勢町が推進する振興作物(青ネギ、春キャベツ等)の栽培を推進し、冬季温暖な当町の気候を生かした収益性の高い作物による複合経営を推進し、複数季で所得を得る仕組みをつくり就業者の複合経営を促し所得向上対策を実施します。【改善】

・施設栽培

柑橘類に限らず、南国系フルーツや花卉等の試験栽培、ICT 等の先進技術を活用した生産・品質管理等の高付加価値農業等に挑戦する若い就業者を総合的に支援する体制を関係機関とともに構築します。【革新】

林業（施策 215　新たな価値を生む林業の再生）

林業就業者については、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が全国的に問題となっていることから、地球温暖化防止や災害防止等などを含めた、森林資源の適正な管理や林業の成長産業化の両立を図るため 2019 年４月より「森林環境譲与税」が創設されました。

これを受け新規就業者を増加させるため以下のとおり方向性を定めます。

・森林管理による雇用の創出

当町においては、町外在住の所有者も多く、適切に管理されていない森林が多いことから、森林経営管理制度により、町が管理を行い、意欲と能力のある林業経営者に森林管理を再委託することにより雇用を創出します。【革新】

・林業の担い手育成

「森林環境譲与税」の創設により将来にわたり森林環境の保全と管理を継続して実施するために次代を担う若い後継者の育成や確保が必要となるため、森林施業を行う仕組みづくりとして自伐型林業を営むＮＰＯ法人等の設立や森林ボランティアなどの就業体験、民間事業者や異業種との連携による新規就業者の育成体制をつくります。【革新】

②第２次産業、第３次産業

1)第２次産業、第３次産業における目標

第２次産業、第３次産業就業者も、人口減少、少子高齢化等の影響により減少していますが、特に第２次産業は第１次産業と同様に大きく減少しています。2025 年には、第２次産業では設備投資や製品運搬量が少なくなれば建設業や運輸業にも影響が発生するなど様々な連鎖が訪れるなどから、2015 年の就業者総数 1,988 人から 1,288 人に、第３次産業では医療・福祉による就業者数は増加しているものの他業種での減少により、2015 年の就業者総数 2,313 人から 2,234 人になると見込まれるところですが、業のイノベーションに各産業で取り組み、創業など新規参入や若者の雇用の増加、経営改善による離職・廃業数の減少を食い止めることにより、2025 年の第２次産業就業者 1,490 人、第３次産業就業者 2,293 人となることを目標として設定します。

これらの就業者を増加させる目標を達成するために現在遊休施設となっている公共施設の利活用による新しい産業の創出、若者の起業等を支援する若者チャレンジ事業を実施します。

町内経済の活性化を図るため地域ＤＭＯを設立し、先進技術の導入、情報発信や観光地の魅力向上、町内施設の利便性向上とともに、マリンレジャーや伝統的な漁法を活用した漁業体験など戦略的な観光産業化を進め、国内観光誘客、外国人観光入込客を含む観光入込客を増加させます。

また、伊勢志摩国立公園から吉野熊野国立公園へ続く熊野灘に面したリアス海岸沿いの道路を、紀勢自動車道とループをなす広域観光ルートとして整備促進するため、沿線の市町に呼びかけ協議会を設立します。

第２次産業、第３次産業の目標就業者数

産業区分	2025 年推計 D	新規就業者 E	2025 年目標 F＝D＋E
第２次産業	1,288 人	202 人	1,490 人
第３次産業	2,234 人	59 人	2,293 人

第２次産業、第３次産業就業者数を増加させるための事業目標

目標区分	2015 年	2025 年
遊休施設の利活用数	0 件	6 件
若者チャレンジ事業の取組数	0 件	3 件
地域ＤＭＯの設立	0 件	1 件
観光入込客数	284,333 人	400,000 人
うち外国人観光入込客数	460 人	10,000 人
熊野灘沿岸広域観光ルート整備協議会(仮称)	0 協議会	1 協議会

2)課題

産業支援

第１次産業の生産額がこれほど大きいにも関わらず加工業の大半は町外ということが雇用を生まない重大な原因の１つであり、生産量に応じた加工業が適正な規模で整備されず次の産業につなげられない地域経済自立度の低さが顕著に表れており、今後、これらの製造業・加工業の発展を促進する支援体制づくりが必要です。

南伊勢町は沖田工業団地等の空き工業団地や廃園した保育所、廃校となった小中学校等の利活用可能な空き施設が多いものの通信網等のインフラ整備の遅れからＩＴ等を活用した事業者誘致が他市町より１歩遅れており、今後これらの分野に対する通信網整備が行われることからサテライトオフィスの誘致等を含め民間事業者への働きかけを行う必要があります。

製造業やサービス業の高齢化や後継者不足、人口減少に伴う消費の縮小などにより廃業される事業者はあとを絶たない状況をなっていることから、これらの廃業に牽引されるように製造業や小売業の設備を担う電気・ガス・熱供給事業を営む事業者や店舗の改修を営む建設業者なども事業活動が鈍くなり、町内産業全体の縮小化につながる危機的な状態となっています。

事業活動から発生する廃棄物処理についても、今までは大半が焼却処理されてきましたが、可能な限り有効活用する新たな体制をつくることが必要です。

観光業

南伊勢町の観光業は、マリンレジャーやみかん狩り等の体験型観光、史跡めぐり、映画・ドラマの撮影地めぐり等、年々観光客は増加していますが、2018 年の伊勢志摩国立公園全体で 1,720 万人となっている中、南伊勢町は 28 万人という状況です

南伊勢町は、日本有数のリアス式の風光明媚な海岸に恵まれた豊かな自然と、伊勢志摩国立公園内で営まれている漁業、農業の産業資源を有しています。これからの南伊勢町の観光産業は、これらの地域資源を活かした体験観光を拡充・育成していくことが重要になります。

また、伊勢志摩国立公園内では、伊勢市の伊勢神宮内宮・外宮周辺、鳥羽市では真珠で世界的に有名なミキモト真珠島付近、2016 年にＧ７伊勢志摩サミットが行われ同記念館サミエールを設置した志摩市などが多言語化を進めるとともに様々な外国人誘客対応がなされています。近隣市からあと１歩足を伸ばして南伊勢町に観光に来てもらうためには、外国人の方に安心して観光を楽しんでもらうためのインバウンド対策として、多言語ガイドの育成や自動翻訳機等の先進技術の活用による、案内看板表示の多言語化の推進、トイレの洋式化、宿泊施設、飲食店などのキャッシュレス化等による受け入れ体制、町内 Wi-Fi 環境の整備が必要です。

医療、介護サービス業

医療サービスについては、高齢化率が 50%を超え、かつ広範囲に集落が点在する町の状況から、医療施設での入院・外来患者への対応と訪問診療・看護を組み合わせた地域医療が重要になってきています。

介護サービスについては、町内に複数の新規参入事業者が施設を建設し、介護サービス事業所数の増加により充実してきましたが、人口減少、少子高齢化が進展する中にあって介護人材の確保が重要になっています。

町としては今後とも「介護職員初任者研修（旧ヘルパー２級同等資格）」の実施とともに研修終

了者に対して町内の介護施設への就業支援の実施など、引き続き人材育成等の支援に取り組む必要があります。

3)解決の方向性

産業の再生と活性化支援（施策 211　雇用の創出）

近隣市町と協働し地元企業の情報を取りまとめ、都市部等に進学した若者や南伊勢町（故郷）に戻ろうとする方々に、南伊勢町から通勤可能な職場の情報提供やインターンシップ補助制度の周知啓発を行い、就業機会の拡大につなげます。【革新】

小規模事業者経営改善資金の利子補給や雇用を伴う事業拡大への補助の他、地域特産品開発事業補助金を創設し、町の魅力発信と地域経済活動の促進を図ることを目的に特産品（新商品）開発を行う製造業者の商品開発を進め町外への販路を開拓します。【改善】

南伊勢町では２０１９年度より光ケーブルの利用が順次可能となることから、空き施設等を活用したサテライトオフィスやＩＴベンチャー事業者の誘致を積極的に進めます。【革新】

株式会社みなみいせ商会とともにこれまで取り組んだことがない町の産業課題の調査研究や改善のための試行事業として、南伊勢町のロケーションを活用したＷｅｂプロモーション効果、既存のゲストハウスをテストフィールドとして活用し地域や施設としての魅力と課題や必要と思われる機能、サービス、施設等を調査します。その成果を民間事業者へフィードバックすることにより町内事業者に広げ、今後の革新に向けて挑戦していきます。【革新】

観光業（施策 212　新たな観光の魅力創造）

伊勢志摩国立公園ナショナルパーク選定に伴うステップアッププログラムのインバウンド取組みとして、受け入れ体制を構築していくとともに、地域の課題検証に基づく事業づくりや行政区域(地理的範囲)に制約されず地域の「稼ぐ力」を引出す地域ＤＭＯ※の設立に向けた地域の課題検証を実施しています。

・インバウンドの取組

外国人観光客誘致に必要な情報発信ツールの多言語化、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス化などを進め、観光先での不便解消対策を実施するとともに、南伊勢町の地域資源を最大限活用したインバウンド観光の目玉となる観光商品をつくっていきます。【革新】

南伊勢町には剣道の影流の祖である愛洲移香斎や剣道にちなんだ資料、郷土の歴史、剣道場が愛洲氏の居城である五ヶ所城址を中心に整備された『愛洲の館』があります。また、シーカヤック・スキューバーダイビングなどのマリンレジャー、スカイダイビングなどの体験型観光があり、これらをインバウンド観光の目玉となるよう関係者とともに観光商品化します。【革新】

・南伊勢町ＤＭＯの設立

2017 年度の南伊勢町ＤＭＯ設立検討会にて提言された「ＤＭＯの意義、役割、組織体制および活動継続のしくみに関する方針」を踏まえ、観光を手段とした持続可能なまちづくりを目的に、従来のような通過型の観光ではなく、南伊勢町ならでは地域資源(自然環境・人・産業(漁業・農業)・生活等)を活用し、地域の人との交流を主とした「滞在体験型観光」のワンストップ窓口となる南伊勢町ＤＭＯを設立します。【革新】

※　Destination Management Organization の略で地域観光づくりを実現するための戦略を策定する法人で「観光地域経営組織」とも呼ばれています。

・新たな体験型観光への取組

漁業体験機会を含めた観光事業ができる人材の育成など漁業者の複合経営による新たな仕組みや、隠れた釣りの名所と言われ、釣り客が多く見込まれることから、漁業所得の向上を含めた誘客のための環境づくりとして、フィッシャーマンズワーフへの取組み等、新たな観光業の形態を確立するための体制をつくります。【革新】

医療、介護サービス業（施策 321　高齢者福祉の充実、施策 421　地域医療の確立）

医療サービスについては、限られた医療スタッフを有効に活用し、必要な地域医療・ケアが提供できる体制を整えます。そのため、町内の医療機関を役割分担と連携を明確にしたうえで、少子高齢化が進む南伊勢町の医療から介護へのケア体制を整えていきます。【改善】

介護サービスについては、南伊勢町社会福祉協議会と連携して町内の介護サービス事業所への若者の就業や事業継続を支援します。そのためにも、「介護職員初任者研修（旧ヘルパー２級同等資格）」を継続して実施し、研修終了者に対して町内介護施設への就業を促します。【維持】

産業基盤としての資源循環型社会システムの構築（施策 434　自然環境の保全と循環型社会の創出）

町内で排出する一般廃棄物や漁業、農業等から発生する廃棄物等を資源としてバイオマス発電を事業化し、廃棄物処理の工程の中で電気や熱エネルギーを生み出し、持続可能な廃棄物処理を実施することにより経済活動の基盤をつくり、町内産業や産業を支える人の生活が持続する資源循環型社会システムを構築します。【革新】

バイオマス発電の副産物である発酵残渣物の消化液を液肥として活用する研究を行い、農地還元することにより、資源循環型社会の形成を推進します。【革新】

3　暮らしやすさ戦略プロジェクト

(1)現状認識

①住まい環境

住宅の現状

南伊勢町では、持ち家に住む一般世帯の割合が、三重県平均の 73,8%に比べ 95.2%と県内で最も高くなっています。

持ち家率の高さは、反面、民間マンションやアパート等の賃貸物件の少ない状態となっており、町内には、不動産を生業とする事業所がありません。７軒の民間アパートが五ヶ所地区に ４ 軒、神原地区に１件、吉津地区に １ 軒、島津地区に１軒あるものの、空室は極めて少なく、特に移住を希望される方が最初に民間賃貸住宅を探されるときに入居困難な状況にあります。

表１　持ち家に住む一般世帯の割合

市　町	持ち家率（%）	県内順位
南伊勢町	95.2	1
度会町	94.5	2
大紀町	93.6	3
多気町	93.0	4
大台町	89.1	5
志摩市	86.8	10
玉城町	85.7	11
鳥羽市	82.5	13
伊勢市	75.9	21
三重県	73.8	-

出典：2015 年　国勢調査

若者の住まいに関する意向

町内の 38 区のうち南海トラフ地震による津波の浸水想定区域外の区は、切原区、押渕区、始神区、斎田区、大江区に限られ、その他の区では、区内の全域もしくは一部区域において津波による被災が懸念されています。「若者の住まい」に関するアンケート調査（2018 年８月）でも区内外を問わず、津波の心配のない高台への宅地分譲地を望む声が多く寄せられています。

同アンケート調査では、今後の居住予定として、「現在の家に入居」との回答が多く、次いで「町外に建築」が多くなっています。

また、住環境整備で必要なものとして、「賃貸マンション」が一番多く、次に「町営住宅」、「分譲宅地」の順となっています。

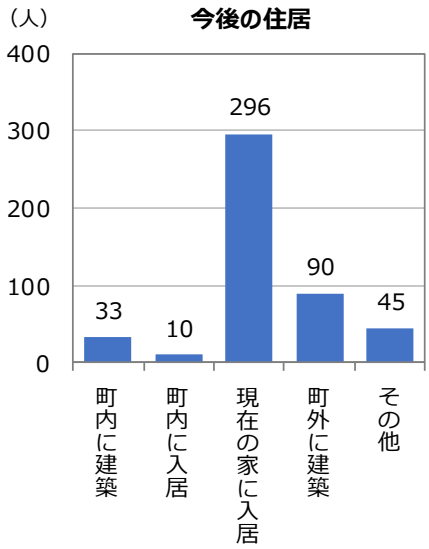

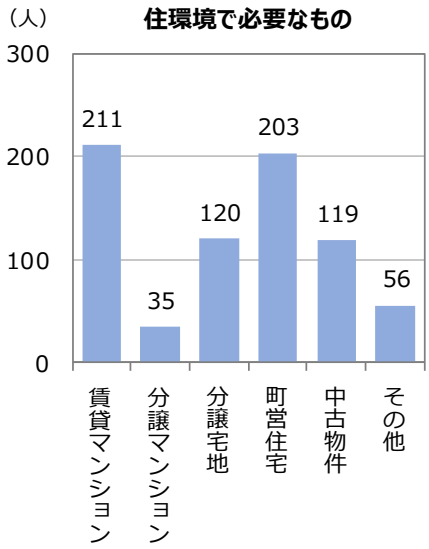

（アンケート総数 2,122 通　返信総数 578 通　回収率 27,2%）

出典：2018 年　南伊勢町若者の住まいに関するアンケート調査

図 1　今後の居住予定･住環境に必要なもの

空き家と空き家バンク登録住宅

南伊勢町では、65 歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯割合が多くなっていることや、主要産業である農林水産業の低迷や買い物など交通の不便さなどにより、就業やくらしやすさを求め、町外への転出者も増加していることから、年々空き家数が増加しており、空き家実態調査（2009 年）によれば、南伊勢町全域で 893 件が空き家となっています。なお、過去 10 年間で神原地区を除く 8 地区で世帯数が減少しており、町全体で世帯数が 658 世帯減少していることから、さらに空き家が増加していくことが懸念されます。

そのため、利用可能な空き家については、空き家バンクへの登録を促し有効に活用し、老朽化が著しい空き家（廃屋）については、所有者に撤去を促し、空いた土地の活用を検討するなど、空き家、空き土地の有効活用を図っていく必要があります。

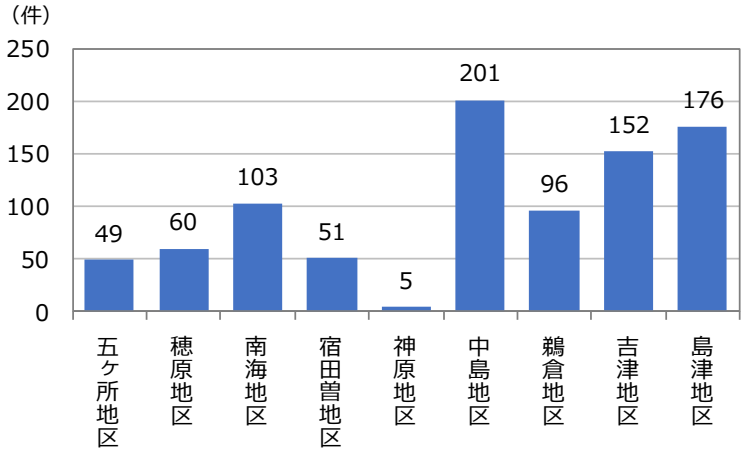

出典：2009 年　南伊勢町空き家実態調査

図 2　空き家数の実態

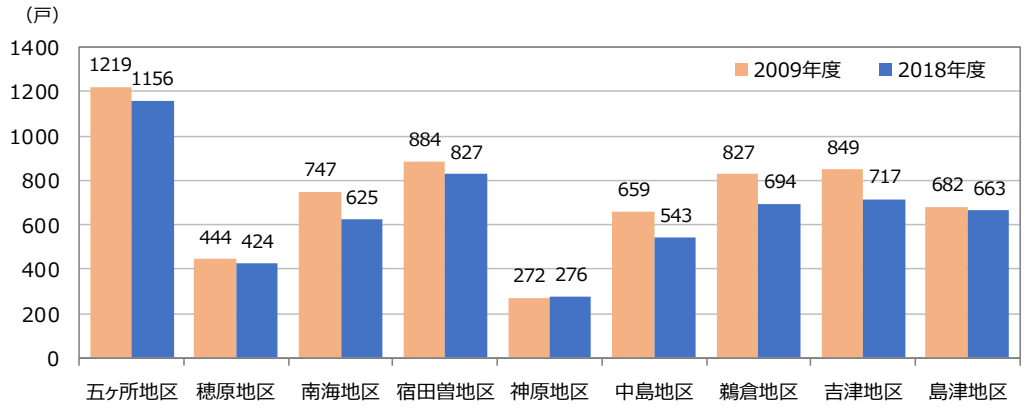

南伊勢町税務住民課調べ（住民基本台帳データ）

図３　地区別世帯数総計

空き家バンクは、登録件数、成約件数ともに 2011 年度の運用開始時から徐々に増え始め、登録件数は累計で 2018 年度末現在 72 件、そのうちの成約件数は 28 件となっており、一定の成果が出てきています。登録件数のうち売却物件は、中島地区や吉津地区、宿田曽地区、神原地区が多く、神原地区については、物件のすべてが木谷地域内の別荘宅地となっています。

賃貸物件は五ヶ所地区が多く、９地区の中で唯一売却より賃貸物件のほうが多くなっています。

現在（2019 年３月 31 日時点）登録の取り消し件数を差し引いた 32 件の空き家が交渉可能となっていますが、空き家バンクの登録物件のうちの 22 件が、この先南伊勢町には戻ってこない、管理していくのが大変、などの理由により売却での登録となっています。

一方で、Ｉターンなど移住を希望される方の多くが、いきなり住宅を購入することに不安を感じるなど、リスク回避のため、ほとんどの方が賃貸での入居を希望されています。

表２　空き家バンク登録、成約件数

		2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	総計
登録件数	登録件数	3	10	7	10	16	26	72
	売買	2	5	5	8	8	16	44
	賃貸	1	2	1	1	4	4	13
	売買・賃貸	0	3	1	1	4	6	15
成約件数	成約件数	0	3	4	2	11	8	28
	売買	0	1	3	1	7	4	16
	賃貸	0	1	1	0	3	3	8
	売買・賃貸	0	1	0	1	1	1	4
登録取消件	登録取消件数	0	3	2	3	2	2	12
	売買	0	1	1	2	0	2	6
	賃貸	0	0	1	0	2	0	3
	売買・賃貸	0	2	0	1	0	0	3

		2019 年３月 31 日現在
交渉可能件数	交渉可能件数	32
	売買	22
	賃貸	2
	売買・賃貸	8

南伊勢町まちづくり推進課調べ

※「売買」は売買のみでの登録を希望する物件、「賃貸」は賃貸のみでの登録を希望する物件、「売買・賃貸」は売買又は賃貸のいずれでも可能として登録している物件です。

公営住宅の現状

南伊勢町が管理する町営住宅は 54 棟 154 戸ありますが、54 棟のうち約 80%にあたる 43 棟が公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対し低賃金で賃貸する公営住宅で入居者の 47%が 65 歳以上の高齢者となっています。

中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅や定住促進住宅、所得に関係なく入居できる公営住宅以外のその他の住宅は 11 棟と少なく、入居率も 94.7%と高く、新婚世帯や子育て世帯などの中堅所得世帯や移住者などの若い単身世帯が新たに入居することについては難しい状況となっています。

表３　町営住宅の現状

住宅種別	棟数	戸数	入居世帯数	入居率
公営住宅	43	135	109	80.7%
特定公共賃貸住宅	4	9	8	88.9%
定住促進住宅	2	2	2	100.0%
その他住宅	5	8	8	100.0%
合計	54	154	127	82.5%

2018 年 12 月 31 日現在

公営住宅：公営住宅法に基づいて町が建設し、住宅に困窮する低所得者に対し低賃金で賃貸する住宅
特定公共賃貸住宅：公営住宅を補完するため、中堅所得者に対し、市場家賃を基本とする賃金で賃貸する住宅
定住促進住宅：特定公共賃貸住宅に準じた中堅所得向けの住宅
その他住宅：法的（公営住宅法）に規制のない住宅（収入に関係なく入居可能）

南伊勢町建設課調べ

②交通環境

通勤

就業先への通勤は、就業者の 24%が、町外へ通勤されており、勤務先等は伊勢市がもっとも多く、次に志摩市、玉城町の順となっています。

勤務地までの移動手段としては、南伊勢町には、鉄道がないことから、ほとんどの方が自家用車での通勤となっています。

主要な勤務先である伊勢市と志摩市までの各地区からの移動時間については、伊勢市へは五ヶ所地区からが一番早く到着できるのに対し、志摩市へは神原地区が一番早く到着することができます。最も時間を要する地区は島津地区となっています。

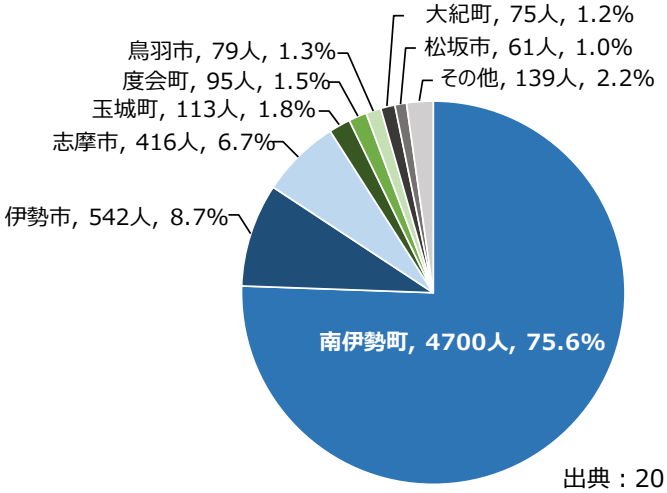

出典：2015 年　国勢調査

図４　南伊勢町就業者の勤務地内訳

通学

小中学生は、徒歩や自転車、スクールバスで通学しています。

町内に県立高校はあるものの、国勢調査によれば町内の生徒のうち半数以上は、伊勢・松阪方面の高校に１時間以上かけて通学しており、民営のスクールバスや町営バス・民間路線バスを利用し、その先でＪＲや近鉄へ乗りかえ通学している生徒もいます。

南勢地域は民営のスクールバスが運行しています。早朝に南海地区相賀浦を出発し穂原地区と五ヶ所地区五ヶ所浦を経由し伊勢市の各校の始業時間に合わせる形での運行を行なっています。

南島地域は町営バスの運行を行なっていますが、伊勢市までの交通距離が長いこともあり、吉津地区神前浦での乗車が早朝の６時前と早く、また一般客との乗り合い運行となっています。

伊勢市駅からの最終バスは 19 時５分および 10 分で町内２箇所の基幹バスセンター（五ヶ所地区五ヶ所浦・中島地区道方）へ約１時間かけて到着します。町内到着後も町営バスが各地区まで接続していますが、最終地区（南海地区相賀浦・神原地区木谷・島津地区古和浦）への到着は、基幹バスセンターから更に 30 分から１時間を要します。

また、伊勢市駅からの宿田曽地区への最終バスについては志摩市経由で 19 時 18 分発となり 21 時頃に宿浦へ到着します。

南伊勢高校の生徒の南島方面行きと宿田曽方面行きの最終バスについては 2017 年度よりから運行されているクラブバスがあり、それぞれ 18 時 40 分過ぎに出発しています。

松阪市の高校へ通う高校生のために運行している大紀町柏崎から吉津地区神前浦までのルートについては、最終バスは柏崎駅を 20 時 35 分で約 40 分かけて吉津地区神前浦へ到着します。

伊勢市内での 19 時以降の学習塾や、更に遅くなるクラブ活動については、保護者が自家用車で伊勢市内まで送迎しているケースも見られます。

買い物

本町の地形は東西に長く、実延長 55.4km の一般国道 260 号に沿って 38 の区が点在しています。多くの区では日用雑貨・食料品など小売店や飲食店がなくなっており、過去10年間（2006年～2016 年）で 181 の事業所が閉店しています。

このことから、日常生活に必要な生活用品などの買い物については、伊勢市や志摩市、松阪市、町内ではスーパーマーケットやホームセンターのある五ヶ所地区や地域内のスーパーマーケット、日用雑貨・食料品などの小売店で買い物を行なっています。

五ヶ所地区はスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ホームセンターなどがあり概ね４km 以内の範囲内で日常生活に必要な品物を購入することができます。

また、伊勢市の大型商業施設までは約 26km、志摩市までも約 16km の距離にあります。

穂原地区は、日用雑貨・食料品などを扱う小売店舗がありますが、スーパーマーケットはなく日常生活用品などの多くの買い物は、五ヶ所地区で行っています。

五ヶ所地区までの移動距離は６km～９km で、車で約 15 分で移動することができます。

南海地区は、日用雑貨・食料品などを扱う小売店舗はあるもののスーパーマーケットはなく、そのため、五ヶ所地区や伊勢市や志摩市、近郊市町での買い物となります。また、五ヶ所地区までは最も遠い区で約 18km、伊勢市の大型商業施設までは約 37km、志摩市までは約 32km の移動距離になりま

す。

宿田曽地区は、日用雑貨・食料品など小売店舗があり、比較的地区内で日常の買い物を済ませることができます。一方で、スーパーマーケットがないことから五ヶ所地区や志摩市で買い物する方も比較的多い状況です。

五ヶ所地区までは約 11km、志摩市の大型商業施設までは約 15km で移動することができます。

神原地区は、NPO が運営する小売店舗がありますが、スーパーマーケットはなく、日常生活用品などの多くの買い物は、五ヶ所地区や近隣の志摩市などで行なっています。五ヶ所地区までの移動距離は２km～５km で、車で約 10 分で移動することができます。

また、伊勢市や志摩市にも近く、伊勢市の大型商業施設までは最も遠い区で約 31km、志摩市までは約 13km で移動することができます。

島津地区は、小売店舗があり、日常生活に必要な生活用品などの買い物については、地区内で済ませることができます。地区住民はスーパーマーケットのある比較的近距離にある大紀町での買い物も行なっています。伊勢市または松阪市の大型商業施設までは、最も遠い区で約 50km、車で約 60 分かかります。

吉津地区には、スーパーマーケットや小売店舗もあり、日常生活に必要な生活用品などの買い物については、地区内で済ませることができます。伊勢市の大型商業施設までは、最も遠い区で約 45km、車で約 60 分かかります。

鵜倉地区は、コンビニや小売店舗もあり、日常生活に必要な生活用品などの買い物については、地区内で済ませることができます。伊勢市までは約 38km で、車で約 50 分かかります。

中島地区は、地区内に数件の小売店舗はあるものの、買い物などの大半は伊勢市や五ヶ所地区まで移動している状況です。

伊勢市の大型商業施設までの移動距離は約 38km、車で約 50 分、五ヶ所地区までは約 24km、車で約 30 分かかります。

移動販売

近年では、三重外湾漁協やＪＡ伊勢農協・民間事業所が移動販売車で地域に出向き新鮮な海産物や野菜、惣菜などの販売を行なっています。ただし、移動販売車の運行日は、三重外湾漁協が週４日で５つの区での販売、JA 伊勢が週５日で 19 の区での販売となっており、五ヶ所浦以外では週１日もしくは２日の販売となっています。また、取り扱いは、食材に限られています。

表４　移動販売車運行日

	三重外湾漁協移動販売車	ＪＡ伊勢移動販売車
月	五ヶ所浦神前浦	慥柄浦　大江　押渕　中津浜浦　斉田
火	－	新桑竃　棚橋竃　伊勢地　贄浦　礫浦
水	五ヶ所浦古和浦	道方　道行竃　阿曽浦　大方竃　相賀浦
木	切原南勢伊勢路	村山　伊勢地　新桑竃　慥柄浦
金	五ヶ所浦	礫浦　贄浦　道行竃　相賀浦
土	－	－
日	－	－

出典：三重外湾漁協・JA 伊勢

通院

町内には町立南伊勢病院、南島メディカルセンターほか５箇所の医療施設がありますが、65 歳以上の約３割の方は伊勢市や志摩市、玉城町などの町外へ通院しています。

通院先までの移動手段は、自家用車が約 53%と最も多く、次に家族送迎、デマンドバスの順となっています。

自家用車やバスなどの移動手段での各地区から町内の主な医療機関までの移動時間については、10 分から 15 分程度の地区が多く、最も遠い南海地区で約 25 分で通院することができます

また、伊勢志摩サブ保健医療圏の中核病院である伊勢赤十字病院までは 40 分から 50 分程度で通院できる地区が多く、最も遠い島津地区で約 60 分で通院することができます。

表５　通院先

地区名	回答数	南伊勢町	伊勢市	松阪市	志摩市	度会郡（玉城町、大紀町、度会町）	多気郡（明和町、多気町、大台町）	その他	病院へは通院していない
全体	599 人	56.9%	21.2%	1.2%	7.0%	1.8%	1.5%	1.7%	8.7%
五ヶ所	112 人	53.6%	21.4%	-	8.9%	2.7%	0.9%	1.8%	10.7%
穂原	44 人	65.9%	13.6%	2.3%	4.5%	-	2.3%	-	11.4%
南海	74 人	70.3%	21.6%	-	1.4%	-	-	1.4%	5.4%
宿田曽	95 人	56.8%	9.5%	-	23.2%	1.1%	1.1%	4.2%	4.2%
神原	28 人	53.6%	14.3%	-	17.9%	-	-	-	14.3%
島津	54 人	53.7%	20.4%	1.9%	3.7%	3.7%	-	5.6%	11.1%
吉津	66 人	53.0%	24.2%	6.1%	-	1.5%	1.5%	-	13.6%
鵜倉	73 人	56.2%	32.9%	-	-	1.4%	1.4%	-	8.2%
中島	53 人	49.1%	32.1%	1.9%	-	5.7%	7.5%	-	3.8%

※集計は小数点第２位で四捨五入しているため、パーセントの合計が 100.0%にならない場合もあります。

出典：2015 年　南伊勢町まちづくりのための町民アンケート

日常生活における移動手段

鉄道のない南伊勢町では、買い物や通学・通勤、医療機関への通院など、日常生活の移動手段として、自家用車や、民間路線バス、町営バス、デマンドバスなどの利用が多い状況です。

また、高齢者の日常の移動については、自家用車の運転を除くと、家族送迎が最も多く、次いでデマンドバス、町営バスや路線バスの循環バス、自転車、バイクが多いですが、近年、シニアカーといわれる「ハンドル型電動車いす」を利用する高齢者も増えてきています。

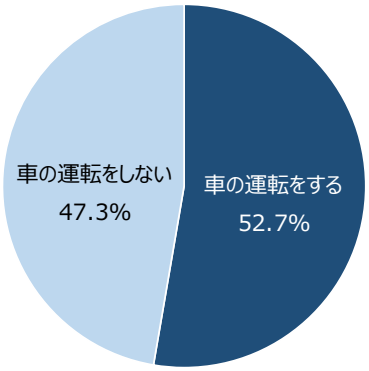

出典：2015 年　南伊勢町まちづくりのための町民アンケート

図５　高齢者の車の運転状況

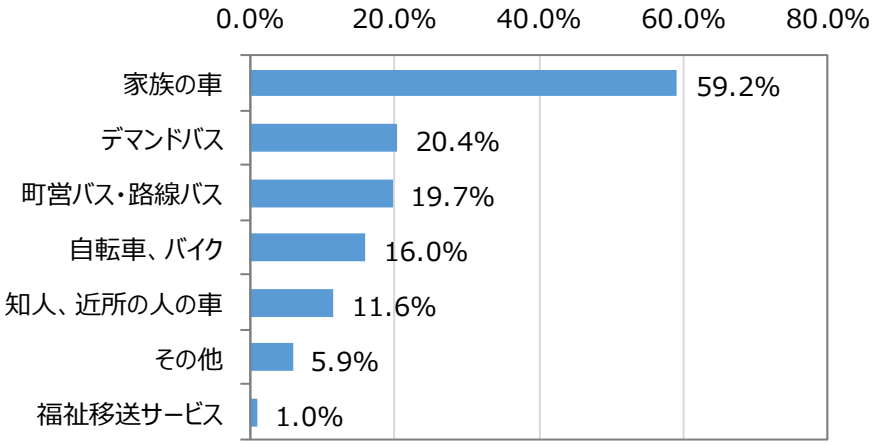

出典：2015 年　南伊勢町まちづくりのための町民アンケート

図６　車の運転をしない高齢者の日常の移動手段

表６　主要施設への距離

（単位：km）

地区	区	スーパー・コンビニ		病院	駅		ＩＣ	近隣市町大型商業施設	
		コンビニ五ヶ所浦店	スーパー五ヶ所店	町立南伊勢病院	志摩磯部	伊勢市	玉城	志摩市（プラザ21）	伊勢市（ララパーク）
五ヶ所地区	五ヶ所浦	0.45	1.2	0.75	11.6	23.8	19.2	14.5	26.1
	切原	2.2	3.1	2.3	13.6	23.9	19.3	16.5	26.2
	飯満	1.7	2.9	1.4	11.9	25.5	20.9	14.8	27.8
	中津浜浦	2.8	2.8	4.0	15.0	25.4	20.8	17.9	27.7
	船越	0.4	0.3	2.0	13.0	23.1	18.5	15.9	25.4
神原地区	泉	2.3	3.5	2.0	10.0	26.1	21.5	12.9	28.4
	神津佐	3.3	4.5	3.0	8.4	27.1	22.5	12.3	29.4
	下津浦	3.5	4.7	3.2	9.9	27.3	22.7	11.0	29.6
	木谷	5.2	6.4	4.9	11.5	29.0	24.4	11.8	31.3
穂原地区	内瀬	4.5	4.4	6.1	17.1	24.4	19.8	20.0	26.7
	伊勢路	5.9	5.8	7.5	18.5	22.6	18.0	21.4	24.9
	斎田	6.4	6.3	8.0	19.0	24.9	20.3	21.9	27.2
	始神	7.7	7.6	9.3	20.3	26.2	21.6	23.2	28.5
	押渕	7.9	7.8	9.5	20.5	26.4	21.8	23.4	28.7
南海地区	迫間浦	11.0	10.9	12.6	23.6	29.5	24.9	26.5	31.8
	礫浦	16.5	16.4	18.1	29.1	35.0	30.4	32.0	37.3
	相賀浦	15.3	15.2	16.9	27.9	33.8	29.2	30.8	36.1
宿田曽地区	宿浦	9.9	11.1	9.6	16.3	33.7	29.1	15.0	36.0
	田曽浦	10.8	12.0	10.5	17.2	34.6	30.0	15.0	36.9

※南勢地域側のコンビニは、五ヶ所地区２箇所にあるうち起点から近い方。
※志摩磯部駅とプラザ 21 までは、神津佐・下津浦・木谷はルートが主要道路まで別になるため同じ差にはならない。
※宿田曽地区からプラザ 21 までは、ルートが他地区と異なるため同じ差にはならない。

地区	区	コンビニ		病院	駅		ＩＣ		近隣市町大型商業施設	
		コンビニ南伊勢南島店	コンビニ大紀町錦店	南島メディカルセンター	伊勢市	伊勢柏崎	玉城	紀勢大内山	伊勢市（ララパーク）	松阪市（アドバンスモール）
中島地区	道方	4.1	25.2	1.7	31.2	30.0	25.0	27.9	33.6	42.8
	大江	6.4	27.5	4.0	31.9	32.3	25.7	30.2	34.3	43.5
	道行竈	6.5	27.6	4.1	31.9	32.4	25.7	30.3	34.3	43.5
	大方竈	7.5	28.6	5.1	35.8	33.4	29.6	31.3	38.2	47.4
	阿曽浦	5.9	27.0	3.5	35.6	31.8	29.4	29.7	38.0	47.2
鵜倉地区	慥柄浦	2.3	23.4	0.7	33.2	28.2	27.0	26.1	35.6	44.8
	贄浦	1.1	22.2	2.1	34.6	27.0	28.4	24.9	37.0	46.2
	奈屋浦	0.65	21.0	3.1	35.6	25.8	29.4	23.7	38.0	47.2
	東宮	0.80	20.7	3.3	35.8	25.5	29.6	23.4	38.2	47.4
吉津地区	河内	5.1	17.0	7.6	40.1	21.8	33.9	19.7	42.5	51.7
	神前浦	7.1	14.8	9.6	42.1	19.6	35.9	17.5	44.5	53.7
	村山	7.0	14.4	9.5	42.0	19.2	35.8	17.1	44.4	53.6
	伊勢地	7.3	15.2	9.8	42.3	20.0	36.1	17.9	44.7	53.9
島津地区	方座浦	9.9	13.0	12.4	44.9	17.8	38.7	15.7	47.3	56.5
	小方竈	9.7	12.8	12.2	44.7	17.6	38.5	15.5	47.1	56.3
	栃木竈	11.5	10.0	14.0	46.5	14.8	40.3	12.7	48.9	58.1
	古和浦	12.1	9.6	14.6	47.1	14.4	40.9	12.3	49.5	58.7
	棚橋竈	14.7	7.3	17.2	49.7	12.1	43.5	10.0	52.1	61.3
	新桑竈	15.1	7.7	17.6	50.1	12.5	43.9	10.4	52.5	61.7

※慥柄浦から南島メディカルセンターまでは、他目的地へ行くルートと異なる。

南伊勢町まちづくり推進課調べ

③地区の概況

地区の人口構成

2019 年末の住民基本台帳によると、高齢化率は、南伊勢町の 38 の区のうち、16 の区で 50%を越え、内４つの区が 70%を越える区となっています。

地区別の高齢化率は、南海地区、宿田曽地区、中島地区が 50%を越えています。この３地区は近年急速に高齢化が進行した地区になります。

高齢化率の低い地区は、五ヶ所地区、穂原地区、神原地区、島津地区、鵜倉地区、吉津地区の順となっていますが、いずれの地区においても高齢化率が 40%を越えています。

また、年少人口割合はすべての地区で 10%を下回っており、地区内の区においては６つの区で年少人口が 0 人となっております。また、5 歳未満の子どもがいない区が 10 区となっています。

地区別の世帯人員推移、一人暮らし世帯数推移を見ると、現在すべての地区で３人未満の世帯となっており、一人暮らしの高齢者世帯も増加しています。

表７　地区別世帯人口推移

		五ヶ所	穂原	南海	宿田曽	神原	島津	吉津	鵜倉	中島
世帯数	2019 年	1,206	437	622	829	279	658	722	692	546
	2014 年	1,220	436	687	860	273	635	803	798	602
人口	2019 年	2,684	955	1,299	1,683	714	1,300	1,462	1,552	1,004
	2014 年	2,982	1,040	1,576	1,971	778	1,454	1,725	1,837	1,208
世帯人口推移	2019 年	2.2	2.2	2.1	2.0	2.6	2.0	2.0	2.2	1.8
	2014 年	2.4	2.4	2.3	2.3	2.8	2.3	2.1	2.3	2.0

役場税務住民課調べ

表８　地区別一人暮らし世帯数推移

		五ヶ所	穂原	南海	宿田曽	神原	島津	吉津	鵜倉	中島	合計
一人暮らし世帯数	2019 年	291	124	177	234	68	245	228	185	198	1,750
	2014 年	263	113	181	175	43	154	222	228	182	1,561

※五ヶ所地区、神原地区、鵜倉地区、島津地区については特別養護老人ホームの新設・移転があり、一人暮らし世帯数の推移に影響しています。

役場税務住民課調べ

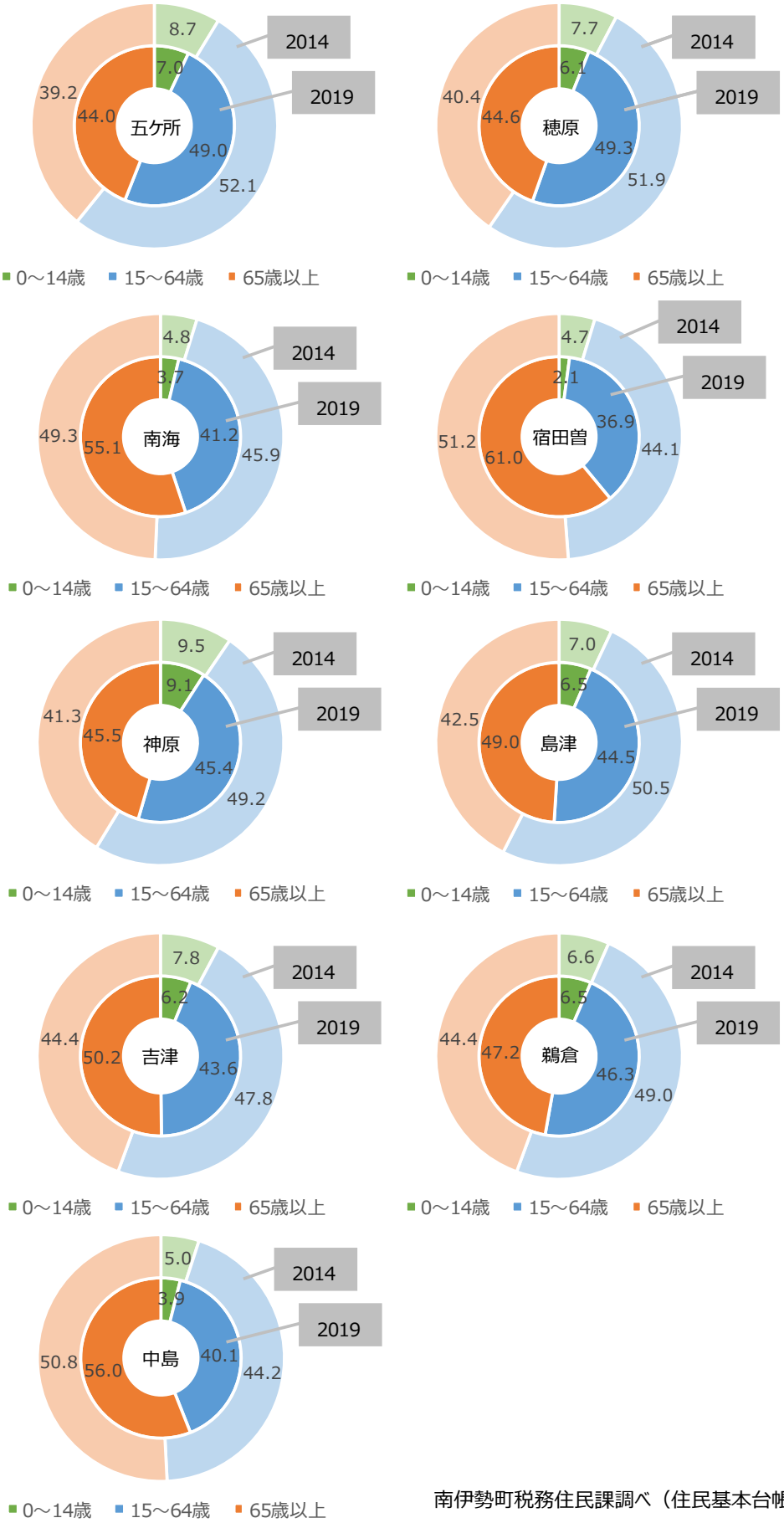

南伊勢町税務住民課調べ（住民基本台帳データ）

図７　各地区の人口構成

地区ごとの転入率・転出率

地区別の転入率・転出率を見ると神原地区が転入率が高く、転出率が低いことがわかります。次いで転入率が高く、転出率が低い地区は五ヶ所地区になります。宿田曽地区では転出率は低いものの転入率が低くなっています。中島地区は転入率が低く、転出率が高くなっています。

漁村集落では総じて転入率が低くなっているとともに、漁業を廃業して転出される方がいるほか、家屋が密集していて宅地が少ないことや南海トラフ地震を懸念して高台の土地を求めて転出されるケースが考えられます。

	五ヶ所	穂原	南海	宿田曽	神原	島津	吉津	鵜倉	中島
転出率	2.08%	2.32%	2.24%	2.04%	1.95%	2.38%	2.36%	2.11%	2.46%
転入率	1.24%	1.10%	0.71%	0.72%	1.56%	1.18%	1.07%	0.78%	0.74%

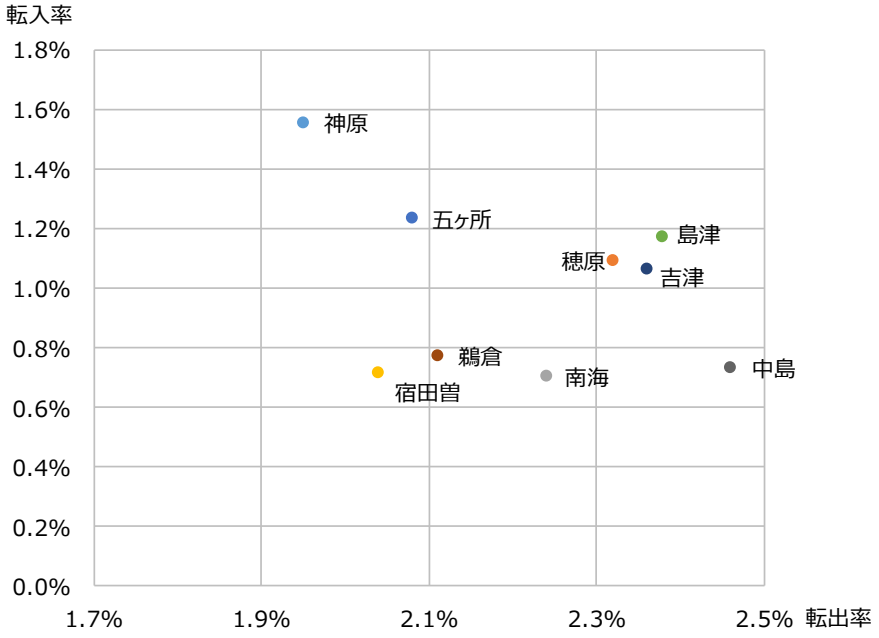

※転入率・転出率は 2000 年から 2014 年の転入率・転出率の平均値

出典：2016 年　南伊勢町人口ビジョン

図 8　地区ごとの転入率、転出率

転出者の地区への関わり

南伊勢町には単身や高齢者のみの世帯が多く、若者世代の多くは町外に流出しています。

若者世代の町外への転出者の多くは三重県内や愛知県へ転出しており、県内の転出先については、伊勢市が最も多く、次に津市、志摩市、度会郡、松阪市の順となっています。

県内における転出者の多くは、日常の機会や年末年始などに帰省していると考えられており町内の家族の生活の支えになっていると考えられますが、実態として把握できていないのが現状です。

転出者の区活動への参加については、宿田曽地区や島津地区の一部ではまつりなどへ参加するケースもありますが一部に限られています。

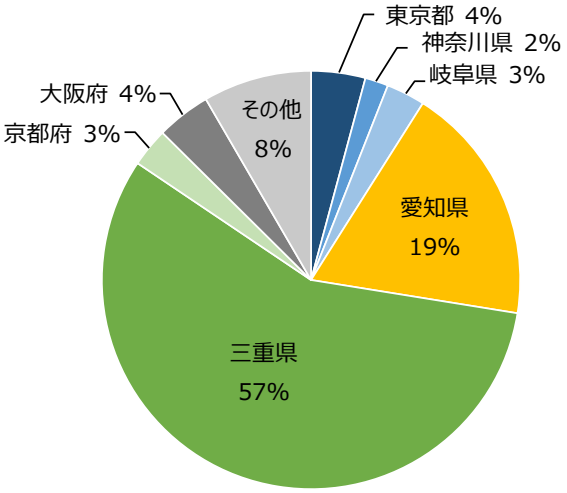

出典：2018 年　住民基本台帳移動報告

※内閣府地方創生推進室による上記統計の特別集計結果

図９　20 歳から 44 歳の移動後の住所地別転出者数（全国）

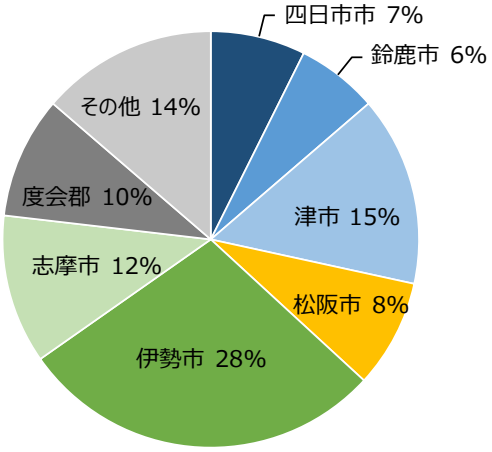

出典：2018 年　住民基本台帳移動報告

※内閣府地方創生推進室による上記統計の特別集計結果

図 10　20 歳から 44 歳の移動後の住所地別転出者数（三重県内）

地区の状況

五ヶ所地区は、５つの区で形成されており、五ヶ所浦を中心として、柑橘栽培や真珠等の養殖業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は 2.2 人で神原地区に次いで高い地区となっています。また、人口構成比率の年少人口割合についても同様で、高齢者年齢割合は９地区で最も低い地区となっています。

地区内には活性化団体がある区もありますが、各区内での取組みが中心です。また、いずれの区も区組織を中心に活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。

地区全体の連絡協議会といった組織はありませんが、各区は旧五ヶ所町からの繋がりは深く、五ヶ所神社での神事や祭事には、各区の代表が参加し取り行なわれています。

穂原地区は５つの区で形成されており、柑橘栽培や水稲栽培を中心として営みがなされてきた農村地区です。

１世帯当たりの平均人員は 2.2 人となっており、神原地区に次いで高い割合となっています。人口構成比率の年少人口割合も同様です。生産年齢割合は町内全体で最も高く、高齢者年齢割合は五ヶ所地区に次いで低い地区となっています。

地区内には活性化団体がある区もありますが、各区内での取組みが中心です。また、いずれの区も区組織を中心に活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。

穂原地区は古くから結びつきも強く穂原地区連絡協議会により、穂原地区全般の生活に関することなどの話合いも行なわれてきましたが、近年では、少子化により穂原小学校が廃校となり、結びつきが薄れてきたことの影響もあり、穂原地区連絡協議会の活動も衰えつつあります。

南海地区は、３つの区で形成されており、養殖や沿岸などの漁業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は 2.1 人で、人口構成比率は、年少人口割合が宿田曽地区に次いで低く、生産年齢割合、高齢者年齢割合も宿田曽地区、中島地区に次いで低い地区となっています。転入率が町内で最も低い地域となっています。

近年、魚価の低迷、燃油の高騰の影響もあり、漁業を廃業し転出される方や高齢者も多く、急速に少子化・高齢化が進んでいる地域となっています。

地区内には活性化団体がありますが、各区内での取組みが中心です。また、いずれの区も区組織を中心に活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。

また、南海地区には連絡協議会はあるものの、小学校や中学校が廃校となったことで、区間の結びつきが薄れてきたこと、３つの区間の距離が比較的長いこともあり、連絡協議会そのものは、活動をしていないといった状況となっています。

宿田曽地区は、２つの区で形成されており、古くから遠洋漁業や内湾漁業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は 2.0 人で、人口構成比率は、年少人口割合、生産年齢割合は町内で最も低く、高齢者年齢割合も９地区で最も高い地区となっています。転入率も９地区で南海地区に次いで低い地域となっています。

地区の人口も町内でも五ヶ所地区に次いで２番目に多い地区ですが、遠洋漁業や内湾漁業の低

迷により、若者が地域を離れるケースが多く見られ、急速に少子化・高齢化が進んでいる地域となっています。

地区内には活性化団体があり、区間で連携した取組みがされています。いずれの区も区組織を中心に地域活動に取り組んでおり、活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。近年、新たに地区の運動会を立ち上げるなど活性化に向けた動きも出てきています。

また、宿田曽地区は、区同士の距離も短く、神事や祭事も合同で執り行われていたり、宿浦区田曽浦区合同避難所運営対策協議会など区を越えた協議会もあるなど区の結びつきが強い地区です。

神原地区は、４つの区で形成されており、古くから内湾漁業や農業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は、2.6 人と９地区で最も多くなっています。また、人口構成比率の年少人口割合も最も高く、転入・転出率の平均値でも、転出率が最も低く転入率が最も高いのは神原地区となっています。

地区内には活性化団体があり、区間で連携した取組みがされています。いずれの区も区組織を中心に活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。

神原地区では、以前より区長連絡協議会がありましたが、更に 2017 年 12 月に地域リーダーのもと生活支援推進協議会を立ち上げ、新たなまつりを立ち上げ交流の場をつくるとともに、高齢者への買物支援や相談・見守り活動、生活支援活動・配食活動を行なうなど、地域での支えあいの体制もできつつあり、南勢地域では、もっとも区間の連携への取組みが進んでいる地区といえます。

島津地区は、漁村地域の２つの区を含む６つの区で形成されており、漁村地域では養殖や沿岸などの漁業を、それ以外の区では水稲栽培のほか畜産や林業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は 2.0 人で、人口構成比率は、年少人口割合、生産年齢割合、高齢者年齢割合とも９地区で平均的になっています。一方で転出率は中島地区に次いで９地区で高い地域となっています。

近年、魚価の低迷、燃油の高騰の影響もあり、漁業を廃業し転出される方も多く、高齢者年齢割合が高くなってきています。

地区内には活性化団体がある区もありますが、各区内での取組みが中心です。また、いずれの区も区組織を中心に活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。

また、現在は区間の距離はそれほど遠くないものの、かつては区間の交通が不便であったことから、地区全体の連絡協議会といった組織はなく、また、保育所や小学校や中学校が廃園・廃校になった影響もあり、お互いの区同士のつながりはそれほど強くありません。

吉津地区は、漁村地域の１つの区と農村地域の３つの区で形成されており、漁村地域では養殖や沿岸などの漁業、農村地域では水稲栽培や園芸栽培、林業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は 2.0 人で人口構成比率は、年少人口割合、生産年齢割合、高齢者年齢割合とも町内で平均的になっています。

近年、魚価の低迷、燃油の高騰の影響もあり、漁業を廃業し転出される方も多く町内で３番目に転出率が高くなっています。

区内には活性化団体がある区もありますが、各区内での取組みが中心です。また、いずれの区も区

組織を中心に活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。

区間の距離はそれほど遠くないものの地区全体の連絡協議会といった組織はなく、お互いの区同士のつながりはそれほど強くありません。

一方で、近年、休耕田を活用した新規作物の生産や空き施設を活用した地域の活性化に取り組む若者グループが出てくるなどの動きも出始めています。

鵜倉地区は、漁村地域の３つの区と農村地域の１つの区で形成されており、漁村地域では沿岸漁業、農村地域では水稲栽培や園芸栽培、林業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は 2.2 人で９地区で平均的な数値となっています。

また、人口構成比率は、年少人口割合、生産年齢割合、高齢者年齢割合とも町内で平均的になっています。一方で転入率は９地区でも低い地域となっています。

区内には活性化団体 がある区もありますが、各区内での取組みが中心です。また、いずれの区も区組織を中心に活性化団体等も関わりながら地域活動に取り組んでいます。

区間の距離はそれほど遠くないものの地区全体の連絡協議会といった組織はなく、お互いの区同士のつながりはそれほど強くありません。

中島地区は、漁村地域の１つの区と農村地域の４つの区で形成されており、漁村地域では養殖漁業や沿岸漁業、農村地域では水稲栽培や林業を中心に営みがされてきた地区です。

１世帯当たりの平均人員は 1.8 人で９地区で最も低い地区となっています。

また、人口構成比率は、生産年齢割合は９地区で２番目に低く、高齢者年齢割合も９地区で番目に高くなっています。年少人口割合も最も高い地区の半分以下となっています。

転出率は町内で最も高く、転入率も９地区でも低い水準となっています。

漁村集落では、貝類養殖や内湾漁業の低迷により、若者が区を離れるケースが多く見られ、急速に少子化・高齢化が進んでいる地域となっています。

区内には農業活動を行う団体以外の活性化団体なく、いずれの区も区組織を中心に地域活動に取り組んでいます。

地区全体の連絡協議会といった組織はなく、５ つの区は、漁村地域と農村地域の距離が比較的離れていることもありお互いの区同士のつながりはそれほど強くありません。

公園

南伊勢町内における公園の状況は、五ヶ所地区に都市公園法に基づく都市計画区域内の公園があるほかは、都市公園と同種の設備を有する都市公園法に基づかないその他の公園が６つの地区にあります。

その他の公園の中には漁港に設置している公園も含まれており、子どもたちが日常遊びやすい場所に遊具が設置されているわけでもありません。また、各区において広場に遊具を設置しているケースもあります。

町内の公園の規模としては、0.25ha 以下の街区公園に近い規模の公園が多い状況です。

町内には児童のための公園施設のない地区もあり、公園のない地区では、近くの広場や交通量の少ない道路で親が見守りながら遊んでいる状況です。

また、若者女性政策会議の意見では「町内には大人から子どもまで利用できる公園や体が動かせる施設がないことから、近隣市町の公園まで出かけている」という意見が出ています。

表９　町管理公園の状況

施設名	地区	遊具の有無	備考
愛洲の里	五ヶ所地区	有	その他の公園
五ヶ所浦児童公園	五ヶ所地区	有	都市公園
迫間浦漁港公園	南海地区	有	その他の公園
大江公園	中島地区	有	その他の公園
浮島公園	中島地区	有	その他の公園
阿曽浦漁村広場	中島地区	無	その他の公園
贄浦公園	鵜倉地区	有	その他の公園
奈屋浦公園	鵜倉地区	有	その他の公園
神前浦公園	吉津地区	有	その他の公園
しおさい公園	島津地区	有	その他の公園
ふるさと公園	島津地区	有	その他の公園

※町管理公園のうち、自然公園、道路付帯施設としての駐車公園を除く

南伊勢町まちづくり推進課調べ

交通事故、犯罪の発生件数

2018 年の南伊勢町の交通事故発生件数は 11 件で県内でもっとも低くなっています。

刑法犯犯罪率も 2019 年２月の暫定値で 0.38 と県内で 24 番目と低くなっています。少年非行発生件数も 2017 年度で０件と交通と生活の安全安心対策の面からは住みやすいまちとなっています。

子どもたちの健全育成の状況

町内においては、南伊勢町青少年育成協議会のもと星空観察会などの子どもたちの健全育成の取組みがされており、南島西小学校区、南島東小学校区、神原地区では地区部会が結成され地域単位での健全育成活動にも取り組んでいます。

また、校区を越えた子どもたちの健全育成の取組みとして、夏休みや冬休みに小学生向けの体験活動や地元中高生が取り組む子どもたちのための「手づくりお化け屋敷」などの子どもたちが参加できるイベ

ントが開催されています。

表 10　町主催・共催の子どもたちが参加できるイベント回数

年度	回数
2016 年度	4 回
2017 年度	5 回
2018 年度	8 回

南伊勢町教育委員会調べ

地域づくり支援対策

地域づくり支援事業を通じ全区に役場職員を地域づくり支援員として配置し、区が主体となる取組みに役場職員がその地域とともに考えながらともに活動してきましたが、区の課題解決のため取り組んだ活動は一部の区や一部の活動に限られているのが現状です。

各区が現状のまま推移していくことになれば、人口減少・少子高齢化が一層進み、区の存続自体も危ぶまれることから、「南伊勢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「若者定住」と「生涯現役」を基本目標とし、地方創生に係る各プロジェクトの取組みを進めてきました。

人口減少・少子高齢化が著しく進む竈方集落においては、伝統文化を核とする地域活性化に七ヶ竈で取り組んだことで、人と人、区と区の間のつながりが生まれ、ネットワークの構築に繋がっています。

また、神原地区では 2017 年度に地域リーダーのもと生活支援推進協議会を立ち上げ、地区内の区が連携した新たなまつりを立ち上げ交流の場をつくるなど、区同士の連携の動きも出てきています。

このように区同士での助け合い、支えあいの動きも少しずつ出てきています。

④ダイバーシティ、元気づくり

移住者など多様な人材の地域への関わり

地域おこしの支援として、都市部から地域おこし協力隊が地域へ移住するようになってきました。地域おこし協力隊では外国人の地域おこし協力隊員も地域へ関わるようになりました。また、地域の課題解決のため大学連携など町外の学生が地域へ関わることも増えています。

高齢者の元気づくり

町民の約半数が高齢者　であることを踏まえると、高齢者が元気であることが、町の元気に繋がります。

高齢者が高齢者のための健康教室や生涯学習教室の講師などで活躍する機会ができています。高齢者によるサークル活動も盛んで、高齢者の居場所づくりとして「いきいきふれあいサロン」が 28 区 35 箇所で実施されています。また、運動を通じた高齢者の健康づくり、元気づくりとして「元気シニア健康教室」のような高齢者主体の運動教室が町内 3 箇所で実施されており、元気な高齢者が支え手・担い手となっています。

高齢化率は高いが元気な高齢者が多いといわれるように、南伊勢町の高齢者はグランドゴルフなどのスポーツやサロン活動、奉仕活動など様々な活動をしています。

各地域には区や老人クラブ等が主体となって自らの心身の健康づくりのための活動に取り組んでいます。

居場所づくりとしての「いきいきふれあいサロン」に加え、食生活改善のための「はつらつ食生活教室」、防災・介護予防・健康づくりのための「えるがあ教室」や「はつらつ健脚運動教室」などがあります。

役場でも高齢者の居場所づくり・出番づくり・仲間づくりにつながる介護予防教室を展開し、その参加者数も増えてきています。今後、高齢化が進むと、これらの教室の担い手となる人を更に増やしていくことが求められます。

表 11　高齢者の元気づくりに関する活動数

名称	実施区数
はつらつ健脚運動教室	9
はつらつ食生活教室	17
えるがあ教室	13
げんき測定会	35
さんさん教室	4
いきいきふれあいサロン	28 地区　35 サロン

南伊勢町高齢者支援課調べ

障がい者の元気づくり

障がい者の就労活動の場としての就労支援事業所は町内に４箇所設置されています。

障がい者の活動状況では障がいのある人が就労したり、町のイベントなどで活動したりしている姿をよく見かけるようになりました。障がい福祉団体でも、積極的に交流会や研修会などを開催しているとともに、社会福祉協議会のもと生活交流会（ミニ運動会・レクリエーション大会）を開催し、レクリエーションや運動を通じて町内の障がい者と地域の方々が交流を深めています。

表 12　障がい者就労支援事業所一覧

日中活動の場・種別	設置地区
就労支援事業所（A 型）みのり	五ヶ所地区
就労支援事業所（B 型）かえで	五ヶ所地区
就労支援事業所（B 型）ファイト	神原地区
就労支援事業所（B 型）かもめ	吉津地区
地域活動支援センター	吉津地区
生活介護事業所　ひびき	神原地区

南伊勢町子育て・福祉課調べ

(2)目標、課題、解決の方向性

南伊勢町のまちの存続が将来にわたって危機的な状況に陥ることを阻止し、「生命力みなぎる常若のまち」としていくために、子育て世代の若者にとっての暮らしの不便さを解消する取組みをしていきます。

それには、暮らしやすさ戦略プロジェクトにおいて、第一に人口流出の大きな要因となっている住まい環境の充実に取り組みます。

次に、若者の生活環境における不便さを解消するため、通勤や通学、通院、買い物に不可欠な交通環境を整備し、子育てに必要な公園を充実させるなどします。

なお若者にとって暮らしやすい環境づくりにはどんな人もその出身や、年齢、障がいの有無にかかわらず多様性が尊重されて活躍できるよう、暮らしの中でダイバーシティの環境を築いておくことが欠かせません。

まちの半数を占める高齢世代においては、これら若者を支える存在として自ら元気づくりに取り組むとともに、世代間の交流会から地域の元気をつくっていく取組みが期待されています。

また、著しい人口減少と少子高齢化が進みやがて活力が失われていく町を新陳代謝させ、創り直していくためには、新たなまちづくりにむけて、新たな枠組みの協議体を形成し、新たな地域連携によるコミュニティ再生に取り組みます。

①若者の住まい環境

1)若者の住まい環境の目標

若者の人口流出の要因となっている安全で安心な住まい環境を充実させます。

若者の住居等の確保については、移住者分として試算した54世帯分と定住者分で試算した40世帯の合計の94世帯分の確保を目標とします。

若者用住居等の目標

区分	2019年～2025年
新たに確保する住居等の数	94世帯分

※新たに確保する住居等の数は、町営、民営による若者用住宅の新規建築数、若者定住用高台住宅用地の新規造成数、空き家バンクへの新規登録軒数、新築住宅等取得支援補助金などの町の優遇制度を活用した個人による住宅整備の軒数の合計とします。

表 13　南伊勢町内への移住者数実績をもとにした必要住居数（参考）

世帯別	単身世帯		夫婦世帯		親子・家族世帯		その他世帯		合計	
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数 ※子ども除く	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
2014 年度	2	2	4	2	0	0	0	0	6	4
2015 年度	1	1	2	1	2	1	0	0	5	3
2016 年度	3	3	0	0	4	2	0	0	7	5
2017 年度	2	2	0	0	2	1	0	0	4	3
2018 年度	11	11	0	0	3	2	0	0	14	13
合計	19	19	6	3	11	6	0	0	36	28
必要住居数	毎年 10 人×7 年＝70 人分									
移住者按分	37 人		12 人		21 人		0 人		70 人	
移住者按分をもとにした必要住居数	37 世帯分		6 世帯分		11 世帯分		0 世帯分		**54 世帯分**	

※20 歳～44 歳の年代の移住により増加させるＵＩターンの移住者数については、2019 年から 2025 年まで毎年 10 人の増として計画しており、移住者数分として 70 人 54 世帯分の住居の確保が必要になります。

※Ｕターン者については、実家へ住むケースも考えらえますが、近年は親と同居する世帯が少ない傾向があるとして試算しています。世帯数は過去５年間で南伊勢町の施策により移住された方の世帯構成別の割合をもとに推計しています。

表 14　定住者の必要住居数（参考）

世帯別	単身世帯	夫婦世帯	親子・家族世帯	その他世帯	合計
移住者の世帯別割合	53%	17%	30%	0%	100%
定住により減少させない人数（移住者の世帯別割合をもとに按分）	27 人	9 人	16 人	0 人	52 人
定住により減少させない人数按分をもとにした必要住居数	27 世帯分	5 世帯分	8 世帯分	0 世帯分	**40 世帯分**

※20 歳から 44 歳の年代を定住により減少させない人数の目標を、毎年６～８人の増として計画しており、合計で 52 人分の住宅を確保する必要があります。52 人 40 世帯分の住居をもとに必要住居戸数を試算すると、定住者については、暮らしにくさから転出していることから、親と同居する傾向は少ないと考え、町内の別の地区に定住すると試算し、52 人分の住居が必要と試算しています。

※移住者の世帯構成別の割合を参考に必要戸数を試算しています。

2)課題

賃貸住宅の整備等

町内の町営住宅 154 戸のうち 135 戸が生活に困窮する低所得者に対し低家賃で賃貸する公営住宅となっています。新婚世帯や子育て世帯などの中堅所得世帯や移住者などの若い単身世帯向けの町営住宅は 11 棟と少ないうえに、入居率も高く入居を希望しても入居ができない状況です。

このような状況が、町内への移住を困難にしており、賃貸や分譲の若者定住用住宅等の整備や誘致をしていく必要があります。

宅地の分譲・住宅の整備等

津波の心配のない高台への宅地確保が困難な地区も多く、町内での高台の宅地の確保の難しさか

ら町外へ転出するケースが多い状況です。

また、町内には不動産紹介業者がなく、空き家バンク制度でも宅地は登録されていないため、定住希望者や移住者が宅地を探すことや、宅地を確保するために地権者と交渉することが困難な状況です。

一方で、家族が暮らす地元の区から比較的近い距離に住宅を確保することができれば、家族や生まれ育った区を支え、生活する区の担い手にもなりえることから新築住宅が立てやすい町内の高台に分譲宅地などを整備していく必要があります。

空き家の活用

町内に不動産業者がない南伊勢町では、空き家バンクを通じて物件を探すケースが多い状況です。しかし、空き家バンク登録がされている賃貸物件も少なく、町内における賃貸物件の少なさが転入を阻害している要因となっています。

若者の移住を促進していくには、二地域居住や都市住民等の一時的・短期的滞在を推進し、関係人口を増やしていくことも必要です。そのため、若者定住用住宅や賃貸の空き家バンクによるお試し住宅となるような賃貸住宅を増やし、移住者が移住しやすい暮らし環境を作る必要があります。

子育て世帯や、一人親世帯など住宅確保要配慮者向けに住宅セーフティネット機能を強化していくためにも若者用町営住宅を整備していく必要がありますが、人口が減少していくなかで公営住宅の整備は一定の限度があります。民間の空き家が増加傾向にあることを踏まえると空き家を活用した住宅確保要配慮者向けの家賃補助なども推進していく必要があります。

3)解決の方向性

賃貸住宅の整備等（施策 311　住環境の整備）

独身世帯や新婚世帯・子育て世帯の方々の入居が容易にできるよう、民間による津波の心配のない高台への若者用賃貸住宅 27 世帯分の建設を誘致します。また、さらに町の助成制度による民間助成住宅の建設について検討します。【革新】

宅地の分譲・住宅の整備等（施策 111　若者定住・移住の推進、施策 311　住環境の整備）

若者が安心して住宅を新築できるよう、津波の心配のない高台に若者用宅地分譲地 10 区画の造成を行ないます。さらに用地造成が可能な高台の土地の選定を行なっていきます。【革新】

新築住宅等取得支援補助金などの優遇制度の周知徹底を図ることで、若者が南伊勢町内で新築住宅の建設や中古住宅の購入をしやすくしていきます。若者用宅地分譲地 10 区画における住宅建設以外に 2025 年までの 6 年間で 57 軒分の新築住宅の建設や中古住宅のリフォームを推進していきます。【改善】

現在、空き家のみを登録している空き家バンク制度に空き地となっている宅地も登録していきます。【改善】

空き家の活用（施策 111　若者定住・移住の推進）

町内にある空き家が若者用賃貸住宅として利活用できるよう、賃貸物件での空き家バンク契約件数を 27 軒以上に増やしていくとともに、空き家バンクリフォーム支援補助金などの優遇制度の周知の徹底を図ります。【改善】

空き家を活用した住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(住宅確保要配慮者向け賃貸住宅)の登録推進と登録住宅における改修や家賃等の低廉化への支援を行います。【革新】

町内の空き家を活用し、南伊勢町への移住定住を検討している方向けに、テレビ、冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機などの電化製品や家具、食器などをあらかじめ備え付けた、概ね１か月から３か月程度までの短期利用向けのお試し住宅を整備します。【改善】

②生活基盤（暮らしの不便の解消）

1)生活基盤における目標

若者の生活環境における暮らしの不便さを解消し、若者の生活環境を向上させます。若者の生活環境の目標としては、ハード面の暮らしの不便さを解消し、子育て世代等の若者における南伊勢町に住み続けたいと思う人の割合を向上させることを目標として設定します。

生活基盤の目標

区分	2015 年	2025 年
南伊勢町に住み続けたいと思う人の割合（18 歳～45 歳）	―	70%

※【参考数値】

南伊勢町に住み続けたいと思う人の割合（18 歳～59 歳）　46.9%

（2015 年　南伊勢町まちづくりのための町民アンケート）

2)課題

子育て環境

・小児医療

2018 年度には南伊勢病院に小児科が開設されましたが、最近まで町内に小児科がなかったことから、子育て世代の多くは、町外の小児科へ診療、検診に出かけています。まちで安心して暮らせるためには、一次医療圏において必要とされる日常生活に密着した保健医療の提供が受けられることが必要であり、特に小児科の拡充が求められています。

・保育所

町内には、2018 年度までは南勢地域に４つの保育所、南島地域に２つの保育所がありましたが、少子化により幼児の成長・発達にとって大切な集団の中で同年齢児あるいは異年齢児と共に育つ体験を十分に得ることが困難な状況となってきています。そのようなことから更なる保育所の統合が必要となってきています。

また、パートタイム労働等の就業形態をはじめとするライフスタイルの多様化などと相まって保育ニーズも多様化しており，こうした多様な保育ニーズへの対応が求められています。

・公園

町内には児童公園のような公園施設のない地区もあり、児童公園のない地区では広場や道路、休園となった旧保育所跡などで遊んでいます。

身近な場所に、小さな子どもたちを遊ばせられる遊具がほしいという意見もあり、みえ森の緑の県民税を活用した木製遊具の設置など南伊勢町の空間にあった公園環境を整備していく必要があります。

・図書館

町内には、南勢地域に「みなみいせ図書室」が、南島地域に「なんとうふれあい図書室」がありますが、五ヶ所地区と吉津地区にしか図書室がないため、両地区以外では子どもたちにとって利用がしにくい状況であり、利便性を向上していく必要があります。

また、「なんとうふれあい図書室」には「まなびの広場」という自習室があり、青少年の居場所としての機能を有していますが、図書館の開館時間しか利用できない状況です。学校が終わってから中学生や高校生が気軽に自習と軽食ができ、親の迎えまで安心していられるような居場所を構築する必要があります。

また、図書や学習室などは、子どもだけでなく、大人の趣味・知的欲求の充足、副業の模索、地域活動の準備などへの活用としての効果があることから、コワーキングスペースなどにおいて図書館機能を有するようにしたり、その空間に集う人たちが求める本を整備したりしていく対策が必要となります。

交通環境

通勤、通学、通院、買い物等の交通の不便さが人口流出の要因と考えられることから町内外への移動の利便性を確保することが必要となってきます。

南伊勢町で車に乗らず公共交通機関を利用する町民は大きく分けて、運転免許を持っていない小中学、高校生と、運転することができない高齢者になり、この２つの世代の生活に合わせて公共交通機関を充実させる必要があります。

町内の公共交通機関の環境改善とともに、町外への移動手段も課題となっています。特に、伊勢市内での 19 時以降の学習塾や、さらに遅くなるクラブ活動については、保護者が自家用車で送迎しており、通学しにくさが転出する要因となっていることから対策が必要となっています。

町民の多くは、自家用車で通勤をしており、鉄道網のない南伊勢町においては、通勤において自家用車は欠かせません。

今後、二地域居住や都市住民等の一時的・短期的滞在を推進し、町外からの関係人口を増やしていくにあたっては、町外からの通勤に対する不便さの解消が必要となってきます。また、自家用車を複数所有している家庭も多いことから、カーシェアリングのようにこれらの遊休資産を有効的に活用していくことも必要です。

子育て世代の多くは、車移動のため、日用雑貨・食料品などの日常の買い物は町内もしくは町外のスーパーマーケット等で行っており、日常において暮らしの不便は少ない状況です。一方で、急病や急な買い物の際に不便を感じる場合があり、将来的に車の運転が困難になったときに、どのような方法で買い物ができるのかという不安を持っている状況です。

過疎地における移動手段の確保として、自動運転や「空飛ぶクルマ」の技術開発や山間部の過疎地域等における物流への「ドローン」の活用に向けた技術開発が行われています。

自動運転や「空飛ぶクルマ」の実用化や「ドローン」の活用は、主要な国道路線が少なく、移動に困難な過疎化の南伊勢町には不便さを解消するために有効な施策で、南伊勢町がかかえる課題を解決できる可能性があることから検討を行っていく必要があります。

町内には「マタニティタクシー」のような陣痛が来た妊婦が優先的にタクシーを利用できるサービスはあり

ません。産婦人科までの距離が遠い当町においては、費用負担が少なく安心して利用できる「マタニティタクシー」のような制度が必要です。

3)解決の方向性

子育て環境（施策 111　若者定住・移住の推進、施策 112　子育て支援の充実、施策 311　住環境の整備、施策 331　生涯学習の充実、施策 421　地域医療の充実）

・小児医療

町内に小児科を開設するとともに診療日を充実します。【改善】

子育て世代が、町内において検診や診察が受けやすくなるようサービスを改善します。【改善】

・保育所

南勢地域において保育所を統合し、安心して子どもを預けられる高台へ移転新築します。【改善】

・公園

子ども、親子、地域の方々が、地域で楽しく遊べ、親どうしが交流できることで、子育てがしやすいと感じられる魅力のある公園の整備をはじめ、様々な公共施設や空き店舗、空き地、空き農地、公園等の場所を上手く活用し各地区に子どもの遊び場となる環境を構築します。【革新】

みえ森と緑の県民税などを活用し、各地区に木製遊具など南伊勢町の環境にあった遊具を整備します。【改善】

・図書館

現在、五ヶ所地区と吉津地区のみで可能となっている図書の貸し出し業務について各地区でできるようにします。【改善】

「まなびの広場」の機能を中学生、高校生が通いやすい場所へ拡充し、生徒が学校終わりに気軽に自習と軽食ができ、親の迎えまで安心して待つことのできる居場所を整備します。【改善】

大人が趣味・知的欲求の充足、副業の模索、地域の取組みへの準備に活用できるようコワーキングスペース等に図書室の機能を持たせるなど、その空間に集う人たちに必要な本の整備や空間の整備について支援を行います。【改善】

交通環境（施策 313　交通手段の充実）

深夜型シャトルバスなどの「路線不定期運行」や夜間のデマンドバスなどの仕組みを活用し町外からの夜間の移動の不便さを解消します【革新】

二地域居住や都市住民等の一時的・短期的滞在を推進するため、カーシェアリングなどシェアリングエコノミーの普及を進めます。【革新】

車の自動運転技術が実用化されてきており、南伊勢町でこの技術が取り入れられれば、車に乗らない町民の方も自由に町内を移動できることから、将来的に車の運転が困難になったときの移動手段として、自動運転走行の活用についても検討していきます。【革新】

将来の空の移動手段として、「空飛ぶクルマ」などの技術開発が行なわれていることから、地区における物流に関する課題を解消するため、その実現に向けた実験拠点となれるよう関係機関に働きかけを行なっていきます。【革新】

陣痛が来た妊婦が安心して産婦人科まで送迎してもらえるよう出産時タクシー助成制度を導入するとともに「マタニティタクシー」の普及を進めます。【革新】

運転免許を持たない子どもや高齢者の交通手段を確保し、子どもや高齢者を支える子育て世代の負担を軽減するための、ラストマイルや地区間での移動手段確保等に資する自動運転やグリーンスローモビリティ等の新たなモビリティサービスを推進します。【革新】

各世代にスポットを当て、利用したい時間帯や利用する施設に合わせて町営バスのルート変更やダイヤ改正を行い、利便性を向上させ、さらに時刻やルートをわかりやすくすることで利用しにくさを改善します。【改善】

③暮らし環境

1)暮らし環境における目標

年齢構成のバランスがよい持続可能な「生命力みなぎる常若のまち」を実現するためには、若者が地域において性別や出身地・国籍、年齢、障がいの有無に関わりなく尊重され、「若者の希望をみんなで実現できる」よう他世代からの応援体制を築いて、若者にとって住みやすい暮らしの環境がある状態を目標として設定します。

暮らし環境の目標

区分	2015 年	2025 年
南伊勢町は住みやすいまちだと思う割合（20 歳～44 歳）	58.1%	80%

※町民アンケート調査結果による数値
※町民アンケート調査結果は全世帯への調査による参考値

2)課題

ダイバーシティ

・女性の働きやすさ

若い女性が移住、定住して、出産、子育てしやすい地域にしていくためには、女性が働きやすい就業環境を整えることが大切です。それには、働き方改革を推進し、男性も含めた労働者がワークライフバランスを実現することが必要です。

女性の社会進出に伴い、共働き家庭では、仕事と家庭・子育ての両立から生じる課題を解消していく必要があります。

男性の家事・育児等への参画促進は、女性の社会での活躍を推進するために重要で、男性の家事・育児等を促進する必要もあります。

・移住者、外国人の暮らし環境

今後町外からの移住を増加させていくためには、他地域や外国人など町外からの移住者に対して暮らしの不便を解消していく必要があります。それには、文化、生活、就労における習慣の違いを把握し、問題を早く解決できるよう支援していく必要があります。

・地域における暮らしの環境

地域を豊かで活力のあるものとしていくためには、シングルマザー、シングルファザー、里親制度などを活用した家族、移住者、外国人などにとっても暮らしやすく、子育てしやすい地域環境の整備が必要です。区をはじめとするコミュニティ活動への参加を支援し、区や地区の一員として共生できるよう支援していく

ことが必要です。また、地域や企業、団体における暮らしにくさを生む要因となっている社会通念・習慣・しきたりなどがあれば時代に適応した形に見直していく必要があります。多様な個性や価値観に対する抵抗感や偏見をなくし多様性を尊重する取組みを行えるよう、問題の発見と課題解決には町民と役場がともに関わっていく必要があります。

・子どもの暮らし環境

子どもの生活環境の変化に対応するためには、子どもを育てる家庭のサポートや子育て支援、地域ぐるみでの子育てや放課後児童クラブの充実が必要です。

また、今後は移住者や外国人の子どもへの対応も求められ、多様な子供たちが地域や学校等で暮らしやすく生活できるよう支援が必要です。

・障がい者の暮らし環境

障がいのある子どもが生涯にわたって健やかに育つためには、ライフステージに応じて、家庭と役場だけでなく、地域における多様な主体が連携して体制を整備していく必要があります。

高齢者の元気づくり

子育て世代の若者が安全に安心して住むことができるコミュニティには、若者の暮らしを応援し、支援することができる地域の高齢者の存在が必要です。人生経験豊富な高齢者は、子育て世代をはじめとする若者を支えていく存在となるものです。

そのためには、町民の約半数を占める高齢者がより一層元気になり、まちの元気につながるよう高齢者の生きがいづくり、健康づくりに取り組むことが必要です。

また、高齢者が若者、移住者、外国人など多様な人々と交流することは、相乗効果が生み出され、町全体の活性化と新しい元気づくりの取組みにつながることが期待されます。

3)解決の方向性

ダイバーシティ（施策１１２　子育て支援の充実、施策１２１　地域での青少年の健全育成、施策１４４　多様な人材の活躍、施策１４２　まちの結束力向上、施策１４３　支えあう地域づくりの推進、施策３２１　高齢者福祉の充実、施策３２２　障がい者の生活環境づくり）

・女性の働きやすさ

女性の就労や起業に対する支援の強化や職場における復職・再就職に向けた「学び直し」の機会を構築します。【改善】

男女ともにワークシェアリングやテレワークなど多様な働き方ができるよう働き方改革を推進するとともに、業のイノベーションなどを通じ一次産業など今まで女性の活躍していなかった分野での活躍を創造します【革新】

子育て中の母親や高齢者などの「ちょっと働きたい」と地域の「ちょっと手伝ってほしい」のニーズをつなぐ仕組みを構築します。【革新】

「男性の産休や育児休業」等の取得の促進や男性が家事・育児等を行う意義の理解と推進に取り組みます。【改善】

・移住者、外国人の暮らし環境

暮らしの便利帳などを改訂し、移住者にとってわかりやすくします。また、多言語化にも取り組みます。【改善】

移住者、外国人に対して、住みやすさに関する定期的なフォローをして、早期の問題発見と解決に向けた支援を行う移住コーディネーター（仮称））を養成します。【改善】

・地域における暮らしの環境

区や活性化団体など地域における女性活躍の推進や地域や企業、団体における女性の参画拡大に資する環境整備等の支援に取り組みます。【改善】

社会通念・習慣・しきたりがもたらす問題の発見と課題解決には、町民と役場が一緒になって取り組みます。【改善】

多文化共生に関する理解を深めるため、移住者、外国人等異なる文化を持った人たちとの交流事業を推進します。【改善】

・子どもの暮らし環境

子どもを育てる家庭のサポートや子育て支援、地域ぐるみの子育てを推進します【改善】

多様な子供たちが地域や学校等で暮らしやすく生活できるよう青少年健全育成や学校でのダイバーシティ教育の充実に取り組みます。【改善】

・障がい者の暮らし環境

障がいのある人も無い人も互いを知り、理解し合う機会を増やし、互いに尊重し合って生きる地域づくりが進むよう、障がい者の活動機会を増やしていきます。【改善】

障がいを持つ子どもや保護者の多種多様なニーズを踏まえ、放課後等デイサービスの設置や利用に対する支援を充実します。【改善】

農福連携など、障がい者の特性に応じた新たな雇用の機会を創り出し、ともに共生する社会の実現に努めます。【革新】

高齢者の元気づくり（施策１２１　地域での青少年の健全育成、施策１４２　まちの結束力向上、施策１４３　支えあう地域づくりの推進、施策３２１　高齢者福祉の充実）

高齢者の元気づくりのため、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防に取り組みます。【改善】

子育ての経験がある高齢者が地域ぐるみでひとり親家庭や共働き家庭を支え育児に関わったり、子どもの遊び場を見守るなど、高齢者が地域で活躍できる取組みを推進します。【改善】

高齢者が経験した技能を若者に伝えるだけでなく、高齢者と若者などの接点から新しいまちの活性化を図る取組みが生みだされるよう多世代交流型の活動を推進します。【改善】

④コミュニティの再生

1)コミュニティの再生における目標

著しい人口減少、少子高齢化の進展に伴い、将来、町の存続が危機的な状況に陥ることを阻止し、いつまでも若々しくみずみずしい、躍動的な町となって 100 年、200 年と存続し、誰もが幸せに暮らし続けている町になることをめざしています。

そのためには、町民起点、町民総働のもと生活圏域を想定したコミュニティの再生が必要となっています。

そこで、まちの再生協議会（仮称）を設置し、まちの形、コミュニティの再生について検討し方針を策定します。また、その方針を受けて地域ごとにコミュニティ再生協議会（仮称）を設置し、ビジョン、コミュニティ形成計画の策定に取り組み、策定された地域から実行に移していくことを目標とします。

コミュニティの再生の目標

区分	2015 年	2025 年
まちの再生協議会（仮称）設置と方針策定	0 団体	1 団体
コミュニティ再生協議会（仮称）の設置とビジョン策定	0 団体	5 団体
新たなコミュニティ形成の取組み	0 団体	3 団体

2)課題

コミュニティの再生

本町では、町民に最も身近な自治の単位として、区を基礎として住民生活が営まれていますが、いずれの区も人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、現状のまま推移すれば将来に向けて区の存続自体も危ぶまれる状況となってきています。

2019 年３月末では、38 区のうち 16 の区で高齢化率 50%を超え、うち４つの区で 70%を超えてきており、伝統的な行事はもとより、日常的な区の運営も維持困難になる区も出始めてくると考えられます。また、多くの区において、役員への負担が大きく後継者が見つからない、新たな地域課題に身近な自治組織として対応できないなどの問題が顕在化してきています。

著しい人口減少、少子高齢化が進む中にあっても、高齢者も、子育て世代の若者も、誰もが支え合い助け合いながら、安全に安心して、希望を持って幸せに暮らせるコミュニティを形成していかなければなりません。

そのためには、地域での生活圏域を想定したコミュニティの再生を進めていく必要があります。

コミュニティの再生には、区のあり方を考える中で、将来に向けたまちの形を考え、新たなコミュニティのビジョンやあり方を「町民自らで考え、自らで将来を選び」策定していく必要があります。

ビジョンやあり方を策定する中で、新たなコミュニティへの一つの考え方として、
例えば、
・魅力的な子育て・教育環境、住まい環境の整った地域
・自然環境や観光などをベースに整備を進める地域
・産業基盤として整備を進める地域
など、地域の特色を見出していくことも考えられます。

3)解決の方向性

コミュニティの再生（施策 141　地域リーダーの育成、施策 142　まちの結束力の向上、施策 143　支えあう地域づくりの推進）

将来に向けた南伊勢町のまちの形、コミュニティの再生を検討し、方向性、方針を検討する場を設けます。【革新】

コミュニティ再生の方針を受けて、地域ごとに、地域の特性を生かした新たなコミュニティの形成について検討する場を設け、ビジョンの策定と実現への取組みを促します。【革新】

コミュニティ再生の取組みの場は、総働のまちづくりのもと関係地域住民、町内外の支援者、役場地域づくり支援員等で構成します。また、役場は活動拠点や活動経費、支援人材等必要な資源を確保します。【革新】

町民による主体的なまちづくり活動を将来にわたり持続的に進めていく観点から、人材育成研修会の開催等によるまちづくり人材の育成を行います。【改善】

第３章　戦略計画の進め方

(1)戦略プロジェクトと施策体系との関係

新絆プランは「基本構想」と「戦略計画」の２階層で構成しており、「基本構想」では、「基本理念」を掲げ、長期の「30 年後のめざす姿」と「Ｖ字回復戦略」を基に、中期の「10 年後のあるべき姿」と「まちづくりと役場の基本姿勢」を示し、「10 年後のあるべき姿」を達成するため、「まちづくりの 5 つの目標」ごとに 10 年間で取り組む政策を設定しています。

「戦略計画」では、「10 年後のあるべき姿」を実現するための「最初の 10 年のＶ字回復戦略」での「３つの戦略プロジェクト」を設定し、各政策分野ごとに「３つの戦略プロジェクト」のもと４年間で実施していく 34 の施策を設定しています。

各施策の事業を、「Ｖ字回復戦略として最重点的に取り組む事業」、「Ｖ字回復戦略の波及を効果的にするために取り組む事業」、「Ｖ字回復戦略を下支えするために取り組む事業」の３つに分け、戦略プロジェクトがどの施策に含まれ、どのような役割を担っているのかを明確にしています。

(2)最初の 10 年のＶ字回復戦略の進め方

10年後のあるべき姿を達成するための最初の10年のＶ字回復戦略を集中と選択をもって取り組んでいく戦略として展開していきます。

また、新絆プランにおいては、前絆プランにおいて実施してきた事務事業評価に加えて、新たに施策評価を導入することとします。

「最初の10年のＶ字回復戦略」は、戦略計画（中期）のＰＤＳマネジメントサイクルをもとに４年間の施策目標の達成度と進捗状況を評価し、中長期の環境変化を見通して、必要に応じて戦略プロジェクトの構成や内容の見直しを行うとともに、「まちづくりの 5 つの目標」や「まちづくりの政策」についても必要に応じて構成や内容の見直しを進めていきます。

(3)４年の戦略計画の進め方

４年の戦略計画においては、各施策において施策の目標を設定し、その指標に基づき、毎年度、施策評価を実施します。

施策評価は、年度における事業評価の結果を生かし、施策単位で、町内外の環境変化から地域ニーズを把握しながら、施策評価検証会議において、施策の効果や進捗度を検証し、必要に応じて施策の体系や施策の内容、施策展開図および事業の体系や、事業の構成の見直しを行なうなどの改善を図っていきます。

(4)単年度での進め方

新絆プランが着実に進められるよう、年度予算（単年度実行計画）をもとに施政方針と町長経営方針から、課長経営方針と事業目標などを作成（Ｐ）し、係長組織運営目標をもとに事業を実行（Ｄ）していきます。

これらの事業については、事業検証会議を行い、単年度の事業目標の達成度や事業の進捗状況から今後の見通しを検証し評価（Ｃ）していきます。

事業を検証することで、改革・改善点が見出され、次年度の予算（単年度実行計画）や改革や改善策（Ａ）に反映させていくことが可能となります。

また、事業の見直しの結果を、事業を束ねた施策単位で評価する戦略計画（中期）のＰＤＳマネジメントサイクルに乗せ、施策の全体最適の観点から事業体系や事業目的、目標などを見直し、ふたたび事業のＰＤＣＡマネジメントサイクルに戻すという事業のＰＤＣＡサイクルと施策のＰＤＳサイクルをつなげて回すことにより、めざす姿の実現に向けて、異なる事業間で連携したり、事業を統合して新たな事業を創造したりして、事業の抜本的な見直しや改善もしていきます。

これら二つのサイクルをダブルループとして回し続けることにより、「最初の 10 年のＶ字回復戦略」の効果的・効率的な推進が図られ、「30 年後のめざす姿」に近づいていくことが可能となります。

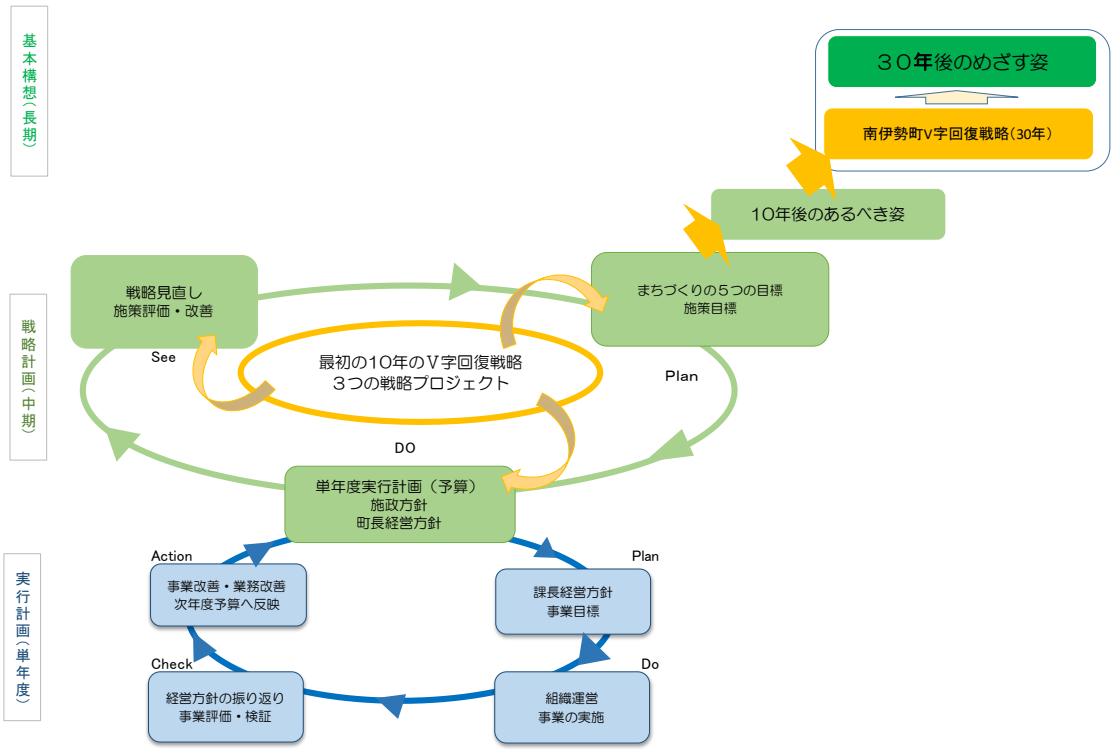

図１　総合計画の実行を支える行政経営マネジメントサイクル

第４章　まちづくりの５つの目標

施策の体系

まちづくりの目標１
人とまちがともに新陳代謝できるまち

- 政策 11　若者が住みたくなるまちづくり
  - 111　若者定住・移住の推進
    - ①結婚支援事業の充実
    - ②移住交流事業の充実
    - ③定住促進事業の充実
    - ④新たなチャレンジを生み出す環境づくり
  - 112　子育て支援の充実
    - ①魅力ある子育て環境の整備
    - ②保育所の適切な運営と保育の質の向上
    - ③母子保健事業の充実
- 政策 12　教育環境を誇れるまちづくり
  - 121　地域での青少年の健全育成
    - ①子どもたちの活動の場づくりの推進
    - ②子どもたちの交流の場づくりの推進
    - ③地域ぐるみで連携した取組の強化
  - 122　学校教育の充実と環境整備
    - ①学校教育の充実
    - ②教育環境整備・充実
    - ③高等学校支援
- 政策 13　発信力のあるまちづくり
  - 131　まちのプロモーション
    - ①まちづくりの魅力発信と共有
    - ②広報・広聴活動の充実
    - ③地域ブランドの推進
    - ④町民と議会を結ぶ広報の充実
- 政策 14　尊重しあい総働できるまちづくり
  - 141　地域リーダーの育成
    - ①人と地域の絆を深める環境づくり
    - ②地域人材育成
    - ③活躍の場づくり
    - ④「活躍人たち」の顕彰
    - ⑤活躍する団体や個人への支援
  - 142　まちの結束力向上
    - ①まちづくりを推進する場の運営
    - ②協働を行うための仕組みづくり
    - ③地域づくり支援事業の充実
    - ④豊かなコミュニティ基盤づくりと活動支援
    - ⑤町民に開かれた議会運営
  - 143　支えあう地域づくりの推進
    - ①支えあい、助けあいながら町民の誰もがともに生きる地域づくり
    - ②自助を支える共助と公助の充実と役割分担・連携の推進
    - ③南伊勢町社会福祉協議会機能強化の支援
    - ④災害に備えた地域防災体制づくり
  - 144　多様な人材の活躍
    - ①ダイバーシティの推進
    - ②あらゆる分野においての男女共同参画の実現
    - ③人権を尊重できる社会の構築

Ｖ字回復戦略として最重点的に取り組む事業
Ｖ字回復戦略の波及を効果的にするために取り組む事業
Ｖ字回復戦略を下支えするために取り組む事業

まちづくりの目標２ 自然の恵みを価値に変えて営むまち					まちづくりの目標３ 住みよく、暮らしやすいまち		
政策 21 地域資源を生かして事業革新できるまちづくり					政策 31 生活に不便を感じないまちづくり		
211 雇用の創出	212 新たな観光の魅力創造	213 活力ある水産業への挑戦	214 魅力ある農業への転換	215 新たな価値を生む林業の再生	311 住環境の整備	312 交通と生活の安全安心対策	313 交通手段の充実
①雇用を創出する新しい仕事づくり ②産業の再生と活性化 ③商工団体活動への支援	①観光による新しい価値の創造 ②観光地の魅力づくり ③観光社会基盤の整備	①水産業の新たな展開 ②つくり育てる水産業の推進 ③多様な担い手の育成・確保 ④漁場環境の整備 ⑤漁業生産基盤の整備および海岸保全対策の推進	①農業の新たな展開 ②農地の有効利用の促進 ③多様な担い手の育成・確保 ④農業経営体制の強化 ⑤生産基盤の強化による生産性の強化 ⑥集落ぐるみで進める鳥獣害対策	①林業の新たなる展開 ②林業経営の強化 ③森林の多面的機能の発揮 ④多様な担い手の育成・確保	①若者用住環境の整備 ②町営住宅の整備促進 ③魅力ある公園づくり	①交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発 ②防犯意識の高揚と防犯ネットワークの構築 ③消費生活に関する啓発と相談の充実	①交通体系の充実と利便性の向上 ②自主運行バスの適正な運行 ③次世代の交通手段の創出

Ｖ字回復戦略として最重点的に取り組む事業

Ｖ字回復戦略の波及を効果的にするために取り組む事業

Ｖ字回復戦略を下支えするために取り組む事業

まちづくりの目標３ 住みよく、暮らしやすいまち				まちづくりの目標４ 安全に安心して暮らせるまち					
政策 32 元気に暮らせるまちづくり			政策 33 いきがいをもって暮らせるまちづくり		政策 41 暮らしを守る安全なまちづくり			政策 42 安心して生活できるまちづくり	
321 高齢者福祉の充実	322 障がい者の生活環境づくり		331 生涯学習の充実	332 芸術文化の振興と伝統文化の継承	411 災害に強いまちの確立	412 道路基盤の整備	413 治山・治水・海岸の保全	421 地域医療の確立	422 健康づくりの推進	423 社会保障の健全な運営
①地域包括ケアシステムの推進	④障がい福祉サービスの充実	③「日中活動の場」の充実	①生涯学習の推進	③資料館の充実	①消防・救急体制の着実な整備	①幹線道路の整備	①治山対策の推進	①医療提供体制の充実	①健幸教育と保健予防の充実	①国民健康保険事業の適正な運用
②介護予防の推進	⑤高齢者の活動支援	②「地域における生活の場」の確保	②図書室の充実	②伝統文化の継承と文化財の保存と活用	②地震・津波などに備える体制の整備促進	②生活道路の整備	②治水・砂防・急傾斜対策の推進	②町立南伊勢病院の経営健全化と地域医療拠点病院としての機能の充実	②疾病の予防と早期発見	②後期高齢者医療制度の円滑な運用
③介護保険事業の適正な運営	④高齢者の生活支援	①障がいのある人も無い人もともに暮らしやすい地域づくり	③スポーツの推進	①芸術文化の鑑賞や活動機会の提供	③防災危機管理体制の充実	③道路の適切な維持管理	③河川整備の推進	③災害医療体制整備	③感染症対策の推進	③福祉医療制度の充実
							④港湾海岸保全施設の整備促進			④国民年金制度の周知・啓発

Ｖ字回復戦略として最重点的に取り組む事業

Ｖ字回復戦略の波及を効果的にするために取り組む事業

Ｖ字回復戦略を下支えするために取り組む事業

まちづくりの目標４ 安全に安心して暮らせるまち				まちづくりの目標５ ともに創り、ともに変える行政経営のまち		
政策 43 生活基盤が整ったまちづくり				政策 51 未来を創造する行政経営		
431 水道の安定供給	432 生活排水対策の推進	433 生活環境の保全と環境美化	434 自然環境の保全と循環型社会の創出	511 総合計画を実現する行政経営	512 改善革新する行政運営	513 健全な財政運営
③健全経営を目指す水道	④持続可能な下水道財政の確立	⑤し尿処理体系の充実	④新エネルギーの活用の推進および普及促進	⑤危機管理体制の向上	④情報化の推進と情報保護対策の充実	⑤公正な入札の実施
②災害につよい安定した水道	③下水道・合併処理浄化槽の適切な維持管理および震災・減災対策の実施	④不法投棄防止対策の強化	③３Ｒ等による環境対策の推進	④情報公開による透明性の向上	③人材育成・登用のための仕組みづくり	④公有財産の適正な管理
①安心して飲める水道	②合併処理浄化槽の普及	③ごみ処理体制の充実	②公害対策の強化	③事業・施策の進捗等の評価の実施と公表	②行政サービスの見直しと行政運営力の向上	③ふるさと納税制度の推進
	①下水道整備の推進	②特定空家の適正な管理の促進	①温暖化防止対策の推進	②行政経営システムに基づく組織目標の管理	①行政経営システムに基づく施策・事業の改善、革新	②収納率の向上と公平な賦課徴収
		①公衆衛生の向上		①総合計画実現に向けた行政経営システムの再構築		①効率的・効果的な財政運営

Ｖ字回復戦略として最重点的に取り組む事業

Ｖ字回復戦略の波及を効果的にするために取り組む事業

Ｖ字回復戦略を下支えするために取り組む事業

各施策ページの見方

①まちづくりの目標、政策、施策

本ページに該当する「まちづくりの目標」、「政策」、「施策」を記載しています。

「政策○○」の番号は「まちづくりの目標」および「政策」の一連番号を表しています。「施策○○○」は「まちづくりの目標」および「政策」、「施策」の一連番号を表しています。

②施策の担当

施策を担当する係を記載しています。

③施策のめざす姿

施策を実施することによって実現されるめざす姿を記載しています。

④施策の目標

施策のめざす姿に向けた進捗状況を把握する指標として、現状値と、戦略計画の計画期間である10年後の目標値を記載しています。

⑤現状

外部環境(まちをとりまく環境)、内部環境(まちの中の環境)の視点から、施策に関わる現状分析を記載しています。

強み:目標達成に貢献する内部のプラス要因
弱み:目標達成の障害となる内部のマイナス要因
機会:目標達成のチャンスとなる外部のプラス要因
脅威:目標達成の障害となる外部のマイナス要因

⑥課題

現状分析を基に、「強み伸長」、「弱み克服」、「脅威打破」、「脅威回避」の視点から整理した課題を記載しています。

強みがあり機会もある：強み伸長
機会があるものの弱みを持っている：弱み克服
脅威があるが強みを持っている：脅威打破
脅威はあるものの弱みがある：脅威回避

⑦施策の展開図

取り組むべき施策の内容をいくつかの施策の項目に分けて相互の関係と施策のめざす姿に対するそれぞれの貢献度を示しています。

⑧町民の皆さんができること、町民の皆さんと役場との協働

施策を実施していくにあたり、町民の皆さんが自ら取り組めることと、町民の皆さんと役場がそれぞれの役割を似ないながら協働して取り組んでいくことを記載しています。

⑨施策の基本方向

施策のめざす姿に向け施策の目標を実現していくにあたり、施策の展開図から施策を体系づけて記載しています。

⑩施策の内容

施策の基本方向をもとに、施策の項目ごとに内容を具体的に記載しています。

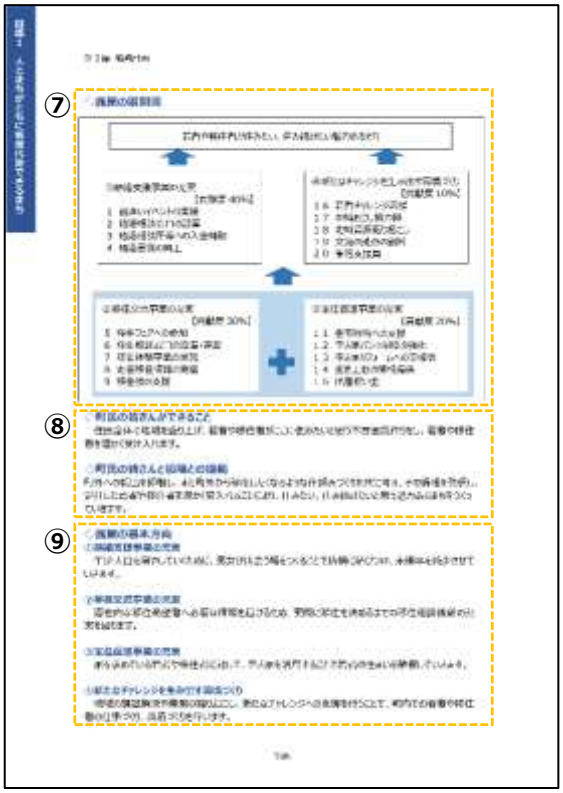

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策 11　若者が住みたくなるまちづくり

施策 111　若者定住・移住の推進

（施策の担当）　まちづくり推進課若者定住係

◇施策のめざす姿

若者や移住者が住みたい、住み続けたいと思う魅力あるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
年間出生数	３９人	３０人	３０人	３０人	３０人	４５人
２０歳～４４歳の年代の移住者数	１４人	１０人	１０人	１０人	１０人	４５人
南伊勢町に住み続けたいと思う人の割合（20 歳～44 歳）	－	35%	38%	41%	44%	70%
地域の移住者の受け入れ態勢が十分できていると感じている町民の割合	－	30%	33%	36%	39%	62%

（施策の目標の説明）
・２０歳～４４歳の年代を移住者数は役場の移住支援制度を活用して移住した人数（まちづくり推進課調べ）
・町民意識アンケートにおいて「南伊勢町に住み続けたい」「地域の移住者の受け入れ態勢が十分できている」と感じている人の割合（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.近隣市町と連携がとれている。 3.結婚相談所を運営する民間等がある。 5.首都圏等で様々な移住のイベントが行われている。 6.9.10.19.移住希望者が増えている。 7.都会から地方へ移住することに関心が高まっている。 17.地域おこしに関心が高まっている。 20.集落支援員制度がある。	【脅威】 2.結婚について相談できる場が少ない。 4.結婚に対する価値観が変わってきている。 8.町の認知度が低い。 11.12.13.14.15.若者の町外への流出が進んでいる。 16.18.若者が働く場などが町外に多くある。
内部環境	【強み】 8.自然が多く、田舎暮らしなどの魅力が多くある。 16.18.産業の資源が豊富にある。 15.子育ての支援をしている。	【弱み】 1.2.3.4.未婚の男女が多い。 5.町の魅力や情報が町外にうまく出せていない。 6.移住に関する専門の相談窓口がない。 7.移住希望者と地域との交流が少ない。 9.移住後の支援が十分でない。 10.町内の情報が集めづらい。 11.若者が町内に住宅を取得しにくい。 12.利用できる住宅の掘り起しができていない。 13.利用されていない空き家が多い。 14.利用されていない土地の掘り起こしができていない。 17.20 地域には様々な課題がある。 19.若者や移住者の交流する場がない。

◇課題

①結婚支援事業の充実

【弱み克服】１.町内には未婚の男女が多いため、近隣市町と連携して参加しやすく出会える機会を増やしていく必要があります。

【脅威回避】２.結婚に関する相談をできる場づくりをする必要があります。

【弱み克服】３.様々な結婚サービス機関と連携して、サービスを受けられる機会を増やす必要があります。

【脅威回避】４.未婚率をさげるため、町内の未婚者が結婚したいと思えるような環境が求められています。

②移住交流事業の充実

【弱み克服】５.町外に向けて町のイベントや魅力をうまく伝えることができていないので、情報発信を拡充する必要があります。

【弱み克服】６.移住に関する継続的に専門の相談できる窓口が求められています。

【弱み克服】７.都会から地方へ移住することに関心が高まっており、U･Iターン希望者が増えているので、情報発信を拡充し、交流の機会をつなげていく必要があります。

【脅威打破】８.町の認知度が低く移住者が少ないので、町の魅力を情報発信する必要があります。

【弱み克服】９.移住者が南伊勢町に定住できるよう、移住後の支援体制を充実させていく必要があります。

【弱み克服】10.移住者が南伊勢町の生活に関する情報を簡単に入手できるようにする必要があります。

③定住促進事業の充実

【脅威回避】11.若者が町内での住宅取得を支援して、町外への流出を防ぐ必要があります。

【脅威回避】12.若者や移住者が住む住宅を掘り起して、町外への流出を防ぐ必要があります。

【脅威回避】13.空き家をリフォーム等する支援をして、町外への流出を防ぐ必要があります。

【脅威回避】14.空き土地を有効活用し、住む場所を確保する必要があります。

【脅威打破】15.若者定住が定住につながるよう、子育ての支援を充実させる必要があります。

④新たなチャレンジを生み出す環境づくり

【脅威打破】16.産業資源を活かし、町外への就業ではなく、町内で起業できるきっかけづくりを支援する必要があります。

【弱み克服】17.地域の課題と都市部の地域おこしを考えている人材とのマッチングが必要です。

【脅威打破】18.町内で若者や移住者の働く場所が少ないため、地域資源を生かした仕事づくり、掘り起こしが必要です。

【弱み克服】19.新たなアイデアが生まれるよう、若者や移住者、地域の人が交流する場が必要です。

【弱み克服】20.集落支援員制度を活用し、地域課題の解決と若者や移住者が活躍できる場をつくっていく必要があります。

◇施策の展開図

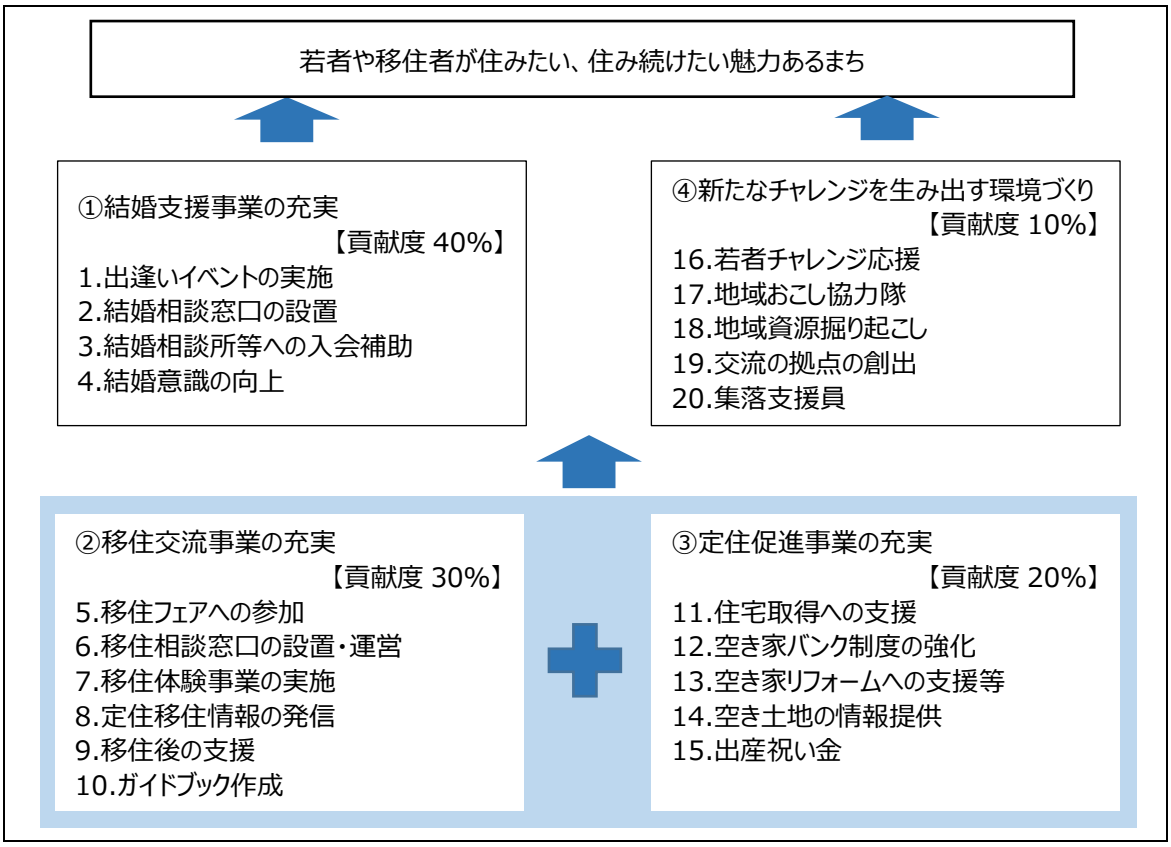

◇町民の皆さんができること

住民全体で地域を盛り上げ、若者や移住者がここに住みたいと思う雰囲気作りをし、若者や移住者を温かく受け入れます。

◇町民の皆さんと役場との協働

町外への転出を抑制し、また町外から移住したくなるような仕組みづくりを共に考え、その情報を発信し、定住した若者や移住者を温かく受入れることにより、住みたい、住み続けたいと思う魅力あるまちをつくっていきます。

◇施策の基本方向

①結婚支援事業の充実

年少人口を増やしていくために、男女が出会う場をつくることで結婚に結びつけ、未婚率を減少させていきます。

②移住交流事業の充実

潜在的な移住希望者へ必要な情報を届けるため、実際に移住を決めるまでの移住相談機能の充実を図ります。

③定住促進事業の充実

家を求めている若者や移住者に対して、空き家を活用することで若者の住まいを確保していきます。

④新たなチャレンジを生み出す環境づくり

地域の課題解決や産業の掘り起こし、新たなチャレンジへの支援を行うことで、町内での若者や移住者の仕事づくり、環境づくりを行います。

◇施策の内容

①結婚支援事業の充実

○町内団体や近隣市町と連携し、未婚男女の出逢いや交流のきっかけとなる機会を提供します。
○結婚を積極的に希望している方が利用できるよう、結婚相談窓口を設置し、現状把握や次のステップへのアドバイスを行います。
○民間等が運営する結婚相談所での結婚支援サービスが受けられるよう、結婚相談所への登録費用を支援します。
○町内の未婚の男女が結婚に対する意識が向上し、出会いを求める行動ができるよう、地域の人をまきこんだ雰囲気づくりをしていきます。

②移住交流事業の充実

○潜在的な移住希望者へ必要な情報を届けるため、町・県のホームページで町の魅力を最大限に発信し、首都圏等での移住フェアに積極的に参加します。
○移住希望者との継続的なつながりを構築するため、専門の相談員を設置し移住相談窓口を運営します。また、各区や関係機関との連携を強化し、住まい、仕事、子育て、学校、医療、地区など、移住に関する情報を充実します。
○町の魅力や現状を理解してもらうため、移住希望者を対象に町内に住む地域の方との交流の機会を創り、実際の生活を体験できる移住体験ツアー等を実施します。
○町の魅力や暮らしの情報、移住実践者の体験談などを集約し、町内外へ継続的に発信していきます。
○移住者が南伊勢町の暮らしに早くなじみ定住につながるよう、移住後の支援をしていきます。
○移住者が南伊勢町での生活に困らないよう、町内の生活事情や役場の支援制度などの情報をまとめた移住者向けのガイドブックを作成します。

③定住促進事業の充実

○若者が町内に住まいを持ち生活しやすい環境づくりを推進するため、新築住宅や中古住宅を取得するための支援を行います。
○空き家バンク制度を充実させるため、各地区と連携し町内の利用できる空き家の掘り起こしを行い、積極的に情報収集・情報発信を行うことで空き家バンク制度を充実させていきます。
○空き家を有効活用して、若者が住まいとして利用できるようリフォーム等の支援を行います。
○町内に住む場所を確保できるよう、空き家のみならず空いている土地の情報など提供できるような仕組みづくりをしていきます。
○南伊勢町で安心して子どもを生み育てられるよう、子育てする若い世代の支援をするために、出産に対して奨励・祝福し、祝い金を支給します。

④新たなチャレンジを生み出す環境づくり

○町内での就業や起業につながるよう、若者が町の産業等を仕事として体験、チャレンジする機会をつくり、支援を行います。
○地域おこしや産業の活性化をすることで、若者の定住につながるよう地域おこし協力隊制度を活用し、様々な地域の課題と都市部の地域おこしを考える人材とのマッチングを行います。
○町内で若者が働く場を創出し産業を活性化させるため、自然豊かで豊富な資源を活用した仕事の掘り起こしや、町内にない新たな仕事の創出を積極的に支援していきます。
○若者や移住者、町内外の人などが、情報交換の場や仕事スペースとして共同利用することで新たな仕事の創出に発展するような拠点作りの支援をしていきます。
○集落支援員制度を活用し、地域課題である、各世帯の状況把握や集落の共同作業の手伝い、買い物、困りごと相談など、幅広い分野で地域に密着し活躍できる若者や移住者などを支援していきます。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策 11　若者が住みたくなるまちづくり

施策 112　子育て支援の充実

（施策の担当）　子育て・福祉課子育て・福祉係

◇施策のめざす姿

誰もが安心して子どもを生み育てられるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
南伊勢町での子育て施策が充実していると感じている人の割合（20 歳～44 歳）	－	40%	43%	46%	49%	70%
近くに子育ての悩みや相談ができる人がいる（20 歳～44 歳）	－	50%	52%	54%	56%	70%

(施策の目標の説明)
・町民意識アンケートにおいて「南伊勢町での子育て施策が充実している」、「近くに子育ての悩みや相談ができる人がいる」と回答した人の割合（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.治安がよく安全な町である。 3.経済的支援として、医療費や予防接種費用等への助成、児童手当、出産祝い金、就学援助費等の制度がある。 7.働きながら子育てをする家庭は増加している。 9.産婦人科や小児科を行う医療機関と連携・必要に応じて委託している。 10.養育医療や不妊治療の費用助成制度がある。 11.病児病後児保育やファミリーサポートセンター、子育てショートステイなど広域連携によるサービスがある。	【脅威】 2.社会環境や家族環境の変化により子育ての不安や負担感が増大するとともに、家庭や地域の養育力が低下していく。 4.個別の関わりが必要な家庭や支援が必要な子どもは一定数いる。 5.子育てにおける SNS の利用は広がっているが、デメリットも多い。 6.子ども虐待は、特別な家族の問題という認識ではなく、どの家庭にも起こりうるものとして捉えられるようになってきている。 8.子どもの人数が減り続けている。 12.子どもたちにとって、SNS の正しい利用や、性暴力や望まない妊娠などを防ぐための学びが不足している。
内部環境	【強み】 1.子どもや子育て世帯を見守る地域性がある。 2.放課後児童クラブを運営する団体を支援している。 2.子育て支援センター事業への参加者が増加しているとともに、センター職員は通所していない家庭に毎月全戸訪問している。 2.4.6.保育所、子育て支援センター、子育て・福祉課、教育委員会、小中学校などが相談窓口となり、連携して必要な支援をしている。 7.8.保育所の定員に余裕があり、延長保育や一時預かりも実施している。 9.乳幼児健診・相談、ブックスタートなど育児に関する事業を実施している。 12.小中学校で思春期教室【生命の授業】を開催している。	【弱み】 3.「子育てにはお金がかかる」という意見は多く、実際に経済的に不安定な世帯もある。 5.保育所や学校の行事、講演会など、子育てについて考え、学びあう場への参加者は減っている。 10.子どもを望んでも妊娠できないケースが増えてきている。 11.子育て支援制度や事業は、知らないと利用できない可能性がある。

◇課題

①魅力ある子育て環境の整備

【強み伸長】１.治安がよく、地域の中で見守られながら子育てできる環境を大切にしていかなければならない必要があります。

【脅威打破】２.子育てに関する今日的な課題が少なくないなか、育児力が低下している家庭や不安を抱える保護者への支援が求められており、気軽に相談できる体制づくりや、子育て支援センター、放課後児童クラブなど必要な支援が実施できる体制づくりをさらに充実させていく必要があります。

【弱み克服】３.子育てにお金がかかるという不安があるが、子育て家庭に対する経済的支援施策により応援していく必要があります。

【脅威打破】４.専門的あるいは積極的な関わりが必要な子どもとその家庭に対する途切れのない支援のため、関係機関との連携は必須です。

【脅威回避】５.子育てには家庭・地域・保育所などの施設が一体となって取り組むことが必要であるなか、子育てに SNS を活用する人が増加しているが、子育てについて学び、考える場も必要です。

【脅威打破】６.子ども虐待は、どこにでも起こりうるという認識にたち、一般子育て支援サービスを充実させることが重要であることは言うまでもないが、より子ども虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていくことが重要であり、そのために関係者の連携の充実強化が必要です。

②保育所の適切な運営と保育の質の向上

【強み伸長】７.仕事と子育ての両立ができるよう保育所・延長保育・一時預かりなどの事業の充実や、放課後児童クラブへの安定的な運営のための支援を継続していく必要があります。

【脅威打破】８.子どもの人数が減っているため保育所には定員の余裕が有り、すぐに預けることができるが、子ども同士の健やかな成長を促すためには一定の人数が必要であり、適正な規模の施設として運営する必要があります。

③母子保健事業の充実

【強み伸長】９.安心して妊娠・出産、子育てができるように妊産婦や乳幼児の健康管理事業を安定して実施するためには医療機関や専門職との連携が必要です。

【弱み克服】10.子どもを望む人にとって不妊治療は経費の負担も大きいので補助制度があることを必要な人に伝えていく必要があります。

【弱み克服】11.子育てに関する支援制度やファミリーサポートなどの事業は、伝える時期や手法を工夫し、もっと知らせていく必要があるとともに、サービスの形態の見直しも必要です。

【脅威打破】12.SNS の正しい利用や性暴力や望まない妊娠など子どもたちの発達段階に相応した学びの機会を提供していく必要があります。

◇施策の展開図

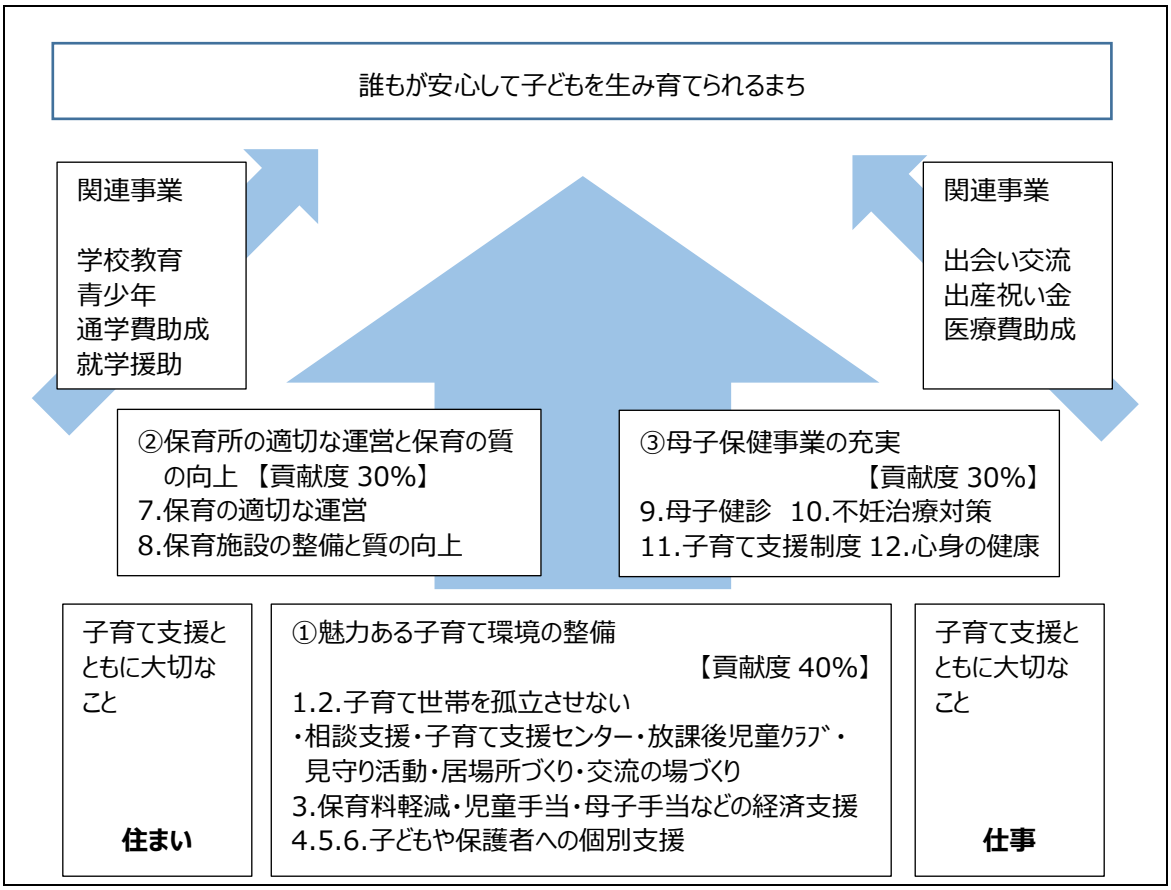

◇町民の皆さんができること

子どもを見かけたら「おはよう」や「こんにちは」の声掛けをします。

◇町民の皆さんと役場との協働

子も親も元気に心豊かに暮らせるよう役場は環境や支援体制づくりを進めますので、みなさんも地域のみんなで子育てを応援するという意識を持って、すべての子どもの幸せな育ちを支えていきます。

◇施策の基本方向

①魅力ある子育て環境の整備

親や保護者がゆとりを持って幸せに子育てできるよう支援するとともに、子どもが元気に育ち、子育てを地域のみんなで取り組む環境づくりを進めます。

②保育所の適切な運営と保育の質の向上

すべての子どもが幸せに育つことを応援するため、生きる力を育む保育・幼児教育の質の向上に努めます。

③母子保健事業の充実

安心して子どもを生み育てるため、こどもと親の心と体の健康の確保に努めます。

◇施策の内容

①魅力ある子育て環境の整備

○家庭や地域の環境の変化により子育てが孤立化し、負担感が大きくなる中、ひとりで抱え込むことがないようすべての子育て家庭を支援するため、子育て支援センターや放課後児童クラブの活動を充実させます。
また、子育てについての様々な不安や悩みに対する相談体制を充実するとともに子育てに関する情報の発信を工夫していきます。

○民生児童委員中心とした子ども見守り活動の推進や子育てサポーターの養成など地域の意識向上や子どもの居場所づくり、子ども同士の交流に努めるとともに、ファミリーサポートセンターや病後児保育、ショートステイなど広域連携による子育て支援事業は保護者の安心感や利用しやすさを重視して実施していきます。

○児童手当をはじめ各種手当や、母子家庭への支援など経済的支援を適切に実施します。

○地域・家庭・保育所や学校などの施設が一体となって子育てに取り組む体制を強化し、途切れのない支援を実施します。

○子育てに関する講演会や勉強会などの学びの場の提供と参加勧奨を行います。

○虐待は少子化や核家族化あるいはコミュニティの崩壊に経済不況等の世相が加わっての生きづらさの現れとして捉えられるようになっています。保健・医療・福祉等の関係者は、このような認識に立ち、子どもを持つすべての親を念頭に入れて、子ども虐待防止の取組みを進めていく必要があります。

②保育所の適切な運営と保育の質の向上

○保育指針に基づき、信頼される保育所の運営に努め、子どもの心身の発達段階に応じた学びの芽生えや生きる力の基礎を育む保育と幼児教育、子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康および安全、保護者・家庭および地域と連携した子育て支援、職員の資質・専門性の向上等に取り組みます。

○働きながら子育てする家庭を支援するため、早朝や夕方の長時間保育を実施します。

○子どもの育ちと安全をかなえるため保育所施設の整備と適正配置に努めます。

③母子保健事業の充実

○妊産婦や乳幼児に対する保健事業や食育の推進、必要な予防接種の勧奨など親と子の心とからだの健康づくりに取り組みます。

○安心して子どもを生み、育てることを支援するため、子育て支援事業等の情報は、妊娠の機会や出産のときなど時宜を踏まえ、情報の入手しやすい方法で発信していきます。

○親子のふれあいの促進のためブックスタート事業を実施していきます。

○特定不妊治療などへの費用助成を実施します。

○子どもの年齢に相応した学びの機会として「命の授業」事業を充実させていきます。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策 12　教育環境を誇れるまちづくり

施策 121　地域での青少年の健全育成

（施策の担当）　教育委員会事務局　生涯学習係

◇施策のめざす姿

子どもたちが心身ともに健やかに、明るく、たくましく成長することのできるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
地域に子どもたちの活動や交流の場があると答えた人の割合	－	30%	35%	40%	45%	60%
子どもたちが活動できるイベントのべ参加者数	374 人	380 人	390 人	390 人	390 人	400 人

（施策の目標の説明）
・児童生徒へのアンケートにおいて、「地域に子どもたちの活動や交流の場がある」と回答した人の割合（まちづくり推進課調べ）
・町主催・共催の子どもが参加できるイベント開催回数（教育委員会調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 3.子どもたちは交流の場があると参加します。 4.南伊勢・久々野交流事業があります。 5.地域の子育てに関する講演会等が求められています。	【脅威】 1.2.家庭以外で子どもたちの居場所、活動の場が少ない。 6.インターネット上の有害サイトによるトラブルやネット依存症などが社会問題になっています。
内部環境	【強み】 1.2.3.4.5.様々な組織が連携して子どもたちを見守り育てる「南伊勢町青少年育成町民会議」があります。	【弱み】 6.低年齢のうちからスマートフォンなどで長時間動画を見たりゲームをしたりする子どもが増えています。

◇課題

①子どもたちの活動の場づくりの推進

【脅威打破】１.家庭環境の多様化から地域と接する機会が減り、地域行事など活動する場が減ってきています。

【脅威打破】２.家庭環境の多様化により、働きながら子育てする親を支援する必要があります。

②子どもたちの交流の場づくりの推進

【強み伸長】３.４.子どもの数が少なくなる中、発達段階に応じた成長を促すために多くの人たちと交流することが求められています。

③地域ぐるみで連携した取組の強化

【強み伸長】５.地域の子育てに関する講演会などを通じて子育て参加を呼びかける必要があります。

【脅威回避】６.スマートフォンなどで気軽にインターネットに接続できることから、有害サイトにアクセスしてしまい、トラブルや犯罪被害などに巻き込まれる危険があります。このようなことにならないように、子どもたちを見守る必要があります。

◇施策の展開図

子どもたちが心身ともに健やかに、明るく、たくましく成長できるまち

①子どもたちの活動の場づくりの推進
【貢献度 50%】
1.2.居場所づくり

②子どもたちの交流の場づくりの推進
【貢献度 30%】
3.4.交流の場づくり

③地域ぐるみで連携した取組の強化
【貢献度 20%】
5.見守り
6.啓蒙啓発

◇町民の皆さんができること

地域ぐるみで子育てできるよう、子どもたちの居場所づくりと見守りを行っていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

役場は地域、関係団体などと連携して青少年の活動の場を設けますので、町民の皆さんが子どもたちを地域で守り育てていただくことで、子どもたちが健やかで心豊かに育つまちをつくっていきます。

◇施策の基本方向

①子どもたちの活動の場づくりの推進

子どもたちが元気で活発に育つことができるよう、活動の場や居場所づくりをしていきます。

②子どもたちの交流の場づくりの推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、大人とふれあうことのできる環境づくりをします。
子どもたちが町内外の子どもたちとふれあうことのできる環境づくりをします。

③地域ぐるみで連携した取組の強化

地域ぐるみで子どもたちを健やかに育てるために、町民への啓発事業を推進します。

◇施策の内容

①子どもたちの活動の場づくりの推進

○南伊勢町青少年育成町民会議では、子どもたちが保護者と一緒に活動できる機会を設けます。
○児童が健やかに育つよう、学校は放課後児童クラブと連携を密にしていきます。

②子どもたちの交流の場づくりの推進

○南伊勢町青少年育成町民会議地区部会で芽生え始めている「地域の大人や子どもが一体となって行動し、楽しくつながることで愛情深く子どもを育て、守る力になるふれあいの場」がつくり出せるような働きかけを行います。
○夏休みなどの長期休暇期間に町内外の子どもたちと交流できる場を設けます。
○岐阜県久々野町の子どもたちと出会いの機会を設け、日常では経験することのできない交流を通して友情を育み豊かな心を育てることを目的に久々野との絆を深める会が行っている南伊勢・久々野交流事業を支援します。

③地域ぐるみで連携した取組の強化

○地域ぐるみで青少年を健やかに育てるために、町民へ講演会などの啓発事業を実施し、町のみんなで子育てに参加する意識の醸成を図ります。
○子供が安全に生活できるよう、安全なスマートフォン等の利用方法の周知など、変化する社会情勢に対応した周知活動を行ないます。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策 12　教育環境を誇れるまちづくり

施策 122　学校教育の充実と環境整備

（施策の担当）　教育委員会事務局　学校教育係

◇施策のめざす姿

子どもたちの夢の実現のために、自ら学ぶ力と意欲を伸ばす教育環境が整ったまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
みずから積極的に地域に関わり、地域への関心や理解を深めることができた児童生徒の割合	79.1%	79.5%	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%
南伊勢高校南勢校舎への教育支援プログラム数	9 プログラム	9 プログラム	9 プログラム	9 プログラム	9 プログラム	9 プログラム
コミュニティ・スクール設置率	0%	0%	60%	60%	100%	100%

（施策の目標の説明）

・児童生徒へのアンケートにおいて、「みずから積極的に地域に関わり、地域への関心や理解を深めることができた」と回答した割合（教育委員会調べ）

・町が実施している南伊勢高校南勢校舎への支援プログラムの数（教育委員会調べ）

・コミュニティ・スクールは、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育をめざすという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みであり、学校教育の充実を示す指標（教育委員会調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.確かな学力を身につけることが求められています。 2.自分たちが住んでいる地元、町のことを知らない子どもたちが多くいますが、みんな地域のことに興味関心を持っています。 3.社会的に、特別な支援が必要な児童生徒への支援や、いじめ・不登校対策などが求められています。 4.ＳＮＳなどインターネットを悪用した人権侵害を無くすことが求められています。 5.コミュニティ・スクールの設置が求められています。 7.教室の空調設備整備など教育環境整備が求められています。 8.ICT 教育の推進が求められています。	【脅威】 6.2 つの学校が津波浸水想定地域にあります。 9.経済的に不安定な家庭があります。 10.南伊勢高校南勢校舎への進学率が低い。
内部環境	【強み】 1.全国学力・学習状況調査だけでなく、CRT など各種学力調査を実施しています。 2.ふるさと教育を実施しています。 3.教育学習支援員等が充実しています。 4.人権教育、道徳教育を推進しています。 6.防災教育の中で定期的に避難訓練を実施しています。 9.就学援助等の制度があります。 10.様々な南伊勢高校南勢校舎支援策を展開しています。	【弱み】 5.学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるコミュニティ・スクールが設置されていません。 7.既存施設の長寿命化や特別教室への空調機器の設置が必要です。 8.ICT 機器の環境整備が進んでいません。

◇課題

①学校教育の充実

【強み伸長】１.児童生徒の学力や運動能力等については、調査等に基づく課題発見を通して、その課題解決に向けた取組みを行う必要があります。

【強み伸長】２.地域の特性を活かした特色ある学校教育を展開しながら、子どもたちが郷土を愛し、希望と誇りを持つように育んでいく必要があります。

【強み伸長】３.特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るとともに、いじめや不登校児童生徒の早期発見・対応の徹底を図る必要があります。

【強み伸長】４.インターネット上でのいじめ、人権を無視した書き込みなどが社会問題になっています。氾濫する情報を的確に判断して行動する能力の育成が求められています。

【弱み克服】５.学校評価を活用した学校運営の組織的、継続的な改善を図るとともに、家庭、地域と学校の目標や方針を共有・協働した組織的な取組みが求められています。

【脅威打破】６.東日本大震災を教訓とした防災マニュアルに基づき、避難訓練を継続するとともに、自助意識定着のための児童生徒の実態に応じた防災学習していく必要があります。

②教育環境の整備・充実

【弱み克服】７.学校施設の耐震化や普通教室における空調機器の設置等は完了しており、今後は既存施設の長寿命化や特別教室等への空調機器の設置等が必要となります。

【弱み克服】８.情報分野の飛躍的な発展に対応したシステムの再構築やタブレット端末などによるICT 教育の推進が求められています。また、学校図書の充実等、児童生徒が豊かな教育環境の中で教育を受けられるように取り組む必要があります。

【脅威打破】９.教育の機会均等や保護者の経済的負担軽減等を目的に就学援助等に取り組んでおり、今後もこのことを継続していく必要があります。

③高等学校支援

【脅威打破】10.町内には県立南伊勢高等学校南勢校舎がありますが、町内外の中学校からこの高校への進学率を上げる必要があります。

◇施策の展開図

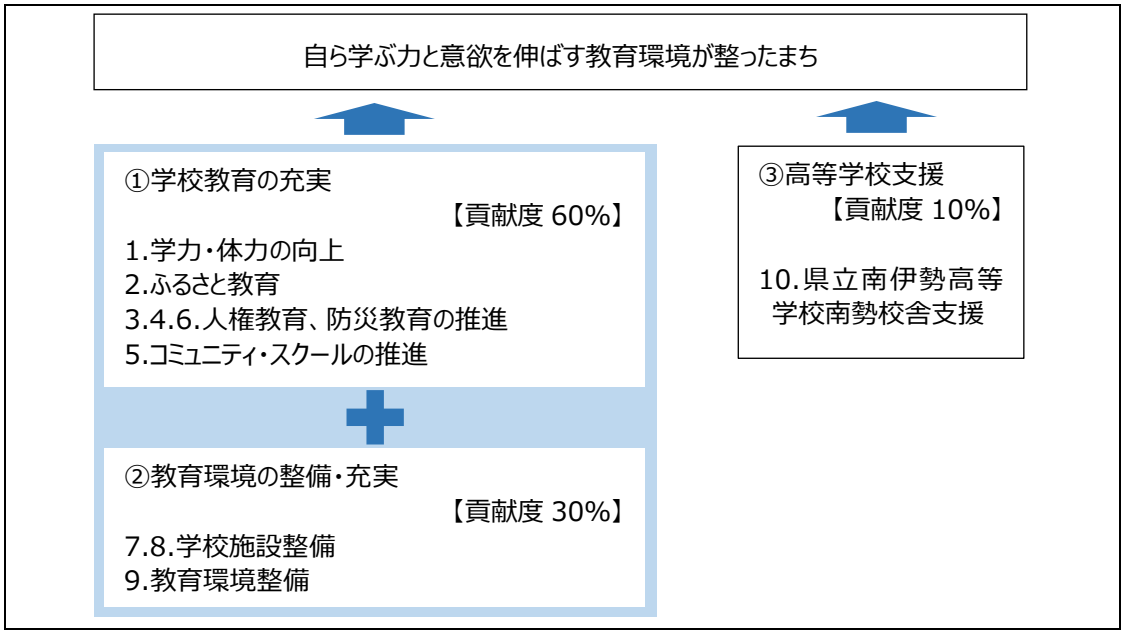

◇町民の皆さんができること

学校と協働して子どもたちの自ら学ぶ力と意欲を伸ばす学校づくりを推進していきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

子どもたちの夢の実現のために、役場は地域に根ざした教育や学校の実態に即して工夫した特色ある取組みを支援します。役場と学校と家庭、地域が連携して、子どもたちがたくましく育つまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①学校教育の充実

子どもたちの夢の実現のために、学力・体力の向上を図るとともに、人権教育、道徳教育の充実、また「命を大切にする」「自分の命は自分で守る」という観点を基本に置き発達段階に応じた防災教育を推進します。

ふるさと教育を充実するとともに、コミュニティ・スクールの設置等により、めざす子どもの姿を共有し、地域と協働して子どもを育成する学校づくりを推進します。

②教育環境の整備・充実

学校施設の長寿命化により快適な学習環境を提供するとともに、ICT 環境や学校図書等、より充実した教育環境の整備に取り組みます。

③高等学校支援

県立南伊勢高等学校南勢校舎に行きたい、行かせたいと思ってもらえるような支援策を展開します。

◇施策の内容

①学校教育の充実

○学力向上委員会を設置し、全国学力・学習状況調査・全国体力状況調査の結果を分析し、学力、体力向上のために一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を充実します。

○ふるさと教育推進委員会を設置し、地域で活躍する町民や、町外で活躍する方を特別講師として招いたり、また農業や水産業に携わる大人の声を直接聞く機会をつくるなど、ふるさと教育の充実を継続します。

○特別な支援を必要とする児童生徒には教育学習支援員を配置します。また、いじめ・不登校対策と教職員研修の充実・強化を行います。

○人権意識や人権感覚を育てるために町人権教育研究協議会を設置し、人権フォーラムなどを開催します。

○地域と学校が協力、協働して教育を行う環境の構築するために、コミュニティ・スクールを推進します。

○防災教育推進のため、学校と教育委員会、防災課の情報交換を定期的に行い、児童生徒の命を守るため防災マニュアルのもと様々な災害を想定した避難訓練を実施します。

②教育環境の整備・充実

○児童生徒が安心して学べる学校環境をつくるため、気候変動に対応した校舎にするなど、様々な環境の変化に対応した学校施設整備を推進します。

○児童生徒が安心して遊具などを使って遊べるよう、学校内遊具等の施設管理を徹底します。

○避難経路にあるガラスへの飛散防止対策など児童生徒の防災対策や安全対策を徹底します。

○ＩＣＴの技術革新による教育環境の改革を行い、南伊勢町の教育現場に応じた新しい技術を取り入れた授業やＩＣＴ技術教育など次世代の教育環境整備を推進します。

※ＩＣＴ（Information and Communication Technology）：情報伝達技術

○すべての児童生徒が楽しく学校生活をおくれるよう就学援助や就学支援を充実していきます。

③高等学校支援

○南勢校舎の魅力化・活性化のために南伊勢高校南勢校舎活性化協議会を開催するとともに、高等学校支援策として、外部講師による課外授業、通学定期運賃の無償化、また海外研修海外留学補助などの支援をします。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策 13　発信力のあるまちづくり

施策 131　まちのプロモーション

（施策の担当）　【主】まちづくり推進課広報情報係
【事】観光商工課商工労働係

◇施策のめざす姿

進化する情報発信ツールを活用し、まちの情報や魅力を多くの人に発信できるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
ホームページアクセス数	66,900	68,000	69,000	70,000	71,000	77,000
町公式 SNS フォロワー数	–	500	800	1,100	1,400	3,200
町の魅力が町内外に十分伝わっていると感じている人の割合	–	30%	33%	36%	39%	62%

（施策の目標の説明）
・ホームページアクセス数は町公式ホームページのアクセス数。
・SNS フォロワー数は南伊勢町が開設している SNS のうち Facebook および Instagram のフォロワー数（まちづくり推進課調べ）
・町民が役場と情報共有がされていると感じている状況を示す指標
・町民意識アンケートにおいて「町の魅力が町内外に十分伝わっている」と感じていると答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.2.5.6.SNS などによる情報発信・共有手段が多様化し広く普及している。 3.10.11.ホームページを利用した情報収集が行われている。 4.スマートフォンが広く普及している。 7.パブリックコメントが重要視されている。	【脅威】 8.9.南伊勢町の魅力ある産品等があまり知られていない。
内部環境	【強み】 1.5.各種 SNS による情報発信、インターネットでの動画公開など、多面的な情報発信が可できる。 3.ホームページのリニューアルにより、活用方法や利便性が向上し、より見やすい情報発信ができる。 8.9.豊かな自然、独自の資源および伝統的な加工技術などを活かした魅力ある産品等がある。 10.「議会だより」を発行している 11.議会の情報を公開している。	【弱み】 2.SNS など情報発信におけるユーザー獲得のための周知・ＰＲが十分でない。 4.膨大な情報の中から、探している情報が見つけにくい。 6.年齢層により、情報取得手段に偏りがある。 7.町民の声の収集が不十分である。

◇課題

①まちづくりの魅力発信と共有

【強み伸張】１.SNS などの活用ケースを吟味し、情報が対象とする層に届くよう多面的に情報発信を行う必要があります。

【弱み克服】２.インスタスポットの創設などイベント企画により町が利用している情報媒体の周知・ＰＲにつなげてく必要があります。

【強み伸張】３.ホームページを通じて情報を収集する方が必要とする、または対象となる情報の種類を把握、分析し、ニーズに合わせた見やすい情報発信を行う必要があります。

【弱み克服】４.膨大な情報のなかから、探している情報に簡単にアクセスできるようにする必要があります。

②広報・広聴活動の充実

【強み伸張】５.関係各課との更なる連携の充実を図り、役場全体の情報発信意識を高め、紙媒体だけでなく携帯アプリなどとの連携による多面的な情報発信により届きやすい情報発信に努める必要があります。

【弱み克服】６.伝えたい相手の受け取りやすい情報発信手段を選択し、届けたい相手に届けられる情報発信を行う必要があります。

【弱み克服】７.パブリックコメントが重要視されているため、町民の声をより多く集める体制づくりが求められています。

③地域ブランドの推進

【脅威打破】８.南伊勢町の豊かな自然、独自の資源および伝統的な加工技術などを活かした魅力ある産品等が認識されていない問題があるため、それらを掘り起こす必要があります。

【脅威打破】９.魅力ある南伊勢町の産品等が、町外にはあまり知られていない問題があるため、産品等の周知・啓発とともに南伊勢町全体のイメージを向上させるためにも、継続したプロモーションの実施が課題となっています。

④町民と議会を結ぶ広報の充実

【強み伸長】10.広報誌「議会だより」、テレビ放送、ホームページによる多面的な情報発信により、より開かれた議会となるよう議会広報を充実させてく必要があります。

【強み伸長】11.議会をより町民になじみのあるものにしていく必要があります。

◇施策の展開図

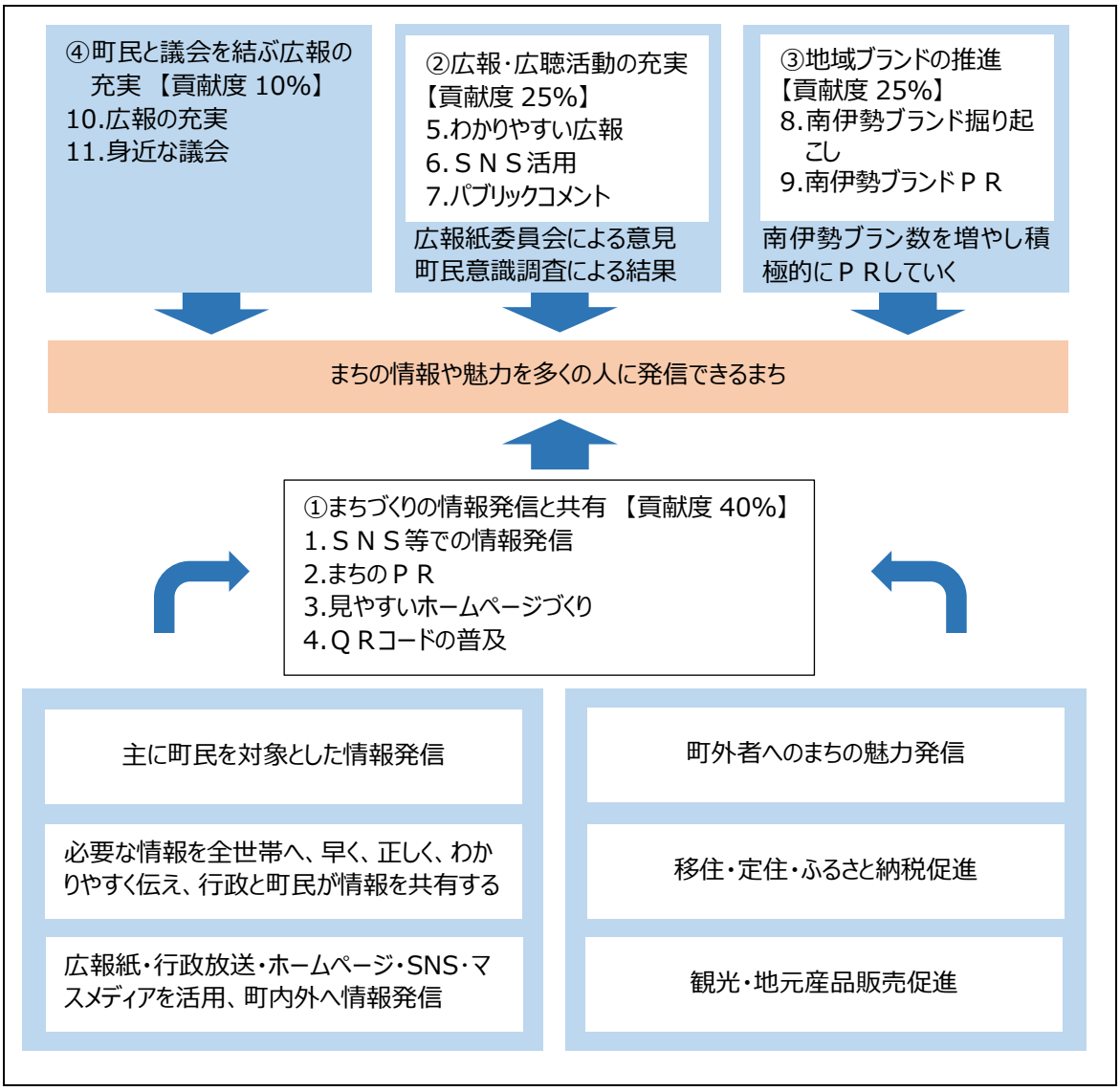

◇町民の皆さんができること

まちからの情報発信を単なるお知らせとして受け取るだけでなく、自分たちの町で起こっていること、行われていることに関心を持ち積極的に情報収集を行い、遠方にいる家族や知人と情報を共有します。

また、自らも情報発信者としての意識を持ち、写真や記事の提供を積極的に行い、協働のまちづくりにかかります。

◇町民の皆さんと役場との協働

まちづくりを町民と役場が協働で行えるよう、役場は、まちづくりに必要な情報を積極的にわかりやすく提供し、より届きやすい工夫を行うことで、町民の皆さんが発信された情報を収集し、まちづくりに関心を持ち、積極的に活用していただくことにより、情報が生かされ、共有されるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①まちづくりの魅力発信と共有

町の魅力が伝わるようマスメディアやホームページ、SNS など様々な手段を活用して、まちづくりの情報や状況を積極的に発信・共有します。

②広報・広聴活動の充実

きめ細かな広聴活動を行い、町民の意識や動向を的確に把握し、まちづくりに反映していきます。

③地域ブランドの推進

本物の南伊勢ものにこだわった魅力ある産品等を「南伊勢ブランド」として認定し、周知啓発を行い、南伊勢町のイメージを高めます。

④町民と議会を結ぶ広報の充実

開かれた町議会をめざし、行政チャンネル・広報誌「議会だより」・ホームページ等の様々な媒体を通じ、議会情報を広く発信します。

◇施策の内容

①まちづくりの魅力発信と共有

○町の取組み、イベントなど写真や動画を活用して町の魅力を行政チャンネルや各種マスメディア、ホームページや SNS などのあらゆる媒体を活用して、町内外に積極的な発信をするとともに、情報を共有ができるよう、人が集まる場所に wifi スポットを整備します。

○フォトスポットの創設や SNS を活用したイベントを企画し、関係人口を増やし町のＰＲを行います。

○情報の得やすい、見やすい、町の魅力発信や郷土愛育成につながるホームページづくりを心がけ常に新しい情報発信が行えるようホームページの更新を行うとともに、スマートフォンに対応した情報発信を広く町内に広めていきます。

○主要な施設や観光スポットなどに手軽に情報が取得できるよう QR コードの掲示を行います。

②広報・広聴活動の充実

○まちづくりに対する町民の関心を呼び起こすことを心がけ、生活に密着した情報の提供や、「わかりやすい」「見やすい」「簡潔に」を目標に関係各課と連携した町民参加につながる広報紙づくりを行います。

○ホームページや SNS などを積極的に活用し届けたい相手に届けられる情報発信を行います。

○各種計画などの策定におけるパブリックコメントの募集を実施するなど、町民の声を広く集める体制づくりを行います。

③地域ブランドの推進

○毎年春頃に応募期間を設け、外部有識者による審査の上、南伊勢町の豊かな自然、独自の資源および伝統的な加工技術などを活かして本物の南伊勢町ものにこだわった魅力ある産品等を「南伊勢ブランド」として認定します。

○「南伊勢ブランド」のパンフレットやポスターなどの啓発品を作成するとともに、町内外の物販イベント等で認定品の周知啓発を実施するとともに南伊勢町のＰＲを実施し、町の認知度の向上とイメージアップを図ります。

④町民と議会を結ぶ広報の充実

○町民が親しみを持てるよう、より開かれたわかりやすい町議会をめざして、行政チャンネルで本会議の様子を放送する「議会放送」、議会での審議内容やまちの声をわかりやすく掲載した「議会だより」、会期日程・放送スケジュール・議決案件などを掲載した「ホームページ」を充実させ、町民と議会の情報共有を図ります。

○町民が議会をより身近に感じられるよう、本会議の様子を行政チャンネルで放映するとともに、さらに議会活動、議決案件、会期日程、放送スケジュールなどを掲載したホームページを充実させ、町民と議会の情報共有を図ります。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策 14　尊重しあい総働できるまちづくり

施策 141　地域リーダーの育成

（施策の担当）　【主】まちづくり推進課若者定住係
【事】まちづくり推進課政策係、総務課行政係

◇施策のめざす姿

地域のリーダーを育成することで、町民誰もが得意な分野で力を発揮でき、活躍できるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
「地域のために活躍している人材がいる」と感じている町民の割合	－	60%	62%	64%	66%	80%

（施策の目標の説明）
・町民意識アンケートにおいて「地域のために活躍している人材がいる」と答えた町民の割合（まちづくり推進調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.全国的に地方での住民どうしのかかわりの大切さが再認識されてきている。 2.高校の活性化に関して町外と交流がある。 3.社会で活躍する南伊勢町出身者がいる。 4.地域の事業者が自ら考え行動を起こす事例が増えてきている。 5.町内には、町外で活躍する多様なスキルを持つ人材がいる。 6.町には、農業や漁業、文化、スポーツなどに優れた技術や知識、特技を持った人が多くいる。 7.9.福祉貢献、スポーツ、文化等、あらゆる分野で活躍している人がいる。 8.１1.１3.地域の活性化に興味のある町民や若者が増えてきている。 10.人目につかないところで善行を行っている人がいる。 12.自主的に地域貢献している団体がある。	【脅威】
内部環境	【強み】 2.高校生がまちの産業について研究している。 3.高校生の大学進学に対し支援をしている 4.まちの事業者どうしが集まる場がある。 9.まちのために活躍している人を称えている。 12.地域貢献団体に支援を行っている。	【弱み】 1.町民や区同士のつながりが希薄になってきている。 5.6.１3.町内には、町民等が能力や特技を活かして活躍できる場が少ない。 7.若者どうしが意見交換できる場が少ない。 8.若者などの意見を取り入れる場が少ない。 10.地域で埋もれる人材の掘り起しが十分にできていない。 11.活躍人の外への情報発信がうまくできていない。

◇課題

①人と地域の絆を深める環境づくり

【弱み克服】１.町民や区同士のつながりが希薄になってきているが、まちを盛り上げていくためには、地域や住民どうしのかかわりあいが必要です。

②地域人材育成

【強み伸長】２.若者の流失が多いわが町で、愛郷心を育み、若者が地域に残れる仕組みづくりや働く場づくりをしていく必要があります。

【強み伸長】３.高校生が大学進学に伴い様々な経験をすることで、社会で活躍できる人材になるための支援をしていく必要があります。

【強み伸長】４.地域の事業者が自ら考え行動する事例が増えているので、町内の事業者が集まり意見交換を行い産業の活性化につなげていく必要があります。

③活躍の場づくり

【弱み克服】５.町外で活躍する多様なスキルを持つ人材が、南伊勢町でも能力を発揮できる場をつくる必要があります。

【弱み克服】６.町民が技術や知識、特技を活かす場をつくる必要があります。

【弱み克服】７.若者が町内で活躍するために、若者どうしが交流できる場が必要です。

【弱み克服】８.若者の意見を取り入れ、一緒に活動できる環境づくりが必要です。

④「活躍人たち」の顕彰

【強み伸長】９.福祉貢献、スポーツ、文化等、あらゆる分野で活躍している人を、後に続くものの励ましとするため、称えることが必要です。

【弱み克服】10.地域活性化のため、活躍できる人材をさらに増やす必要があります。

【弱み克服】11.地域を盛り上げるため、活躍している人を町内外で知ってもらう必要があります。

⑤活躍する団体や個人への支援

【強み伸長】12.地域貢献している団体等が、今後も継続できるような仕組みづくりが必要です。

【弱み克服】13.地域貢献に参加したいと思う方を増やす必要があります。

◇施策の展開図

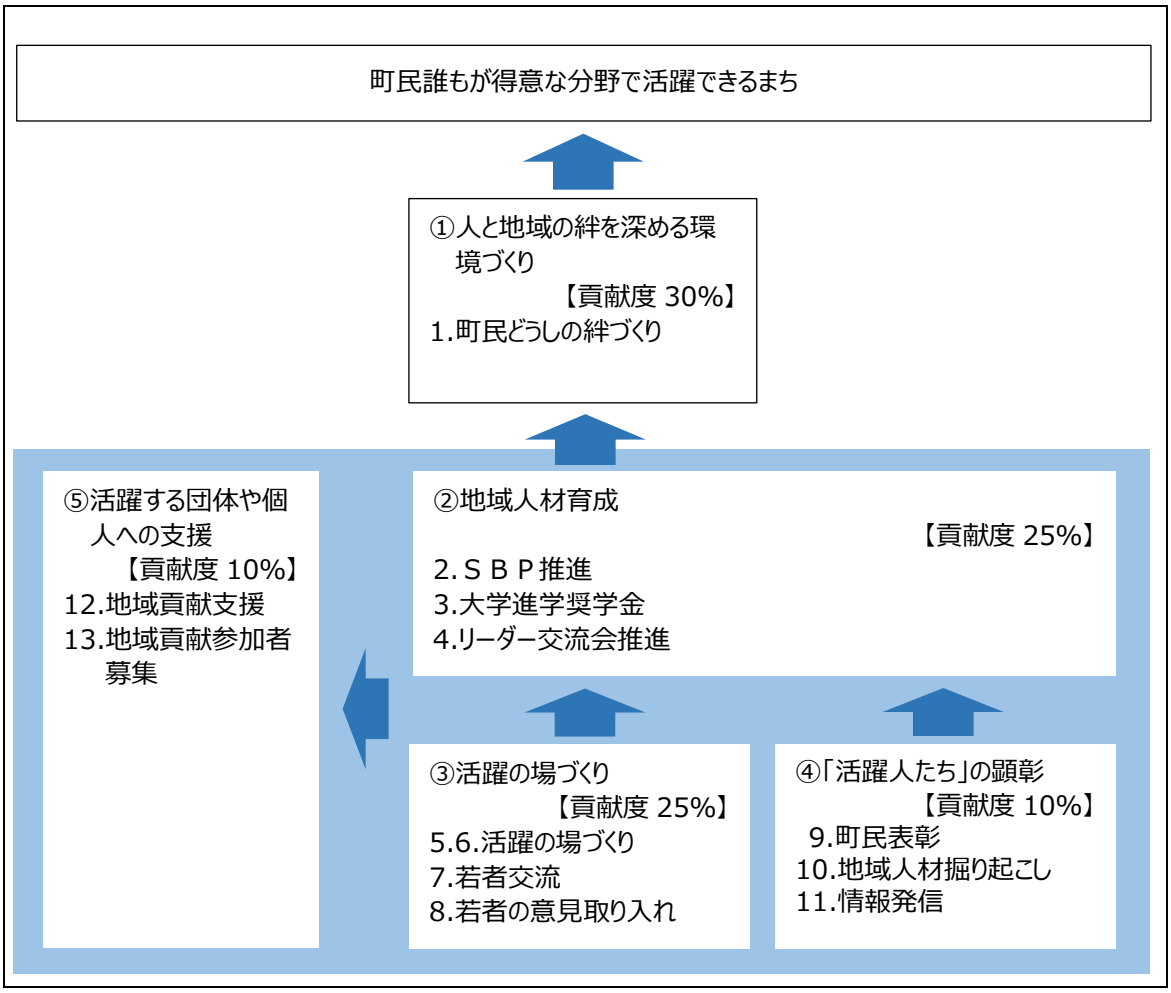

◇町民の皆さんができること

若者どうしが交流し意見交換を行い、地区の行事やイベントに参加し盛り上げていくなど、地域に貢献できることをそれぞれが考え実行していける雰囲気づくりを行います。

◇町民の皆さんと役場との協働

町民の皆さんと役場が、ともに力を併せて地域リーダーの育成を行い、それぞれの力を発揮できる「活躍の場」をともに考え、実行していくことで、誰もが喜びを感じ、生きがいをもって暮らせるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①人と地域の絆を深める環境づくり

町民や地域同士が支えあうコミュニティづくりを進めます。

②地域人材育成

自ら考え、行動する力や愛郷心を育むことを通じて、地域を担っていく人材育成を進めます。

③活躍の場づくり

町内外のあらゆる分野で優れた技術や知識をもった人や若者など、誰もが力を発揮できる活躍の場を創出します。

④「活躍人たち」の顕彰

町の発展、福祉貢献、スポーツ、文化等、あらゆる分野で活躍している人を顕彰し、積極的に町内に発信するとともに、地域活性化のため、地域に潜在する人材を発掘していきます。

⑤活躍する団体や個人への支援

地域貢献や地域活性化のために活発に活動している団体等が活動しやすくなる仕組みをつくっていきます。

◇施策の内容

①人と地域の絆を深める環境づくり

○人と人、地域と地域がふれあい、支えあう環境をつくることで、まち全体を変えていくための、町民同士の絆づくりを行っていきます。

②地域人材育成

○南伊勢高校南勢校舎での、地域資源を生かしたビジネスを研究する「ソーシャル・ビジネス・プロジェクト（SBP）」活動を支援します。

○将来、南伊勢高校南勢校舎の卒業生が社会で活躍できる人材になるよう、大学進学奨学金を、条件を満たす生徒に対して給付します。

○町内で事業をする若手経営者を集め「リーダー交流会」を定期的に開催し、異業種同士の意見交換から出たアイディアを産業の活性化のために役立てていきます。

③活躍の場づくり

○町外で活躍する多様なスキルを持つ人材が、南伊勢町でもその能力を発揮して、まちを活性化させる場や、仕組みづくりを行います。

○優れた技術や知識、特技を持った人が主体的に活動できるよう、農・漁業の場や学校の場、福祉の場など「活躍の場」をつくります。

○若者同士が交流し活躍できるよう、イベント、スポーツ、地域行事などで活躍できる場づくりのための支援をします。

○新たな産業やまちづくりなどの企画等を行うときには、若者や女性の意見を取り入れ、一緒に取り組める環境をつくります。

④「活躍人たち」の顕彰

○町の発展や公共福祉に貢献した人、スポーツや文化で優秀な成績を収めた人などを称え、感謝するとともに町民の誇りとし、後に続くものの励ましとするため、年に一度表彰します。

○地域の中で潜在している人材を発掘し、地域活性化のため活躍できる人材をさらに増やしまちを盛り上げていきます。

○町で活躍している人や頑張っている人の情報を、ケーブルテレビの行政チャンネルや広報紙、SNSなどで積極的に発信し、町内外に周知します。

⑤活躍する団体や個人への支援

○主体的に地域で貢献している団体等が、今後も継続して活動し、さらに発展できるように支援していきます。

○地域の活性化に貢献したいと思う方が参加できるような機会が増えるような場づくりを行います。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策 14　尊重しあい総働できるまちづくり

施策 142　まちの結束力向上

（施策の担当）　【主】まちづくり推進課政策係
【事】総務課行政係、議会事務局庶務係

◇施策のめざす姿

町民やまちに関係する誰もが、総力をあげてまちづくりに取り組むことができる結束力のあるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
総働のまちづくりができていると感じている町民の割合	－	30.0%	32.0%	34.0%	36.0%	50.0%
新たなコミュニティ形成の取組み	0 団体	0 団体	0 団体	1 団体	2 団体	5 団体

（施策の目標の説明）
・町民が南伊勢町では「協働のまちづくり」ができていると感じている状況を示す指標
・町民意識アンケートにおいて「町に関わる人が協力して地域の課題を解決していく『総動のまちづくり』ができている」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）
・「新たなコミュニティ形成の取組み」とは、コミュニティ再生協議会（仮称）の設置とビジョンのもと地域の特性を生かした新たなコミュニティの形成のための取組みを始めた団体の数（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.2.南伊勢町に関係する人が町外に多くいる。 6.7.コミュニティ活動を促進するための助成制度がある。 8.9.議会運営について町外に調査研究できる事項が多くある。	【脅威】 3.4.5.全国的に人口減少や高齢化が進んでいる。
内部環境	【強み】 1.町民と役場がともにまちづくりを検討する場ができてきている。 2.地域貢献や住みよい地域づくりなどに自主的な活動を行う町民や団体が増えてきている。 6.地区では自主的な活動を積極的に行っている。 9.議会に特別委員会が設置されている。	【弱み】 3.地区の組織規模が小さくなってきている。 4.地区の役員の成り手が不足してきている。 5.地区の構成員の減少により、コミュニティ活動への参加者が減ってきている。 7.集落の活動拠点となる集会施設の老朽化および未整備な集落もある。 8.町民の議会への関心が低い。

◇課題

①まちづくりを推進する場の運営

【強み伸長】１.町民やすべての関係者と役場がともに協力、連携し合ってまちづくりを進めていく仕組みづくりが求められています。

②協働を行うための仕組みづくり

【強み伸長】２.本町では、地域において、地域貢献や住みよい地域づくりなど、自主的な様々な活動を行う町民や団体が増えてきており、今後は、それらの町民や団体以外にも南伊勢町に関係するすべての人びとと役場が総働して活動できるように支援する仕組みづくりが必要となっています。

③地域づくり支援事業の充実

【脅威回避】３.地区の組織規模が小さくなることによりこのままでは地域の自主的、主体的な活動も支援を受けなければ実施困難な状態となることが予想されることから組織規模が小さくなっても持続可能な地域を運営する仕組みづくりが求められています。

【脅威回避】４.人口減少が進む中、町民の高齢化や世話役となれる人材の不足により、地区の役員のなり手の不足、負担増（兼職）などという問題があり、地域での人材育成が必要となっています。

④豊かなコミュニティの基盤づくりと活動支援

【脅威回避】５.地域の構成員の減少、少子高齢化の進展により、コミュニティの諸活動への参加者が減り、各種事業の実施が難しくなってきており、地域活動への新たな支援が必要となってきています。

【強み伸長】６.地域の自主的、主体的な活動を支援するための支援制度の新たな仕組みづくりが求められています。

【弱み克服】７.集落の活動拠点となっている集会施設の老朽化および集落のなかには未整備な集落もあり、これらの施設の計画的な整備充実が求められています。

⑤町民に開かれた議会運営

【弱み克服】８.町民の議会への関心度を高める仕組みづくりが必要となっています。

【強み伸長】９.議会の各特別委員会が十分な役割を発揮できる環境づくりが求められています。

◇施策の展開図

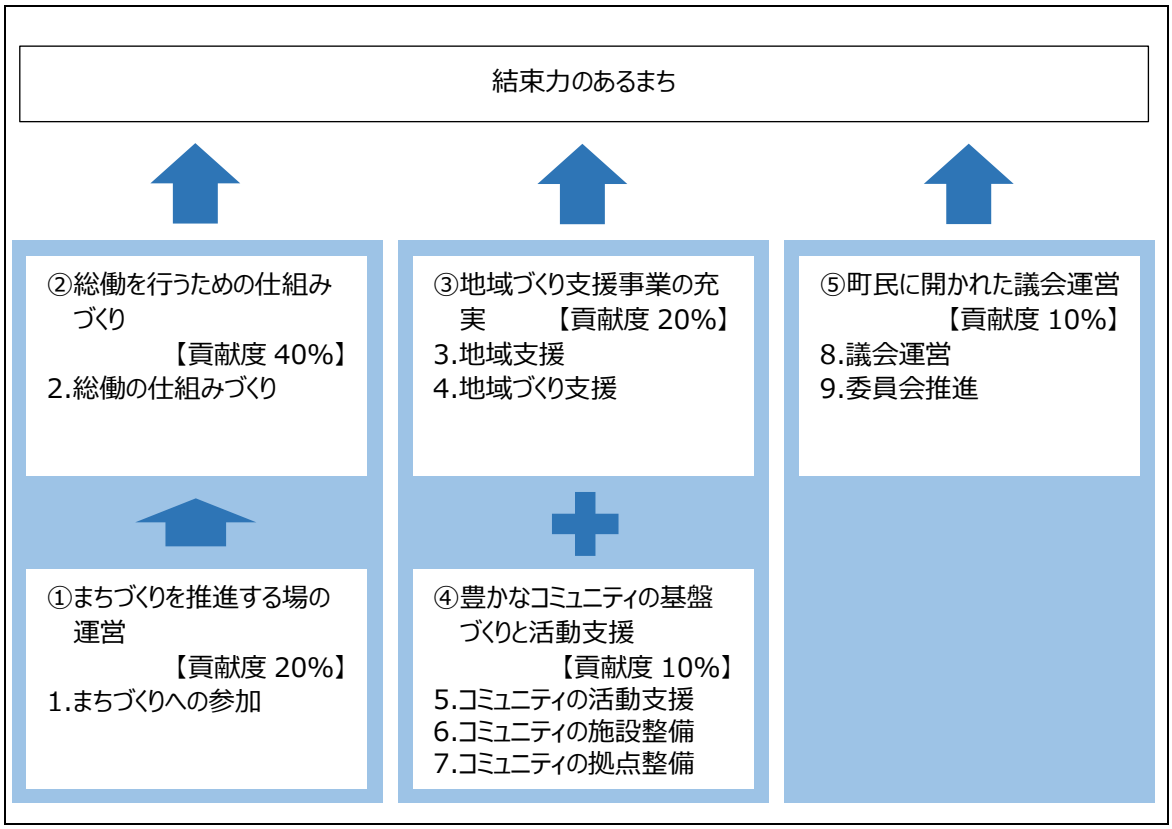

◇町民の皆さんができること

現在のコミュニティ活動を継続するために、行政に頼らず地区の継続的な運営ができるよう、地域のなかで人材を育成していきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

南伊勢町に関わるすべての人びとの力が結集できるよう、役場は町民の皆さんがまちづくりに参加しやすい場や仕組みを充実しますので、町民の皆さんはそういった場に積極的に参加していただくことによって、すべての人びとがともに考え、ともに取り組む総働のまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①まちづくりを推進する場の運営

町民や関係者の皆さんのまちづくりへの参加意識を高めるとともに、役割分担を明確にし、すべての人びとがまちづくりへ参加しやすい環境づくりを行います。

②総働を行うための仕組みづくり

町民と関係するすべての人びと、役場が相互に相手の特性を理解、尊重しあい、総働のまちづくりに取り組みます。

③地域づくり支援事業の充実

町民と役場が一緒になって地域のことを考える場づくりと、まちづくりが行えるよう、地域づくり支援制度における新たな仕組みづくりを進め、地域における地域づくりへの支援を充実させます。

④豊かなコミュニティの基盤づくりと活動支援

多様なイベントや奉仕活動など、地域の自主的、主体的な活動に対する支援や、地域の自主的な活動の場として地域コミュニティの活動拠点や設備の充実を行います。

⑤町民に開かれた議会運営

効果的な議会運営の調整と周知、議会審議の充実を柱に、町民に開かれた円滑な議会の運営を行うとともに、目的別に設置された各特別委員会が十分な役割を発揮できるようにします。

◇施策の内容

①まちづくりを推進する場の運営

○これからのまちづくりは、役割分担しながら、町民と役場が連携・協力し、それぞれの特性を発揮して、ともにまちづくりの取り組むことができるよう、町民の皆さんがまちづくりへ参加しやすい環境を整え、仕組みづくりを行います。

○将来に向けた南伊勢町のまちの形、コミュニティの再生を検討し、方向性、方針を検討する場を設けます。

②総働を行うための仕組みづくり

○コミュニティ再生の方針を受けて、地域ごとに、地域の特性を生かした新たなコミュニティの形成について検討する場を設け、ビジョンの策定と実現への取組みを促します。

○コミュニティ再生の取組みの場は、総働のまちづくりのもと関係地域住民、町内外の支援者、役場地域づくり支援員等で構成します。また、役場は活動拠点や活動経費、支援人材等必要な資源を確保します。

③地域づくり支援事業の充実

○組織規模が小さくなっても持続可能な地域を運営していくことができるよう、旧村単位等の区域を超えた協力体制を確立するため、役場として地域づくり支援を組織的に整理し対応できる体制をつくっていきます。

○町民と役場が一緒になって地域課題を共有し、解決に向けて地域のことを考える場づくりを行うとともに、地域の人材を区とともに育成し、各地区の町民と地区担当の役場職員が協働し、暮らしやすい地域づくりや地域の課題に取り組むなどの地域づくり支援制度における新たな仕組みづくりを進め、地域における地域づくりへの支援を充実します。

④豊かなコミュニティの基盤づくりと活動支援

○情報共有の場などをもとに、コミュニティ活動における全体的な課題、個々の課題を把握し、コミュニティ活動維持のための方策を各区組織とともにつくり、コミュニティ活動全体の相談や情報提供、事業要望に対し支援します。

○町民が自主的に行うコミュニティ活動の促進や地域の連帯感に基づく自治意識の向上をめざすために必要となる施設や設備の整備に関する支援体制を充実させます。

○地域における自主的なコミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備充実を行います。

○町民による主体的なまちづくり活動を将来にわたり持続的に進めていく観点から、人材育成研修会の開催等によるまちづくり人材の育成を行います。

⑤町民に開かれた議会運営

○議会がめざす住民福祉の向上と町民に信頼され開かれた議会の実現をするにあたり、行政と町民をつなぐ架け橋としての役割をしっかり担い、町民の声を聴く場や機会をつくりながら、意思を町政に的確に反映させられる議会運営を行います。

○総働のまちづくりを進める上で、目的別に設置された各特別委員会が、十分な役割を発揮できるよう閉会中において調査・研究を行うとともに町民目線でまちづくりを進めていきます。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策１４　尊重しあい総働できるまちづくり

施策 143　支えあう地域づくりの推進

（施策の担当）　【主】子育て・福祉課子育て・福祉係
【事】まちづくり推進課政策係

◇施策のめざす姿

地域住民による支えあい・助け合いにより、住みなれた地域で安心して暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
困ったときに家族以外で支えてくれる人がいると感じる町民の割合	－	40%	43%	46%	49%	70%

（施策の目標の説明）

・町民意識アンケートにおいて「困ったときに家族以外で支えてくれる人がいる」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 2.国はひとり一人が自立しつつたがいに支えあう共生社会施策のなかで「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進」を定め、生活に支障を感じさせない環境づくりをすすめている。 3.移住者（外国人を含む）が増加している。 7.社会福祉基礎構造改革「保護的給付、措置（与えられる福祉）から選択、契約（選ぶ福祉）へ」の定着。	【脅威】 1.4.8.人口減少・少子高齢化の進行。 1.4.8.高齢単身世帯、高齢者のみ世帯の増加。 1.8.障がい者等の社会的孤立の懸念。 5.6.8.自ら支援にたどり着けない町民の増加。 1.8.子育てに対する不安感や負担感の増大。 5.8.低所得層の増加。 9.災害弱者の増加。
内部環境	【強み】 1.多くの地区には、地縁血縁に裏付けされた以前からのそれぞれのつながりがある。 4.支援の担い手ともなれる元気高齢者が増加している。 5.7.高齢者や障がい者、子育て、生活困窮など、生活上の困りごとの相談窓口として、役場や社会福祉協議会が相談から支援の実施まで連携して行っている。 6.各地区の民生児童委員が地域の相談役として活動している。	【弱み】 2.生活環境や交通手段に不便さを感じている人が多い。 3.地域コミュニティに閉鎖的・固定的な一面がある。 8.区、老人会、婦人会、子ども会などの地域コミュニティ組織が脆弱化している。 8.地域における様々な団体の活動に広がりがなく、地域活動の担い手が固定化・高齢化している。 9.大規模災害発生時の住民生活への被害の軽減や立て直しの見込みが難しい。

◇課題

①支えあい、助けあいながら町民の誰もがともに生きる地域づくりの推進

【脅威打破】１.少子高齢化や人口減少により、地域社会を維持することが難しくなると思われる地域があることや、住民同士のつながりや地域活動を煩わしく思う人も多くなり、地域に繋がりが希薄化しているところが増えているため、地域力を結集し人と人の繋がり、支えあいの再構築をどのようにして進めることができるかを検討する必要があります。

【弱み克服】２.地域で生活するためには、交通手段の確保やバリアフリー化など地域内の生活環境の改善が必要です。

【弱み克服】３.移住者（外国人を含む）も入って地域コミュニティのあり方を考える必要があります。

②自助を支える共助と公助の充実と役割分担・連携の推進

【脅威打破】４.町民のおよそ半数が高齢者となっており、高齢者が「支えられる人」から「支える人」となり、ひいては「支えあう人たち」になっていくような取組みが必要です。

【脅威打破】５.高齢者や障がい者、ひとり親、生活困窮者などの支援はそれぞれに対応した制度を正しく活用する必要があります。

【脅威打破】６.社会福祉協議会や民生児童委員協議会、区老人クラブ、地域住民などのサービスや助け合い活動を組み合わせて、自立を助けることが必要です。

③南伊勢町社会福祉協議会機能強化の支援

【強み伸長】７.福祉についての考え方の変化のなかで、必要な援助や福祉サービスを選択・決定するには地域や個人の実態の把握と援助の組み立てが必要です。また、個々の高齢者や障がい者等の「福祉課題」や「生活課題」の解決も難しくなっており、そこには地域や関係機関の役割分担と連携強化が求められています。このような取組みを主体的に進めていく組織として社会福祉協議会の強化が必要です。

【脅威回避】８.新たな地域活動の担い手が不足していることに加え、限られた人だけでは支えきれない課題が多いため、人材や組織の発掘・育成や、地域に求められる新しいしくみづくりが必要です。このような取組みを主体的に進めていく組織として社会福祉協議会の強化が必要です。

④災害に備えた地域防災体制づくり

【脅威回避】９.大規模災害発生時においての住民生活への被害の軽減や、いち早い生活再建に向けた取組みを進める必要があります。

◇施策の展開図

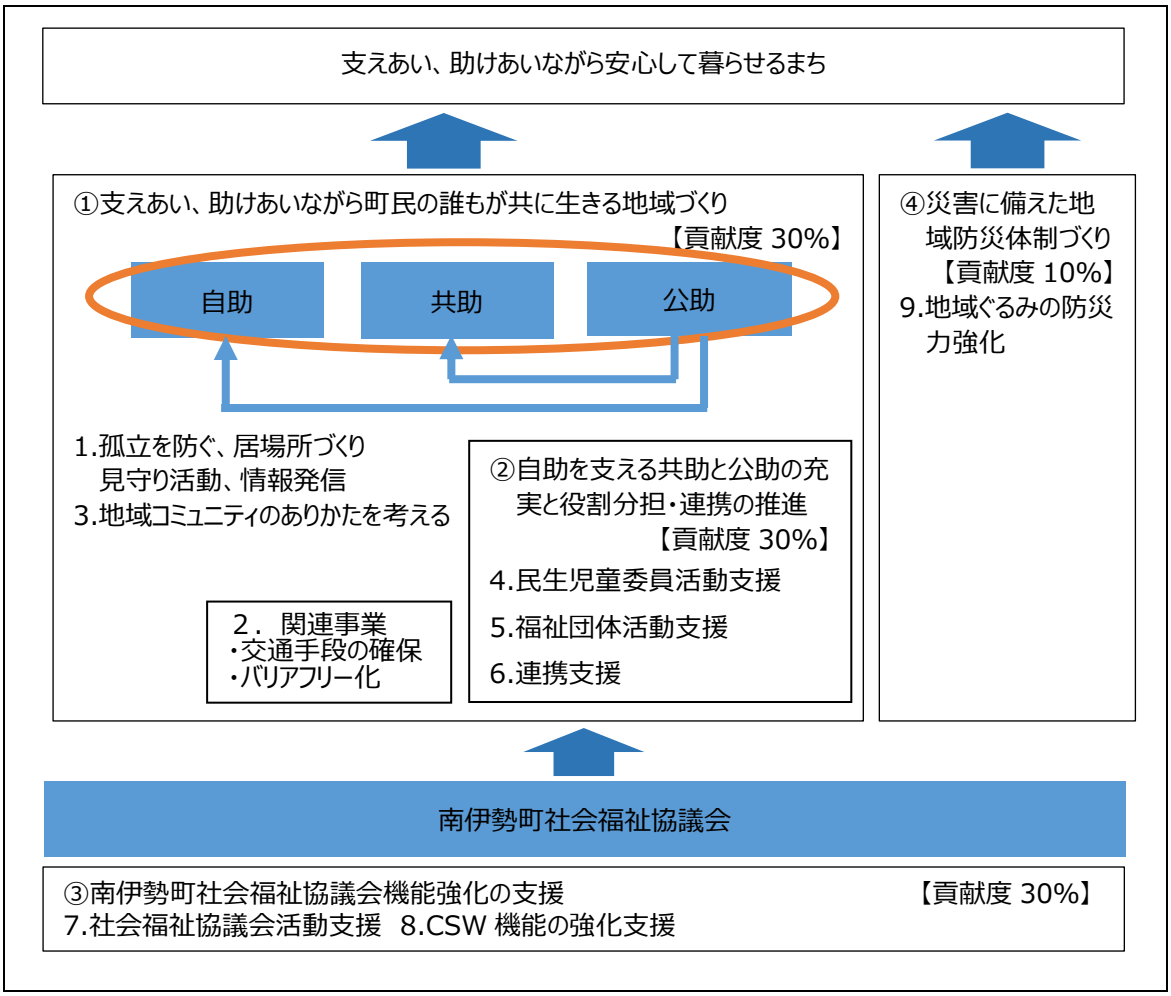

◇町民の皆さんができること

住民どうしの助けあい、支えあいを大事にします。

そのために、手助けができることだけでなく、助けを必要としていること、困っていることなども伝えられるようにします。

◇町民の皆さんと役場との協働

役場は、町民だれもがともに生きるまちづくりを進めるため、高齢者や障がい者、ひとり親、生活困窮者などについての法律や制度を正しく活用し、支えあいや助けあい、仲間づくりなどの活動を支援しますので、皆さんもそのような活動に参加して、助けあい、支えあう地域づくりを進めます。

◇施策の基本方向

①支えあい、助けあいながら町民の誰もがともに生きる地域づくりの推進

誰も孤立しないで、支えあい助けあいながらともに生きる地域づくりを進めます。

②自助を支える共助と公助の充実と役割分担・連携の推進

誰もが日々の暮らしの中で抱える何らかの問題や、緊急時・災害時に抱える問題を解決していくために、自助・共助・公助の力を組み合わせて、町民が支えあい、助けあいながら安心して暮らせるようにします。

③南伊勢町社会福祉協議会機能強化の支援

いろいろな力を組み合わせ、発揮させながら地域福祉を進めていくため、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャル・ワーク（CSW）の機能を充実させていく支援をします。

④災害に備えた地域防災体制づくり

地域ぐるみの防災力の強化に社会福祉協議会や関係機関とともに取り組みます。

◇施策の内容

①支えあい、助けあいながら町民の誰もがともに生きる地域づくりの推進

○地域のつながりと支えあいの活動を推進します。

○町民の孤立を防ぐため、高齢者、障がいのある人や子育て中の親など、自宅に閉じこもり孤立しがちな人たちの仲間づくりや居場所づくりを進めます。また、誰もが参加しやすいイベントを企画し参加を促進するとともに、助けが必要なことを自ら発信できるような地域づくりを進めます。

○民生児童委員等による高齢者や地域児童への見守りや認知症サポーターによる高齢者への見守り、いろいろなサロンや教室などを通じての見守りを進め、地域での声掛けや見守り活動を推進します。

○生活するうえで必要な交通手段の確保やバリアフリー化など、地域のなかで生活しやすいような環境をつくって行きます。

○多様な価値観をみとめあい、新たな地域コミュニティのあり方をみんなで考えて行きます。

○様々な地域活動を町内の方へ広く知ってもらうため、積極的な情報発信を行います。

②自助を支える共助と公助の充実と役割分担・連携の推進

○民生委員児童委員協議会や保護司会、遺族会など地域福祉活動団体の活動を支援し、地域課題の解決のため、行政と関係機関、地域を巻き込んだ役割分担と連携のしくみづくりを行います。

○役場は、一人ひとりの課題に寄り添い支援される者の生きる力を引き出す一方で、役割分担と連携を進め支援する力を高めていきます。

③南伊勢町社会福祉協議会の機能強化の支援

○地域の様々な課題に応えていくためには、「自助」「互助・共助」「公助」それぞれが最大限　役割を果たしていくとともに、お互いが補完しあうなど、重層的なネットワークで受け止めていくことが大切です。 南伊勢町社会福祉協議会は、この考え方に基づき、地域福祉の意義や「自助」や「互助・共助」の重要性の理解を促すとともに、「自助」、「互助・共助」の取組みを支援し、また「公助」で担うべきサービスを行政とともに検討していくことで、地域福祉の具体的な推進を図っていく組織です。地域福祉活動推進の中核となる南伊勢町社会福祉協議会の機能強化を支援します。

④災害に備えた地域防災体制づくり

○地域ぐるみの防災対策や受援力の強化をめざし、災害ボランティアセンター（社協）の機能強化を支援します。

○高齢者・障がい者・子ども・外国人など、災害情報の把握や状況に応じた避難行動が困難な方への支援について検討します。

まちづくりの目標１　人とまちがともに新陳代謝できるまち

政策１４　尊重しあい総働できるまちづくり

施策 144　多様な人材の活躍

（施策の担当）　【主】環境生活課生活交通係
【事】まちづくり推進課政策係

◇施策のめざす姿

性別、人種、国籍などにこだわることなく、多様な文化や個性が活かされ、活躍できるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
審議会等委員への女性委員の登用割合	25.5%	29.3%以上	33.1%以上	36.9%以上	40.0%以上	40.0%以上
異文化、多世代交流事業の参加者数	0 人	20 人	30 人	50 人	70 人	150 人

（施策の目標の説明）
・町政の審議等を行う場への女性の参画状況を示す指標
・本町の審議会、委員会等の委員に登用されている女性委員の割合（役場環境生活課調べ）
・2018 年度の数値は、地方自治法第 180 条の 5 および第 202 条に基づいて設置している審議会・委員会等の女性委員登用率で示しています。
・町主催、共催、後援による異文化、多世代交流事業の参加者数（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.職種により人材が不足しており、日本で働く外国人などが増えてきている。 2.3.4.5.女性の社会参画が進んでいる。	【脅威】 6.7.8.様々な社会的差別がある。
内部環境	【強み】 2.南伊勢町男女共同参画基本計画を策定している。 5.人権に対する意識を高める機会がある。 6.人権教育をしている。 7.人権問題に対して関係機関と連携している。 8.人権尊重の啓発を行っている。	【弱み】 1.外国人などと接する機会が少ない。 3.地域における団体での女性登用が少ない。 4.女性の社会参画意識が低い。

◇課題

①ダイバーシティの推進

【弱み克服】１.少子高齢化や専門分野における人材不足に対し、国籍・性別・人種・障がいの有無などを問わず、多様な人材を確保することが求められています。

②あらゆる分野においての男女共同参画の実現

【強み伸長】２.南伊勢町男女共同参画基本計画を町内の企業などに広めていく必要があります。

【弱み克服】３.女性の社会参画が進んでいるなか、地域における団体での女性登用が少ないです。

【弱み克服】４.社会で活躍する女性が増えており、女性の社会参画意識を高めていく必要があります。

【強み伸長】５.男女共同参画社会を実現するため、意識を高める機会を増やす必要があります。

③人権を尊重できる社会の構築

【脅威打破】６.あらゆる社会的差別をなくすため、人権教育を充実させていく必要があります。

【脅威打破】７.役場だけでは解決できない様々な差別の解決について、人権に特化する機関と連携を図っていく必要があります。

【脅威打破】８.差別をなくすため、差別に対する意識の向上を醸成する必要があります。

◇施策の展開図

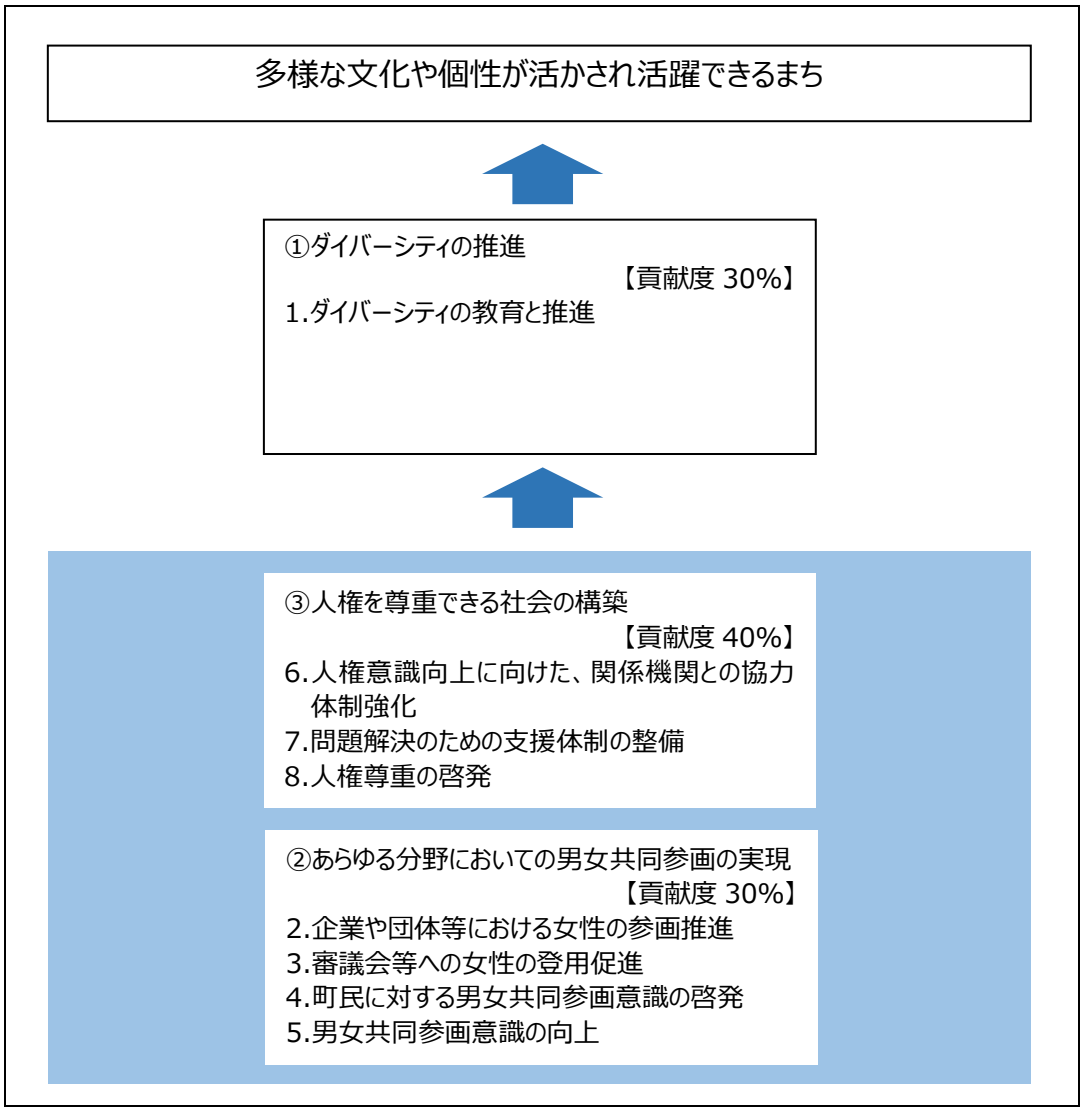

◇町民の皆さんができること

町民自らがあらゆる取組みに積極的に参画し、お互いを思いやる人権感覚や多様化する社会に対応できる価値観を磨いていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

役場は、男女共同参画意識や人権感覚の向上、多様化する社会に対応できる価値観を養うため、講演会等をはじめとする啓発活動を行います。町民自らがあらゆる取組みに積極的に参画し、男女が互いに尊重し合える、人権を尊重しあう、差別のない明るいまちをともに築いていきます。

◇施策の基本方向

①ダイバーシティの推進

国籍や人種、性別、障がいの有無などにとらわれない、多様な人材が活躍できる社会づくりを推進します。

②あらゆる分野においての男女共同参画の実現

男女平等・男女共同参画への意識啓発や、あらゆる分野への男女平等参画を積極的に推進します。

③人権を尊重できる社会の構築

あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現をめざし、学校、家庭、地域、職場など様々な場を通じていじめや、差別の解消、児童や高齢者虐待などの防止や対応のための人権教育や啓発を推進します。

◇施策の内容

①ダイバーシティの推進

○多様な人材と積極的に関わり、まちの発展に活かすことができるよう、国籍、人種、性別、年齢、障がいの有無などにとらわれない価値観を養い、多様な人材の地域参加・雇用機会の均等を推進します。※ダイバーシティ（diversity）：多様性、また多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。

○ダイバシティ教育の一環として町民と外国人、移住者等異なる文化を持った人たちとの交流事業を推進します。

②あらゆる分野においての男女共同参画の実現

○「南伊勢町男女共同参画基本計画」に基づき、役場のみならず、企業、関係機関に幅広く男女共同参画について意識の向上を図り、進捗状況について報告します。

○役場における様々な審議会・委員会等への女性の登用率 40%以上をめざし、積極的に女性委員の登用を推進します。

○広報紙による啓発記事の掲載、啓発ポスターの掲示、啓発ＰＲ冊子の配布を行います。
○三重県内男女共同参画連携映画祭などの開催により男女共同参画意識を高めます。

③人権を尊重できる社会の構築

○「南伊勢町人権施策基本方針」に基づき、人権教育・啓発に関する情報提供や人権尊重意識の向上に取り組むため、保育所、学校、役場などが相互に連携するとともに、関係機関や人権擁護委員との協力体制を強化し、人権推進に取り組みます。
○人権擁護委員による人権相談所の開設により、問題解決のための相談・助言を行います。また、三重県人権センター、法務局などとの連携により問題解決のための支援体制を整備します。
○人権講演会や町民人権講座の開催、広報紙への掲載、啓発ポスターの掲示、啓発ＰＲ冊子の配布などにより人権尊重を啓発します。

まちづくりの目標２　自然の恵みを価値に変えて営むまち

政策２１　地域資源を生かして事業革新できるまちづくり

施策 211　雇用の創出

（施策の担当）　観光商工課商工労働係

◇施策のめざす姿

南伊勢町にある資源を生かして、新たな仕事をつくり雇用が生まれるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
町内の創業数	０業者	２業者	２業者	２業者	２業者	２業者
就業インターンシップ利用者数	８人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人

（施策の目標の説明）

・毎年、町内で新たに創業された事業者の数（観光商工課調べ）

・就業インターンシップ利用者数は若者の南伊勢町での就業機会の状態を示す指標（観光商工課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.2.企業の地方移転が注目されている。 3.地方で起業するケースが増えている。 4.地元で就職したい若者がいる。 5.地方での仕事に興味がある若者がいる。 6.全国で産品の物販イベントが行われている。	【脅威】 7.地域の事情によって様々な産業課題がある。 8.9.地域経済が縮小している。 10.事業拡大に多額の資金が必要。
内部環境	【強み】 4.通勤可能な範囲に働く場がある。 5.一次産業を体験できる。 7.産業の課題を研究する会社がある。	【弱み】 1.町内に魅力的な就職先が少ない。 2.利用していない施設や場所がある。 3.町内で働く場が少ない。 6.事業者独自で商品の売込みが難しい。 8.休廃業が増加している。 9.人口減少や少子高齢化が進んでいる。 10.小規模経営者が多い。

◇課題

①雇用を創出する新しい仕事づくり

【弱み克服】１.町内から通勤可能な範囲に魅力的な就業先が不足していることから、都市部への若者の流出が進んでおり、地域の特長を活かすことができる企業を探す必要があります。

【弱み克服】２.町内の利用していない施設や場所でも仕事ができる企業を探し、施設の有効活用を行っていく必要があります。

【弱み克服】３.田舎での仕事に注目が集まり全国的に地方で起業するケースが多く、働く場が少ない町内に雇用をつくっていく必要があります。

【強み伸長】４.都市部に進学した若者や南伊勢町（故郷）に戻ろうとする方々に、地元企業の情報が不足している問題があり、南伊勢町から通勤可能な企業の情報提供をする必要があります。

【強み伸長】５.都市部の若者らは、地方への移住や一次産業での就労に関心度が高まっていることから、南伊勢町での定住定職に向けたきっかけを作ることが課題となっています。

②産業の再生と活性化

【弱み克服】６.町内の商工業は家族経営の小規模事業者が多いため、販路開拓のためのイベント出店や商品開発、マーケット調査などを独自で行うのが難しいです。

【脅威打破】７.社会経済の変化に伴い発生した、地域の事情の違いによる様々な産業課題を分析し解決していく必要があります。

③商工団体活動への支援

【脅威回避】８.町内の人口減少や少子高齢化による地域経済の縮小が進んでいる問題があるため、商工業者の事業活動の活性化や地域住民を含めた地域経済への意識向上を図る必要があります。

【脅威回避】９.地域の経済縮小による休廃業の増加が問題となっていることから、新たな創業や設備投資による事業拡大などの支援を行う必要があります。

【脅威回避】１０.南伊勢町の商工業は家族経営の小規模事業者が多数を占め、事業継続や事業拡大のときに問題となる資金の負担を軽減する必要があります。

◇施策の展開図

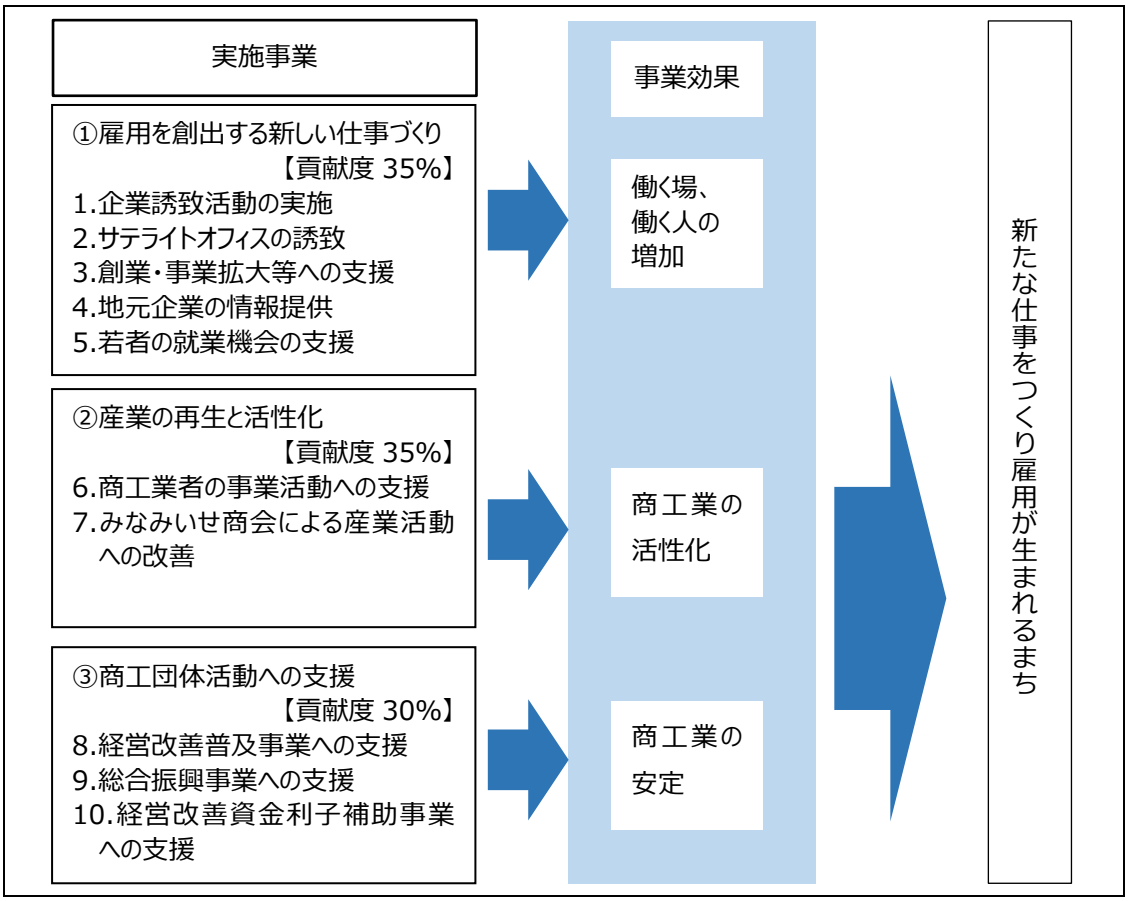

◇町民の皆さんができること

一人ひとりの消費が町内の経済を循環させていることを意識し、地域のなかで消費活動することを意識します。

◇町民の皆さんと役場との協働

行政は、町内事業者の業務内容等のＰＲを支援しますので、町民の皆さんは地域経済の循環（町内での買い物や業務の依頼）について意識していきます。

◇施策の基本方向

①雇用を創出する新しい仕事づくり

町内にある資源を活用した企業誘致や、創業や設備投資等の事業拡大を支援することで、町内に仕事をつくります。また、地元就職の促進や若者等のインターンシップへの支援を実施し、就業機会の拡大を図ります。

②産業の再生と活性化

町内事業者の事業活動が活発に行える環境づくりを実施するとともに、町の産業課題の調査研究や改善のための試行事業を実施し、仕事を創出することで、産業の活性化を図ります。

③商工団体活動への支援

南伊勢町商工会が実施する経営改善普及事業、総合振興事業、小規模事業者経営改善資金利子補給事業を支援します。

◇施策の内容

①雇用を創出する新しい仕事づくり

○企業誘致活動を実施する伊勢志摩地域の広域連携組織に加わり、沖田工業団地を含んだ地域内への企業誘致を実施します。

○町内で光ケーブルでのインターネットサービスの利用が可能になることから、空き施設を活用したサテライトオフィスの誘致を進めていきます。

○町内事業者の創業または雇用増加を伴う事業計画を審査の上、計画実施を支援し、町内雇用の増加を図ります。

○地元就職を促進するため、近隣市町村と共同し地元企業の情報を取りまとめ、都市部等に進学した若者や南伊勢町（故郷）に戻ろうとする方々に、南伊勢町から通勤可能な職場の情報提供を行う体制を整えます。

○南伊勢町でのインターンシップ実施内容やそれに利用できる補助制度の周知啓発を行い、若者によるインターンシップを推進し、就業機会の拡大につなげます。

②産業の再生と活性化

○町内事業者の事業活動を促進するため、県内外の物販イベントの情報をメーリングリストにより配信希望者へ提供するなど販路拡大活動を支援するとともに、町内事業者の商品開発を推進する支援を実施します。また、買い物の利便性向上とキャッシュレス化に対応することを目的に、町民および観光客が現金を持たなくても買い物ができるよう、町内に電子決済端末の普及を図ります。

○南伊勢町の地域資源を活用した事業を実施することで、町内の雇用創出を図り、人々の暮らしを豊かにすることを目的に設立した株式会社みなみいせ商会に、南伊勢町の産業課題の調査研究や改善のための試行事業の実施を委託し、本事業化を検討します。

③商工団体活動への支援

○南伊勢町商工会が実施する、会員の経営または技術の改善発達を図るために実施される経営改善普及事業を、補助金により支援します。

○南伊勢町商工会が実施する、町内商工業者の事業活動を活性化させる施策や、町内商工業の事業活動を町内外に広く PR する施策など、地域経済や事業意欲の向上を図るために実施される地域総合振興事業を、補助金により支援します。

○南伊勢町商工会が実施する、商工会などで経営指導を受けて事業活動の安定化・円滑化を目的に経営改善を図ろうとする町内事業者の資金の借入れ（日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金）に対する利子補給金事業を、補助金により支援します。

まちづくりの目標２　自然の恵みを価値に変えて営むまち

政策２１　地域資源を生かして事業革新できるまちづくり

施策 212　新たな観光の魅力創造

（施策の担当）　観光商工課観光交流係

◇施策のめざす姿

多様な産業と観光産業が連携を図り、新たな観光の魅力をつくることができるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
観光入込客数	283,604 人	300,000 人	320,000 人	335,000 人	345,000 人	400,000 人
外国人観光客数	598 人	1,500 人	2,000 人	4,000 人	6,000 人	10,000 人

（施策の目標の説明）

・観光振興の状況を示す指標

・１年間（１月～１２月）に観光の目的で、本町を訪れた観光客数（観光商工課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.2.アウトドアの人気がある。 3.4.5.6.国内外から伊勢志摩地域への観光客が増加している。 7.体験型観光の人気が高まっている。 8.高速道等の道路網の整備により、都市部からのアクセスが向上している。	【脅威】 9.大規模災害が想定される。
内部環境	【強み】 2.地理を活かしたスポーツ観光を行っている。 4.美しい景観や歴史文化資源がある。 8.伊勢志摩地区など広域連携ができている。	【弱み】 1.6.町内の自然環境を活かしきれていない。 3.観光客が利用しやすい仕組みができていない。 5.観光協会の組織力を引き出せていない。 7.日帰り観光客を宿泊させる仕組みがない。 9.観光地の防災対策が十分でない。

◇課題

①観光による新しい価値の創造

【弱み克服】１.近年アウトドア人気が高まっているが、町内の自然を観光に活かしきれていないです。

【強み伸長】２.自然の中で行なうスポーツの人気があり、町内で行なっているイベントをさらに盛り上げ、観光地としての知名度を上げていく必要があります。

【弱み克服】３.伊勢志摩サミット以降、国内外から伊勢志摩地域への来訪者が増加しているが、文化の違う観光客が利用しやすい観光地としての整備ができていないです。

②観光地の魅力づくり

【強み伸長】４.南伊勢町の自然環境を魅力的に感じてもらえるよう、町内の歴史文化や美しい景観

を守っていく必要があります。

【弱み克服】５.南伊勢町を訪れた観光客が楽しく過ごすことができるよう、観光協会の機能を強化しリピートに繋げていく必要があります。

【弱み克服】６.外国人を含む、伊勢志摩地域への増加する観光客に対し、本町にある美しい自然、多様な歴史・文化・地域資源、豊かな農林水産資源を活用した誘客事業を展開しているが、まだまだその豊富な資源をいかせていないです。

【強み伸長】７.見て回る観光から体験型観光を希望する観光客が増加しており、宿泊を連動した仕組みをつくる必要があります。

【強み伸長】８.高速道等の道路網の整備により、中京圏や関西圏などの都市部からのアクセスが向上しており、広域連携での事業展開が求められています。

③観光社会基盤の整備

【脅威回避】９.想定される大規模災害にたいして、観光客の安全を確保するための防災対策が求められています。

◇施策の展開図

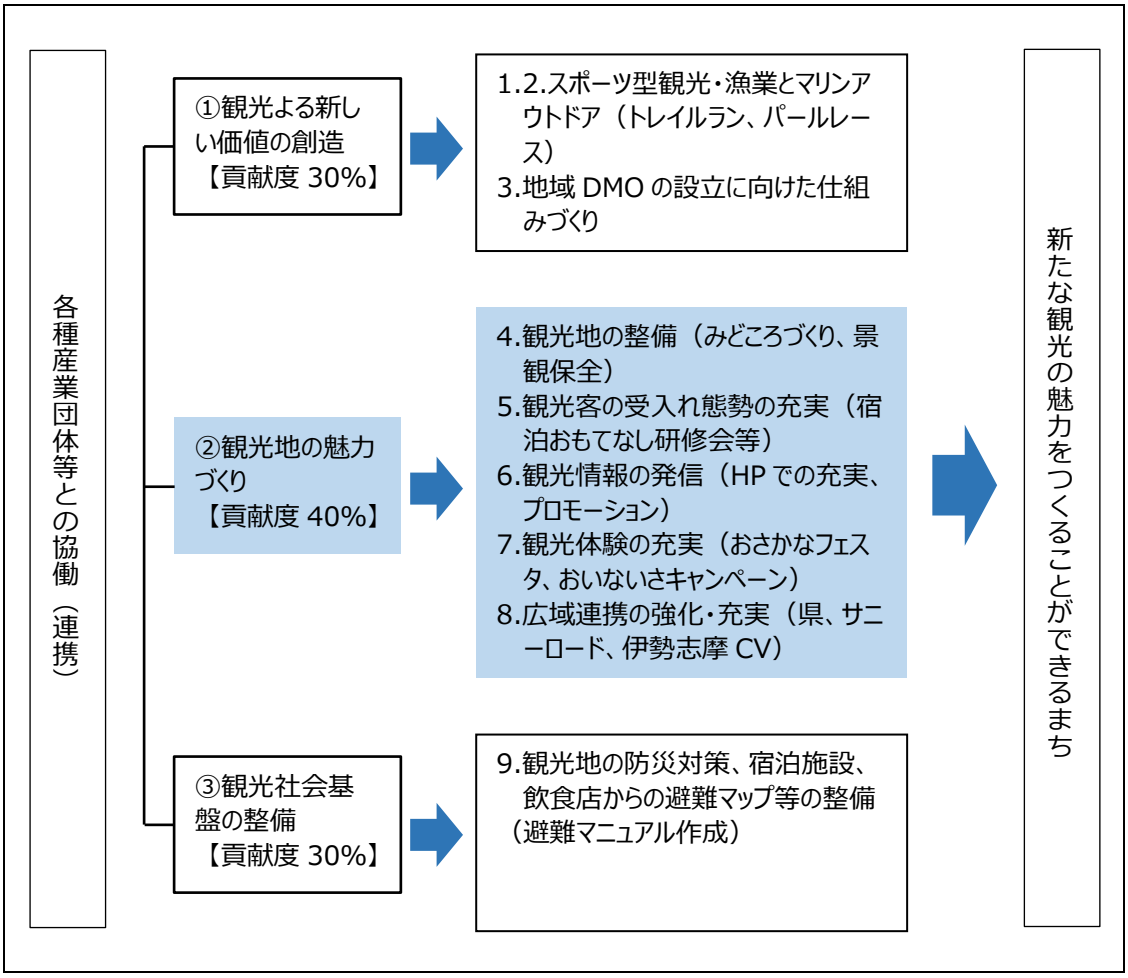

◇町民の皆さんができること

南伊勢町の隠れた観光資源を、町民みずから再発見し観光地としての魅力づくりにつなげていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

当町を新たな魅力ある観光地にしていくための素材を発掘し、情報発信や誘客事業を展開しますので、町民の皆様も、町外の知人等に魅力を伝える広報マンとして、一緒に宣伝活動にご協力ください。

◇施策の基本方向

①観光による新しい価値の創造

町民、観光事業者、農林水産事業者などの多様な主体が連携し、新たな観光の仕組みづくり（スポーツ型観光・漁業とマリンアウトドア複合など）を行なうとともに、インバウンドの受け入れ体制の構築や地域 DMO の設立に向けた仕組みづくりに取り組みます。

②観光地の魅力づくり

地域の多様な主体と協働し、南伊勢町の「自然」「食」「文化」などの地域資源や体験型観光をはじめとした地域性豊かな観光商品等の情報発信を行います。

広域連携では、組織連携の強化・充実を促進していきます。

③観光社会基盤の整備

観光客が集まる場所（観光施設等）については、Wi-Fi スポットを整備するなど、訪れる人が安心・安全・癒しを感じることができる受け入れ体制の整備に取り組みます。

◇施策の内容

①観光による新しい価値の創造

○漁業を中心とした複合経営（漁業＋マリンアウトドア指導など）のための仕組みづくりの構築に取り組みます。

○南伊勢町の風光明媚な自然景観を活用したスポーツ型観光を開催し、参加者の健康増進、観光地としての認知度の向上および地域住民との交流や地場産品の PR などを行い、新規客の獲得やリピーターの確保を促進し地域の活性化に取り組みます。

○伊勢志摩国立公園ナショナルパーク選定に伴うステップアッププログラムでのインバウンドの取組み（園地内のトイレの洋式化、案内看板表示の多言語化の推進、外国人利用者等のガイドの育成、宿泊施設、飲食店、などの受け入れ体制）を構築していくとともに、地域 DMO の設立に向けた地域の課題を検証し、実施に向けた検討を行います。

○伊勢志摩国立公園から吉野熊野国立公園へ続く熊野灘に面したリアス海岸沿いの道路を、紀

勢自動車道とループをなす広域観光ルートとして整備促進するため、沿岸の市町に呼びかけて協議会を設立します。

②観光地の魅力づくり

○多様な主体が連携し、南伊勢町にある自然や歴史・文化などの地域資源を活用し、地域の環境や生活、文化と調和した観光商品づくり（町内ビューポイント、海山の魅力発見「ハイキング・カヤックルート、つり等」、農漁村文化など）に取り組みます。また南伊勢町の魅力である、海岸線、農山漁村などの美しい景観を維持するために、景観計画および同計画に基づく太陽光発電施設の設置規制の検討を進め、快適な交流空間を守ります。

○観光協会の組織力の強化および成果をあげる事業展開ができるように、職員体制の充実と自主財源ができる仕組みづくりを構築するとともに、語り部ガイドを活用した自然や歴史・文化、山登りハイキングコースなどの案内人を育成し、実施に向け取り組みます。また宿泊施設や飲食店等で地元食材を使用した南伊勢町オリジナル料理メニュー（鰹・鮪・鯖・貝づくしなど）の開発やお客様サービスの充実のための研修会の開催など、ソフト面の充実を促進し、リピーターの確保と新規客の獲得をめざします。

○消費者ニーズやマーケットの状況等を踏まえ、誘客エリアやターゲットとする顧客層を明確にし、マスメディア、エージェント、キャリアとの協力体制を強化し、地域各種団体（観光協会、商工会、漁協、JA など）が持っている情報の共有化を図り、南伊勢町でしか味わえない魅力や旬の情報を、HP などで効果的に発信するとともに、観光商品として消費者に伝える仕組みづくりに取り組みます。また、町内外で開催されるキャンペーンやイベント等を活用し、誘客等を図るための観光と物産が一体となった情報を発信します。

○南伊勢町の魅力が満喫できる観光体験と宿泊を連動した商品づくり（個人および家族）に取り組みます。また、体験交流観光の新たな展開をめざし、南伊勢町の独自性を生かした「マグロ養殖」を体験漁業の核として、関係団体と連携し、体制の構築およびえさやり見学・体験等の観光商品づくりに取り組むとともに、体験メニューを組み合わせた観光体験コースを確立し、町外の学校関係等への誘客宣伝活動に取り組みます。

○伊勢志摩コンベンション機構、サニーロード誘客促進実行委員会、伊勢から熊野を結ぶバイク旅促進事業実行委員会、南三重地域活性化事業推進協議会等との連携により、国道２６０号線、サニーロード等の広域観光周遊ルートの企画提案やイベント開催などの誘客事業の展開や共同パンフレット、ホームページを活用した情報発信に取り組みます。またマスメディアやエージェントを活用した情報発信を広域で取り組むとともに、観光物産展や誘客宣伝プロモーションなどに積極的に参加し、南伊勢町の魅力を発信します。

③観光社会基盤の整備

○来訪者が安全に安心して滞在・周遊できるよう、交通アクセスや景観、wifi スポット等のハード面の整備に加え、情報提供や接客サービスの研修会等を開催するなどソフト面を強化し、観光客の受け入れ体制を充実するとともに、散策道、観光トイレ・公園など観光関連施設の整備や維持管理を行ないます。また、観光協会と連携し、会員を対象とした観光防災対策研修会を開催し、防災知識の向上図り、観光協会加盟の飲食店や商店からの避難誘導マップや避難マニュアルを整備していきます。

まちづくりの目標２　自然の恵みを価値に変えて営むまち

政策２１　地域資源を生かして事業革新できるまちづくり

施策 213　活力ある水産業への挑戦

（施策の担当）　水産農林課水産係

◇施策のめざす姿

漁業経営が安定し、漁業就業者が増えることで、元気に安心して水産業を営めるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
漁業産出額	4,800 百万円	4,800 百万円	4,800 百万円	4,800 百万円	4,800 百万円	4,800 百万円
新規漁業就業者数(累計)	10 人	24 人	32 人	40 人	48 人	101 人

（施策の目標の説明）

・毎年集計される漁業の産出額（外湾漁協調べ）

・2015 年度以降の水産業における新規就業者の人数（水産農林課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.加工品は、消費者ニーズが高い。 2.全国的な青魚ブームになっている。 3.漁業法が改正された。 5.体験交流を行った水産業への高まっている。 6.アウトドア人気もあり、以前釣りの人気は高い。 8.食の安全・健康思考が高まっている。 10.陸上養殖についての関心が高まっている。 11.インターネット利用者が増加している。 16.施設の維持管理体制が構築されている。 17.18.19.機能保全対策および老朽化対策を推進している。	【脅威】 4.若年層の魚食離れがすすんでいる。 7.放流魚種の市場調査が不足している。 9.13.食害生物による藻場・干潟の減少や磯焼けの進行等による、漁場環境が悪化している。 12.14.魚価の低迷、燃油価格高騰により経営環境が悪化している。 15.全国的に廃船処理の問題がある。
内部環境	【強み】 2.みなみいせ商会が水産加工品等を開発し販売している。 4.漁協を中心とした魚食普及イベントや地産地消イベントへ参加している。 6.釣り客が多い。 7.9.10.種苗センターによる海洋調査・種苗の生産や育種・試験養殖が可能である。 16.地域漁業者・各団体ボランティアの協力による、漁場や漁港施設の維持管理している。	【弱み】 1.水産加工施設が無い。 3.新規就業者に対してのサポート不足している。 5.異業種との連携が不足している。 8.ヒロメの認知度が低い。 11.漁業就業に対する情報提供の不足。 13.水産資源が減少している。（藻類） 12.14.人口減少・高齢化による担い手および後継者不足している。 15.放置船に対して対応策が確立していない。 17.18.19.漁港、海岸、市場施設の老朽化している。

◇課題

①水産業の新たな展開

【弱み克服】1.消費者のニーズを把握し、漁業者や漁協、みなみいせ商会と連携しながら、水産加工の充実を図り、収益の向上に取り組む必要があります。

【強み伸長】2.全国的に需要の高い青魚に注目し、みなみいせ商会と連携しながら、収益性の高い魚種による養殖の確立をめざしていく必要があります。

【弱み克服】3.漁業法の改正により、企業が漁業へ参入しやすくなるため、新規就業をめざす人たちに対してのサポートを充実させる必要があります。

【脅威打破】4.若年層の魚食離れが課題であるため、イベント等の実施により、魚食普及に取り組む必要があります。

【弱み克服】5.異業種と連携を図り、体験型観光漁業等について積極的に取り組んでいく必要があります。

【強み伸長】6.全国的に釣りの人気は高く、多くの釣り客が訪れることから、新たな水産業の創出に向けた取組みを行う必要があります。

②つくり育てる水産業の推進

【脅威打破】7.放流魚種について、漁業者や漁協と連携し、市場調査を行い適切な利用促進を図る必要があります。

【弱み克服】8.消費者の「食の安心・健康思考」が高まっている中、ヒロメの認知度を高めることで、生産量を増やし、複合養殖として確立させる必要があります。

【脅威打破】9.地域漁業者により駆除を行った食害生物について、食としての利用価値などを含めて、養殖実験を行う必要があります。

【強み伸長】10.種苗センターにおいて、国内でも関心が高まりつつある陸上養殖の安定化を図る必要があります。

③多様な担い手の育成・確保

【弱み克服】11.　インターネットを利用した、漁業就業に対する情報発信を積極的に行う必要があります。

【脅威回避】12.経営環境悪化に伴う漁業者不足を解消するため、後継者育成に向けた担い手対策に取り組んでいく必要があります。

④漁場環境の整備

【脅威回避】13.水産資源の回復を図るため、生育環境悪化の原因となる食害生物の駆除を継続して実施していく必要があります。

【脅威回避】14.水産資源の減少による漁業者の経営環境の回復を図るため、新たな漁場の整備に取り組んでいく必要があります。

【脅威回避】15.廃船の放置問題に対して、国・県の動向に注視しながら、対応策の確立をめざしていく必要があります。

⑤漁業生産基盤の整備および海岸保全対策の推進

【強み伸長】16.地元地区団体の協力を得ながら、災害時に迅速に対応できる適切な施設の維持管理を行う必要があります。

【弱み克服】17.漁港の機能保全計画を基に、漁港施設の機能保全対策を計画的に実施していく必要があります。

【弱み克服】18.漁港海岸施設の長寿命化計画を基に、海岸施設の老朽化部分を把握し、計画的に対策を講じていく必要があります。

【弱み克服】19.市場施設の老朽化が著しいため、施設修繕に対しての支援が必要です。

◇施策の展開図

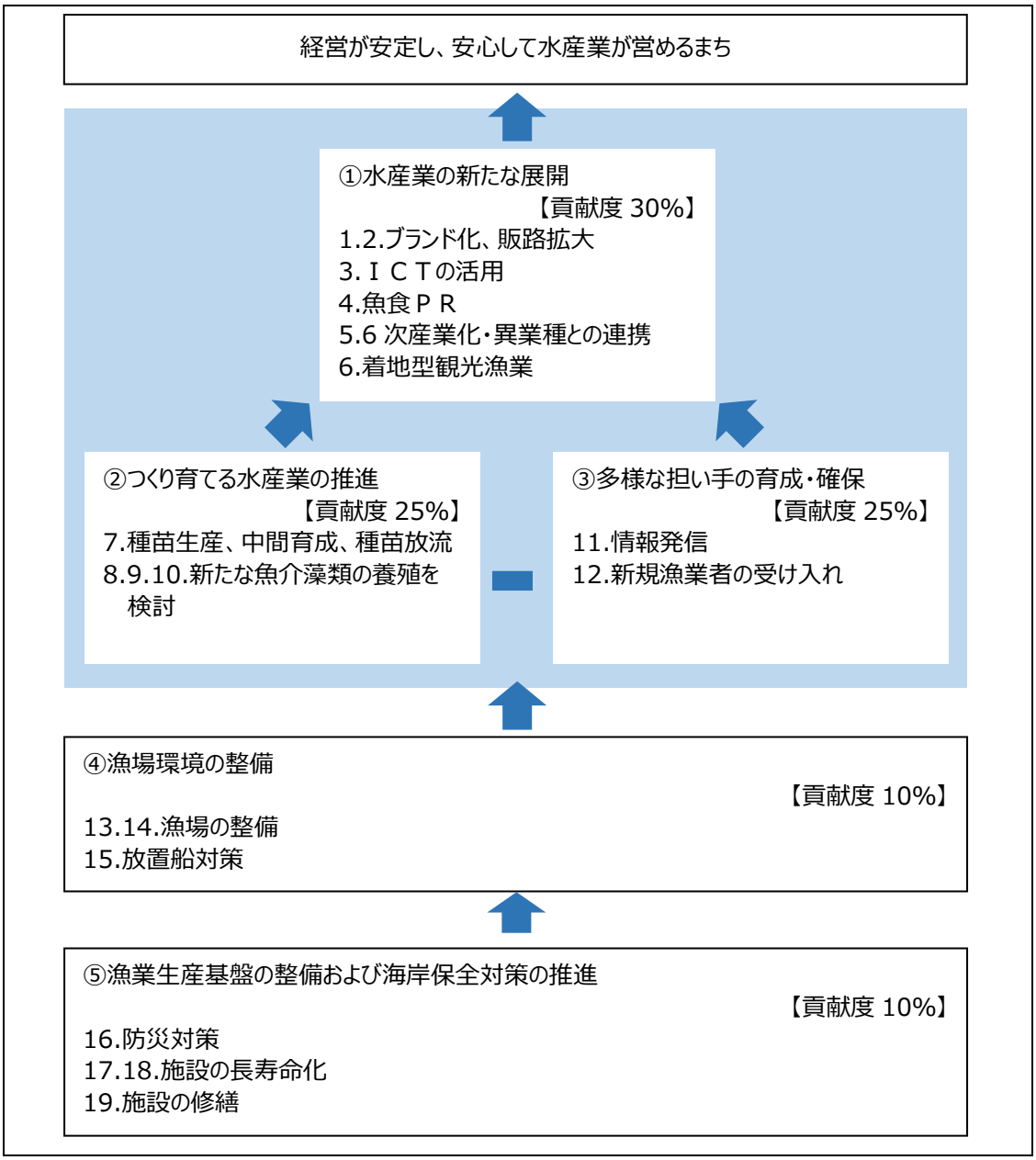

◇町民の皆さんができること

ボランティア活動により、漁場環境の改善に努めるとともに、漁場の監視を行います。南伊勢町産の水産品を積極的に消費し、水産に関する各種イベントや PR 活動への参加・協力をしていきます。

学校給食への魚の提供や、子供たちが魚に触れることができる機会をつくります。

◇町民の皆さんと役場との協働

漁業経営者が安定するよう、役場は水産業の発展や漁村の振興を図り、消費者、漁業者、漁業協同組合等の主体的な取組みを促すための施策を推進します。また、藻場・干潟の維持管理等による漁場環境の改善や、市場の動向、消費者ニーズを的確に把握し、需要に応じた水産物の供給に取り組みます。また担い手を育成するため、新規就業者に対して指導を行い、後継者を育成することで、漁業を営む皆さんが元気にくらせるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①水産業の新たな展開

異業種との連携による新たな漁業を推進するとともに、新規就業希望者が円滑に漁業へ就業できる環境づくりに取り組みます。

②つくり育てる水産業の推進

漁業者および生産者からのニーズが高い魚介藻類の種苗放流や、収益性の高い新たな魚介藻類の試験養殖に取り組みます。

③多様な担い手の育成・確保

三重県、漁協、漁連、漁業者と連携し、後継者の確保や育成を図るとともに、若者の雇用の場の創出に取り組みます。

④漁場環境の整備

地域漁業者および漁協と連携しながら、漁場の生育環境の改善を図るとともに、漁業所得の向上に向けた新たな漁場の整備を行います。

⑤漁業生産基盤の整備および海岸保全対策の推進

機能保全計画・長寿命化計画を基に、国の補助制度を活用しながら、計画的に漁港、海岸の整備を行うとともに、施設の維持管理を行います。

◇施策の内容

①水産業の新たな展開

○消費者ニーズを把握し、魚介藻類の品質の向上を図るとともに、加工やブランド化等により付加価値を高めながら販路の拡大をめざします。

○南伊勢町の新たな特産となる魚種（サバ等）のブランド化に取組み、安定して供給できる体制づくりに取り組みます。

○事業者や漁協と協働し、新たに漁業就業を希望する人達が、円滑に就業できるよう ICT を活用した省力化などの環境づくりに取り組みます。

○魚食離れを解消し魚の消費量を増やすため、地産地消の観点からもイベントによる魚食普及の PR や、学校給食などへ魚の提供を行い魚食習慣の醸成を図ります。

○事業者や各種団体、みなみいせ商会との協働により、６次産業化を推進するとともに、当町の豊かな自然環境を生かし、事業者が複合的な経営が行えるよう、三重大学との連携による、アウトドア事業を取り入れた人材育成を行い、新たな水産業の創出に取り組みます。

○関係団体と連携し、体験・参加型メニューなどを取り入れた着地型観光漁業など、誘客に繋がる仕組みづくりを行います。

②つくり育てる水産業の推進

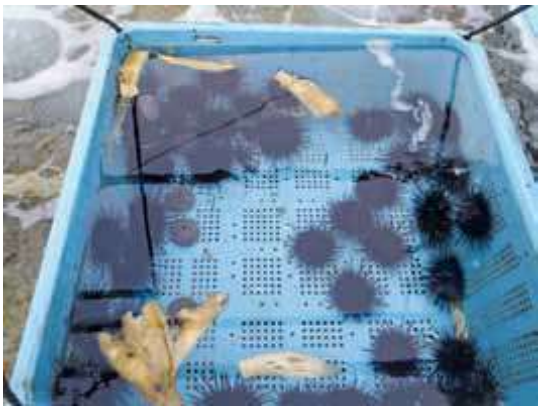

○市場調査を行いながら、カサゴ、アワビの種苗生産・中間育成・種苗放流および、アコヤ貝の種苗生産、育成等を行い、水産資源の安定と増大を図ります。

○漁協、三重県と協働しながらヒロメの認知度を上げる取組みを行うことで,生産者の確保を行い、複合養殖等による収益の向上をめざします。

○「藻場の再生、漁場改善に繋がる儲かる漁業」の実現にむけ、駆除を行っているウニを活用した試験養殖に取り組みます。

○アワビの陸上養殖を確立させ、事業者による生産体制を構築し、若者が定住できる雇用の場の創出に取り組みます。

③多様な担い手の育成・確保

○町の魅力や漁業について、SNS などを活用しながら積極的に情報発信を行い、漁業就業者の増加に向けた取組みを行っていきます。

○三重県、漁協、漁連、漁業者と連携しながら新規就業者の確保・育成を目的とした漁業就業体験（漁師塾）を実施し、U ターンや I ターンなどによる、意欲的な新規就業者の受入体制づくりに取り組みます。

④漁場環境の整備

○漁場の生産力を向上させるため、地域住民やボランティアグループ、漁業関係者等の多様な主体と連携し、藻場・干潟等の保全や生育環境の保全に努めます。

○漁協や三重県と連携をとりながら、新たな藻場の造成を行うことで漁獲量の向上をめざします。

○水域環境の悪化の原因である放置船の問題について、国・県の動向に注視しながら漁協と連携し、廃船処理に対しての支援体制づくりに取り組みます。

⑤漁業生産基盤の整備および海岸保全対策の推進

○防災対策として、災害時に迅速に対応できるよう、適切に施設の維持管理を行います。

○管理する漁港が多く、老朽化が進行していることから、機能保全計画を基に計画的に施設整備を実施することで、更新コストの平準化・縮減を行います。

○老朽化により、更新が必要な海岸施設が増加していることから、長寿命化計画を基に、施設の長寿命化を図ることで、災害時における背後集落の安全対策に取り組みます。

○漁協が実施する市場施設等の老朽化に伴う、施設の修繕等に対して補助を行います。

まちづくりの目標２　自然の恵みを価値に変えて営むまち

政策２１　地域資源を生かして事業革新できるまちづくり

施策 214　魅力ある農業への転換

（施策の担当）　水産農林課農林係

◇施策のめざす姿

農業経営が安定することで、農業経営者や後継者が元気に暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
新規農業就業者数（累計）	３人	９人	11 人	14 人	16 人	29 人
農業産出額	1,860 百万円（2018 年度）	1,860 百万円	1,860 百万円	1,860 百万円	1,860 百万円	1,860 百万円
野生鳥獣による農作物被害額	401 万円	390 万円	390 万円	380 万円	380 万円	350 万円

（施策の目標の説明）

・2015 年度以降の農業における新規就業者の人数（水産農林課調べ）

・市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）（農林水産省調べ）

・「南伊勢町鳥獣被害防止計画」に基づく農作物の被害額（水産農林課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.新規作物が開発されている。 3.６次産業化が進んでいる。 6.地域おこし協力隊制度がある。 8.企業のＣＳＲ活動の活用ができる。 10.農地中間管理機構の事業が活用できる。	【脅威】 2.中山間地域であること。 4.バイオマス発電に活用できる農業廃棄物が不足している。 5.遊休農地が増加している。 7.9.農業経営が困難である。 11.鳥獣害の被害が少なからずある。
内部環境	【強み】 1.営農連絡会がある。 4.バイオマス発電を計画している。 5.新たな振興作物の推進をしている。 11.恒久柵整備補助金が活用できる。 11.恒久柵などにより野生鳥獣による農作物被害額は減少してきている。	【弱み】 2.水稲の圃場が点在しているため作業効率がおちる。 3.労働力の確保ができていない。 6.地域と連携が難しい。 7.新規就農者への支援体制が不足している。 8.9.10.担い手の数（労働力）が不足している。

◇課題

①農業の新たな展開

【強み伸長】１.県、JA 伊勢、町、が協力して、地域の新規就農者や振興作物等についての課題解決のため、今後も営農連絡会を継続する必要があります。

【脅威回避】２.中山間地域であることから、効率性の悪い圃場や、急傾斜である樹園地が数多くあるので、生産性の向上を図るため農地の団地化を行い、協業できる組織を立上げる必要があります。

【弱み克服】３.各団体と協働で６次産業化の体制づくりを行う、担い手の収益性の向上や新たな労働力の確保につなげる必要があります。

【脅威打破】４.バイオマス発電に使用する原料を確保するため、遊休農地等を活用したエネルギー資源作物の栽培が必要です。

②農地の有効利用の促進

【脅威打破】５.遊休農地や耕作放棄地の解消を図るため、温暖な気候を利用した新たな新規振興作物への取組みが必要です。

③多様な担い手の育成・確保

【弱み克服】６.地域おこし協力隊が、活動期間後も安心して定住できるよう、町と地域が連携して支援する必要があります。

【脅威回避】７.農業経営が行えるよう、新規就農者に対する支援づくりを行う必要があります。

【弱み克服】８.Ｕターン・Ｉターンをして農業に就きたい新規就農者の発掘を行うとともに、援農隊、農業ボランティア、企業のＣＳＲ活動を実施し、高齢農家や、労働力が不足している農家への支援体制を確立する必要があります。

④農業経営体制の強化

【脅威回避】９.後継者や担い手不足を補うため、農地利用の集積や集約化を行い、農業の経営体制を立てなおす必要があります。

⑤生産基盤の強化による生産性の向上

【弱み克服】10.農地中間管理機構の関連事業を活用し、担い手が引き受けやすい、農作業効率の良い農地を整備する必要があります。

⑥集落ぐるみで進める鳥獣害対策

【脅威打破】11.鳥獣被害による営農意欲の減退や収益減少を防ぐため、今後も、恒久柵等の設置の推進を図り、より一層、集落ぐるみで鳥獣害対策に取り組む必要があります。

◇施策の展開図

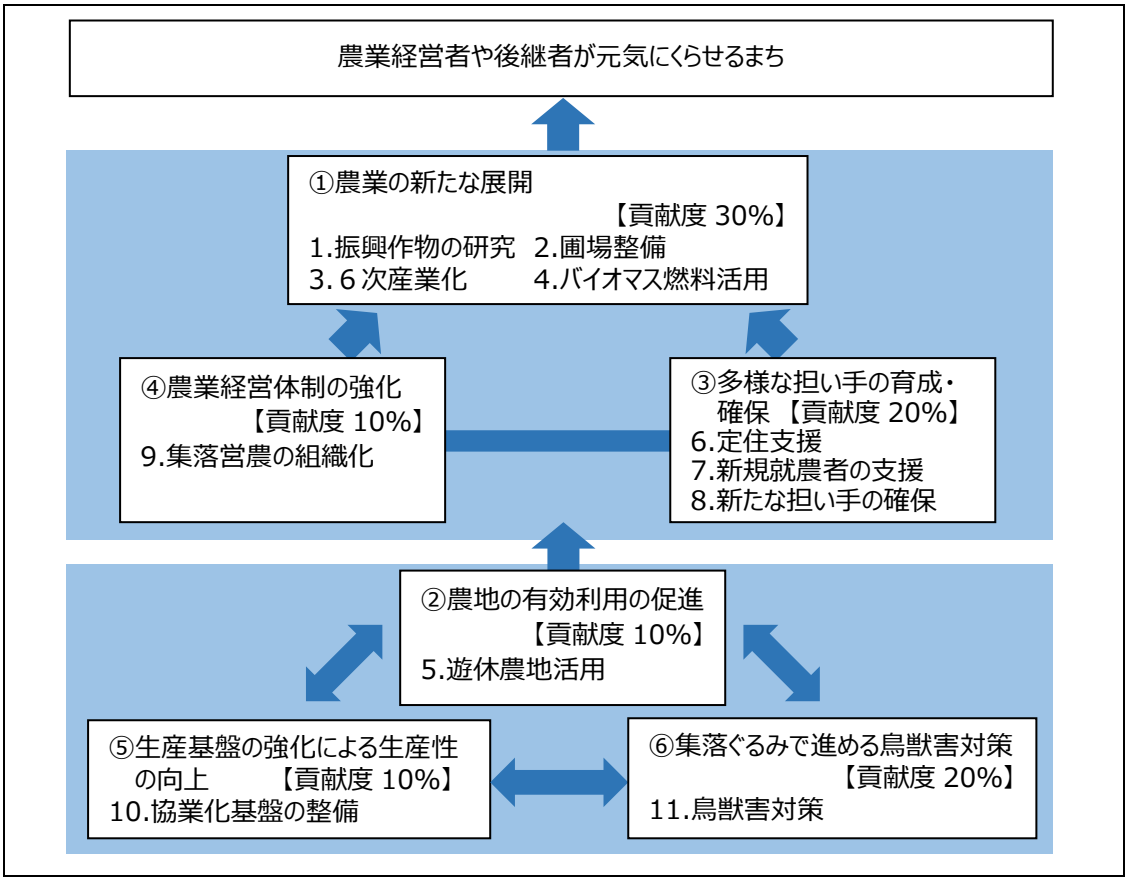

◇町民の皆さんができること

後継者に対して認定農業者の皆さんが中心となり、柑橘等の栽培技術を指導していただくことで、技術の継承と農業技術の向上を図ります。また、地域住民の皆さんに遊休農地を利用し、家庭菜園（畑作）等をしていただき農地の荒廃を防ぎます。

学校給食へ農作物の提供を行うことで、子供たちに地域の農業に興味を持ってもらうとともに、地域の新鮮で安心安全な農作物の地産地消を推進します。

◇町民の皆さんと役場との協働

地域ぐるみの鳥獣害対策など、徹底した有害鳥獣駆除を行い、営農意欲を高めます。また、振興作物の生産を推進し農業所得の向上に取り組んでいくことにより、農業経営が安定するまちづくりを行います。

◇施策の基本方向

①農業の新たな展開

生産者や各種団体との連携により、みかんの加工を行う施設整備を含めた６次産業化の推進や観光農業の振興を進め、南伊勢町の魅力や特産物を常時情報発信でき、産業の活性化を図る拠点施設の整備を行います。

②農地の有効利用の促進

耕作放棄地を増やさないための体制確立と農地中間管理機構を利用した農地の集積化を進めます。

③多様な担い手の育成・確保

農地の斡旋、住居の斡旋、経営指標、技術の習得の４つの柱を立て、担い手の育成を図ります。

④農業経営体制の強化

農業の厳しい状況に直面しているなか、持続可能で力強い農業を実現するために基本となる人と経営の問題を一体的に解決し、新たな農業経営体制を確保します。

⑤生産基盤の強化による生産性の向上

農業生産の増大や生産性の向上を図るため、協業化による農業生産基盤の整備を推進します。

⑥集落ぐるみで進める鳥獣害対策

鳥獣害につよい集落づくりのために集落研修会の実施や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の駆除や侵入防止柵等の設置を推進します。

◇施策の内容

①農業の新たな展開

○当町の温暖な気候を生かした収益性の高い新たな振興作物を積極的に推進し、JA 伊勢、県との協働により調査・研究を進めます。

○効率的な農業経営をめざし、農家への農地アンケートを行い、担い手への農地の集約化を行います。さらに、農地利用が継続的に図られるよう、農地中間管理機構と連携した圃場整備を行い、担い手農家を中心とした協業化を行います。

○地域の活性化を図れるよう生産・加工・販売まで行えるような６次産業化への取組みを行います。PR やイベントの情報発信などを連携し協働で行います。

○農業廃棄物を資源活用したバイオマス発電と、発電副産物である熱エネルギーを利用した温室ハウスにて農産物の栽培試験、消化液の液肥活用について総合的に調査を行い循環型農業の推進を図ります。

また、耕作放棄地を利用したバイオマス資源として活用できる獣害に強いエネルギー作物の栽培について検証し、新たな雇用と収益確保をめざします。

②農地の有効利用の促進

○耕作放棄地、遊休農地等を活用し、温暖な気候を利用した新規振興作物等の栽培を、JA 伊勢、県と連携し推進します。

③多様な担い手の育成・確保

○地域おこし協力隊など新たな担い手の発掘と育成を図るため、地域と連携し優良農地の確保や定住への支援を行います。

○農業を希望する人の受け入れ体制作りを行い、農業後継者や新規就農者を育成し、農業の担い手を安定的に確保します。

○高齢化による労働力不足の解消のため、企業の CSR 活動や農業ボランティア、援農隊制度を活用するとともに、地域おこし協力隊や若者のチャレンジ制度の利用を推進し、U ターン・I ターンをして農業に就きたい新たな担い手の発掘を行います。

④農業経営体制の強化

○各集落・地域において、農地の問題を解決するための「未来設計図」となる「人・農地プラン」の作成を促進し、農業経営体制の確保や認定農業者および農業後継者への支援を行い、農業の担い手を安定的に確保します。また、意欲ある農業者を中心に集落営農の組織化を促進します。

⑤生産基盤の強化による生産性の向上

○農業生産の効率化と安定化を図るため、集落営農ができる農業生産基盤の整備を推進します。

⑥集落ぐるみで進める鳥獣害対策

○農作物への被害が依然としてあることから、猟友会および鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の駆除を進めるとともに、集落ぐるみで鳥獣害対策を推進するため、集落単位での研修会、追払いの方法の講習、鳥獣害に強い侵入防止柵の設置促進を行います。

まちづくりの目標２　自然の恵みを価値に変えて営むまち

政策２１　地域資源を生かして事業革新できるまちづくり

施策 215　新たな価値を生む林業の再生

（施策の担当）　水産農林課農林係

◇施策のめざす姿

新たな林業経営のかたちをめざし、採算性と森林保全を両立させ林業者が安心して暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
森林経営管理法に基づく森林整備（累計）	–	20ha	40ha	60ha	80ha	200ha
林業新規就業者数（累計）	0 人	0 人	2 人	5 人	8 人	23 人

（施策の目標の説明）

・2019 年４月１日施行の森林経営管理法に基づく森林整備面積の累計（水産農林課調べ）

・2015 年度以降の林業における新規就業者の人数（水産農林課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.5.9.「森林環境譲与税（仮称）」「みえ森とみどりの県民税」「森林環境創造事業」の補助事業の活用できる。 6.森林ボランティアの増加、自然の中での体験など、森林への関心が高まっている。 8.県内に林業者を育成する機関がある。	【脅威】 2.3.4.木材単価が低迷し林業の採算がとれないことで林業従事者が減少している。 7.荒廃森林が多い。
内部環境	【強み】 2.みなみいせ商会と連携できる。 7.町の 85%が森林面積で豊富な森林資源がある。	【弱み】 1.町外に在住する森林所有者が多い。 3.特用林産物の生産が少ない。 4.林道・作業道が整備されていない。 5.森林が整備されていないため、土砂や流木の流出がある。 6.森林と触れ合えるフィールドが少ない。 8.I ターンおよび U ターン者に対する支援が少ない。 9.担い手の数（労働力）不足している。

◇課題

①林業の新たなる展開

【弱み克服】１.町外在住の森林所有者が多く、森林の適切な管理がされていないため、所有者の意向などを把握する調査が必要であります。

【脅威打破】２.みなみいせ商会との連携や地域おこし協力隊を活用し、林業で経営できる組織を立ち上げる必要があります。

②林業経営の強化

【脅威回避】３.菌床栽培など特用林産物の生産との複業に対する仕組みつくりが必要であります。
【脅威回避】４.森林施業の労働力の軽減を図るため、林道・作業道の整備が必要であります。

③森林の多面的機能の発揮

【弱み克服】５.海へ土砂の流出や流木があり、漁場環境が悪化しているため、渓流沿いを中心に森林整備を行う必要があります。
【弱み克服】６.森林ボランティアや自然体験への関心が高まっているなか、林業体験や保健休養の場、レクリエーション等への多様な効用が発揮されるよう森林整備が必要であります。
【脅威打破】７.森林資源が有する多面的な機能を発揮するため、間伐など適切な森林施業が必要であります。

④多様な担い手の育成・確保

【弱み克服】８.新たな担い手を育成するため、Ｉターンおよび Ｕターン者が技術を習得するための支援が必要であります。
【弱み克服】９.安定的な森林経営が行えるよう、担い手の育成や雇用を確保する必要があります。

◇施策の展開図

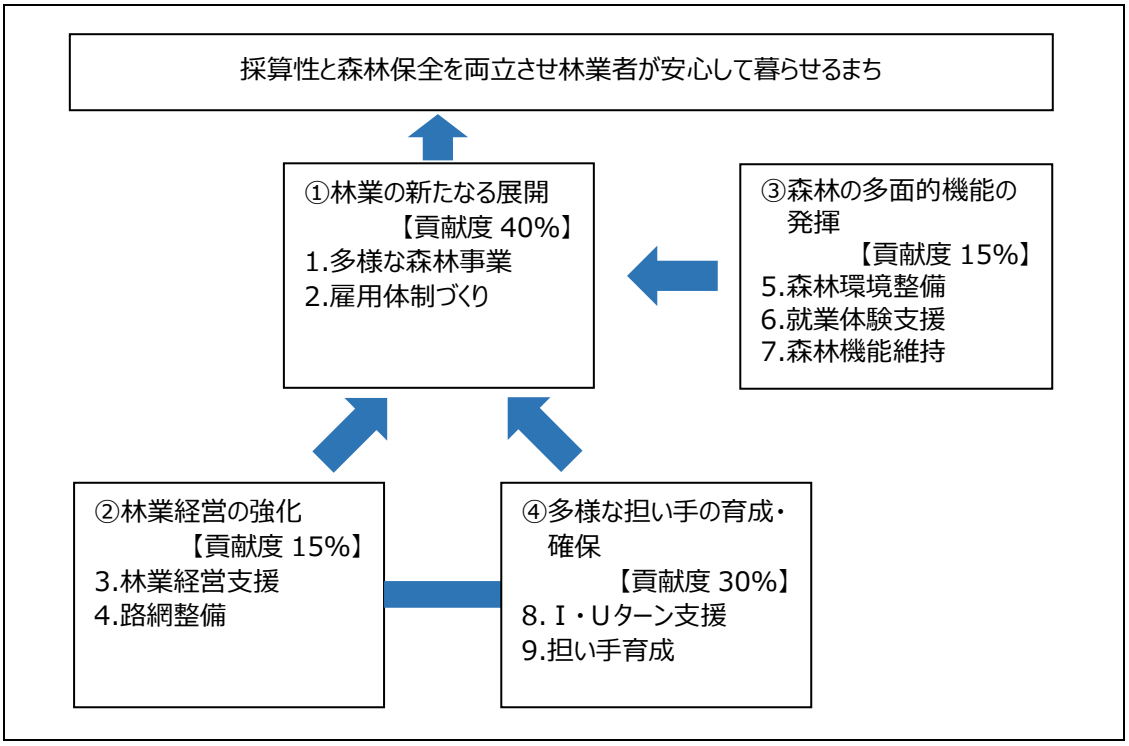

◇町民の皆さんができること

森林資源を本町の貴重な財産として認識し林業者を支援して、森林の保全と活用に取り組んでいきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

森林の恵みを利活用できるよう、森林所有者の皆さんとともに、間伐などの森林整備に取組み、元気で希望のあるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①林業の新たなる展開

担い手への支援体制を確立し、林業従事者を安定して雇用できる組織づくりに取り組みます。

②林業経営の強化

特用林産物の生産との複業を支援し、安定的に森林施業できる仕組みづくりに取り組みます。

③森林の多面的機能の発揮

森林の多面的機能を発揮するため、環境に配慮した森林整備に取り組みます。

④多様な担い手の育成・確保

専門的な技術の習得支援を県・関係団体と連携し、多様な担い手の育成を図ります。

◇施策の内容

①林業の新たなる展開

○「森林環境譲与税（仮称）」、「みえ森と緑の県民税」が活用することによって、多種多様な森林事業を行います。また、森林所有者に適切な森林経営管理を促すため、地域の実情を踏まえ意向調査や山林の調査を実施します。

○みなみいせ商会と協働で自伐型林業の可能性調査を行います。また、地域おこし協力隊を募集し、林業研修など支援体制を確立するとともに、安定的に林業従事者を雇用できる NPO 法人等の設立をめざします。

②林業経営の強化

○特用林産物の生産など、林業との複業的経営ができるよう経営指標の分析や森林経営管理制度を活用し、町が林業経営に適さない森林を整備することで長期的に、安心して森林所有者に任せられるよう支援を行います。また、異業種との連携により複合的な経営ができるよう研修制度を含めた支援体制づくりを行います。

○豊かな森林資源を活用するため、森林所有者が安定的に森林施業に従事できるように、省力化や路網整備を行います。

③森林の多面的機能の発揮

○土砂の流出や流木などの災害を防ぐため、渓流沿いを中心とした森林整備を行い、海の環境改善を図ります。

○山村漁村での交流体験や自然を利用したレクリエーションへのニーズが高まっていることから、いせしま森林組合等と連携し、交流体験や就業体験等が行える支援体制づくりに取り組みます。

○森林は土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止などの多面にわたる機能を有しているため、環境に配慮した適正な整備・保全により機能の維持・向上を図ります。

④多様な担い手の育成・確保

○Ｉターン、Ｕターンなど若年層の森林整備を担う人材を確保・育成するため、林業就業者に対する技能研修等の活用を進めます。

○森林・林業人材育成対策事業を活用し、いせしま森林組合や民間事業者と連携した担い手の育成や、ＮＰＯ法人と連携した森林ボランティアの実施、体験などを実施することにより移住、定住に向けた担い手の雇用の確保を進めます。

まちづくりの目標３　住みよく、暮らしやすいまち

政策３１　生活に不便を感じないまちづくり

施策 311　住環境の整備

（施策の担当）　【主】建設課営繕係
【事】まちづくり推進課若者定住係

◇施策のめざす姿

魅力ある住まいを整備し、住み続けたいと思う住環境のあるまちにしていきます。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
「暮らしやすい住まいと住環境がある」と回答した人の割合（20 歳～44 歳）	－	40%	43%	46%	49%	70%
若者定住住宅・住宅用地の新規整備数（累計）	－	0 世帯分	5 世帯分	25 世帯分	37 世帯分	85 世帯分

（施策の目標の説明）
・町民意識アンケートにおいて「暮らしやすい住まいと住環境にある」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）
・若者定住住宅・住宅用地の新規整備数とは、2019 年度以降の町営又は民営による若者向けの住宅の整備数および分譲地の造成数の合計（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.賃貸住宅に入居する若者が多い。 2.津波影響を考え土地を購入するひとが多い。 3.国道２６０号の改良工事が行われている。 4.維持管理が行き届き安全で安心して住める住宅が増えている。 5.きれいで安価な公営住宅が求められている。 8.近隣市町に大規模なきれいに整備された公園がある。	【脅威】 7.大規模地震が発生する可能性が高い。
内部環境	【強み】 3.住宅用地が確保できる。 4.公営住宅長寿命化計画を策定している。 5.6.老朽化した施設を定期点検し修繕している。	【弱み】 1.若者用の賃貸住宅がない。 2.新築住宅を建てる土地がない。 8.魅力ある公園がない。 9.公園が老朽化している。 7.耐震性のない町営住宅がある。

◇課題

①若者用住環境の整備

【弱み克服】1.若い世代が結婚後に賃貸住宅に入居することが多いが、町内に若い世代が入居したいと思う賃貸住宅がないです。

【弱み克服】2.若者が町内で新築するために津波の心配のない高台に住宅用地を確保する必要があります。

【強み伸長】3.国道２６０号の改良工事に伴い住宅用地が確保できるため、利用方法を検討していく必要があります。

②町営住宅の整備促進

【強み伸長】4.公営住宅等長寿命化計画をもとに安心して住める住環境を整備していく必要があります。

【強み伸長】5.公営住宅をきれいに保ち、入居者が快適に住めるよう修繕していく必要があります。

【強み伸長】6.公営住宅の入居者が安心して住めるよう、点検を行っていく必要があります。

【回避撤退】7.大規模地震に備え耐震性のない住宅の見極め対策を行っていく必要があります。

③魅力ある公園づくり

【弱み克服】8.近隣市町には、週末になると子育て世代が多く集まり、賑わっている大規模な公園がありますが南伊勢町には大規模な公園がないため、魅力のある公園を整備していく必要があります。

【弱み克服】9.他市町の公園は施設が新しくきれいに管理された公園がありますが、町内の地域の中にある小規模な公園が老朽化しているため、維持管理していく必要があります。

◇施策の展開図

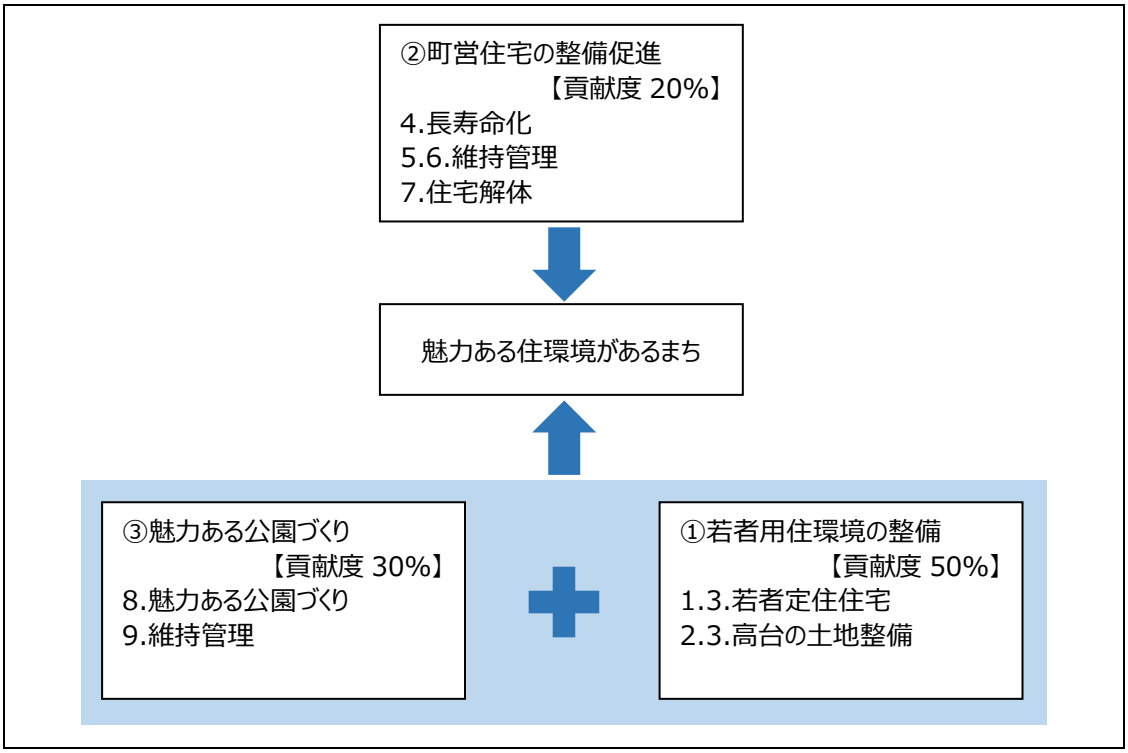

◇町民の皆さんができること

町営住宅や公園など、町の施設がいつまでもきれいに使い続けられるために、次に利用する人が快適に利用できるようマナーを守って利用しましょう。

◇町民の皆さんと役場との協働

若者が定住し長く住み続けられるよう、若者が住みたいと思う住環境をともに考え、つくっていきます。

◇施策の基本方向

①若者用住環境の整備

若者が住みたくなるような住環境の整備を行っていきます。

②町営住宅の整備促進

町営住宅の計画的な修繕、改修および整備を推進し多様なニーズに対応した住環境を形成していきます。

③魅力ある公園づくり

「憩い」・「遊び」・「体力づくり」の場として、いつでも気軽に利用できる魅力ある公園にしていきます。

◇施策の内容

①若者用住環境の整備

○民間活力による若者定住促進住宅の建設を推進します。

○新築する際に、津波の心配がない高台に安心して暮らせる住宅用地の整備をします。

○南海トラフ巨大地震に備えて国道 260 号道路改良事業にあわせ県、各関係機関と協議を行いながら高台に町営住宅の移転や住宅用地の整備を行います。

②町営住宅の整備促進

○公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の整備を行い、入居者が快適で暮らしやすいと感じることのできる住環境の確保を図ります。

○町営住宅の老朽化した設備を効率的に修繕し、入居者が快適に住める環境を整備していきます。

○町営住宅の受水槽や浄化槽など、衛生設備を定期点検し衛生環境を整えていきます。

○耐震性のない老朽化した町営住宅の解体撤去を行います。

③魅力ある公園づくり

○子育て世代が利用したいと思う魅力ある公園を整備していきます。

○子供をはじめ誰もが、安全に快適に公園を利用してもらえるよう、樹木の剪定、害虫防除や遊具の点検等を行い計画的に遊具、施設等の改修や取替えを行います。また、地域の人々の協働による清掃、維持管理を支援します。

まちづくりの目標３　住みよく、暮らしやすいまち

政策３１　生活に不便を感じないまちづくり

施策 312　交通と生活の安全安心対策

（施策の担当）　防災安全課防災安全係

◇施策のめざす姿

誰もが交通事故や、犯罪・特殊詐欺・悪質商法等によるトラブルにあわない、安全で安心して暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
交通事故発生件数（物損・人身　人口千人あたり）	15.7 件	15.6 件	15.5 件	15.4 件	15.3 件	15.0 件
刑法犯発生件数（人口千人あたり）	3.6 件	3.4 件	3.3 件	3.2 件	3.1 件	3.0 件

（施策の目標の説明）

・交通事故発生件数（物損・人身人口千人あたり）は 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口に対する町内で発生する 1 年間の物損・人身事故件数を人口千人あたりで求めたもの（伊勢警察署調べ）

・刑法犯発生件数（人口千人あたり）は 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口に対する警察において、1 年間で町内におけるの刑法犯の発生を認知した事件の数を人口千人あたりで求めたもの（伊勢警察書調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.警察署や県が、危険箇所の修繕を行っている。	【脅威】 2.新入生（小学１年生）の交通事故が多い。 3.高齢者が加害者・被害者になる事故が多く発生している。 4.5.6.社会環境の変化にともない犯罪が多様化している。 7.8.情報化社会の仕組みを利用した被害が多発している。
内部環境	【強み】 1.南伊勢町交通安全対策協議会を設置している。 2.通学路の安全について関係機関と対策している。 3.交通安全ＰＲを行っている。 4.生活安全推進協議会を設置し関係機関と連携している。 5.防犯ボランティア活動をしている。 6.防犯講習会を実施している。	【弱み】 7.多様化する消費生活トラブルに対する周知が不足している。 8.定期的に消費生活相談窓口を設置しているが、相談者がいない。

◇課題

①交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発

【強み伸長】１.国道や生活道路など地域の交通危険箇所について、関係機関に安全対策を働きかける必要があります。

【脅威打破】２.関係機関と協力し、子ども達が安全に通学できるなど、日常生活が安全に過ごせる対策や意識を向上させる必要があります。

【脅威打破】３.高齢者が被害者や加害者になる場合が増えており、交通安全を強く呼びかける必要があります。

②防犯意識の高揚と防犯ネットワークの構築

【脅威打破】４.社会環境の変化によって犯罪の手口が多様化しているため、生活安全推進協議会と連携し、被害をなくす対策が必要です。

【脅威打破】５.犯罪をなくすため、防犯ボランティアの活動など地域における防犯対策を強化する必要があります。

【脅威打破】６.防犯講習会などを開催し、犯罪に対する意識を高めていく必要があります。

③消費生活に関する啓発と相談の充実

【脅威回避】７.新しい手口の被害にあわないように、消費に対する正しい知識を周知していく必要があります。

【脅威回避】８.日々、発生した消費に関するトラブルに対し相談できる体制作りが必要です。

◇施策の展開図

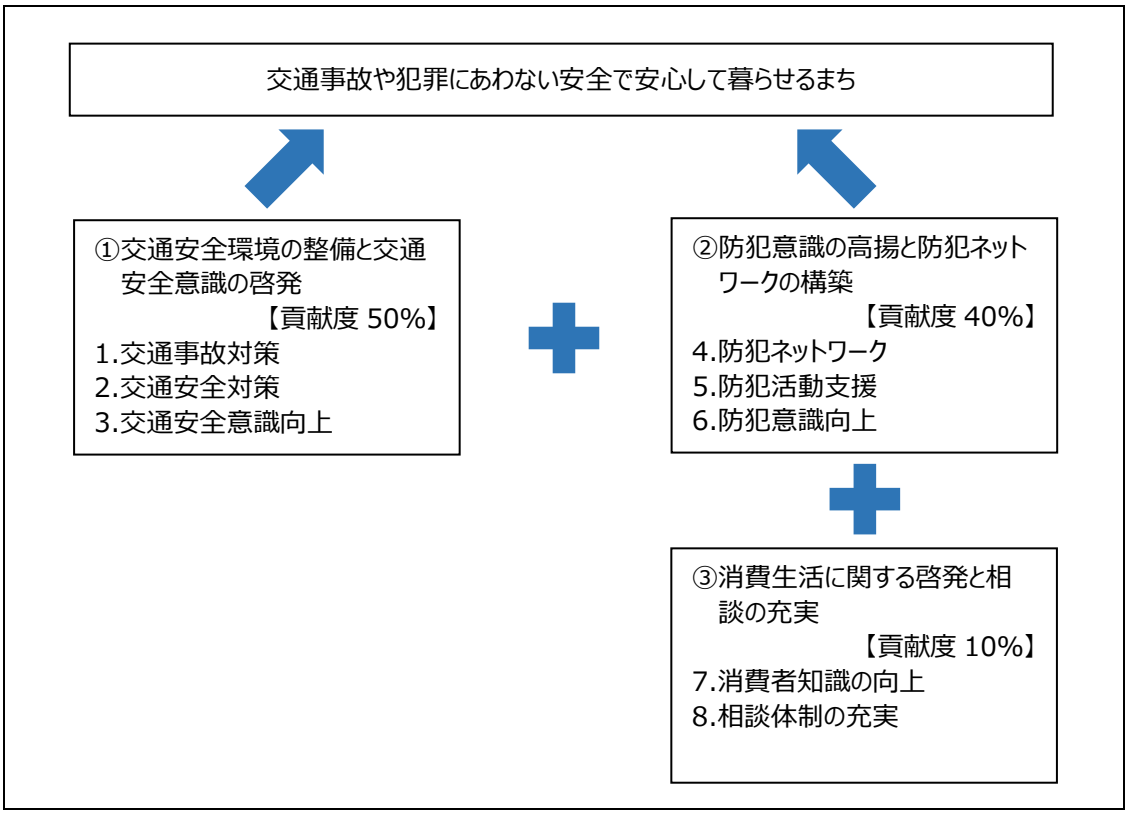

◇町民の皆さんができること

町民の皆さん一人ひとりが講習会などに参加し、交通安全や防犯意識を高めます。

地域の一員として、交通安全や防犯の見守り活動に参加しましょう。

◇町民の皆さんと役場との協働

交通事故や犯罪にあわないよう、交通安全協会や自主防犯ボランティアなどと連携し、交通安全の防犯の講演などを実施し、町民の皆さんと交通安全・生活安全の意識を高めあい、高齢者も子育て世代も安心して暮らせるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発

南伊勢町交通安全対策協議会を中心に警察、学校、伊勢地区交通安全協会並びに同南島支部・南勢支部、町、関係民間団体および家庭などが互いに連携を図り、地域ぐるみの活動を推進することにより、交通安全対策を図ります。

②防犯意識の高揚と防犯ネットワークの構築

南伊勢町生活安全推進協議会を中心に警察、学校、伊勢度会地区生活安全協会、町、関係民間団体および家庭などが相互に連携・協力し、事件情報の提供を行うなど地域ぐるみでの防犯ボランティア活動による防犯体制を強化します。

③消費生活に関する啓発と相談の充実

自ら判断し行動できる消費者になるための情報の提供や正しい知識を発信し、日々の相談に応じる体制を構築します。

◇施策の内容

①交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発

○南伊勢町交通安全対策協議会を主体とし、「南伊勢町交通安全計画」に基づき、交通事故のない町をめざし、警察や関係団体と課題について協議します。

○伊勢地区交通安全協会や伊勢警察署と連携し、交通安全教室や早朝街頭指導の実施、道路環境の安全対策を講じます。

○交通安全キャンペーンの開催や反射材等啓発物品の配布、広報などのお知らせにより、交通安全意識の向上を図ります。

②防犯意識の高揚と防犯ネットワークの構築

○南伊勢町生活安全推進協議会を主体とした防犯ネットワークを構築し、情報共有や情報提供を行います。

○地域が自主的に防犯活動できるように、青色防犯回転灯を装着した車両パトロールを行うための実施者証取得講習のあっせん、防犯ボランティアを支援します。

○犯罪を未然に防ぐために、伊勢警察署、伊勢度会地区生活安全協会と協力し防犯講習会や、啓発キャンペーンなどを開催します。

③消費生活に関する啓発と相談の充実

○消費生活のトラブルや被害などにあわないように、正しい知識や情報を提供します。

○消費生活相談は、県・消費生活センター等関係機関との調整を図りながら、日々の住民からの相談に応じる体制を構築します。

まちづくりの目標３　住みよく、暮らしやすいまち

政策３１　生活に不便をかんじないまちづくり

施策 313　交通手段の充実

（施策の担当）　【主】環境生活課生活交通係
【事】まちづくり推進課政策係

◇施策のめざす姿

利便性の高い公共交通ネットワークを構築することで快適で暮らしやすいまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
「暮らしに必要な交通の便が確保できている」と感じる人の割合	－	20%	22%	24%	26%	30%
デマンドバスの日平均利用者数（1 日あたり）	70.9 人	75.0 人	75.0 人	75.0 人	75.0 人	75.0 人

（施策の目標の説明）
・町民意識アンケートにおいて「暮らしに必要な交通の便が確保できている」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）
・1 年間のデマンドバス 1 日あたりの利用者数（10～9 月でのバス年度）（環境生活課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 8.新町立病院を建設している。 10.車の自動運転が実用化されている。 11.空の移動手段が実用化に向け実験が始まっている。	【脅威】 1.南伊勢町が関係する広域幹線バスについて協定が結ばれていない。 2.民間の広域幹線バスがある。 3.高校通学に時間がかかる。 4.町内の主要施設や利用場所の移転や建設がある。 5.7.9.バスを利用する人が減少傾向にある。 6.全国的な運転手不足である。
内部環境	【強み】 2.近隣市町の地域公共交通会議での了解が得られれば、南伊勢町の自主運行バスを延伸できる。 4.6.8.町営のバス、デマンドバスが運行している。 10.11.鉄道がなく、既存の公共交通に新たな技術の取り入れを検討している。	【弱み】 1.地域公共交通網形成計画が策定されてない。 3.学生の減少に伴いバス利用者が減っている。 5.町営バスの利用者数について、時間帯・路線等に大きく差があり、利用者の把握ができていない。 7.バス待ち環境がよくない。 9.バス利用方法がわかりにくい、一部乗り継ぎが不便など、利用者目線のサービスが不十分。

◇課題

①交通体系の充実と利便性の向上

【脅威回避】１.公共交通機関として町営バス、デマンドバス、民間事業者の広域幹線バス（市町をまたぐ路線）・タクシーがあり交通体系を構築しているが、更なる広域的な目線での改善と快適に利用できる交通体系が必要になってきています。

【脅威打破】２.町営バスを利用しやすくするための民間の広域バスとの連携など、バス事業者、県・近隣市町、関係機関と協議していく必要があります。

【脅威回避】３.高校通学などの大量輸送は町営バス・広域幹線バスが担っており、通学時間がかかるなどバス環境の改善が求められています。

【脅威打破】４.町内の主要施設移転や利用状況に伴い、利用者の利便性に配慮し、公共交通のルートやダイヤを柔軟に見直す必要があります。

【脅威回避】５.バス利用者を増加させるために、快適なバス環境の向上や、ダイヤ・路線・利用方法などをわかりやすくするなど利用促進を図る必要があります。

②自主運行バスの適正な運行

【脅威打破】６.バス事業者が運転手不足であるが、町営バスを安全で定期的に運行する必要があります。

【脅威回避】７.利用する人に応じたバス環境の改善をおこなっていく必要があります。

【強み伸長】８.新町立病院の移転に伴うルートダイヤの変更が必要です。

【脅威回避】９.施設移転や住民要望に応じたデマンドバスの乗降位置の追加や、町営バスの増便・減便の検討、その他利便性の向上の必要があります。

③次世代の交通手段の創出

【強み伸長】10.車の自動運転が実用化されてきているなか、町内のバス交通への取入れを検討していく必要があります。

【強み伸長】11.空の移動手段が実用化に向け実験が始まってきており、陸路以外の移動手段の検討も必要になります。

◇施策の展開図

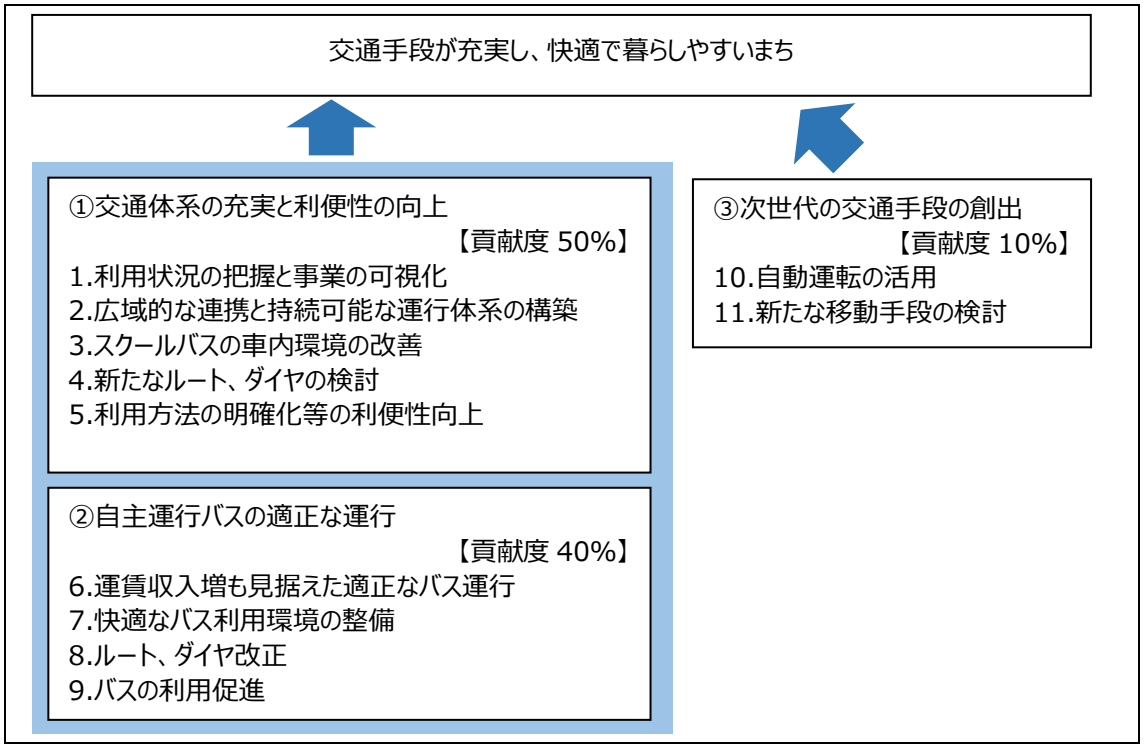

◇町民の皆さんができること

皆さんが積極的に公共交通機関を利用し、活動することで、各々の健康増進や町内の活性化、地球温暖化防止に貢献します。

利用者として、運行事業者として、地域ぐるみで公共交通「おでかけ環境」について考え、交通環境を変えていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

自主運行バス（町営バス・デマンドバス）を適正に安全に運行します。皆さんが積極的に公共交通機関を利用することにより、需要が生まれ、より便利で快適な公共交通について検討していきます。

また、利用者・運行事業者など様々な立場で意見し、南伊勢町地域公共交通会議で検討を重ね、新たな交通手段の創出も含め、快適で持続可能な交通手段の充実をめざします。

◇施策の基本方向

①交通体系の充実と利便性の向上

南伊勢町地域公共交通会議を開催し、若者定住に向けた学生の快適な通学・活動交通手段の確保、高齢者の通院・買い物などの日常生活おでかけ支援、活気あふれる交流を生み出す観光集客のため、公共交通の利便性の向上と利用しやすい交通ネットワークを構築し、快適なおでかけ環境を整備します。

②自主運行バスの適正な運行

利用者の利便性に配慮し、町営バスとデマンドバスを適正に運行します。

③次世代の交通手段の創出

IT 技術の発展に伴い、移動手段の技術革新が進んでいるため、柔軟に新しい技術を取り入れより良い交通手段をめざします。

◇施策の内容

①交通体系の充実と利便性の向上

○南伊勢町地域公共交通会議を開催します。公共交通の利便性の向上、利用しやすい交通網の構築をめざし、町内公共交通についての課題を洗い出し、調査・検討してこれまでの町営バス・デマンドバスの事業も含め可視化し、「南伊勢町地域公共交通網形成計画」を策定します。

○学生の快適な通学・活動手段の確保、高齢者の通院・買い物などの日常生活おでかけ支援、活気あふれる交流を生み出す観光集客のため、利用状況・成果を調査し、広域幹線バスとの関係性にも重視した、効率的で持続可能な運行体系を構築します。

○高校生の快適な通学・活動手段を確保し、通学に利用するバス車内で休憩や勉強をしやすくするなど時間の有効活用を図り、乗り換え等も含めた待ち時間、待ち空間の環境などを改善してい

きます。

○町内の主要施設に伴う町営バスのルート、ダイヤ変更は、利用者利便に配慮し、今後の新バス停の設置案も含め、段階的に検討を重ねます。

○町営バス・デマンドバスに、広域幹線バスや民間タクシーも含めた、公共交通の利用促進を実施します。「バスの乗り方教室」の実施や、わかりやすい時刻表・路線図の作成など、誰もが利用しやすいバスをめざし、利用者の増加を図ります。

②自主運行バスの適正な運行

○自主運行バス（町営バス、デマンドバス）を適正に運行します。利用者・運賃収入の増加をめざし、利用者目線でのサービス提供、事故のない安全運転を行います。

○自主運行バスについては、学生の快適な通学・活動手段として、高齢者のおでかけ支援として、広域幹線バス・自主運行バス同士の乗り継ぎ率、公共施設や医療機関、小売店へのアクセスカバー率の向上、バス停等待ち空間の環境整備を行います。

○新町立病院移転に伴う町営バスのルート、ダイヤ変更を行います。

○デマンドバスの適正な乗降位置の追加、町営バスとともに高齢者年間利用券の現地販売、広報やチラシなどによるお知らせや利用方法のアピールなど、バスの利便性の向上と利用促進に努めます。

③次世代の交通手段の創出

○車の自動運転技術やＧＰＳによるリアルタイムでの位置情報取得が実用化されてきているため、この技術を利用することでバスを安全に運行するなど、新しい技術を柔軟に取り入れていきます。

○空の移動手段の技術開発が行われており、関係機関と協力し実用化に向け未来の移動手段を検討します。

まちづくりの目標３　住みよく、暮らしやすいまち

政策３２　元気に暮らせるまちづくり

施策 321　高齢者福祉の充実

（施策の担当）　高齢者支援課介護支援係、地域包括支援センター

◇施策のめざす姿

高齢になっても、元気でいきいきと安心して自分らしい暮らしを続けることができるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
介護予防教室等（えるがあ、さんさん、げんき測定会、はつらつ食生活、健脚運動、サロン）の数	100 教室	110 教室	111 教室	112 教室	112 教室	114 教室
介護職員初任者研修の参加者数（累計）	78 人	90 人	100 人	110 人	120 人	130 人

（施策の目標の説明）

・介護予防教室等の開催数は、地域ぐるみの元気づくり活動指標であって事業評価指数ともなる。（高齢者支援課調べ）

・介護職員初任者研修の参加者数は 2005 年以降の数値の累計。当該指標は介護人材の確保の割合を測る指標である。（高齢者支援課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 3.地域に根差した「地域包括ケアシステム」の進展が求められている。 6.度会広域連合で事務の共同処理を行い、適正な介護認定を実施している。 8.外国人介護職員受け入れのための法整備の充実が進められた。 9.三重県国民健康保険団体連合会で事務の共同処理を行い、介護給付費等の審査・支払業務を実施している。 13.　心身の健康づくり、健康寿命の延伸の観点から運動を通じた健康増進の取組への関心が高まってきています。	【脅威】 1.2.4.5.7.11.13.2018 年 3 月末で高齢化率は 49.4%と県下で最も高く、要介護認定者や総合事業の事業対象者は年々増加している。 8.介護人材不足が深刻である。 9.介護報酬の改定、高齢化や施設整備に伴うサービス利用者の増加により介護保険料の値上がりが懸念される。 10.少子高齢化や人口減少に伴い家族や地域で高齢者を支える力が希薄になっている。 12.南海トラフを震源とする大規模地震と津波による甚大な被害が予想される。
内部環境	【強み】 1.在宅医療介護連携事業を実施している。 2.医療介護福祉にかかわる多職種の連携を深める会議体がある。 4.町民包括評価等により、ニーズや課題を把握し、施策を講じている。 5.えるがあやはつらつ、さんさんなどの介護予防教室や、いきいきふれあいサロンを各地区で実施している。 6.町が介護予防や介護サービス、生活支援サービス等を実施・支援している。 9.ケアプランや介護給付の点検を実施し、介護給付費の適正化を図っている。 9.第７期介護保険計画期間の介護保険料は県下でも低い。 10.高齢者の総合相談を地域包括支援センターが実施している。 13.元気な高齢者も多く、各地域には自治会（区）や老人クラブ等があり、自らの心身の健康（健幸）づくりのための活動に取り組んでいる。	【弱み】 3.7.介護保険制度の改正に伴い、要支援の認定を受けた方の訪問介護や通所介護が地域支援事業（新しい総合事業）へ移行されたが、町内の介護保険事業者や町民、社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ、ボランティア団体などの協力を得て受け皿となる体制づくりが必要だが進んでいない。 8.介護職員の不足による新規事業の参入や事業拡大の目途が立ち難く、それに伴う状態悪化や介護者の負担から施設入所の希望者が増える可能性がある。 11.認知症や高齢者虐待などの対応のための関係者の連携はできてきたが、町全体での取組みになっていない。 12.避難行動要支援者の行動計画は未策定である。

◇課題

①地域包括ケアシステムの推進

【脅威打破】１.必要な時に必要な医療介護生活支援サービスを受けられる体制を整えていくため、在宅介護医療連携をはじめその他の関係機関との連携を進めていく必要があります。

【脅威打破】２.高齢者の人数の増加に加え、相談内容も複雑多様化しているので地域包括支援センターの機能強化と周知とともに、専門職の資質向上の周知を図っていく必要があります。

②介護予防の推進

【脅威回避】３.介護保険制度の改正に伴い、要支援の認定を受ける方の訪問介護や通所介護が地域支援事業（新しい総合事業）へ移行されたため、受け皿となる体制の整備をしていく必要があります。

【脅威打破】４.介護予防施策を検討するためには、高齢者の心身の状態や生活実態の把握が必要

です。

【脅威打破】５.できるだけ介護を受けずに元気に暮らせるよう適切な介護予防事業を展開していく必要があります。

③介護保険事業の適正な運営

【強み伸長】６.介護保険制度の円滑な運用に努める必要があります。

【脅威回避】７.要介護認定者や総合事業の事業対象者は年々増加しており、利用サービスによっては、町内で利用できなくなっていることは課題です。

【脅威回避】８.介護職員の不足により要介護認定者や総合事業対象者は安定した在宅生活がおくれなくなる可能性があるため介護職員初任者研修を引き続き実施するとともに外国人介護職員の確保のため介護サービス事業所の組合と更なる連携が必要です。

【脅威打破】９.第７期計画では県下で最も低い水準に位置しているが、介護報酬の改定、高齢化や施設整備に伴うサービス利用者の増加により介護保険料の値上がりが懸念されます。

④高齢者の生活支援

【脅威打破】10.独居や高齢者のみ世帯が増え、家庭内での介護が困難になってきているが、要介護状態となった場合でも、在宅でできるだけ自立した生活ができるような施策が必要です。

【脅威回避】11.高齢者虐待防止や認知症対策には地域の意識づくりを進める必要があります。

【脅威回避】12.避難行動要支援者の対策が必要です。

⑤高齢者の活動支援

【強み伸張】13.高齢者の元気が町の元気につながるため、高齢者の元気づくりを進めていかなければなりません。

◇施策の展開図

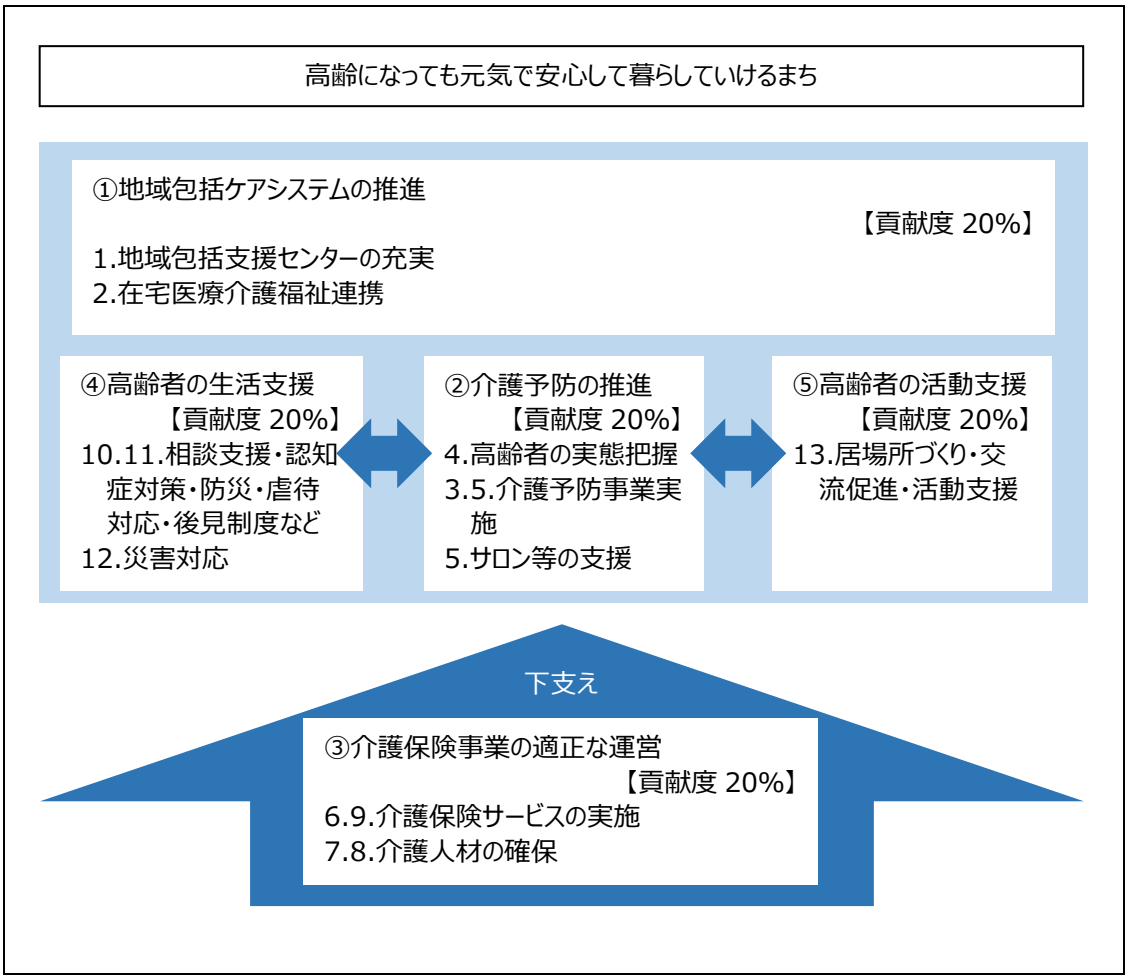

◇町民の皆さんができること

困ったときは役場に相談します。

各種介護予防事業やサロン活動に積極的に参加し、地域の支えあい、助けあいをすすめ高齢になってもいつまでも元気で暮らせるように努めます。

定められた介護保険料やサービス利用料金を納付します。

◇町民の皆さんと役場との協働

役場は、元気づくりや生きがい、助けあい、支えあいが進むような取組みを行いますので、皆さんもいろいろな事業に参加して元気に暮らしてください。

役場は、必要なときに必要な医療や介護、生活支援などのサービスが利用できるようなしくみづくりを進めますので、皆さんはなにかあったらまず役場に相談してください。

◇施策の基本方向

①地域包括ケアシステムの推進

できるだけ住みなれた地域で最期までその人らしく暮らしてくために、必要なときに必要なサービスが受けられるよう地域包括ケアシステムを進めていきます。

②介護予防の推進

高齢になって、医療や介護が必要になっても、元気に暮らしていけるよう介護予防に取り組みます。

③介護保険事業の適正な運営

介護保険事業を適正に運営していきます。

④高齢者の生活支援

必要な人への必要な支援が必要なときに実施できるよう住民の皆さんの協力を得られる態勢を進めます。

⑤高齢者の活動支援

高齢者の元気づくりを進めます。

◇施策の内容

①地域包括ケアシステムの推進

○地域の支えあい体制づくりのため多職種連携の強化や地域ケア会議の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携推進事業の進展に取り組みます。

○居場所づくりや助けあいを進めるため、生活支援体制整備事業に取り組みます。

○高齢者やその家族への支援を実施しながら暮らしやすい地域づくりに取り組む地域包括支援センターの活動を充実していきます。

②介護予防の推進

○高齢者の生活実態を把握し、必要な保健・医療・介護の取組みを検討する町民包括評価【アンケート・体力調査・訪問】事業を適切に実施していきます。

○はつらつ健脚運動、えるがあ教室、さんさん教室、はつらつ食生活教室などの介護予防事業は、高齢者の居場所づくり・出番づくりを通じた元気づくり事業として地域への定着を図っていきます。

○住民主体によるサロン事業等への支援を実施し、サロンの充実を図ります。

③介護保険事業の適正な運営

○介護保険事業が適正かつ安定的に運用できるよう、介護給付の見込みと事業計画を計画的に実施します。

○適切な介護認定、ケアプランや介護給付の点検、介護給付費通知などにより介護給付費の適正化を図ります。

○適正な介護サービスができる介護保険料の設定を行うとともに、保険料の納付意識を高め、収納の向上を図ります。

○町内の不足する介護サービス等が、充実するよう推進します。

○町内の介護サービスの安定化のため、介護職員初任者研修の実施とともに、研修終了者に対して町内の介護施設への就業支援の実施や外国人介護職員の確保のため介護施設の組合と連携を進めます。

④高齢者の生活支援

○日常の見守りと緊急時に備えるための事業を進めるとともに、防犯や防災の意識の醸成に努めます。

○地域包括支援センターを中心に高齢者の相談支援の充実や、民生児童委員との連携強化など支援体制作りに努めます。

○高齢者の尊厳を守るため、虐待防止、成年後見制度等の推進を図ります。

○「認知症と生きる人とともに」をテーマとして、認知症初期集中支援チームの充実、認知症サポーターの養成、フォローアップ講座の開催、認知症講演会開催、認知症カフェの開催など認知症対策を進めます。

○支援を必要とする、高齢者の日常生活を支えるための生活支援サービスを提供します。

○養護老人ホーム入所措置事業を適切に実施し、地域での生活が困難となった高齢者の生活を守ります。

⑤高齢者の活動支援

○元気なうちからの介護予防や生きがいづくりの活動の拠点を、地域のなかに整備するための支援をします。

○町民がこぞって長寿を祝います。

○元気な高齢者がますます元気で活動できるよう老人クラブなどの活動を支援します。

○高齢者が自ら行う社会への参画や後援のあり方を見出し、心身の健康を通じて幸せに暮らすため、元気づくりの応援をします。

○レクリエーションスポーツや健康増進の取組みと連携した高齢者の健康づくり、元気づくりの活動を支援します。

まちづくりの目標３　住みよく、暮らしやすいまち

政策３２　元気に暮らせるまちづくり

施策 322　障がい者の生活環境づくり

（施策の担当）　子育て・福祉課子育て・福祉係

◇施策のめざす姿

障がいがある人も無い人も、誰もが住み慣れた地域で、豊かに安心して暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
就労支援事業所への通所者数	70 人	70 人	71 人	73 人	75 人	77 人
就労支援事業所の通所者のうち一般就労への移行者数（累計）	１人	２人	３人	４人	５人	10 人

（施策の目標の説明）

・「就労支援事業所への通所者数」は障がいのある人が家に閉じこもらず、地域で、その人のニーズに対応した活動ができていることを表わす指標

・「就労支援事業所の通所者のうち一般就労への移行者数」は障がいのある人の自立に向けた就労支援の効果を表す指標

・いずれも 2018 年度以降の累計数値（子育て・福祉課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.精神障がいのケアを地域包括ケアシステムで行っている。 2.グループホームを１箇所整備している。 3.成年後見制度などの障がいのある人の権利を守る制度がある。 7.障害者総合支援法や差別解消法などの法整備が進んでいる。 8.農福連携や水福連携などによる事業が実施されている。 9.障がい福祉サービスの利用者のすべてに計画相談支援を実施している。 10.一次相談は町内２箇所の事業所で実施している。 10.障がい福祉サービス事業所が複数ある。	【脅威】 4.南海トラフの地震津波による大きな被害が想定されている。 5.障害者手帳所持者は増加傾向にある。 6.児童のサービス事業所が無い。 8.町内に精神科の病院・診療所が無い。 8.介護人材が不足している。
内部環境	【強み】 1.保健医療福祉の関係者の連携を目的とした協議の場がある。 5.地域自立支援協議会が活動している。 5.就労継続事業所が４箇所、地域活動支援センターが１箇所ある。 5.親の会などの組織がある。 9.障がい者の生活や活動を支援するため、町独自のサービスも実施している。	【弱み】 ２.「親亡きあと」の障がいのある人の生活について心配する家族が多くいる。 ３.10.障がい福祉サービスや障がい年金などが必要にも関わらず利用していない人や、何の支援にもつながらず、家に引きこもっている人がいる。 ４.高台への自力避難が困難な障がいのある人が少なくない。 ６.個別対応が必要な子どもが増えている。 ７.当事者でも８割が障害者差別解消法の内容を知らない。 ８.就労継続サービスの工賃 UP が難しい。 ８.徐々にサービスの利用は増えているが、不足するサービスもある。 ９.高台への自力避難が困難な障がいのある人が少なくない。

◇課題

①障がいのある人も無い人もともに暮らしやすい地域づくり

【強み伸長】１.障がいのある人、特に精神障がいのある人の在宅生活を支援するために地域包括ケアシステムを活用していく必要があります。

【弱み克服】２.障がいのある人本人の自立促進と権利擁護を進めていく必要があります。

【弱み克服】３.障害者差別解消法などの法律整備は進んでいますが、内容を知らない人が多いので知らせる必要があります。

【脅威回避】４.南海トラフの地震・津波災害では、自力での避難が難しい障がい者の対策を講じていく必要があります。

②「地域における生活の場」の確保

【脅威打破】５.親亡き後も町内で一定の支援を受けながら自立した生活をとの思いからグループホームが整備されましたが、さらに居住支援を進めていく必要があります。

【脅威回避】６.何の支援にもつながらず、家に引きこもっている人や適切にサービスを利用できていないがいるので支援につなげていく必要があります。

【弱み克服】７.障がい者が地域で安心して生活できるように支援体制を充実していく必要があります。

③「日中活動の場」の充実

【弱み克服】８.就労支援施設の工賃 UP に向けて町も一緒になって取り組んでいく必要があります。

④障がい福祉サービスの充実

【強み伸長】９.障がいのある子どもに対するサービスが町内にはないのでサービスが受けられるようにする必要があります。

【弱み克服】10.サービスの利用は増えていますが、精神科病院、生活介護事業所、児童に対するサービスなど不足するサービスもあります。また介護人材不足は大きな課題となっています。

◇施策の展開図

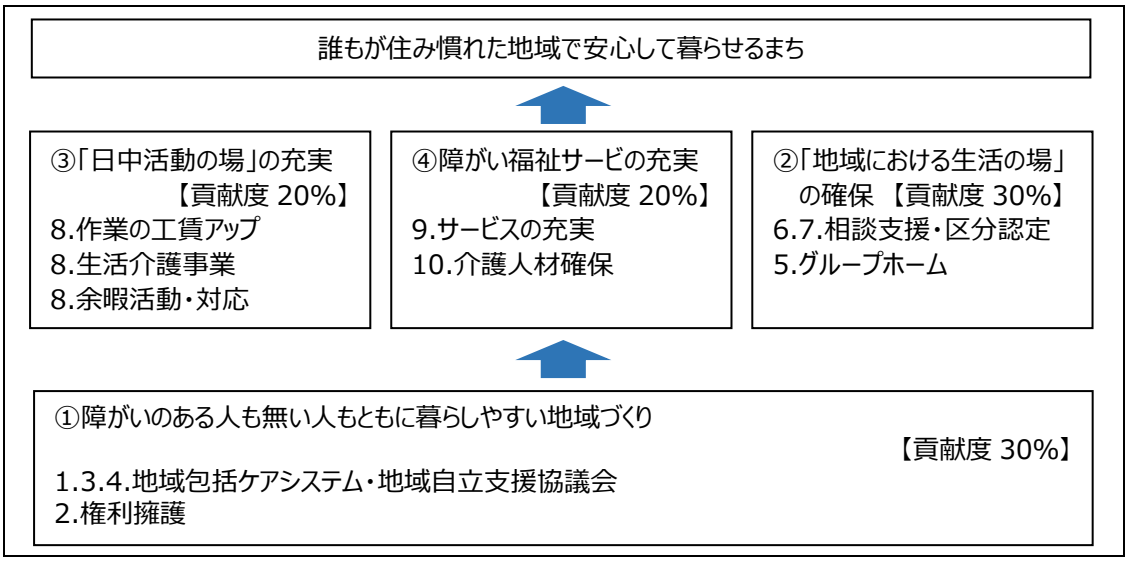

◇町民の皆さんができること

障がいがあることで困っている人がいたら手助けします。

障がいがあることで困ったら、手助けしてほしいと発信します。

◇町民の皆さんと役場との協働

みんなで助けあい、支えあうまちづくりを進めます。

◇施策の基本方向

①障がいのある人も無い人もともに暮らしやすい地域づくり

町民だれもが安心して元気に暮らせるよう自立支援協議会とともに地域づくりを進めます。

②「地域における生活の場」の確保

障がい者の日常をさせる様々なサービスを充実させます。またそのため介護人材の確保対策を進めます。

③「日中活動の場」の充実

就労の場の確保や作業工賃のアップにつながる施策の実施、生活介護事業の安定的な運営支援により、活動意欲や生きがいづくりに取り組みます。

④障がい福祉サービスの充実

様々な障がい福祉サービスを充実し、必要なサービスについての検討を当事者や関係者などとともに実施していきます。

◇施策の内容

①障がいのある人も無い人もともに暮らしやすい地域づくり

○地域包括ケア（支えあいのしくみ）への理解を広げ、障がい福祉のニーズ把握や資源開発のため地域自立支援協議会を運営します。

○障がいのある人やその家族の権利を守るため、障がいのある人の成年後見制度推進事業を実施します。

②「地域における生活の場」の確保

○障がいのある人やその家族が気軽に何でも相談できるよう相談支援体制を充実させます。また、一次相談から専門的な相談まで切れ目なく実施できるよう関係機関の連携を強化するとともに、相談機能を広く周知します。

○一人ひとりの状態に応じた支援ができるよう円滑な区分認定の実施に努めます

○日中の生活の場を確保するため志摩広域行政組合の事業を支援します。

③「日中活動の場」の充実

○障がいのある人の自立した活動を促進するため、その費用の一部を助成します。

○手をつなぐ親の会や身体障がい者福祉会などが円滑に活動できるよう支援します。

④障がい福祉サービスの充実

○障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、また充実した日中活動ができるようそのニーズの把握に努め、障がい福祉サービスを実施し支援します。

○特別支援学校に通学する子どもたちが安定して通学できるよう支援します。

まちづくりの目標３　住みよく、暮らしやすいまち

政策３３　いきがいをもって暮らせるまちづくり

施策 331　生涯学習の充実

（施策の担当）　教育委員会事務局、生涯学習係

◇施策のめざす姿

誰もが生涯を通して学ぶことができる環境があり、いきいきと暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
「趣味やスポーツ、学習など、生涯学習に取り組んでいる」と回答した人の割合	－	20%	22%	24%	26%	30%
図書室利用者数（人口千人あたり）	632 人	635 人	638 人	641 人	644 人	660 人

（施策の目標の説明）

・町民意識アンケートにおいて「趣味やスポーツ、学習など、生涯学習に取り組んでいる」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）

・図書室の利用者数（人口千人あたり）は 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口に対する図書室の利用者数を人口千人あたりで求めたもの（教育委員会調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.生涯を通して学習する環境が求められています。 2.町内には様々な技能、知識を持った方々がいます。 3.学びを通じたまちづくりや地域住民や団体、多世代が連携した学び合いの促進が求められています。 5.県立図書館と図書の貸出連携をしています。 6.グランドゴルフ大会やビーチボールバレー教室を開催すると多くの参加者が集まります。 8.心身の健康づくり、健康寿命の延伸の観点からスポーツを通じた健康増進の取組みへの関心が高まってきています。	【脅威】 4.既存の社会教育施設は建築後長い年月が経過しています。 9.人口減に伴う少子化により子どもたちの人数が減少しています。 10.総合グランド等既存施設は建設後長い年月が経過しています。
内部環境	【強み】 1.町民の多様化する生涯学習ニーズに応えるため２０１８年度から町民自らが講座内容を決める公募型生涯学習講座を始めました。 5.町内に図書室が２箇所あります。 6.スポーツ推進委員が各地区に出向きビーチボールバレーの指導をしています。 7.高齢者が、自ら主体的にレクリエーションスポーツや元気・健康づくりや指導者育成に取り組んでいます。	【弱み】 2.講師一覧「人蔵」や生涯学習団体の活用が求められています。 4.既存の社会教育施設は必要な修繕等、適切な維持管理ができていないところがあります。 7.障がい者スポーツの普及が十分でありません。 8.スポーツにより健幸づくりを推進していく体制の整備やスポーツと福祉との連携が求められています。 9.町内のスポーツ団体が減少しています。 10.総合グランド等既存施設は必要な修繕等、適切な維持管理ができていないところがあります。

◇課題

①生涯学習の推進

【強み伸長】１.誰もが生涯を通して学ぶことができる機会の提供を図るためには、より広く町民の声に耳を傾け、そのニーズに合った生涯学習講座の充実が求められます。

【弱み克服】２.機会を見つけて南伊勢町の財産「人蔵※」の積極的活用が求められます。(※人蔵…社会教育委員によってつくられた南伊勢町在住の講師の人材データバンク)

【弱み克服】３.地域づくりなど主体的な取組みの土台として地域住民や団体、多世代が連携した学び合いの促進や、学習・文化・スポーツという社会資源を活用し地域課題を解決していく「学びを通じたまちづくり」が求められています。

【脅威回避】４.町民文化会館、ふれあいセンターなんとう等社会教育施設の老朽化などの課題があり、これらの施設の適正な維持管理が求められます。

②図書室の充実

【強み伸長】５.県立図書館とのさらなる連携を図るとともに、町民に身近な町内２箇所の図書室の充実が求められます。

③スポーツの推進

【強み伸長】６.生涯をより豊かに過ごすためには、誰もが気軽に、継続的にスポーツや運動に親しむことが大切です。すべての町民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を通して、健康づくり、元気づくりを促進することが必要です。

【強み伸長】６.７.各地域で高齢者が気軽にレクリエーションスポーツや健康づくり運動などとともに指導者養成に取り組んでおり、これらへの支援や人材の活用が求められます。

【弱み克服】８.健幸スポーツを推進していくため体制の整備やヘルスケアや ICT を取り入れた健康増進の取組みとの連携が求められています。

【脅威回避】９.体育協会やスポーツ少年団の多くは、競技者の高齢化や競技人口の減少といった課題を抱えています。

【脅威回避】10.本町には、グラウンド、体育館等各種の社会体育施設がありますが、いずれも老朽化が進んでおり、安全で安定的な利用を図るための管理と整備が必要です。

◇施策の展開図

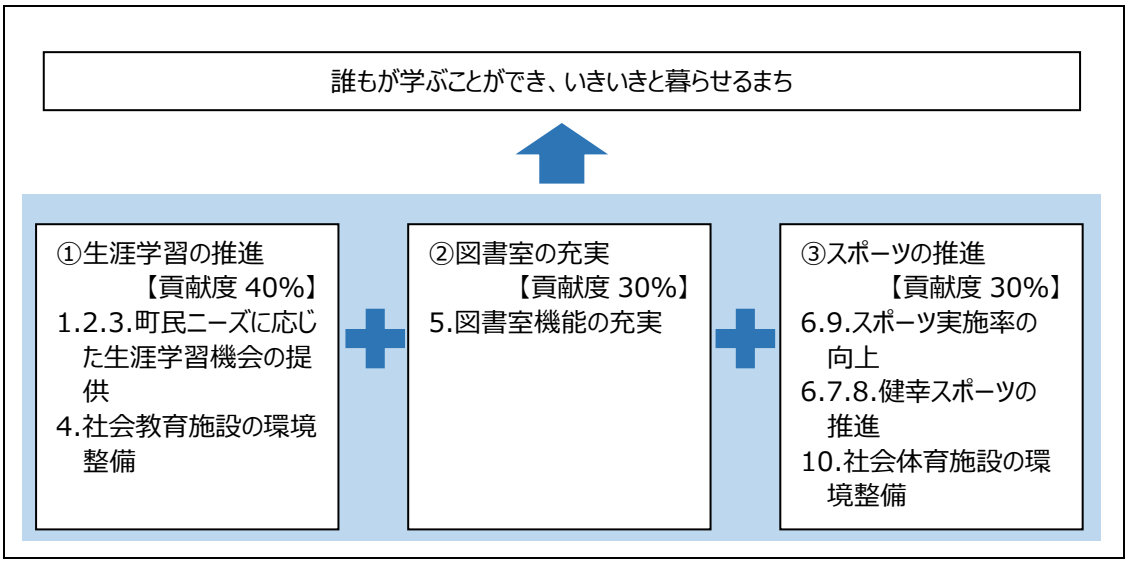

◇町民の皆さんができること

生涯学習講座への積極的に参加することや、スポーツや運動を通して健康づくり、元気づくりをして生きがいを見つけていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

誰もが生涯を通じて学ぶこと、健康・元気づくりができる環境づくりを推進しますので、皆さんは積極的に参加し、いきいきと暮らせるまちにしましょう。

◇施策の基本方向

①生涯学習の推進

町民の生涯学習ニーズの多様化に対応し的確な学習機会の提供を図るために、広く町民の声に耳を傾けるとともに、生涯学習が地域づくりなど主体的な取組みの土台となるよう、学びを通じたまちづくりの推進や生涯学習団体をはじめとした多様な団体や地域住民、多世代が連携した学び合いの促進を進めます。

また、町民文化会館、ふれあいセンターなんとう等社会教育施設を安心して使えるように施設の長寿命化計画を整備します。

②図書室の充実

町民に身近な町内２箇所の図書室が町民にとってより身近なものとなるようにしていきます。

③スポーツの推進

あらゆる世代の人々が心身の健康を通じて幸せにくらすための、気軽にスポーツ・運動に親しむことができる環境づくりを行います。また、体育施設の計画的な環境整備を行うとともに、持続可能な管理を推進します。

◇施策の内容

①生涯学習の推進

○まなびを通じた地域づくり、人づくりにつながる生涯学習に取り組みます。

○地域住民や団体、多世代が連携した学び合いを促進します。

○公民館や学校などを生涯学習の拠点として活用していきます。

○多様な学習ニーズに応えるため、町主催の既存の生涯学習講座に加え、広報等で町民の希望する講座等を公募し、ニーズに合った生涯学習講座を開設します。

○「人蔵」を活用し、勉強会やグループ・サークルなどの活動に講師を派遣します。

○社会教育施設の老朽化への対応については、各施設の長寿命化計画を作成し、計画的な維持管理を推進します。

②図書室の充実

○県立図書館との連携をさらに進め、県立図書館の本を利用しやすい環境の推進や、町内での出前図書館の開設の機会を増やします。また、町の図書室を子どもたちが身近で利用しやすい場にするとともに、多くの人に本と親しんでもらう機会を増やします。

③スポーツの推進

○誰もが生涯を通して元気でいられるよう、スポーツ推進委員による地域スポーツ活動への支援を行います。また、初心者に対する活動の普及と定着を図ることも目的として指導者の育成を行います。

○スポーツを通じた体力づくり、健康づくり、交流の場づくりを行います。

○地域での健幸スポーツを推進するため健幸スポーツ推進委員の設置や、健康増進の取組みと連携したレクリエーションスポーツや運動の推進に取り組みます。

○レクリエーション、スポーツ等を通じた元気・健康づくりができる環境・施設整備を推進するとともに町民が円滑に活動できるようリーダー養成などに対し支援します。

○スポーツ団体などの活性化に向けた支援を行います。

○計画的に体育施設の長寿命化を図るとともに、快適で安全にスポーツや運動が楽しめるよう維持管理を行います。

まちづくりの目標３　住みよく、暮らしやすいまち

政策３３　いきがいをもって暮らせるまちづくり

施策 332　芸術文化の振興と伝統文化の継承

（施策の担当）　教育委員会事務局、生涯学習係

◇施策のめざす姿

誰もが芸術や伝統文化に触れることができる環境があり、心豊かに暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
「町で芸術文化、伝統文化に触れる機会がある」と回答した人の割合	－	20%	22%	24%	26%	30%
文化施設の入館者数（人口千人あたり）	3,598 人	3,620 人	3,640 人	3,660 人	3,680 人	3,830 人

（施策の目標の説明）

・町民意識アンケートにおいて「町で芸術文化、伝統文化に触れる機会がある」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）

・文化施設の入館者数（人口千人あたり）は 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口に対する文化施設の入館者数を人口千人あたりで求めたもの（教育委員会調べ）

・文化施設の入館者数は町民文化会館、ふれあいセンターなんとう、愛洲の館、東宮資料保存館、伊勢現代美術館の入館者数の合計

◇現状

外部環境	【機会】 1.コンサート等を開催すると多くの人たちが集まります。 6.文化財保護法の改正（保護中心から、保存と活用の両立へ）。 7.東宮資料保存館でイベントを開くと子どもたちが参加します。	【脅威】 2.町民文化会館やふれあいセンターなんとうの利用者が少ない。 3.高齢化等により文化協会などの加盟団体で団体継続が困難になってきています。 8.伝統文化の記録資料が昔のまま保管されている。 9.伝統文化を継承していく後継者不足、知識を持った人の高齢化が問題になっています。 10.資料館が津波浸水想定地域にあります。 11.愛洲の館展示室が建築後長い年月が経過しています。
内部環境	【強み】 1.コンサート誘致のために民間財団との共催を活用することができます。 2.生涯学習講座など芸術文化の拠点として町民文化会館やふれあいセンターなんとうがあります。 3.南伊勢町文化協会があります。 6.国指定（民俗文化財 2 件）、三重県指定（有形文化財７件、天然記念物５件、無形文化財 1 件）、町指定（有形文化財 17 件、無形文化財７件、史跡１件、天然記念物 3 件）文化財や文化遺産（有形・無形文化財の映像記録など）があります。 7.東宮資料保存館のリニューアル。 9.小中学校で郷土の偉人について学ぶふるさと学習を実施しています。	【弱み】 4.芸術文化を担いまちづくりに活かせる人材が必要となっています。 5.文化財や芸術文化の活用が進んでいません。 8.伝統文化の記録保存が進んでいない。 10.貴重な文化財を安全な高台に移すなどの移転作業が進んでいません。 11.愛洲の館展示室が老朽化しています。

◇課題

①芸術文化の鑑賞や活動機会の提供

【強み伸長】１.芸術文化の鑑賞機会の充実が求められます。

【脅威打破】２.生涯学習講座利用などで町民文化会館等の利用は増えていますが、まだまだ芸術文化の拠点としての充実が求められます。

【脅威打破】３.高齢化などの理由により文化協会などの加盟団体の会員が減っており、維持が困難になってきています。後継者の育成が求められます。

【弱み克服】4.　芸術文化を振興し、まちづくりに活かすにあたって、芸術文化の視点もった将来の人材を育成していく必要があります。

②伝統文化の継承と文化財の保存と活用

【弱み克服】５.伝統文化や文化財をまちづくりに活用し、福祉や観光を始め、各種産業分野などに新たな価値を引き起こしていくことが求められます。

【強み伸長】６.町内には指定文化財をはじめ未指定のものも含め様々な文化財があります。これらの文化財について、従来の保護中心から保存と活用の両立が求められます。

【強み伸長】７.東宮資料保存館は保存だけでなく、展示スペース等を設けましたので、今後はみなさんに利用していただけるような取組みが求められます。

【弱み克服】８.古文書等は収集だけに留まっているので、先人たちから受け継がれてきた伝統文化を継承するためにも、映像等をデータ化し記録保存していく必要があります。

【脅威打破】９.様々な文化遺産がありますが、それを継承していく後継者の不足や、知識を持った人の高齢化により、過去から築きあげてきたものが途絶えてしまうおそれがあります。後世に伝えるために記録保存を進めるとともに後継者の育成の必要があります。

③資料館の充実

【脅威回避】10.愛洲の館、東宮資料保存館とも津波浸水想定地域にありますので、展示品、古文書等が被害にあうことが予想されます。貴重な文化財を守るためにも、安全な施設へ移す必要があります。

【脅威回避】11.愛洲の館には老朽化などの課題があります。施設の改修を含めた計画的な維持管理が求められます。

◇施策の展開図

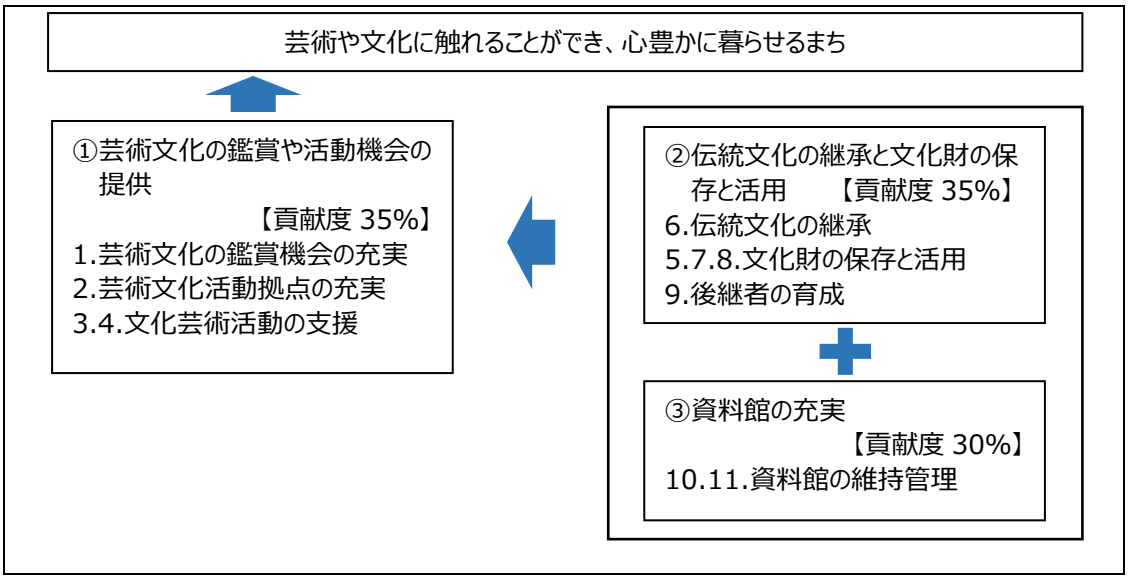

◇町民の皆さんができること

心豊かな生活を送るために芸術文化公演や地域の活動に積極的に参加していきます。また、地域に残る伝統文化を次世代に継承していきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

役場は、町民の皆さんが優れた芸術・文化に接する機会を設けますので、町民の皆さんには積極的にこれらに触れていただくことで心豊かな生活を送ることができるまちをともにつくっていきます。また、町民の皆さんと役場が伝統文化の継承や文化財の保存に努めるとともに、地域の文化遺産をまちづくりに活かしていきます。

◇施策の基本方向

①芸術文化の鑑賞や活動機会の提供

町民誰もが心豊かに暮らすことができるように、役場は気軽に優れた文化を楽しむことのできる鑑賞機会を充実します。

芸術文化を担いまちづくりに活かせるように、将来の芸術文化の担い手を育成します。

②伝統文化の継承と文化財の保存と活用

町民のみなさんには郷土の歴史、文化財に関心を持ってもらい、町外の方には町の文化財を観光資源として関心を持ってもらうことをめざします。

地域の伝承文化、歴史などの郷土資源をもとに文化や芸術の視点を活かし福祉、観光、産業などのまちづくりに活かします。

③資料館の充実

想定される災害に備えて、貴重な文化財を守ります。また、愛洲の館、東宮資料保存館を安心して利用できるように、施設の長寿命化計画を整備します。

◇施策の内容

①芸術文化の鑑賞や活動機会の提供

○芸術文化による国内外交流や芸術留学の推進など将来の芸術文化の担い手を育成します。

○町民が優れた芸術文化に触れる機会を設けるために、民間団体との共催のコンサート等の誘致をします。

○町民の文化意識を高め、町民文化会館、ふれあいセンターなんとうを芸術文化活動の拠点として充実させるために、講演会、コンサート、また生涯学習講座等を充実します。

○文化祭や展示会など発表の機会をとおして文化協会をはじめ芸術・文化団体などの活動および活性化を支援します。

②伝統文化の継承と文化財の保存と活用

○伝統文化や文化財を活用し、福祉や観光、その他の産業などに新たな価値や発想を引き起こしていくため、町内外から専門性の高い人材を発掘し、配置します。

○地域の伝承文化、歴史などの郷土資源を商品のデザインやパッケージ、ストーリーに活用できるよう支援します。

○保護の必要な文化財については文化財保護審議会を中心に指定文化財への登録を進めます。これと並行して、町内外のみなさんに南伊勢町の伝統文化、文化財に触れてもらうために、各種イベント等に出向き、出張展示やビデオ上映等を行います。

○東宮資料保存館では、郷土の偉人河村瑞賢に関する展示の充実を図るとともに、子どもたちが昔の漁具や農具に触れ、体験できる機会を増やします。

○各地区に伝わる地域文化や郷土芸能、伝統芸術などのビデオのデジタル化、また古文書等の整理とデータ化をします。

○小中学校などで、河村瑞賢や愛洲移香斎など多くの地域の偉人や文化財について学び継承していきます。

③資料館の充実

○想定されている災害に備えて、貴重な文化財を安全な施設に移転します。

○資料館等の老朽化への対応については、長寿命化計画を作成し、計画的な維持管理を進めます。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４１　暮らしを守る安全なまちづくり

施策 411　災害に強いまちの確立

（施策の担当）　【主】防災安全課防災安全係
【事】全課

◇施策のめざす姿

地震、津波、風水害や火災などの災害から身を守り、安全で安心して暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
防災訓練参加率（共助）	34.1%	43.0%	48.0%	52.0%	55.0%	60.0%
防災ボランティアコーディネーター登録者数（累計）	39 人	40 人	45 人	50 人	55 人	100 人

（施策の目標の説明）
・総合防災訓練に参加する町民の割合（防災安全課調べ）
・防災ボランティアコーディネーター登録者数は 2015 年度以降の累計

◇現状

外部環境	【機会】 1.志摩広域消防組合と紀勢地区広域消防組合による常備消防が組織されている。 10.自主防災組織がある。 17.防災講演会がある。 18.三重県版タイムライン、受援計画が策定されている。	【脅威】 2.消防団員が高齢化している。 3.山林火災のおそれがある。 4.19.風水害の発生が予想される。 5.6.7.8.9.11.12.15.16.地震・津波など大規模災害の発生が予想される。 13.観光客などが災害に遭遇するおそれがある。 14.20.22.災害による被害が多様化している。 21.被災時には役場機能が停止するおそれがある。 23.施設更新の費用負担が高い。
内部環境	【強み】 1.南伊勢町消防団による非常備消防が組織されている。 8.役場、地域、関係機関と連携している。 9.避難道、一次避難所の整備を行っている。 10.防災意識の向上を進めている。 11.避難対策の指導を行っている。 14.災害時応援協定を締結している。 17.各地域で備蓄品の確保を行っている。 20.重要なデータを外部保管している。	【弱み】 2.昼間の消防団の集合態勢が低下している。 3.山が家屋に近く、密集しているため、緊急車両が進入しにくい。 4.19.風水害に対する備えが十分でない。 5.地域ごとの要支援者の把握が十分でない。 6.津波浸水想定地域の土地境界が未整備の箇所がある。 7.災害に備えた事前計画が十分でない。 12.通学路の避難経路確保が十分でない。 13.町外者にわかりやすい避難案内ができていない。 15.町の施設が津波浸水区域内にある。 16.避難道間の連絡道の整備がされていない。 18.災害時の支援受け入れ態勢が十分でない。 21.役場機能の早期回復体制が十分でない。 22.災害時に通信が途絶え、情報伝達に支障をきたす。 23.防災行政無線が老朽化している。

◇課題

①消防・救急体制の着実な整備

【強み伸長】１.広域消防と、消防団のさらなる連携の充実が求められます。（共助）

【脅威回避】２.消防団員の若者・女性のなり手が少ないことや、昼間の消防力が低下しています。（公助）

【脅威回避】３.住宅密集による大規模火災や、山林火災の発生のおそれがあり、防火施設等の充実が必要です。（公助）

【脅威回避】４.風水害による被害を最小限に抑えるため、水防資機材の充実が必要となります。（公助）

②地震・津波などに備える体制の整備促進

【脅威回避】５.地域ごとに要支援者の把握と避難行動につながる対策を行う必要があります。（自助）

【脅威回避】６.地震による津波などで、被災後の境界明示に時間を要し、復興に支障をきたすおそれがあります。（共助）

【脅威回避】７.被災直後から活用できる復旧・復興にかかる計画を策定していく必要があります。（公助）

【脅威打破】８.南海トラフ地震の発生にそなえ、役場、地域、町民、関係機関等との連携の強化が求められています。（共助）

【脅威打破】９.家屋の耐震化の促進、避難道・一次避難場所等の整備をさらに進める必要があります。（公助）

【強み伸長】10.自主防災組織の防災意識や防災力の強化が必要になります。（自助）

【脅威打破】11.福祉施設への避難対策の指導をより強化していく必要があります。（共助）

【脅威回避】12.登下校（園）時などの避難経路の確保が必要となります。（公助）

【脅威回避】13.漁業者や観光客が素早く避難できるような仕組みづくりが求められています。（共助）

【脅威打破】14.災害による被害が多様化するなか、さらなる応援協定等を締結する必要があります。（共助）

【脅威回避】15.津波浸水予想区域にある公共施設の計画的な高台移転が求められています。（公助）

【脅威回避】16.避難困難者対策や災害発生時に一次避難場所から二次避難所に移動する連絡道の整備が必要になります。（公助）

【強み伸長】17.各地域での備蓄品の確保や、防災講演会等を充実させ、防災意識の向上をさらに図る必要があります。（自助）

③防災危機管理体制の充実

【脅威打破】18.三重県版タイムラインや、受援計画にもとづき、災害時に南伊勢町が対応できる体制を整備する必要があります。（公助）

【脅威回避】19.風水害発生時の準備態勢を整え、発災時には、迅速な初動態勢を確立し、的確な応急対策活動を実施する必要があります。（公助）

【脅威打破】20.外部保管しているデータを災害時に利用できるよう、支援が受けられる仕組みづくりの必要があります。（公助）

【脅威打破】21.庁舎の被災時は、役場機能が損なわれるため、仮庁舎で運営できるような対策が必要になります。（公助）

【脅威回避】22.各二次避難所において、災害に強い通信システムを構築する必要があります。（公助）

【脅威回避】23.防災行政無線は、耐用年数を超えているため機器の更新をする必要があります。（公助）

◇施策の展開図

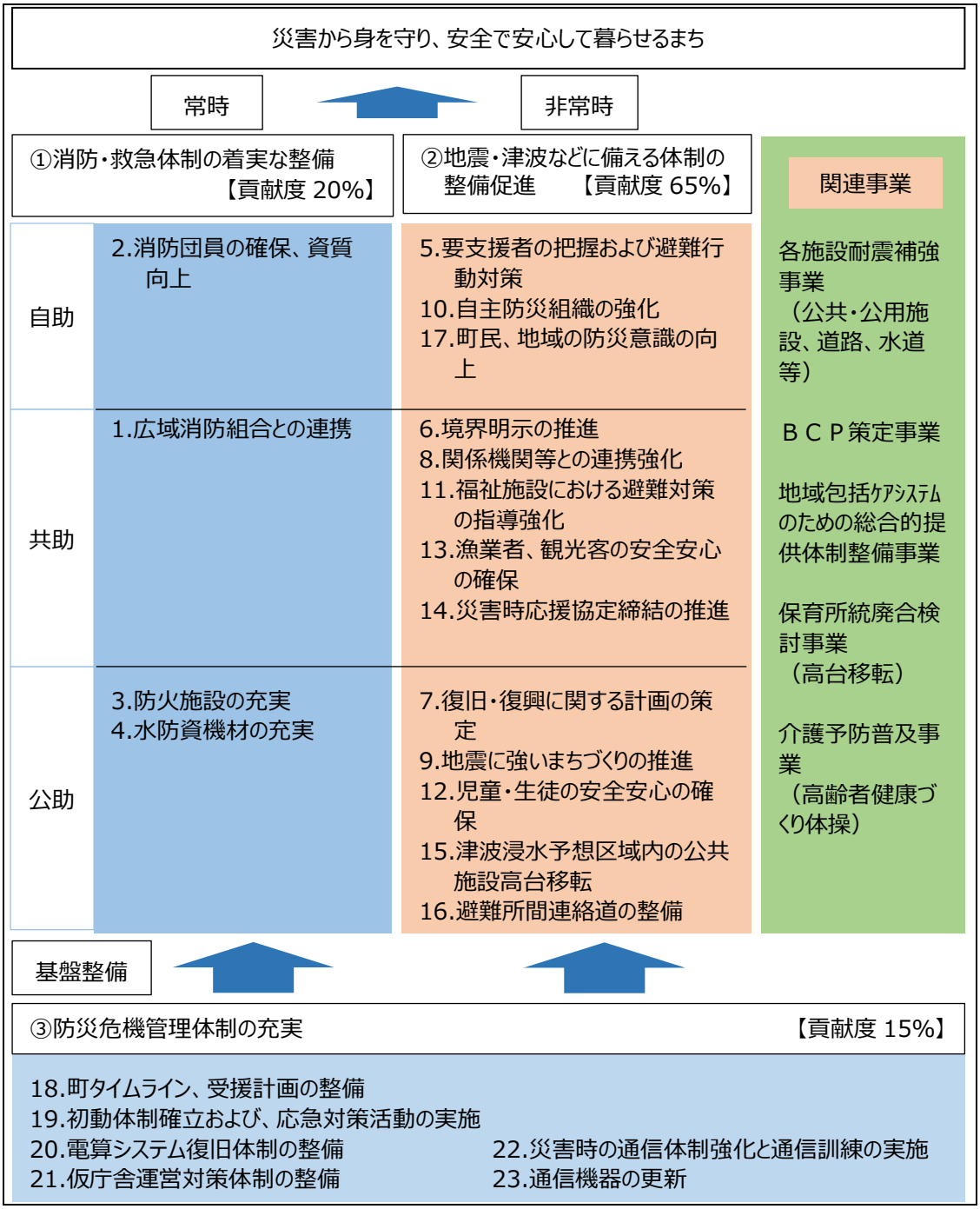

◇町民の皆さんができること

安全なまちづくりのための活動（消防団、自主防災組織に関する活動など）に積極的に参加します。

住宅の耐震化、備蓄品の確保など災害に対する備えをします。

防災訓練や防災講演会などに参加して、防災意識や防災行動力を高めます。

要支援者の把握および、避難行動や避難所運営を地域で助け合って行きます。

◇町民の皆さんと役場との協働

災害から身を守れるよう、役場は、地域防災計画に基づき防災対策に取り組みますので、町民の皆さんは、「自らの命」を自ら守るため、自分でできることは自分で、地区は地区災害時行動計画に基づき地域で考え実践していただき、安全に暮らせるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①消防・救急体制の着実な整備

消防団体制を充実し、広域消防組合の連携を図り消防体制を確立します。

②地震・津波などに備える体制の整備促進

町民の防災力向上や施設の整備、関係機関との連携強化や応援体制の整備を促進します。

③防災危機管理体制の充実

防災行政無線の整備や災害発生時に備え、役場の機能継続や町民への応急対策など危機管理体制を充実します。

◇施策の内容

①消防・救急体制の着実な整備

○町民の生命と財産を火災から守るため、消防団と広域消防組合が連携し、火災予防運動など幅広い広報活動や消防訓練等の実施により、相互協力による消防体制の確立を図ります。

○地域の防災を担う消防団員を確保するため、地域と連携し若者や女性を積極的に採用する取組みを推進し、消防団協力事業所の増加を図り、昼間に出動しやすい体制づくりを支援する。また、常備消防の指導により救急講習を実施し、応急措置、手当などの救急措置技術の修得により、消防団員の質の向上を図ります。

○消防詰所、小型動力ポンプ付積載車の順次更新や、防火水槽などの防火施設の整備を行うとともに、消防資機材の整備を行い消防力の向上を図ります。

○南伊勢町タイムラインにより防災関係機関と連携し台風等の風水害に対応するとともに、水防資機材を整備し水害対策の強化を図ります。

②地震・津波などに備える体制の整備促進

○避難行動要支援者対策については、福祉課との連携により避難行動要支援者名簿を作成し、名簿の更新と情報の共有の仕組みをつくり、避難支援等関係者に対し事前の名簿情報の提供を行います。また、要支援者、家族、地域、役場が話しあい、問題点をひとつずつ解決し、解決が困難な点については、それぞれが課題として共有します。

○南海トラフ巨大地震など被災後の迅速な復旧・復興に活用できるよう、津波浸水想定地域内の土地境界情報の整備に取り組みます。

○大規模災害発生後にいち早く復旧・復興を行えるよう、被災直後から活用できる計画として、事前復興計画や仮設住宅計画の策定を行います

○近い将来発生すると言われている南海トラフ地震発生に備え、県、消防団、消防署、警察、自衛隊、海上保安庁、各地区、各学校、福祉関係団体、関係課等と協働し防災・減災対策を実施します。

○地震、津波、台風などの自然災害の際、迅速・的確に対応できるよう地域の防災力を強化し、万一災害等が発生しても被害を最小限にとどめるよう、避難道の維持管理の徹底、緊急輸送路、二次避難所等の整備および、家屋の耐震化を進めていきます。

○大地震などの大規模な災害が発生した時には、行政機関だけでは災害に対応することが極めて困難な状況になります。被害を最小限にとどめるためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちで、地域の皆さんが「力」をあわせて行動できるように、地区災害時行動計画等の作成・見直し、資機材の整備、講演会・タウンウォッチングの開催、二次避難所運営訓練など防災の日常化による自主防災組織の育成・支援を行います。

○福祉施設の利用者が安全に避難できるように、ハザードマップの配布、避難経路図の作成支援や、避難訓練実施の促進、福祉施設での避難対策の強化を図ります。

○地震、津波等の発生時において、子どもたちの避難道、一次避難場所を定期的に見直すとともに、登下校（園）時などにおける通学路や避難道、一次避難場所の点検や二次避難所の整備および、避難訓練の充実を図ります。

○地震や津波の際、漁業者が素早く避難できるように、海上避難訓練の実施を促進し、土地かんのない観光客および公共施設利用者などが避難しやすいように、避難誘導標識の設置などを行います。

○災害時に迅速な応急対策や受援体制の確保ができるよう、他自治体や企業等とさらなる災害時応援協定の締結を行ないます。

○公共施設については、災害時においてどのような役割を果たすのかなどの検討を行い、高台移転を行っていくための優先順位を設定し、計画的に高台への移転の促進に向けた取組みを進めます。

○高齢化による避難困難者対策として、浸水区域外への一次避難場所の整備を図ります。
また孤立対策として、旧道や農道などを活用しながら二次避難所への連絡道路の整備を図ります。

○自然災害などから、町民の生命、財産を守るため、防災マップ等による一次避難場所などの周知や、各地域の防災訓練、救急講習などによる日ごろからの災害に備え、町民の防災意識の向上を図るとともに、防災ボランティアや災害ボランティアコーディネーターの育成および支援を行います。

③防災危機管理体制の充実

○職員が早期に行動できるよう、南海トラフ大地震や大規模災害時に支援物資、自治体応援職員、ボランティアの受援体制を定めた「南伊勢町受援計画」や、台風や大規模災害を対象に、災害時に発生する状況を想定し、各課や関係機関が災害行動をまとめた「南伊勢町タイムライン」を策定し災害時に備えます。

○災害などの危機が発生した時やそのおそれがある場合、関係機関等と連携して迅速、円滑に適切な対応ができるよう、防災計画や職員災害行動マニュアルの随時見直し、危機管理体制の充実を図ります。

○地震、津波などの大規模災害発生時に、電算システム運営会社と災害時応援協定を締結し、電算システム復旧に向けて必要な支援が受けられる体制を構築します。

○町の業務継続計画（ＢＣＰ）にもとづき、役場の業務が継続できるよう、早期に仮庁舎を設置できる体制づくりを行います。

○地震、津波や台風等の自然災害などの災害時でも使用できる通信体制を整備するとともに、県や町の防災行政無線や、災害情報伝達システムを使用した通信訓練を実施し、国・県・各地区との連携の強化を図ります。

○防災行政無線を活用し平常時は住民サービスのお知らせ、また災害時は町民の皆さまに正確な情報を提供するとともに、適切な維持管理を行います。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４１　暮らしを守る安全なまちづくり

施策 412　道路基盤の整備

（施策の担当）　建設課土木係

◇施策のめざす姿

災害に強い道路、生活のための道路、社会経済活動のもとになる道路など、安全で快適な道路環境があるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
国道 260 号における町内全体の移動時間の短縮（累計）	0 分	0 分	0 分	0 分	0 分	1 分
橋梁の耐震化率	33.3%	33.3%	34.9%	36.5%	38.1%	42.9%

（施策の目標の説明）

・工事中の国道 260 号の道路整備が完成後に、時間距離が短縮される状況を示す指数（伊勢建設事務所調べ）

・町管理橋梁のうち 15m以上のものの耐震化率（建設課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1-1.改良整備や各路線の未整備区間の解消されてきている。 6.道路法の改正により橋梁、トンネル等の定期点検が義務付けられ、道路インフラの老朽化対策が進んでいる。 7.地区によっては維持管理を積極的に実施していただけるところが増えている。	【脅威】 1-2.災害により国道が通行不能になった場合、交通渋滞が発生すれば迂回路がない。 2-1.県道南島大宮大台線（藤坂峠）が未改良である。 2-2.2-4.県道で未改良部分がある。 2-3.伊勢志摩連絡道路（第二伊勢道路）が開通することにより産業・観光ルートとして、国道 260 号への連絡道路である県道南勢磯部線が重要な幹線道路となってきている。 3.期成同盟会総会の関係者の調整に時間を要する。 4.町道主要幹線道路の整備が必要ある。 5.道路整備、橋りょうの耐震化、長寿命化ができていない箇所がある。
内部環境	【強み】 1-1.一般国道 260 号の未改良箇所の事業化の要望を行っている。 2-2.県道の安全性・利便性を向上するため隣接市町との連携がはかれる状態にある。 5.日常生活の安全、安心な道路を確保するための取組みが進んでいる。	【弱み】 1-2.6.財政が厳しい。 2-1.沿岸部の国道が津波等の浸水のため寸断される。 2-3.将来、県道南勢磯部線の交通量が増えることが見込まれる。 2-4.県道中津浜浦五ヶ所浦線は車の対向ができないところがある。 3.期成同盟会総会の関係の日程調整に時間を要する。 4.集落と集落を結ぶ町道の整備、改良が進捗していない箇所がある。 7.道路のパトロールが、少ない職員では難しい。

◇課題

①幹線道路の整備

【強み伸長】1-1.一般国道 260 号の町内実延長は５４．４ｋｍで、舗装率は 100%ですが、改良率は ９７％で、船越区間、東宮～河内間（三坂峠）、内瀬～伊勢路間、道方～慥柄浦間の未改良箇所が残っており、現在実施している船越区間、東宮～河内間の事業促進が緊急の課題となります。

【脅威回避】1-2.国道 260 号は、東西に長いという特徴を持つ本町にとって、緊急輸送道路、生活道路および観光道路として重要な役割を果たしていますが、反面、近年の異常気象による風水害などにより国道が通行不能になった場合や交通渋滞が発生すれば迂回路がなく、線域全体の町民に与える影響は計り知れないものがあるため、災害に強い道路整備が必要となります。

【脅威回避】2-1.沿岸部の国道が津波等の浸水のため寸断されるおそれがあるため「くしの歯」作戦にかかせない県道南島大宮大台線（藤坂峠）が未改良です。

【脅威打破】2-2.県道の安全性・利便性を向上するため隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の解消する必要があります。

【脅威回避】2-3.伊勢志摩連絡道路（第二伊勢道路）が開通することにより産業・観光ルートとして、国道 260 号への連絡道路である県道南勢磯部線が重要な幹線道路となってきます。将来、県道南勢磯部線の交通量が増えることが見込まれるため歩道整備等の改良整備が必要です。

【脅威回避】2-4.県道中津浜浦五ヶ所浦線の未改良部分では車の対向ができないところがあるため改良整備が必要です。

【回避撤退】３.国道 260 号および県道南島大宮大台線の期成同盟会総会の関係部署との調整をスムーズに行うことが必要です。

②生活道路の整備

【脅威回避】４.町道主要幹線道路の整備が必要であるため生活道路を中心に長期的な計画で整備を進めていくことが必要です。

【脅威打破】５.南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されるなか、その事に備えた道路整備、橋りょうの耐震化および長寿命化に計画的に取り組む必要があります。

【弱み克服】６.道路インフラの老朽化が年々進行しているため、道路法の改正により橋梁、トンネル等の定期点検が義務付けられ、財政が厳しいなかで、予算確保が必要になります。

③道路の適切な維持管理

【弱み克服】７.道路のパトロールを、少ない職員で行えるよう実施方法を検討することが必要となります。また地域住民と連携した維持管理が必要となります。

◇施策の展開図

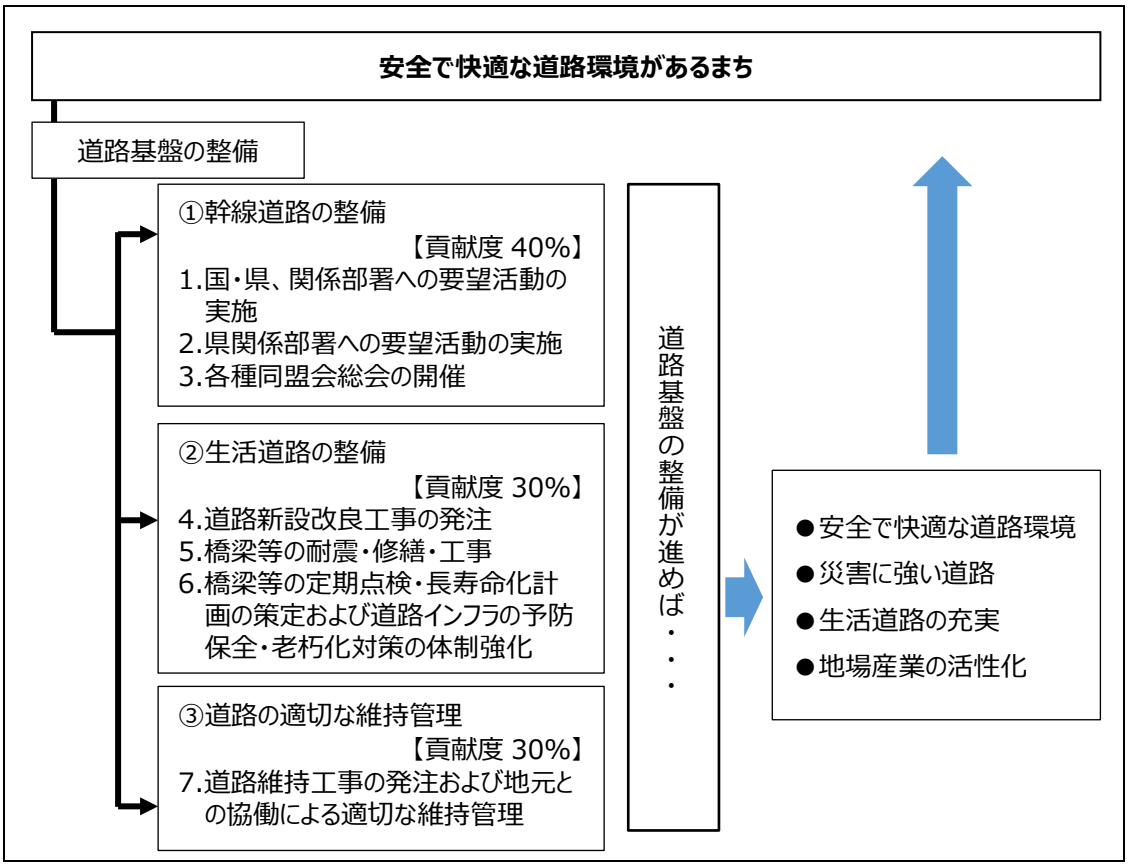

◇町民の皆さんができること

安全で快適な道路環境を保つよう、ごみを捨てないなど一人ひとりが心がけ、美しい道のあるまちをつくっていきます。

道路側溝が詰まると大雨時に浸水につながる危険性があるため、ボランティアや清掃活動により、落ち葉やごみの無い側溝にします。

◇町民の皆さんと役場との協働

生活道路などの整備を進め、地区と地区を結ぶ旧国道・県道で今後も地区が必要な区間の清掃活動など、道路の維持管理をともに行い、快適に通行できる道路にします。

◇施策の基本方向

①幹線道路の整備

国道、県道の広域的なネットワークを高めるため幹線道路の整備を促進します。

②生活道路の整備

生活に密着する町道の整備を計画的に推進し、災害に強い道路施設等を整備するとともに、避難道路の安全確保を図り、道路のバリアフリー化や歩道の整備、安全施設の設置を推進します。

③道路の適切な維持管理

住民が快適に道路を通れるよう道路の計画的で適切な維持管理を行います。

◇施策の内容

①幹線道路の整備

○南伊勢町民にとって「命の道、生活の道、産業の道」として重要な役割を果たす国道260号の船越区間、東宮～河内間（三坂峠）の改良整備について、関係機関に行政だけでなく町民の声として強く要望し工事区間の早期完成に向けて働きかけを行います。

○国道は、緊急輸送道路、生活道路および観光道路として重要な役割を果たしていますが、反面、近年の異常気象による風水害などにより通行不能になった場合や交通渋滞が発生すれば迂回路がなく、線域全体の町民に与える影響は計り知れないものがあるため、災害に強い道路整備を促進していきます。

○県道の安全性・利便性を向上するため隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の整備を促進します。

○県道中津浜浦五ヶ所浦線の改良整備について、関係機関との連携を図りながら早期完成に向けて働きかけを行います。

○県道南勢磯部線の改良整備について、関係機関との連携を図りながら早期実現に向けて働きかけを行います。

○県道南島大宮大台線（藤坂峠）の未改良区間について、関係機関との連携を図りながら早期実現に向けて働きかけを行います。

○国道 260 号および県道南島大宮大台線の期成同盟会総会の開催を関係部署と調整を行い実施します。

②生活道路の整備

○生活道路の安全性を確保するため、道路の危険箇所の整備を行うとともに安全施設等の整備を促進します。

○子どもや障がい者、高齢者など人にやさしいバリアフリー化を図り、安全で快適な生活道路の整備を推進します。

○幹線道路との連携や機能分担、地域間道路の連携強化など、町道整備を計画的・効率的に進め生活道路の充実を図ります。

○大規模地震に備えて避難や救助活動を円滑に行うことができるよう橋りょうの耐震化・長寿命化事業を進めるとともに災害時の避難道路の安全確保を行います。

○道路インフラの老朽化が問題視されるなか、安全性・快適性を確保するため、橋りょう、トンネル等について 5 年に 1 回定期点検を実施し、その実態を把握したうえで、長寿命化を図りつつ見通しを立てた計画的な補修・更新を行います。また、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図ります。

③道路の適切な維持管理

○道路が安全に通行できるように道路のパトロールを行い、地域住民と連携しながら適切な道路の維持管理を行います。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４１　暮らしを守る安全なまちづくり

施策 413　治山・治水・海岸の保全

（施策の担当）　【主】建設課土木係
【事】水産農林課農林係

◇施策のめざす姿

土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）や洪水、高潮、津波などの風水害から生命や財産を守り、町民誰もが安全に安心して暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
河川の水位観測が可能な河川状況（累計）	２河川（2017 年度数値）	５河川	８河川	１１河川	１４河川	１８河川
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定率	56.0%	76.6%	100%	100%	100%	100%

（施策の目標の説明）
・河川の水位状況を目視で観測可能な河川数を示す指標（伊勢建設事務所調べ）
・土砂災害防止法に基づき県が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の割合を示す指標（伊勢建設事務所調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.「みえ森と緑の県民税」の活用ができる。 2.治山事業（県事業）がある。 8.港湾・海岸の清掃を積極的に実施している団体がある。 9.自治会に樋門施設を定期的に点検している。	【脅威】 3.集中豪雨などに伴う土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）のおそれがあるが、国、県とも財政的に厳しく砂防・急傾斜事業の予算確保が困難である。 4.土砂災害警戒情報、土砂災害警戒区域等の避難情報の周知が進んでいない。 5.未整備の河川護岸や流路の整備ができていない。 6.大雨や集中豪雨、台風、地震などにおける河川災害のおそれがある。 7.県管理の河川において堆積土砂の予算が確保できず、土砂の撤去が進んでいない。 10.海岸浸食のおそれや津波や高潮などの災害が想定される。また、大規模地震による甚大な津波の被害が想定されるが、離岸堤、護岸や防潮堤など老朽化が著しい箇所がある。
内部環境	【強み】 3.土砂災害に対しハード面、ソフト面に対策ができていないところがあるので、砂防・急傾斜対策・維持管理について、三重県に地元の声として強く要望している。 5.町の管理河川は年次計画をたてて土砂の撤去を進めている。 8.9.10.港湾海岸施設の清掃・樋門施設の点検および整備が必要な箇所については三重県に要望している。	【弱み】 1.渓流、渓岸部には流出するおそれのある危険木が多い。 2.荒廃した山腹が多い。 4.本町の土砂災害危険箇所については、土石流危険渓流として 264 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所数は 493 箇所あります。 6.水位や雨量の観測情報を関係機関や町民に通報できる体制ができていない。 7.河川のはん濫・溢水(いっすい)などの河川災害が発生する可能性がある。

◇課題

①治山対策の推進

【弱み克服】１.「みえ森とみどりの県民税」を活用し、渓流・渓岸部にある流木等の流出を事前に防ぐ必要があります。

【弱み克服】２.治山事業を活用し、大雨などで荒廃した山服部の土砂等の流出を事前に防ぐ必要があります。

②治水・砂防・急傾斜対策の推進

【脅威打破】３.集中豪雨などに伴う土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）のおそれがあるため、砂防えん堤の建設、急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を推進する必要があります。今後の砂防・急傾斜対策・維持管理について、三重県に地元の声として強く要望し事業化にむけて働きかけを行うが、国、県とも財政的に厳しく砂防・急傾斜事業の予算確保が困難です。

【脅威回避】４.本町の土砂災害危険箇所については、土石流危険渓流として 264 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所数は 493 箇所ありますが、今後、住民の適切な避難行動につながるよう、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒区域等の避難情報の周知を図る必要があります。

③河川整備の推進

【脅威打破】５.河川のはん濫・溢水(いっすい)などの河川災害を防止するため未整備の河川護岸や流路の整備などの河川改修の促進と維持管理の強化が求められています。また、町の管理河川の土砂の撤去は年次計画をたてて進めているが、着実に計画を実行していく必要があります。

【脅威回避】６.近年の局地的な大雨や集中豪雨、台風、地震などにおける河川災害に迅速に対応できるよう、水位や雨量の観測情報を関係機関や町民に迅速に通報できる体制を作るため整備を進めることが必要です。

【脅威回避】７.県管理の河川において施設整備および堆積土砂の予算が確保できず、施設整備や土砂の撤去が進んでいないため強く要望していく必要があります。

④港湾海岸保全施設の整備促進

【強み伸長】８.港湾・海岸施設の清掃を継続していく必要があります。

【強み伸長】９.大規模災害に備え、防潮扉等の操作者の安全性の確保したうえで、津波被害を軽減することが重要な課題です。

【脅威打破】10.海岸浸食の防止や養浜のため、また津波や高潮などの災害から町民の生命や財産を守るため、老朽化が著しい箇所に対して計画的に離岸堤、護岸や防潮堤などの港湾海岸保全事業を促進する必要があります。

◇施策の展開図

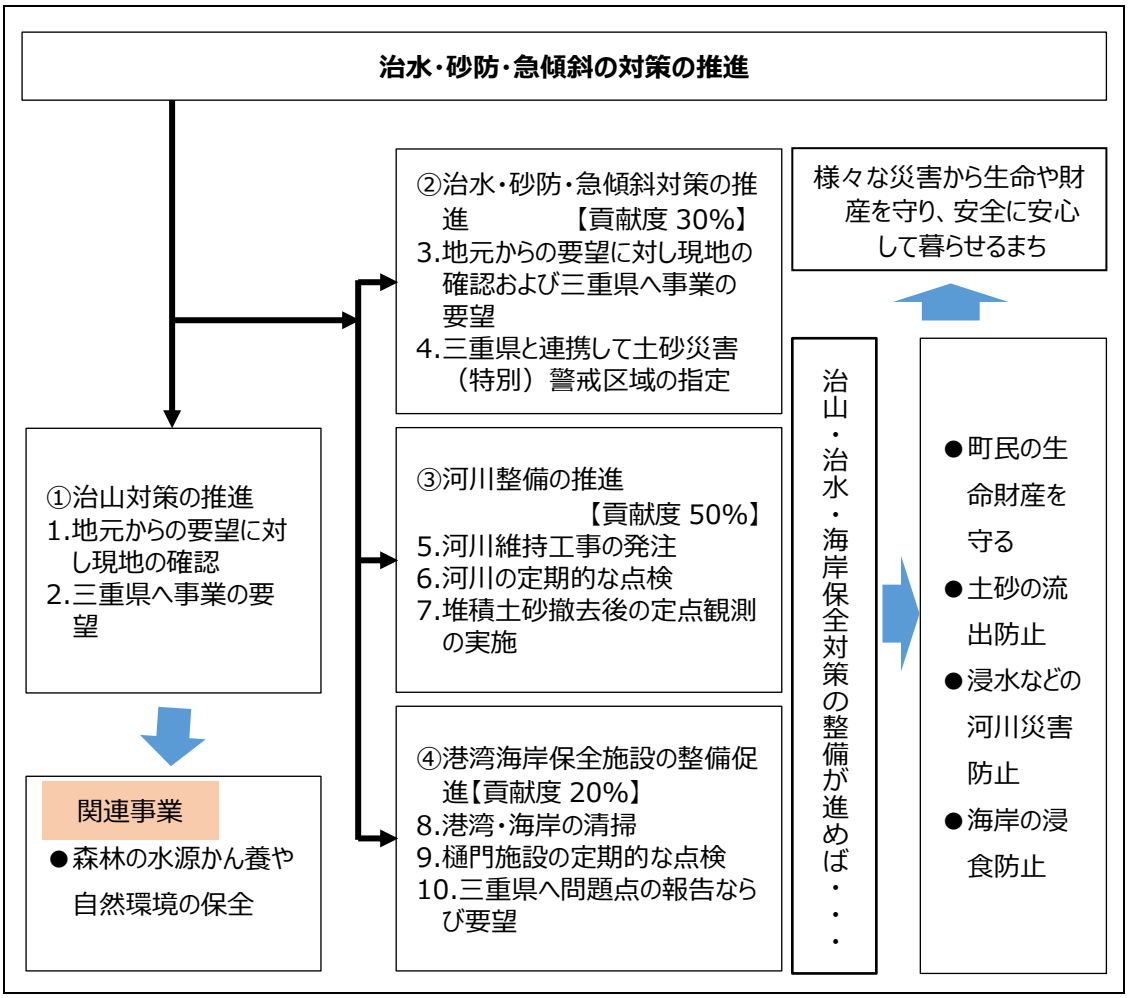

◇町民の皆さんができること

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された地域が、避難計画を策定する。高潮や洪水などの水害から生命や財産などが守れるよう、町民の皆さんが自主的に海岸や河川の水門、樋門など常時閉鎖を行います。

◇町民の皆さんと役場との協働

高潮や洪水などの水害から生命や財産などが守れるよう、役場は海岸や河川の水門、樋門などの整備を進めるとともに、水門などの維持管理を行います。また土砂災害の危険箇所を指定することにより、土砂災害に関する情報の収集・伝達・予警報の発令および伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立すべく、行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で土砂災害による人的被害ゼロをめざし安全で安心して暮らせるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①治山対策の推進

森林の水源かん養や自然環境の保全のための森林整備や治山事業を進めます。

②治水・砂防・急傾斜対策の推進

土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）を防止するため、治水・砂防・急傾斜対策事業を進めるとともに、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を推進します。

③河川整備の推進
河川などの整備を行うことにより、浸水などの河川災害を防止します。

④港湾海岸保全施設の整備促進
海岸浸食の防止や養浜のため、計画的な港湾海岸保全事業を推進します。

◇施策の内容
①治山対策の推進
○森林の水源かん養や二酸化炭素吸収などの様々な公益的機能の保全を図るため「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木や土砂を出さない森林づくり行います。
○自然現象により発生した危険箇所で下流や山腹等に被害を与えるおそれがあるものについて、復旧工事を行います。

②治水・砂防・急傾斜対策の推進

○土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）から町民の生命や財産を守るための対策として、砂防えん堤の建設、急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を推進するため、三重県に地元の声として強く要望し事業化にむけて働きかけを行う。
○町内各地区で土砂災害により被害を受けるおそれのある場所（危険箇所）を対象とした基礎調査の実施、土砂災害警戒区域の指定を行い、警戒区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策（減災対策）に取り組みます。

③河川整備の推進

○出水時に、はん濫・溢水()する危険性があるなど、整備の必要性の高いものから順次、改修、整備を推進します。また、自分たちの暮らす、まちを美しくするために町と地区とが連携し河川環境整備事業に取組み河川の美化に努めます。
○町や県が管理する河川や主要道路に付帯する排水路については気象予警報や洪水予報等の河川情報、流域の雨量や水位情報の迅速な把握、防災行政無線等を活用した関係機関との情報連絡系統の強化を図り、効率的な水害予防対策を実施します。
○三重県が管理する河川で、今後の河川整備・堆積土砂撤去等維持管理が必要な箇所については三重県に強く要望し事業化にむけて働きかけを行います。

④港湾海岸保全施設の整備促進
○港湾海岸施設の清掃を実施し、自然環境保全や住民の環境問題に対する意識の向上を図ります。
○高潮や津波などの災害から町民を守るため、樋門の定期的な点検を行います。また、大規模災害に備え、防潮扉等の操作者の安全性の確保と津波被害の軽減等について協議し、その対応策のひとつとして防潮扉等の常時閉鎖の取組みについて理解と協力を図っていきます。
○樋門の定期的な点検により問題が発生した箇所を報告し、港湾・海岸施設の整備について三重県に強く要望を行います。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４２　安心して生活できるまちづくり

施策 421　地域医療の確立

（施策の担当）　【主】子育て・福祉課健康増進係
町立南伊勢病院総務係

◇施策のめざす姿

必要なときに必要な医療が受けられる医療体制があり、安心して医療を受けられるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標		現状値	目標値				10 年後
		2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
常勤医師数	町立南伊勢病院	６人	５人	５人	５人	５人	５人
	南島メディカルセンター	２人	３人	３人	３人	３人	３人
診療科目	町立南伊勢病院	５科	７科	７科	７科	７科	７科
	南島メディカルセンター	５科	５科	５科	５科	５科	５科
「かかりつけ医を町内医療機関に持っている」と回答した人の割合。		－	30%	32%	34%	36%	50%

（施策の目標の説明）

・町内の医療が安定的かつ町民のニーズに応じて確保されていることを表わす指標。（町立南伊勢病院、福祉課調べ）

・町民意識アンケートにおいて「かかりつけ医を町内医療機関に持っている」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.近隣には高度急性期機能を担う病院があり連携し、救急医療体制が整備されてきている。 5.6.7.三重大学をはじめ伊勢日赤や厚生連、また三重県などの人的支援が受けられる。	【脅威】 2.4.高齢化に伴いなんらかの病気をもちながら在宅で介護サービスを利用しながら生活をしている人が多くなっていく。 3.人口減少に伴い患者数が減少していく。 3.地域医療構想により伊勢志摩地区の病院の機能分化と連携が進んでおり、その影響を受けて町立病院や南島メディカルセンターの患者確保が難しくなる。 8.9.南海トラフを震源とする巨大地震、大津波の発生により多くの被災者が出ることが予想される。
内部環境	【強み】 2.町立病院では訪問診療や訪問看護、訪問リハ、看取りなど在宅医療に対応できる。 2.町立病院は「在宅療養支援病院」として、町民の在宅療養生活を支援している。 2.南島メディカルセンターは通所リハ、訪問看護、看取りなど在宅医療に対応できる。 2.町立病院と南島メディカルセンター、行政で地域医療について検討している。 5.町立病院には.内科、脳神経内科、整形外科、外科、皮膚科、小児担当医の配置など総合的な診療機能がある。 8.町立病院は新病院が高台へ整備される。	【弱み】 1.町内に二次救急に対応できる病院がない。 3.町内の医療機関の役割分担や連携（病診連携）が進んでいない。 4.町立病院と南島メディカルセンターには.必要とされる診療科の設置が充分ではない。 6.7.町立病院は派遣医師に頼るところが大きく継続性に不安がある。 9.町内には災害時に備えた医療受援体制が整っていない。

◇課題

①医療提供体制の充実

【弱み克服】１.町内には二次救急に対応できる病院がありません。

【脅威打破】２.町内に高齢化に伴いなんらかの病気をもちながら在宅で介護サービスを利用しながら生活をしている人が多くなっていくので、在宅医療介護の機能強化と町内外に及ぶ連携を進める必要があります。

【脅威回避】３.人口減少や地域医療構想により伊勢志摩地区の病院の機能分化と連携が進むなか、町立病院や南島メディカルセンターの患者確保が難しくなるため町内の医療機関の役割分担と連携を進める必要があります。

【脅威回避】４.訪問診療や訪問看護、訪問リハ、看取りなど在宅医療をさらに充実させ、増加する独居老人や高齢者世帯のニーズに対応していくことが求められます。

②町立南伊勢病院の経営健全化と地域医療拠点病院としての機能の充実

【強み伸長】５.内科、脳神経内科、整形外科、外科、皮膚科、小児担当医の配置など診療科目を充実させ、受診患者の確保を図っていくことが求められます。

【弱み克服】６.三重大学等の支援を受ける形で診療科目（眼科）の新設を検討していきます。

【弱み克服】７.三重県や三重大学などの支援を受け、医師の確保対策に努めていきます。

③災害医療体制整備

【脅威打破】８.南海トラフを震源とする巨大地震、大津波の発生に対応できる災害対応病院としての施設整備および医療体制の確立が急務となっています。

【脅威回避】９.町立病院では、町と連携して南海トラフの被害想定を把握し、医療受援体制を整えていく必要があります。また、非常時にも迅速に対応できるよう業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、訓練を強化していく必要があります。

◇施策の展開図

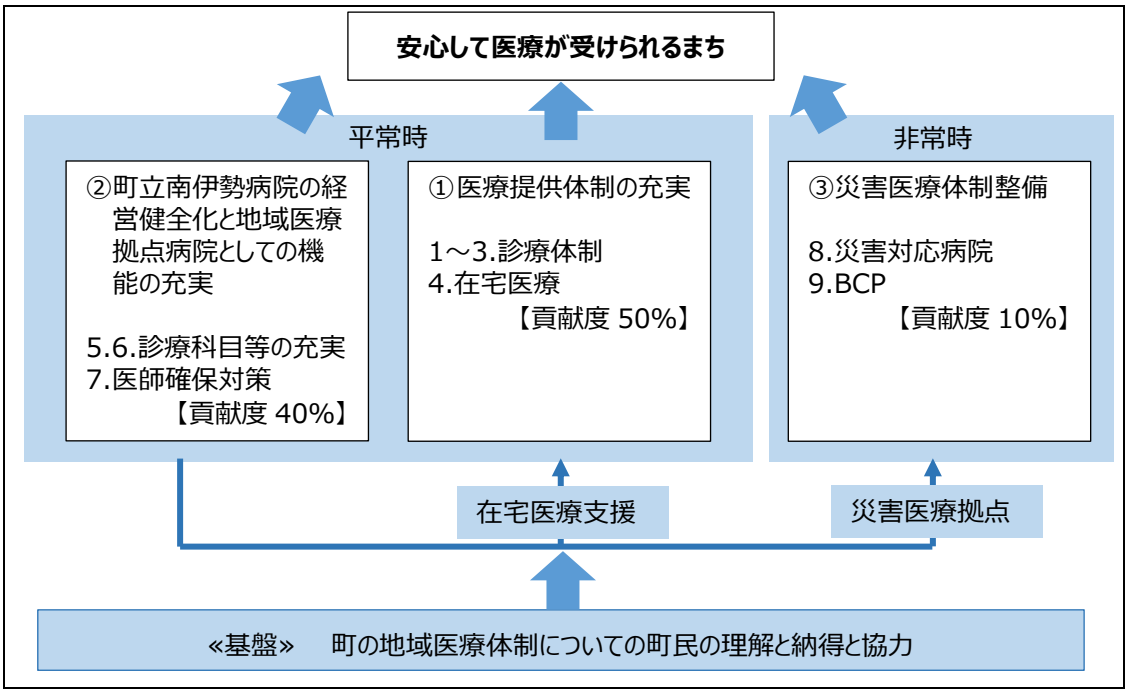

◇町民の皆さんができること

地域医療を守っていくのは自分たちだという意識を持ちます。

自分に必要な医療は何なのかを相談できるよう町内にかかりつけ医をもちます。

◇町民の皆さんと役場との協働

必要な医療が提供できる体制を充実させるため、また温かみのある医療サービスが継続して提供できるよう、役場は町民の皆さんとともに地域の医療や介護のあり方について考え、充実をめざしますので、町民の皆さんは病院や診療所を大切に守っていただき、安心して暮らせるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①医療提供体制の充実

必要な医療（急性期・回復期・救急・災害等）が提供できるように、また安心して在宅療養できるようなに町内の医療・介護体制のあり方を検討し、町民の理解と納得と協力を得ながら進めていきます。

②町立南伊勢病院の経営健全化と地域医療拠点病院としての機能の充実

町立病院は「診療」、「予防」、「在宅支援」、「救急」、「災害対応」、「地域医療教育」の６つの機能を充実させながら、基本的には小規模多機能型病院をめざします。

③災害医療体制整備

大規模災害発生時の医療提供体制を関係機関で検討します。

◇施策の内容

①医療提供体制の充実

○救急医療をはじめ休日夜間診療所や二次救急など必要な医療の提供体制を整えます。

○高齢化と人口減少に伴う町民の医療・介護ニーズの多様化に対応するため、町立南伊勢病院や南島メディカルセンターなど町内の医療機関が果たすべき機能や役割分担、連携について町内外の関係者とともに検討します。

○地域医療を守るのは町民であるという意識や「かかりつけ医」をもつことを啓発します。

②町立南伊勢病院の経営健全化と地域医療拠点病院としての機能の充実

○高度医療が必要となるときは速やかに受診できるよう、高度医療機関との連携を強化していきます。

○かかりつけ医として内科、脳神経内科、整形外科、外科、皮膚科、小児担当医の配置など総合的な診療機能を有する病院にします。

○高度医療機関からの退院患者や介護施設等からの患者の受入れをスムーズに行うため地域連携を強化していきます。

○訪問診療や訪問介護、訪問リハビリ、また看取りなどの在宅支援を強化していきます。

○地域医療が学べる研修施設として、研修医や研修生を積極的に受入れていきます。

○患者を増やす取組みとして、かかりつけ医の必要性や診療機能の充実、また各種検査が行える病院であることなどを広報紙や病院ホームページ等で積極的に PR していきます。

○病院に必要な診療科として眼科を新設します。

○三重県や大学病院との連携を強化し、派遣医師の確保に努めます。

○看護師確保のため、ナースバンク等への登録や看護学校、看護協会等への働きかけを行い募集活動を活発化させます。また、高校生を対象とした１日看護体験を開催し、医療現場の見学や患者さんとの交流が体験できる機会をつくります。

③災害医療体制整備

○南海トラフを震源とする巨大地震、大津波の発生に対応できる災害対応病院としての施設整備および医療体制を確立するため、高台に新築移転した町立病院を中心として医療受援体制を整えていきます。

○町立病院が災害対応病院として機能するよう医薬品等の備蓄や電源および給水　の停止に備えます。

○非常時にも迅速に対応できるよう業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、訓練を強化していきます。また、圏域で開催される災害対応医療訓練等に参加し、情報の把握・伝達などの手法を確立していきます。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４２　安心して生活できるまちづくり

施策 422　健康づくりの推進

（施策の担当）　子育て・福祉課健康増進係

◇施策のめざす姿

誰もが、健康的な習慣を身につけ、心身ともに健康で元気に暮らせるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
健康感を持って暮らせていると感じている町民の割合	43%	45%	47%	49%	51%	65%
健康マイレージの参加率	0.5%	5%	7.5%	10%	12.5%	30%
がんの精密検査受診率	66.8%（2017 年度数値）	68%	70%	72%	74%	90%

（施策の目標の説明）

・町民意識アンケートにおいて「健康感を持って暮らせている」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）

・健康マイレージの参加率は毎年の住民基本台帳人口あたりの三重とこわか健康応援カードの登録者数により算出。（子育て・福祉課調べ）

・がん検診の精密検査受診率は、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの各精検受診率の平均（子育て・福祉課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.健康マイレージなどの啓発事業を実施している。 3.心身の健康づくり、健康寿命の延伸の観点から ICT やヘルスケア産業を取り入れた健康増進の取組みへの関心が高まっています。 4.食生活改善推進委員が活動している。 5.運動やレクレーションを中心とした教室を開催している。 6.保護者、保育所、歯科医が連携して子どもの虫歯対策に取り組む仕組みがある。【みんな歯っぴぃの会】	【脅威】 2.人口減少が進み高齢化率が高く、高齢化に伴いなんらかの病気をもちながら生活をしている人が多くなっていく。 7.一定数の自殺者がある。 8.糖尿病、慢性腎不全、高血圧症などを患う人が多く生活習慣病による死亡率も高い。 9.高齢者や子供は感染症による疾病が重症化することがある。
内部環境	【強み】 2.現在の健康状態を「よい」「まあよい」と答えている人が８割いる。 6.乳幼児の虫歯保有者は減少してきている。 7.計画を立て、自殺防止対策を検討している。 9.予防接種や感染症予防などを推進している。	【弱み】 1.食生活や運動をはじめ健康的な習慣を持っている人は少なく、生活習慣の見直しができていない人が多い。 ３．健康づくりと先進技術との連携が求められています。 4.正しい食習慣が身についていない人が多い。 5.定期的な運動習慣がない人が多い。 8.がん検診や歯科検（健）診特定健診の受診率が低い。

◇課題

①健幸教育と保健予防の充実

【弱み克服】１.健康づくり事業は自分自身の健康づくりに関心の低い人には届きにくく、また関心があっても行動に移せる人はそう多くないことから、一人ひとりが実際に健康づくりに取り組めるようなしくみやきっかけづくりが必要です。

【脅威打破】２.高齢化率が高く、高齢化による健康状態・運動機能低下（ある程度）は避けられないが、元気な高齢者が多い。さらなる健康寿命延伸を意識し、元気な人はますます元気に、そうでない人も元気になるような取組み（きっかけづくりや継続支援）が必要です。

【弱み克服】３.ヘルスケア産業や ICT などを取り入れた健康づくりが求められています。

【弱み克服】4.偏った食事など正しい食生活習慣が無い人が多いので、食生活改善推進員とともに良い食習慣を啓発していく必要があります。

【弱み克服】5.定期的な運動習慣がないという人が多いため、運動を通じた健康教室を拡充していく必要があります。

【強み伸長】6.みんな歯っぴいの会の活動により乳幼児の虫歯保有者は減少しているが、この取組みを定着させていく必要があります。

【脅威打破】7.毎年一定数の自殺者があり、予防対策の検討が必要です。

②疾病の予防と早期発見

【脅威回避】8.がん、心臓病、脳卒中で死亡する人が多く、主要な疾病も糖尿病、慢性腎不全、高血圧症などの生活習慣病の割合が多いことから、早期発見と治療につながる健診・検診の受診率を上げることが必要です。

③感染症対策の推進

【脅威打破】9.感染症の予防や重症化の抑制のため、各種予防接種を推進していく必要があります。

◇施策の展開図

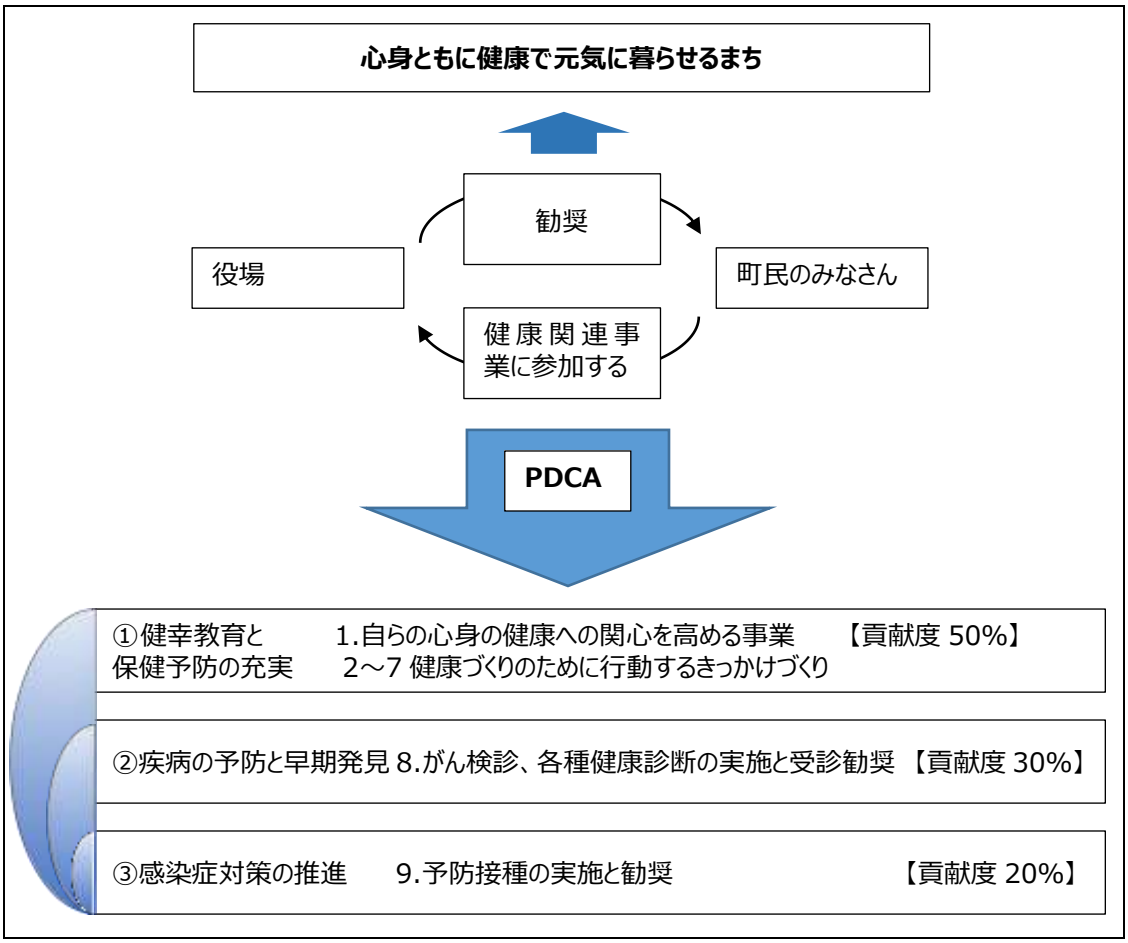

◇町民の皆さんができること

自分や家族の健康に関心を持ち、健康教室に参加したり、からだを動かすことや野菜を食べることなど生活習慣を見直します。

特定健診やがん検診、歯科検診、必要な予防接種を受けます。

◇町民の皆さんと役場との協働

各種健康教室や講演会、特定健診、がん検診、歯科検診、予防接種など健康増進のため事業を開催しますので、参加しましょう。

◇施策の基本方向

①健幸教育と保健予防の充実

健康づくり事業は自分自身の健康づくりに関心の低い人には届きにくいため、一人ひとりが実際に健康づくりに取り組めるようなしくみやきっかけづくりを工夫しながら、健康寿命の延伸や幸福実感の向上をめざして健康づくりを総合的に推進します。

②疾病の予防と早期発見

がんや生活習慣病の早期発見と早期治療の機会を逃さず、自らの健康を管理する町民を増やしていきます。

③感染症対策の推進

感染症のり患や、重症化・拡大化を予防するため、必要な予防接種の勧奨を徹底します。

◇施策の内容

①健幸教育と保健予防の充実

○自分の健康に関心を高めてもらうことや個人の予防や健康づくりに向けたきっかけ作りとなる事業を実施します。

○ライフステージや分野（食生活、身体・運動・地域活動、睡眠・ストレス、喫煙、飲酒、歯、健診など）に応じた取組みを、関係機関とともに実施します。

○こころの健康づくりにつながる事業を検討します。

〇ヘルスケア産業や ICT を取り入れた健康づくりに取り組みます。

②疾病の予防と早期発見

○特定健診、がん検診の受診率向上と保健指導を充実させていきます。

○30 歳代など若い人にも自分の健康に関心を持ち、受診など行動してもらえるよう啓発します。

③感染症対策の推進

○予防接種事業の推進による疾病の予防や重症化予防を強化します。

○予防接種により健康被害を受けられた方への支援を実施します。

○新型インフルエンザ等の爆発的感染に対応できるよう物資調達の準備をします。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４２　安心して生活できるまちづくり

施策 423　社会保障の健全な運営

（施策の担当）　税務住民課国保医療係、住民係

◇施策のめざす姿

国民健康保険などの社会保障制度が充実することにより、町民誰もが健康で元気に安心して暮らすことができるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
国民健康保険加入者の特定健診および人間ドック受診率	29.4%	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%	44.0%

（施策の目標の説明）

・受診対象者が、特定健康診査および人間ドックを受けている人の割合（税務住民課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 3.様々な医療制度がある。 5.後期高齢者医療制度がある。 6.医療費の助成制度がある。 7.国民年金制度がある。	【脅威】 1.2.医療費が高くなっている。 4.様々な生活習慣病がある。
内部環境	【強み】 5.三重県後期高齢者医療広域連合と連携している。 6.経済支援をしている。	【弱み】 1.高齢化が進んでおり、患者数の多さや疾病の重症化、入院期間が長期化しています。 2.国民健康保険税の徴収率は高いが滞納も多い。 3.医療制度が周知が不足している。 4.生活習慣病予防がされていない。 7.国民年金の未納者がいる。

◇課題

①国民健康保険事業の適正な運用

【脅威回避】１.高齢化が進むなか、医療費は県平均を大きく上回っています。町民の健康意識を高め、医療費を抑制できるよう取り組む必要があります。

【脅威打破】２.国民健康保険税の徴収率は、県下でも高く 2017 年度は 95.7%でした。2018 年度からは、国民健康保険事業は県広域化になりましたが、今後も徴収率を高めていく必要があります。

【弱み克服】３.様々な医療制度を周知していく必要があります。

【脅威回避】４.生活習慣病予防対策を行っていく必要があります。

②後期高齢者医療制度の円滑な運用

【強み伸長】５.三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の理解を深める必要があります。

③福祉医療制度の充実

【強み伸長】６.様々な家庭環境に応じた医療費支援を行っていく必要があります。

④国民年金制度の周知・啓発

【弱み克服】７.国民年金の未納者や無年金者の解消を図る必要があります。

◇施策の展開図

町民誰もが健康で元気に安心して暮らすことができるまち

①国民健康保険事業の適正な運用	1.医療費の抑制 2.収納率の向上 3.周知 4.生活習慣病予防	【貢献度 40%】
②後期高齢者医療制度の円滑な運用	5.制度の周知	【貢献度 20%】
③福祉医療制度の充実	6.医療費支援	【貢献度 30%】
④国民年金制度の周知・啓発	7.周知・啓発	【貢献度 10%】

◇町民の皆さんができること

健康な生活を送るために、運動習慣や食生活改善等に取り組み、広報誌や啓発パンフレットにより、健康に関する意識を高めていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

健康で元気に暮らせるよう、役場は生活習慣病予防のための特定健診および人間ドックなどを行いますので、町民の皆さんは積極的に受診し、自らの健康を管理していただき、安心して暮らせるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①国民健康保険事業の適正な運用

国民健康保険事業の安定的な運営を三重県とともに行っていきます。

②後期高齢者医療制度の円滑な運用

後期高齢者医療保険事業の運営について、三重県後期高齢者医療広域連合と緊密な連携を図ります。

③福祉医療制度の充実

福祉医療助成制度の充実を図り、医療費負担の軽減を行います。

④国民年金制度の周知・啓発

国民年金加入意識を高めるため、国民年金制度の啓発を行います。

◇施策の内容

①国民健康保険事業の適正な運用

○医療費の適正化を図るため、広報誌などによる啓発活動や医療費通知等を通じ、制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検などを充実します。

○三重県に納付金を納めるため、当町の一人当たりの医療費に見合う賦課の確定を行い、国民健康保険事業の安定的な運営を支えるとともに、健康保険税の納付等の意識を高め、収納率の向上に取り組みます。

○広報誌などにより、今後予定されている制度の見直し等について、周知を図ります。

○特定健康診査、特定保健指導の事業を充実し、関係機関が一体となって生活習慣病予防対策の強化を図ります。

②後期高齢者医療制度の円滑な運用

○後期高齢者医療保険事業の安定的な運用を実施するために、三重県後期高齢者医療広域連合と緊密な連携を図るとともに、制度の理解を深めるため、広報誌等による周知を図ります。

③福祉医療制度の充実

○障がい者、子ども、一人親家庭等の医療費の助成制度を充実することにより、経済的な支援や保健の向上を図ります。

④国民年金制度の周知・啓発

○広報紙、啓発パンフレットおよび行政チャンネル放送などを活用し、年金制度の周知や啓発を行い、年金未加入者や年金保険料未納者の解消を図ります。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４３　生活基盤が整ったまちづくり

施策 431　水道の安定供給

（施策の担当）　上下水道課水道係

◇施策のめざす姿

安全でおいしい水が飲め、南伊勢の水を次の世代へ継承できるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
広域断水回数	４回	３回	３回	２回	２回	０回
水道有収率	66.8%	67.8%	68.8%	69.3%	69.8%	72.8%

（施策の目標の説明）
・広域断水回数は水道施設の管理の状況を示す指標
・送水管および配水管の破損事故による広域断水（100 戸以上）の回数（上下水道課調べ）
・水道有収率は総給水量のうち、料金徴収の対象となる有収水量の占める割合で、高いほど効率的に給水できている。（上下水道課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.安心して飲める水道が普及している。	【脅威】 2.気候変動など自然環境が変化している。 3.4.5.大規模災害が想定される。 6.7.9.水道事業が経営破綻した事例がある。 8.電気代が高騰している。
内部環境	【強み】 1.事業統合を行っている。 2.水源の管理を行っている。 4.5.災害時の飲料水を確保している。	【弱み】 3.8.施設の老朽化が進んでいる。 6.水道事業の経営が厳しい。 7.水道管が漏水している箇所がある。 9.水道料金の未収金がある。

◇課題

①安心して飲める水道

【強み伸長】１.事業統合後も安心して飲める水道をめざしていく必要があります。

【強み伸長】２.自然環境の変化による水質の変化や、気候の変化による水源の枯渇の対策を行う必要があります。

②災害につよい安定した水道

【脅威回避】３.大規模災害に強い施設をつくるため、老朽化した管路などを更新していく必要があります。

【脅威打破】４.大規模災害発生時に給水拠点を確保する必要があります。

【脅威打破】５.大規模災害に備え飲料水を確保する必要があります。

③健全経営を目指す水道

【脅威回避】６.水道事業が安定するよう対策を行っていく必要があります。

【脅威回避】７.水道管が漏水している箇所を修繕し、事業の安定化を図る必要があります。

【脅威回避】８.老朽化した施設を改修し、高騰している電気代の削減を検討していく必要があります。

【脅威回避】９.水道事業の安定化のため、水道料金の未収金を減らしていく必要があります。

◇施策の展開図

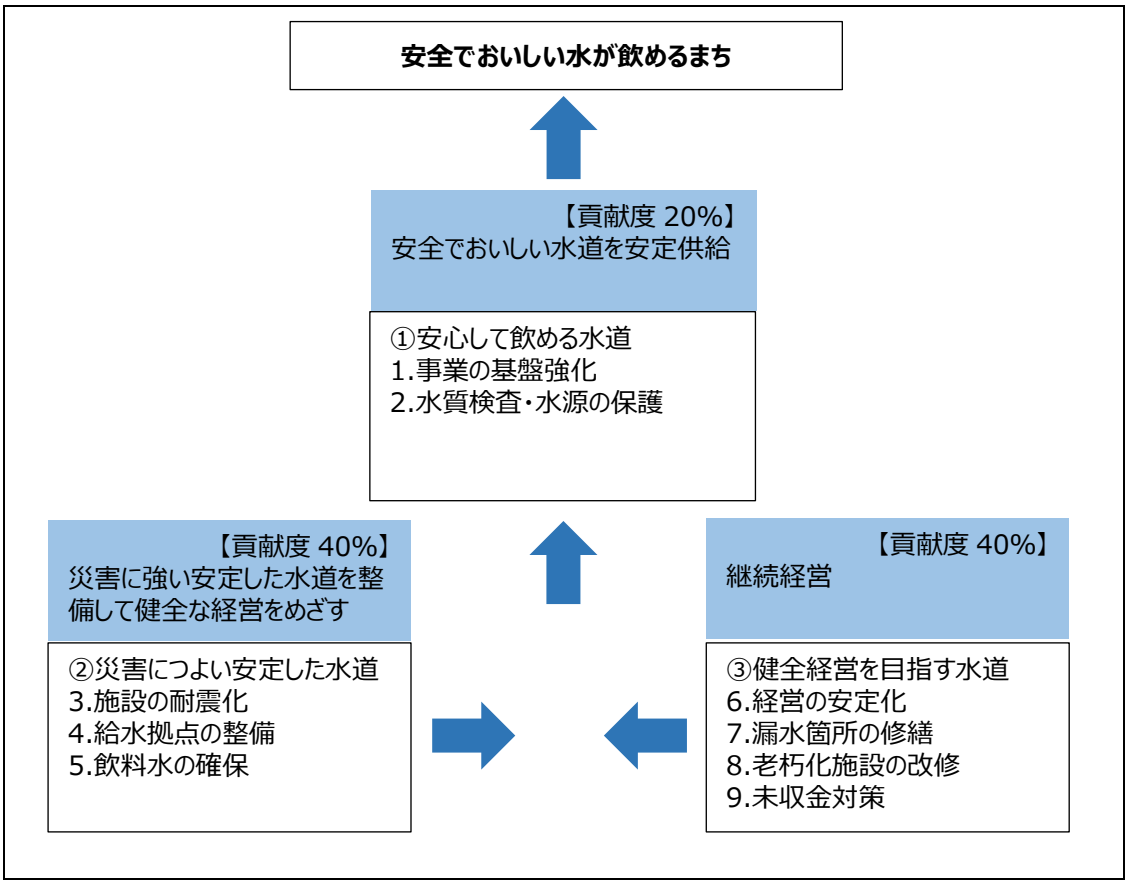

◇町民の皆さんができること

安全で安心な「水」を守るために、生活排水等による水質汚濁の防止に心掛け、自ら進んで水源と水質の保全に努めます。また、ライフラインである施設を健全に維持できるよう、水道料金を完納に努めます。

◇町民の皆さんと役場との協働

水道は、町民のライフラインとして 365 日、24 時間休みなく、安全で安心かつ良質な水を供給しなければいけません。そのためには、町民と役場でともに水源、水質の保全に努めるとともに、水道水の節水も心がけ、限りある資源を次の世代へ継承していきます。

◇施策の基本方向

①安心して飲める水道

町民が生活していく上で最も不可欠な水を、安心しておいしく飲める水の安定供給をしていきます。

②災害につよい安定した水道

「南伊勢町水道ビジョン」を踏まえ、計画的に水道施設の更新を図り、震災につよい水づくりを進めます。

③健全経営を目指す水道

水道料金の見直しや有収率の向上により水道事業の経営基盤の安定を図ります。

◇施策の内容

①安心して飲める水道

○町民が安心しておいしく飲める水道を利用できるよう、事業統合後の水道事業の運営基盤をさらに強化します。

○今後も水質検査の実施、浄水場施設の更新、条例等による水源の保護により、水道水のさらなる水質の向上を図ります。

②災害につよい安定した水道

○大地震等の災害につよい水道施設に整備するため、老朽化した水道施設や水道管の更新、耐震化を進めます。また、旧各簡易水道施設を連絡管により接続をし、個別の給水からブロック間での安定した水道水の供給を図ります。

○本町の地域防災計画に基づく「緊急時における供給体制の確保」として災害時給水拠点対策として緊急遮断弁を設置します。

○大地震時の飲料水の供給対策として、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき災害時の飲料水の確保策を講じます。

③健全経営を目指す水道

○安定した、水道事業の健全経営を継続するために、水道料金などを見直します。

○安定した水道事業を図るため、水道管漏水防止対策等を進め有収率を向上します。

○老朽化した水道施設の更新等により電力量等水道事業維持コストを削減します。

○水道事業の安定化を図るため、水道料金の未納者に対し、対策を強化します。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４３　生活基盤が整ったまちづくり

施策 432　生活排水対策の推進

（施策の担当）　上下水道課生活排水係

◇施策のめざす姿

海、川など美しく豊かな自然環境のなかで、町民一人ひとりが快適で衛生的な生活ができるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
汚水処理人口普及率	74.1%	74.5%	75.0%	75.5%	76.0%	78.3%

（施策の目標の説明）

・汚水処理人口普及率は町全体の人口に占める水洗化をしている人口の割合（上下水道課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.2.下水道の整備が進んでいる。 3.4.合併処理浄化槽の整備が進んでいる。 7.浄化槽施設の定期点検を行っている。 8.下水道施設の長寿命化が進んでいる。	【脅威】 5.下水施設の維持管理費が増加している。 6.下水道施設が老朽化し運転が安定しない。 9.独立採算制の会計の運用が厳しい。 10.11.施設建設費の借り入れが多い。
内部環境	【強み】 3.町で合併処理浄化槽を整備している。 4.合併処理浄化槽設置に対して補助金がある。 5.6.7.下水道、浄化槽施設があり生活排水処理を行っている。	【弱み】 1.下水道の未整備地区がある。 2.下水道に接続していない。 8.老朽化した下水道施設が町内にある。 9.10.11.特別会計の運用が厳しい。

◇課題

①下水道整備の推進

【弱み克服】１.全国的に下水道の普及が進んでいるが、町内の下水道の未整備地区を解消する必要があります。

【弱み克服】２.下水道の利用を広めるため、下水道への接続を促進していく必要があります。

②合併処理浄化槽の普及

【強み伸長】３.町で設置する合併処理浄化槽の整備を推進する必要があります。

【強み伸長】４.個人で合併処理浄化槽を設置すると費用負担が大きいため補助を行なう必要があり

ます。

③下水道・合併処理浄化槽の適切な維持管理および震災・減災対策の実施

【脅威打破】５.下水道施設の維持管理費が増加しているため、経費を削減する必要があります。

【脅威打破】６.下水道施設の適正な運転管理が求められています。

【強み伸長】７.浄化槽の定期点検を実施し、適切な維持管理を行っていく必要があります。

【弱み克服】８.町内の下水道施設で老朽化した下水道施設を長く使用できるよう、古い施設から長寿命化を行っていく必要があります。

④持続可能な下水道財政の確立

【脅威回避】９.独立採算制の会計の健全化を図る必要があります。

【脅威回避】10.借り入れした施設建設費の返済を適切に行なう必要があります。

【脅威回避】11.特別会計の運営の資金不足を回避するため、計画的に資金運用する必要があります。

◇施策の展開図

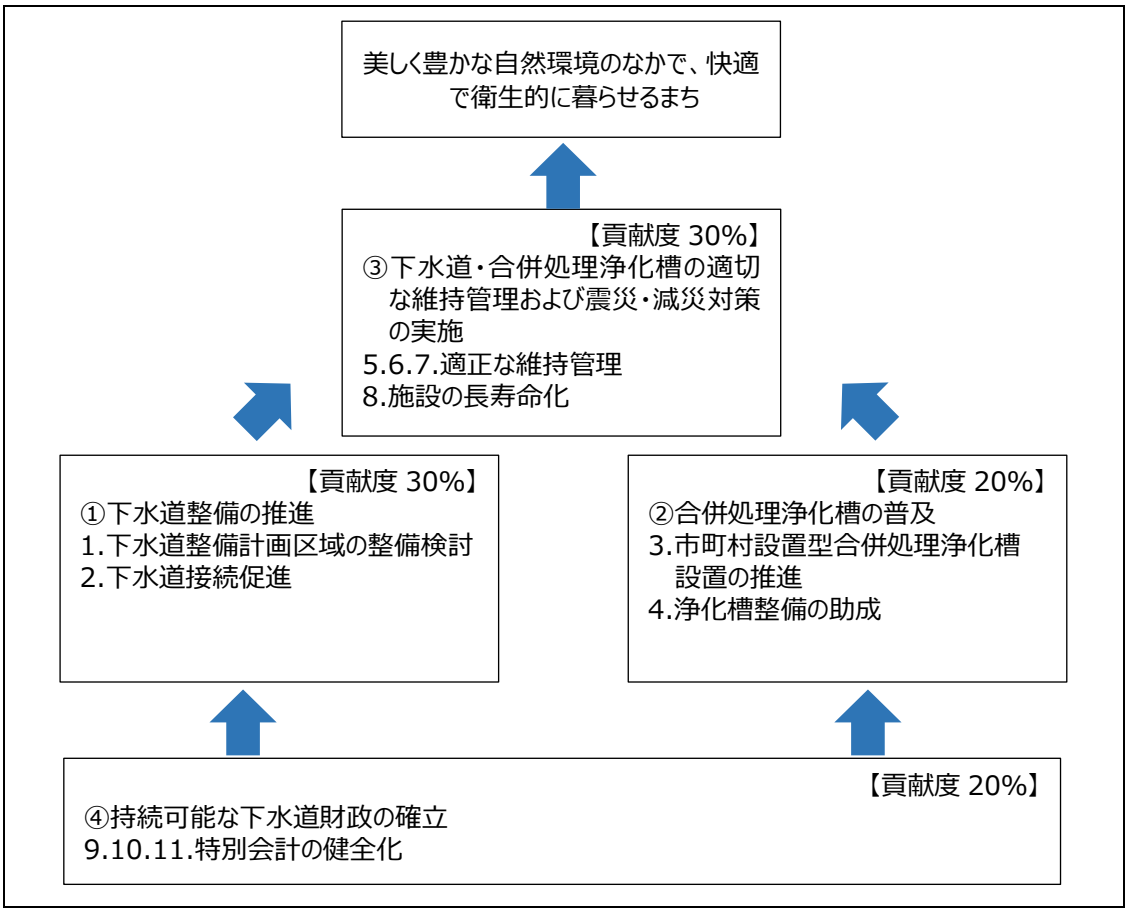

◇町民の皆さんができること

下水道・合併処理浄化槽の仕組みをご理解して頂き加入および設置後には処理施設に負担のかかる油類、ビニール、プラスチック、タオル、水に溶けない紙類等は流さないように注意します。

処理施設への負担軽減や宅内施設等を清潔に維持するため、定期的に「クリーンマス」の清掃を行っていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

美しい自然環境が守れるよう、役場は下水道等の整備を行いますので、町民の皆さんは下水道に接続するなど、快適な生活環境のなかで暮らすことのできるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①下水道整備の推進

下水道の整備を推進します。

②合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽の普及啓発活動を行います。

③下水道・合併処理浄化槽の適切な維持管理および震災・減災対策の実施

下水道の適正な維持管理を行い、被災時に備え、震災・減災対策を講じ、危機管理体制の構築を図ります。

④持続可能な下水道財政の確立

適正な料金収入を確保するため、未納者対策を行い、施設・設備については長寿命化、統廃合の検討を実施し、持続可能な下水道財政を運営します。

◇施策の内容

①下水道整備の推進

○下水道事業計画区域の整備計画を検討します。

○下水道供用開始地区の未接続家屋の下水道への接続を促進します。

②合併処理浄化槽の普及

○町で設置する合併処理浄化槽の普及を推進します。

○合併処理浄化槽設置補助金制度を活用し普及促進します。

③下水道・合併処理浄化槽の適切な維持管理および震災・減災対策の実施

○既存の処理施設・設備を活用し、少ない経費で適切な運用を行っていきます。

○適切な維持管理を行い、安定した水処理を行っていきます。
○定期的な点検や検査に基づいて維持管理を行います。
○長寿命化計画の策定・実施を行い、施設の延命化と更新に伴う処理場の効率化を図るとともに、大規模災害に備え施設の防災対策を行ないます。

④持続可能な下水道財政の確立

○下水道・浄化槽事業に伴う一部について一般会計からの繰出しを行うことにより事業経営の安定化を図ります。
○繰出し基準額を算定し、償還による経営基盤の圧迫の回避を行います。
○基金の積立てにより、下水道・浄化槽特別会計の資金不足を回避します。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４３　生活基盤が整ったまちづくり

施策 433　生活環境の保全と環境美化

（施策の担当）　環境生活課環境衛生係

◇施策のめざす姿

ごみの不法投棄防止や減量化、し尿を適正に処理を行なうことで豊かな自然環境が保たれるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
特定空き家の解消件数（除却および補強等）	３件	５件	５件	５件	５件	５件
町民一人あたりごみ排出量	353kg	350kg	340kg	330kg	320kg	300kg

（施策の目標の説明）
・特定空き家とは空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導や措置の必要となる空き家
・特定空き家の解消件数とは除却や補強等により特定空き家の状態でなくなった件数（環境生活課調べ）
・町民一人あたりごみ排出量とは町民１人１年間に出すごみの量でごみの減量化を示す指標（環境生活課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 1.排煙・臭気基準がある。 4.空家対策補助金制度がある。 8.広域的なし尿処理体制がある。	【脅威】 2.環境変化により害虫が発生している。 3.野犬など管理されていない動物がいる。 5.一般廃棄物の種類が多様化している。 6.長期休暇になるとごみの収集回数が減る。 7.不法投棄が増加している。
内部環境	【強み】 1.火葬場施設がある。 2.害虫駆除を行っている。 3.保健所と連携している。 5.6.ごみの収集体制が整っている。 7.県や地域と連携している。 8.鳥羽志勢広域連合と連携している。	【弱み】 4.空家が増加している。

◇課題

①公衆衛生の向上

【強み伸長】１.排煙・臭気基準を満たした火葬場運営を行っていく必要があります。

【脅威打破】２.温暖化など環境の変化に対応した害虫駆除を行っていく必要があります。

【脅威打破】３.保健所と連携し、野犬や野良猫など管理されていない動物やペットなどの衛生対策を行っていく必要があります。

②特定空家の適正な管理の促進

【弱み克服】４.空家対策補助金を活用し、危険な空家対策を行っていく必要があります。

③ごみ処理体制の充実

【脅威打破】５.社会環境の変化による一般廃棄物を効率的に収集し、適正な処理に繋げていく必要があります。

【脅威打破】６.長期休暇になるとごみの収集回数が減るため、日常と同じような住民サービスができるよう計画的なごみの収集体制をとる必要があります。

④不法投棄防止対策の強化

【脅威打破】７.県や地域と連携し、ごみの不法投棄をなくしていく必要があります。

⑤し尿処理体系の充実

【強み伸長】８.鳥羽志勢広域連合と連携し、適正なし尿処理を行っていく必要があります。

◇施策の展開図

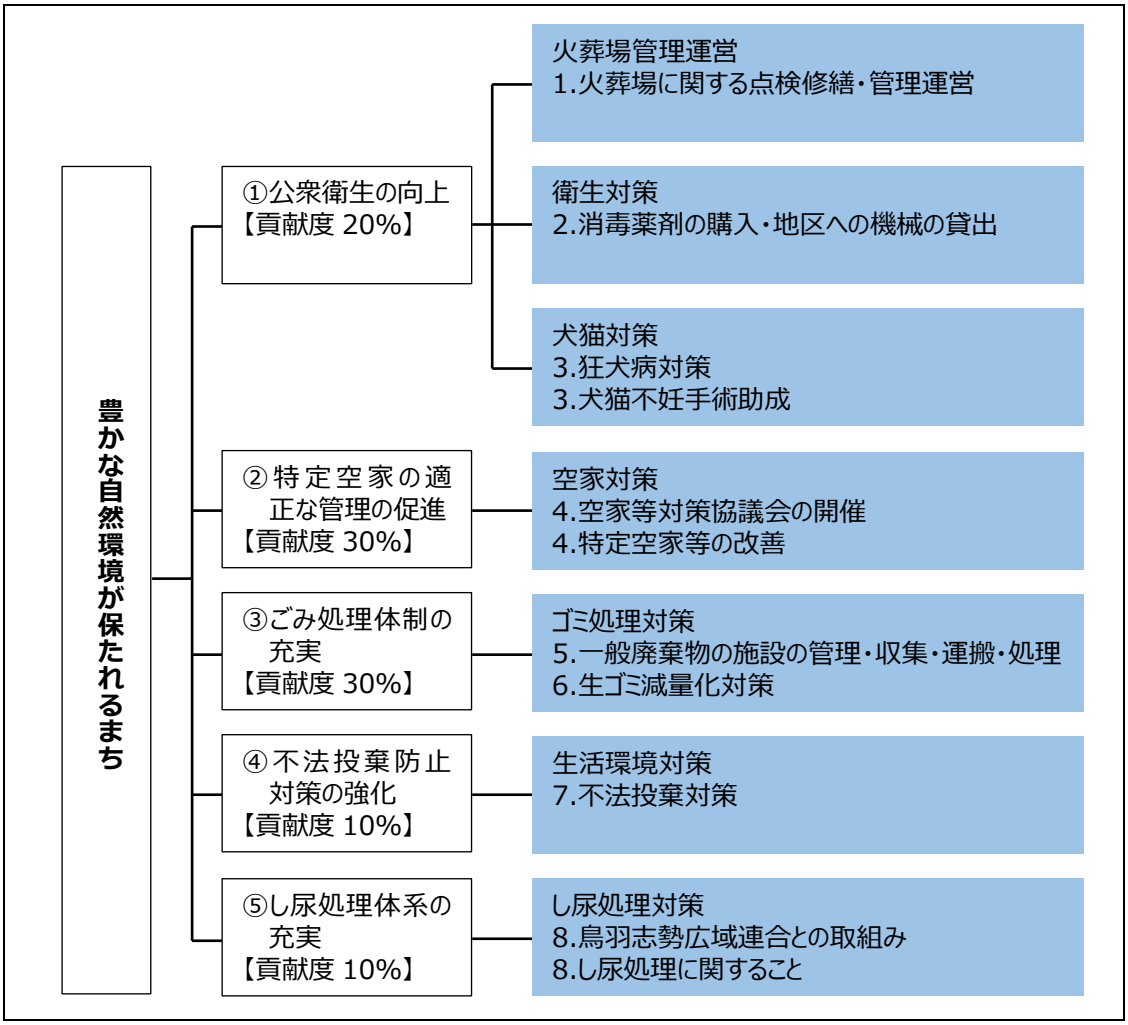

◇町民の皆さんができること

町民の皆さんは大切なペットに予防接種を受けさせたり、放し飼いをしないなど徹底し、老朽化や倒壊するおそれのある空き家については、適正な管理に心掛け、敷地内に雑草が生い茂るなど景観等に悪影響を及ぼし、敷地内への不法投棄や病害虫の発生原因となるおそれがないよう適性に維持管理していきます。

また、ごみの減量化や自然環境に対する意識を高め不法投棄などのない美しい自然を守るまちをめざします。

◇町民の皆さんと役場との協働

役場は、火葬場の点検、整備を充実し、適正な管理運営を行います。また、狂犬病予防の集合接種や犬、猫の放し飼い防止の周知徹底などを行います。

管理不全な住宅においては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」および「南伊勢町空家対策計画」に基づき指導等を行っていきます。また老朽化や倒壊するおそれのある空き家については、適正な管理を呼びかけ、快適にすごせるまちをともにつくっていきます。

また、役場はごみの減量化や自然環境に対する意識を高め、町民の皆さんと協働し、不法投棄などのない美しい自然を守るまちをつくっていきます。

◇施策の基本方向

①公衆衛生の向上

町民の身近な衛生環境を向上し快適な暮らしができるようにします。

②特定空家の適正な管理の促進

放置される空家を少しでも減らしていきます。

③ごみ処理体制の充実

ごみの収集を効率的に行い適正な処理ができるようにしていきます。

④不法投棄防止対策の強化

地域と協力し不法投棄をなくしていきます。

⑤し尿処理体系の充実

町で排出されるし尿の適正な処理を行います。

◇施策の内容

①公衆衛生の向上

○火葬場施設の適正な運用を行うため、維持管理や整備を行います。

○害虫駆除消毒については、各地区への機械の貸し出しや消毒薬剤の提供を行い、公衆衛生の向上を図ります。

○狂犬病予防集合注射の接種や、犬・猫への不妊手術費助成事業を継続するとともに、地域や

保健所との連携を密にし野犬に関する事業も徹底します。

②特定空家の適正な管理の促進

○危険な空き家については、条例や補助金等を整備することにより所有者への空き家の適正管理を促し、町民の安全で安心な暮らしを実現していきます。

③ごみ処理体制の充実

○一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるよう、体制整備を図り、効率化します。

○長期休暇期間における「燃えるごみ」の収集については、２回連続で収集日がなくならないように臨時収集を行ないます。

④不法投棄防止対策の強化

○町民や地域の監視が不法投棄防止対策となることから各地区と連携を密にしていきます。併せて、不法投棄防止看板の設置や県と連携し監視カメラの設置を促進します。

⑤し尿処理体系の充実

○各関係機関と連携や調整を図り、鳥羽志勢広域連合の処理施設において適正処理を行います。また、町内業者によるし尿・浄化槽汚泥の適切な収集、運搬を推進します。

まちづくりの目標４　安全に安心して暮らせるまち

政策４３　生活基盤が整ったまちづくり

施策 434　自然環境の保全と循環型社会の創出

（施策の担当）　【主】環境生活課環境衛生係
【事】まちづくり推進課バイオマス推進係

◇施策のめざす姿

地域にあるエネルギー資源を有効に活用し、南伊勢町の特性を活かした新エネルギーの導入を図るとともに、地球温暖化の防止など、循環型社会が構築されたまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
省エネやリサイクルなど地球温暖化対策に取り組んでいると思う人の割合	－	40%	43%	46%	49%	70%
ごみの資源化率	12.9%	15%	16%	17%	18%	90%

（施策の目標の説明）
・町民意識アンケートにおいて「省エネやリサイクルなど地球温暖化対策に取り組んでいる」と答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）
・ごみの資源化率はごみの資源化への取組み状況を示す指標
・１年間に出されたごみを資源化した割合（環境生活課調べ）
・資源化率は、ごみ排出量に対する資源化ごみ量の割合

◇現状

外部環境	【機会】 5.ごみを分別処理している。 6.３Ｒの取組みが行われている。 7.8.9.ごみの再資源化が行われている。 10.国の新エネルギー活用に関する助成制度がある。 11.12.太陽光発電技術が確立している。	【脅威】 1.地球温暖化が進んでいる。 2.企業活動による公害が懸念される。 3.4.環境問題が多様化している。
内部環境	【強み】 1.温暖化防止の取組みを行っている。 2.水質検査を行っている。 3.南伊勢町環境保全審議会がある。 6.ごみに関する学習を行っている。 7.エコセンターがある。 8.破砕分別できる。 9.コンポスト施設がある。 10.未利用の資源が豊富にある。 11.公共施設の移転や改築を行っている。 12.住宅太陽光発電の補助制度がある。	【弱み】 4.野焼きが行われている。 5.ごみの分別が間違っている。

◇課題

①温暖化防止対策の推進

【脅威打破】１.地球温暖化を防止するために、日々の生活を改善する取組みの大切さを周知する必要があります。

②公害対策の強化

【脅威打破】２.定期的な水質検査など、企業活動による公害を未然に防ぐ必要があります。

【脅威打破】３.南伊勢町環境保全審議会と連携し、多様化する環境問題の対策を行っていく必要があります。

【脅威回避】４.野焼きによる火事や自然破壊を防止するため、環境問題に対する意識を高める必要があります。

③３Ｒ等による環境対策の推進

【弱み克服】５.環境負荷を軽減するため、ごみの分別を徹底していく必要があります。

【強み伸長】６.３Ｒなどごみの再利用による学習を行い、知識を高めていきます。

【強み伸長】７.さいたエコ・センターで資源ごみの再資源化の処理を促進していく必要があります。

【強み伸長】８.排出されたごみを破砕して資源や対価として変わるものを分別する必要があります。

【強み伸長】９.生活の中で排出されたものを組み合わせて資源に代えていく必要があります。

④新エネルギーの活用の推進および普及促進

【強み伸長】10.二酸化炭素の排出削減などの環境負荷の低減を図るため、利用できる資源を掘り起こし、新エネルギーの導入を進める必要があります。

【強み伸長】11.公共施設を整備する際には、太陽光発電など、時代に応じたクリーンエネルギーの活用を検討していく必要があります。

【強み伸長】12.補助制度を利用することで、住民も住宅用太陽光発電などのクリーンエネルギーを活用しやすくしていく必要があります。

◇施策の展開図

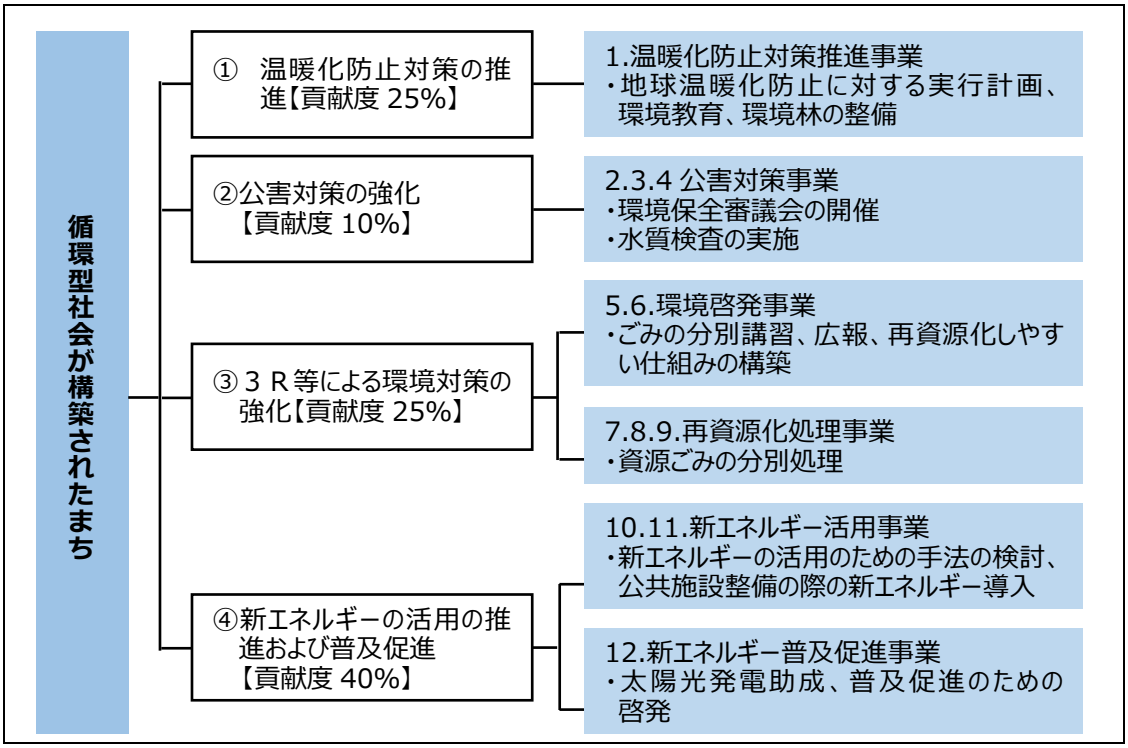

◇町民の皆さんができること

ごみによる環境負荷を減らすために、日常生活で排出されるごみを少しでも減らすよう心がけていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

循環型社会の構築が図れるよう、役場は新エネルギーの導入、地球温暖化抑制のための環境意識の啓発を推進しますので、町民や事業者の皆さんは、温室効果ガス排出量の削減のため一人ひとりができることから行動し、町民、事業者、役場が連携し地域全体で地球温暖化対策に取組み、地球にやさしいまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①温暖化防止対策の推進

二酸化炭素・温室効果ガス排出の抑制等、温暖化防止対策に取り組みます。

②公害対策の強化

自然環境を守るため、公害が発生しないよう事前監視や対策を行っていきます。

③３Ｒ等による環境対策の推進

循環型社会に向け、町民、地域、事業者、役場が一体となって３Ｒ※１（リデュース、リユース、リサイクル）の活動を図るとともに、ごみの分別収集を徹底します。

④新エネルギーの活用の推進および普及促進

地域のエネルギー資源を生かした新エネルギーの普及を促進し、新たな再生可能エネルギーの活用を推進します。

◇施策の内容

①温暖化防止対策の推進

○広報誌やケーブルテレビの行政チャンネルを利用し、夏季の節電対策として節電ビズや冬季のウォームビズの推進、エコカー、エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進を行い、排出ガス抑制、ライトダウンやグリーン購入の促進など、地球温暖化防止に対する意識を高めるための啓発を行います。

②公害対策の強化

○公害防止協定に基づき、定期的に水質検査などを行います。また、今後協定が必要な新たな企業についても公害防止協定の締結を進めます。

○自然環境等の保全に関する重要事項を調査審議するため、必要に応じ南伊勢町環境保全審議会を開催します。

○野焼き等に対して、適切な対応をするとともに、広報誌等で野焼き禁止を啓発します。

③３Ｒ等による環境対策の推進

○家庭ごみの分別や排出方法等を広報誌などで周知するとともに、生活カレンダーを作成し、各家庭に配布することで、ごみの分別を徹底します。

○学校での学習の取組みなどにより、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の意識を向上します。

○さいたエコ・センターについては、ペットボトル、その他プラ、発泡スチロール等、資源の分別・搬出により適正な再資源化処理を行います。

○破砕施設については、有価資源物としての分別を行い、対価取引物として搬出を促進します。

○コンポストセンターでは、下水処理場の汚泥や生ごみを堆肥化し、再資源化を行います。

④新エネルギーの活用の推進および普及促進

○町内から発生する、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥などをメタン発酵によるバイオマス発電の原料として、エネルギー発電、有機肥料生成、排熱活用を行うことで、二酸化炭素の排出削減などの環境負荷低減や、ごみ処理費等の削減、農林水産業の活性化などにむけたバイオマス産業都市の創造をめざします。

○公共施設を整備する際には、併せて太陽光発電などの新エネルギーの導入を図ります。

○太陽光を利用した発電や太陽熱を利用した住宅などの普及を促進するため、住宅用太陽光発電システム等の設置費への補助事業を行います。

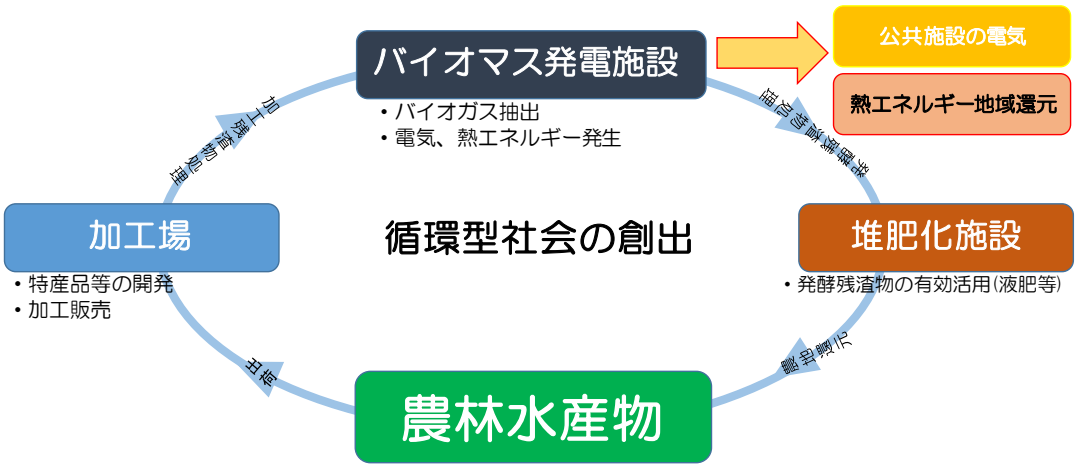

まちづくりの目標 5　ともに創り、ともに変える行政経営のまち

政策 51　未来を創造する行政経営

施策 511　総合計画を実現する行政経営

（施策の担当）　【主】まちづくり推進課政策係
【事】総務課行政係、まちづくり推進課広報情報係、防災安全課防災安全係

◇施策のめざす姿

「若者の希望をみんなで実現できるまち」をめざし、行政経営を職員一人ひとりが十分に認識、理解をし、町民の皆さんや南伊勢町に関係するすべての方と役場の総働により総合計画を実現できるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和 2 年度）	2021（令和 3 年度）	2022（令和 4 年度）	2028（令和 10 年度）
「役場が町民目線、町民の立場に立っている」と感じている町民の割合	37.0%	39.0%	41.0%	43.0%	45.0%	50.0%

（施策の目標の説明）町民意識調査アンケートより集計

・町民意識アンケートにおいて「役場が町民目線、町民の立場に立っている」と感じていると答えた町民の割合（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 3.4.町全体で結束することが求められている。 10.行政情報が公開されている。	【脅威】 1.2.社会情勢がめまぐるしく変化している。 5.社会情勢がめまぐるしく変化している。 6.人口減少に伴い職員数の減少が想定される。 7.8.国や地方の財政状況が悪化している。 9.行政文書の不適切な管理が問題になっている。 11.個人情報等が漏洩する危険性がある。 12.13.15.16.17.大規模災害が予想される。 14.武力攻撃などの非常事態が想定される。
内部環境	【強み】 1.行政経営システムが構築されている。 2.経営方針を毎年度定めて、単年度ごとの施策・事業を進めている。 3.事業管理シートにパートナーと行政の役割を明記している。 4.町民サービス向上プロジェクトチームが組織されている。 5.任期付職員に弁護士を任用している。 6.町民サービス基準が策定されている。 7.事業評価検証ができている。 9.行政文書を管理している。 10.行政情報を公開している。 11.情報管理に関する研修を行っている。 16.行政データをクラウド管理している。	【弱み】 8.施策の総合的な評価の仕組みができていない。 12.被災時に行政サービスが低下する。 13.15.非常事態の対応計画などが十分でない。 14.武力攻撃に対する組織的な体制が十分でない。 17.大規模災害時の安否確認に時間がかかる。

◇課題

①総合計画実現に向けた行政経営システムの再構築

【脅威打破】１.社会情勢が変化する中では、行政経営システムを適宜更新、再構築する必要があります。

②行政経営システムに基づく組織目標の管理

【脅威打破】２.経営方針の振り返りにより、次年度につなげる仕組みづくりが必要となっています。
【強み伸長】３.事業の推進にあたっては、パートナーとのチーム力の発揮、総働の推進が求められています。
【強み伸長】４.町民サービスの向上し続ける活動を続け、町全体の結束に役立つ町民サービスにしていく必要があります。
【脅威打破】５.社会情勢の変化に対応するために、法律課題の解決や法務能力の向上を図る必要があります。
【脅威打破】６.職員数が減少しても町民の立場に立った町民サービスを提供できるように、サービスを見直し向上していく必要があります。

③事業・施策の進捗等の評価の実施と公表

【脅威打破】７.事業評価結果を基に、事業の維持継続や改善、削減、廃止などにつなげていく必要があります。
【脅威回避】８.総合計画を進めていくために、事業評価をもとに施策を評価・改善する総合的な評価の仕組みを構築する必要があります。

④情報公開による透明性の向上

【脅威打破】９.行政文書の管理を適正に行っていく必要があります。
【強み伸長】10.正しい行政情報を積極的に公開していく必要があります。
【脅威打破】11.研修などを通じて情報公開や個人情報に関する正しい知識をつける必要があります。

⑤危機管理体制の向上

【脅威回避】12.大規模災害時に行政サービスを早期に復旧できる体制を強化する必要があります。
【脅威回避】13.災害などの非常事態に適切に対応できる体制が求められています。
【脅威回避】14.武力攻撃など自然災害以外の非常事態の体制づくりが求められます。
【脅威回避】15.様々な危機的状況でも組織的に行動できる体制をつくる必要があります。
【脅威打破】16.災害時において重要な情報が失われないように、重要な行政データの保管方法を検討する必要があります。
【脅威回避】17.大規模災害時に素早く住民の安否確認を行える仕組みづくりが必要です。

◇施策の展開図

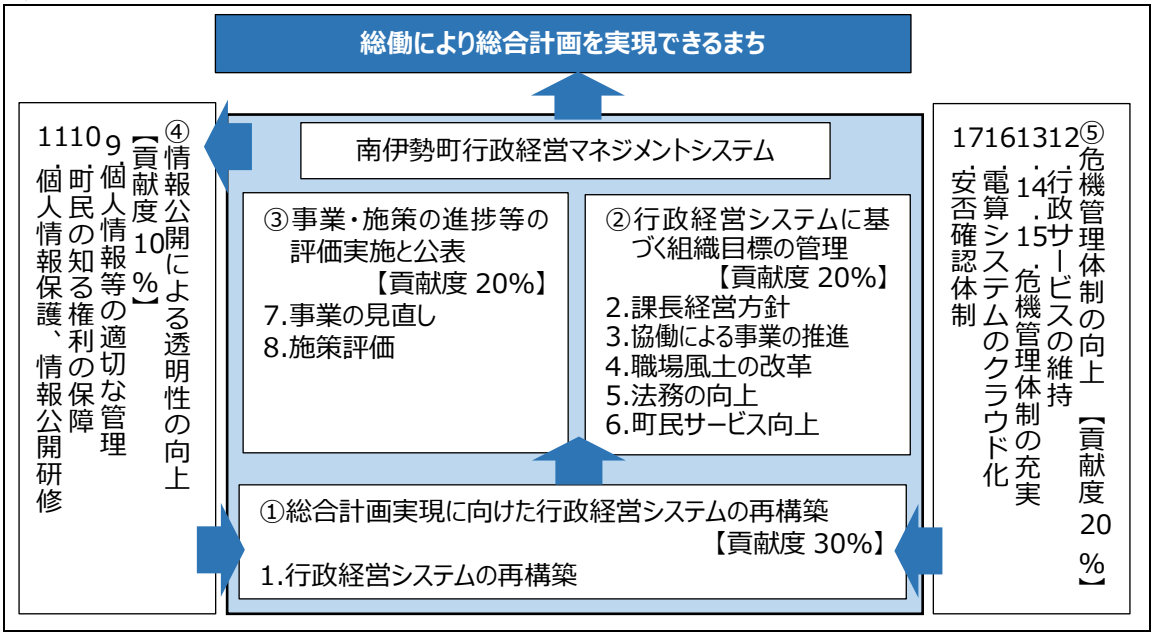

◇町民の皆さんができること

町で起こっていること、行政が行っていることに関心を持ち、意見や提案を積極的に行っていくことで、まちづくりに参加していきます。

なお、これらの意見や提案が、個別の政策・施策の推進において町民のみなさんが積極的に参加して総働のまちづくりを実現していくことにつながります。

◇町民の皆さんと役場との協働

南伊勢町の１０年後のあるべき姿「若者の希望をみんなで実現できるまち」が実現できるよう、役場は着実に総合計画を進めますので、町民の皆さんはまちづくりへの関心を持ち、公表された施策や事業の評価結果などを積極的に収集し、まちづくりについての意見や提案などをしていただき、役場もそれらに応えていくことで、総合計画が実現できるまちをともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①総合計画実現に向けた行政経営システムの再構築

総合計画「新絆プラン」の実現に向け、事業評価、施策評価、財政計画、人材育成基本方針、人事評価、各種計画などを連携、連動した行政経営システムの再構築を図ります。

②行政経営システムに基づく組織目標の管理

戦略を実現する行政経営を進めるために、課長から職員まで日々事業を推進する目標管理を徹底します。

③事業・施策の進捗等の評価の実施と公表

事業や施策を総合的に評価し、その評価結果などを公表して、町民の皆さんと情報の共有を図ります。

④情報公開による透明性の向上

行政文書の管理、保存、保管の効率化をより一層進めることにより、多様な行政情報の請求に適切かつ迅速に対応できるようにします。

⑤危機管理体制の向上

大規模災害などの非常事態において、行政サービスの低下を抑え、適切に対応できる体制づくりなどの危機管理体制を強化します。

◇施策の内容

①総合計画実現に向けた行政経営システムの再構築

○新たな総合計画新絆プランにおける戦略や施策、事業の目標を着実に達成できる行政経営にするために、総合計画と事業評価、施策評価、財政計画、人材育成基本方針、人事評価、各種計画などが、連携、連動した一連の行政経営システムとなるよう再構築します。

②行政経営システムに基づく組織目標の管理

○課長経営方針の振り返りを行うことにより、次年度の施策、事業につなげていく体制をつくります。
○総合計画の実現に向けより効果的に多様な主体と協働、役割分担して、事業を推進していきます。
○職場ぐるみで町民サービスを向上し続ける仕組みのもと、町全体の結束に役立つ町民サービスを提供できるように職場風土の改革を継続します。
○法曹資格者を町職員として任用し、事務遂行や政策形成の際の法律課題の解決や職員の法務能力の向上を図ります。
○町民サービス基本方針に基づいて、常に町民の立場に立った町民サービスを提供できるように、サービス基準の徹底や見直し、基準の向上に取り組みます。

③事業・施策の進捗等の評価の実施と公表

○行政経営システムのもと、既存の事業を、達成度、有効度、効率度などの観点から総合的に検討し、維持継続や改善、削減、廃止などの必要な見直しを行います。
○事業評価結果をもとに施策単位で総合的に評価する施策評価・改善のやり方を段階的に進め、年度ごとに公表するようにします。

④情報公開による透明性の向上

○個人情報など行政情報に関する文書の適正な管理、運用を行います。
○個人情報に留意しながら、行政情報は原則公開することを基本とし、町民の知る権利を保障するとともに、町政の透明性を向上します。
○個人情報保護・情報公開研修などに、担当外職員も定期的に参加することにより、全職員の情報公開や個人情報保護についての意識を高めます。

⑤危機管理体制の向上

○災害時の行政サービスの低下を最小限に抑えるため、業務継続計画に基づく万全の準備と、戸籍・住民基本台帳データの管理等の危機管理体制を強化します。
○各危機事象に対し適切に対応できるよう、危機管理の指針を危機管理マニュアルや初動対策マニュアルや各業務継続計画などを定める際のガイドラインとします。
○地震津波対策や武力攻撃事態のみならず、予測できない多様な危機に対し適切な対応ができるよう、事件等の緊急事態の危機の定義および対象とする危機を定義し、危機管理の指針を定め危機全般に共通する事前対策・緊急対策・事後対策の基本を明確にします。
○あらゆる危機に対して組織的かつ的確に対応できるよう、危機管理レベルごとの対応体制および管理者を明確にします。
○電算システムにおける業務の継続が可能となるよう、ＯＡ室の高台移転やデータバックアップを遠隔地で保管することにより、万一の際にはデータを復元できるよう対策を講じるとともに、近隣自治体と連携した災害協定の締結による相互支援の体制を構築していきます。また、データを自庁へ置かないクラウドコンピューティングシステムを導入したりするなど、財政面や事務的負担が少なく災害にも強いいくつかの方法を推進していきます。
○大規模災害時等に備えて、住民の安否確認等のための住民世帯名簿の作成と定期更新を行います。

まちづくりの目標 5　ともに創り、ともに変える行政経営のまち

政策 51　未来を創造する行政経営

施策 512　改善革新する行政経営

（施策の担当）　【主】まちづくり推進課政策係
【事】総務課行政係・まちづくり推進課広報情報係、税務住民課住民係

◇施策のめざす姿

めまぐるしく変化する社会情勢、人口減少、高齢化、大規模災害の発生の可能性増大、人口減少に伴う職員数の減少、これら様々な脅威に対応し、総合計画の目標を達成し年少人口のＶ字回復の足掛かりとなる若者の希望が実現するまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和 2 年度）	2021（令和 3 年度）	2022（令和 4 年度）	2028（令和 10 年度）
総合計画の各施策の目標の達成割合	70%（2017 年度数値）	85%	90%	95%	100%	100%

（施策の目標の説明）
・総合計画の各施策の達成状況を示す指標（総合計画の各施策の達成割合の平均値）（まちづくり推進課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 3.行政情報が公開されている。 5.最新技術の導入・検討自治体の増加に伴い国も最新技術導入を推進している。 6.持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に対する取組みが求められています。 8.9.人事評価制度が導入された。 12.14.新たな情報技術が開発されている。 17.コンビニなどでも証明書が発行されている。	【脅威】 1.4.7.10.社会情勢がめまぐるしく変化している。 2.町民ニーズが多様化している。 11.人口減少・少子高齢化が進んでいる。 13.15.16.コンピューターウイルスなどの被害が増加している。
内部環境	【強み】 2.6.課長戦略オフサイトで政策形成をしている。 4.10.人材育成基本方針を策定している。 7.行政経営システム運営会議を開催している。 8.人事評価制度をとりいれている。 12.13.情報保護セキュリティを強化している。	【弱み】 1.施策単位で評価検証する場がない。 3.評価プロセスを町民と十分に共有できていない。 5.電子媒体での申請があまり行われていない。 9.職員の能力に応じた評価が不十分である。 11.定員適正化計画が未策定である。 14.15.16.情報保護管理体制が不十分である。 17.役場の業務時間内でしか各種証明書が発行できない。

◇課題

①行政経営システムに基づく施策・事業の改善、革新

【脅威回避】１.総合計画の戦略の実現にあたっては、施策単位の評価検証を行ない施策改善につなげていく必要があります。

【脅威打破】２.新たな戦略を実行、政策課題を解決するために、課長戦略オフサイトをさらに充実させていく必要があります

【弱み克服】３.より一層総合計画を進めていくためには、評価結果等の情報を町民に公開後、対話して共有する機会を設けアイデアを膨らませる必要があります。

②時代に対応した行政運営力の向上

【脅威打破】４.社会情勢の変化に対応し総合計画を実現していけるよう、人材育成基本方針に基づき職員が能力発揮できるようにする必要があります。

【弱み克服】５.Society 5.0（超スマート社会）に対応するため最新技術（AI・RPA）の導入効果を検討するとともに業務プロセスの電子化を検討する必要があります。

【強み伸長】６．持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の理念に沿った地方創生に向けての総合的な取組みが求められています。

【脅威打破】７.行政経営システム運営会議では、取組みの共有や、必要事項の決定だけではなく、戦略の実現性を高める行政経営を進めるために新たな取組みも検討する必要があります。

③人材育成・登用のための仕組みづくり

【強み伸長】８.導入されている人事評価制度を活用し、人材育成に繋げていく必要があります。

【弱み克服】９.職員の意欲や能力の向上が昇格・降格に反映させられる制度の構築が必要であります。

【脅威打破】10.社会情勢の変化に対応し総合計画の目標を達成できる職員の育成が必要です。

【脅威回避】11.人口減少社会に向けた新しい組織機構を模索し、その組織に適応した定員適正化計画の策定が必要です。

④情報化の推進と情報保護対策の充実

【強み伸張】12.新たな技術導入や専用回線による情報保護セキュリティ体制の強化が求められます。

【脅威打破】13.外部とのネットワーク分離による情報保護の強化が必要です。

【弱み克服】14.新技術導入による管理体制強化が求められます。

【脅威回避】15.適切な管理体制の強化によるコンピューターウイルスなどの回避がもとめられます。

【脅威回避】16.業務のなかで知りえた情報の取り扱いなどについて、知識を高めていく必要があります。

【弱み克服】17.若い世代を中心に様々な生活様式があり、業務時間外などいつでも、どこでも証明書の交付を受ける環境が求められています。

◇施策の展開図

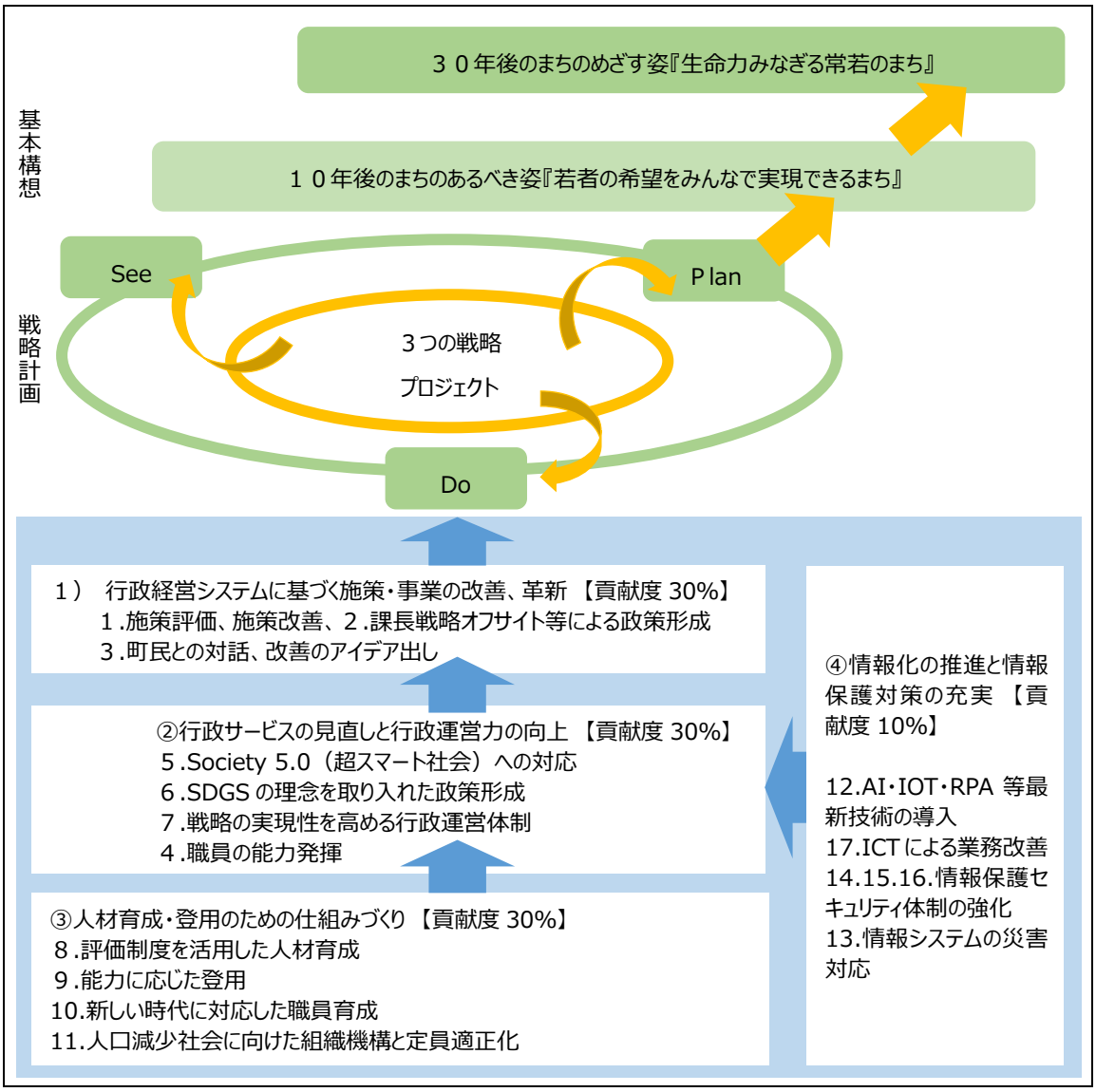

◇町民の皆さんができること

南伊勢町の未来を考え、今の課題を見つけ共有し、町民ができることを考え実行することで地域のなかから改革を行っていきます。

◇町民の皆さんと役場との協働

地域と役場ともに考え実行し、改革を行っていくことで、新たな行政の運営方法をともにつくっていきます。

◇施策の基本方向

①行政経営システムに基づく施策・事業の改善、革新

総合計画の実現に向けて、それぞれの施策のめざす姿を達成していくために、より効率的かつ効果的に進めることができるよう、常に改善を図ります。

②行政サービスの見直しと行政運営力の向上

町民のニーズを的確に把握し、常に変化する時代に迅速、柔軟に対応した行政サービスを提供できるよう組織運営をしていきます。

③人材育成・登用のための仕組みづくり

総合計画の実現に向けて、施策・事業を着実に実行し、より効率的かつ効果的に改善していける職員の育成、登用が図れる仕組みづくりを行います。

④情報化の推進と情報保護対策の充実

適切な機器の入れ替えを行いセキュリティレベルと機能を向上するとともに、適切な情報保護体制の構築のために、職員の資質向上を図ります。

◇施策の内容

①行政経営システムに基づく施策・事業の改善、革新

○新絆プランの実現に向けて、これまで実施してきた事業評価に加えて、新たに施策評価検証する場を設け、施策改善につなげていきます。

○新たな政策課題を解決するために、戦略的に政策を考える仕組みとして、課長戦略オフサイトの下部に必要に応じて若手職員や外部人材の知恵を得られるワーキングを設置し、提案力を充実させて、より効果的な政策形成に取り組みます。

○新絆プランの基本構想や事業・施策の進捗や結果、評価に関する情報などを町民の皆さんと対話によって共有する機会を設けアイデアを膨らませます。

②行政サービスの見直しと行政運営力の向上

○新絆プランの各施策の目標を達成できるよう、人材育成基本方針の階層別役割に応じた目標を設定し、人事評価制度の能力基準に基づく能力を発揮できるよう行政運営をしていきます。

○Society 5.0 で実現する社会への対応するため、最新技術の導入や電子化等による業務プロセスの改善改革を行います。

○ＳＤＧｓの理念に沿った地方創生に向けての総合的な取組みを検討します。

○行政経営を着実に進めるために、行政経営システム運営会議において各課の取組みを連携し、行政経営に関して柔軟かつ迅速な意思決定をするとともに、戦略、事業の推進にあたっては、多様な主体との協働をより効果的に進められるよう、あり方の検討や改善の発表などをともに行える体制を築きます。

③人材育成・登用のための仕組みづくり

○人事評価制度を適正に運用し処遇反映することにより、人材育成や能力・意欲の向上を図ります。

○人事評価結果に基づく昇格・降格や昇格試験の実施を検討することにより、意欲・能力のある職員の登用制度の構築を模索します。

○人材育成基本方針に基づき育成計画を策定し、時代の変化を敏感に感じ取り、新しい時代に対応した政策や仕事を開発していくことのできる職員の育成を図ります。戦略を可能とする職員の能力開発と向上には、下部に「人材育成会議」を設置して、中長期の視点から計画的に育成するとともに、町内外へのネットワークを広げ、多様な主体と総働できるコーディネート力を培っていきます。

○人口減少社会に向けた新たな組織機構を模索し、定員適正化計画を策定します。

④情報化の推進と情報保護対策の充実

○事務の効率化、人為的なミスの防止、行政サービス向上のために最新技術（AI・RPA 等）の導入による効果を検討します。

○システムをクラウド化し町外のデータセンターを利用しバックアップを行うことで危機の故障や災害に強い情報保護行います。

○ネットワーク機器を高台に移設し災害に強い高い可用性を維持します。

○町民サービスの充実や業務の効率化を図るために、電算システムの定期的な更新や更改を計画するとともに、システム全体の最適化を行い、それに伴う事業の見直しを行います。

○情報漏えい事故の防止を図るため、電算システムのセキュリティ対策の強化に取り組みます。

○情報セキュリティなどについて研修を行い職員の意識、スキルを高めます。

○個人番号カードを使用して全国のコンビニで各種証明書ができるようにします。

まちづくりの目標５　ともに創り、ともに変える行政経営のまち

政策５１　未来を創造する行政経営

施策 513　健全な財政運営

（施策の担当）　【主】総務課財政係
【事】税務住民課課税係、徴収対策係まちづくり推進課政策係
総務課管財係、会計課会計係、議会事務局監査係

◇施策のめざす姿

町税など様々な財源を確保するとともに、会計事務の適正な執行に努め、町民と役場の役割分担を明確にするなかで、新たな行政需要に対応しつつ、限られた財源を効率的、効果的に活用し、健全な財政運営を行うことにより、持続可能な財政基盤が確保できるまちにします。

◇施策の目標

施策の目標	現状値	目標値				10 年後
	2018（平成 30 年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）	2028（令和 10 年度）
町税収納率（現年分）	98.0%	98.1%	98.2%	98.3%	98.5%	98.6%
町税収納率（過年分）	20.5%	21.0%	21.5%	22.0%	22.5%	25.0%
健全化判断比率等の状況	早期健全化基準未満	早期健全化基準未満	早期健全化基準未満	早期健全化基準未満	早期健全化基準未満	早期健全化基準未満

（施策の目標の説明）
・自主財源の収納の状況を示す指標
・町民税、固定資産税などの町税の収納の割合（税務税務課調べ）
・健全化判断比率は財政の健全化の状況を示す指標（総務課調べ）

◇現状

外部環境	【機会】 2.町債を活用できる。 3.確実効率的な運用ペイオフ対策と高利息の選択ができる。 7.行政事務の監査をしている。 11.ふるさと納税制度を活用できる。 12.ふるさと応援寄付金を町の事業に活用できる。 18.入札・契約制度について法や規則が制定されている。	【脅威】 1.地方交付税が減少している。 4.少子高齢化により税収が減少している。 5.6.行政予算がわかりにくい。 8.納税の制度がわかりにくい。 9.10.税金、公共料金の未納がある。 13.廃校や使わなくなった町の施設が増えている。 14.施設改修費が高い。 15.町有の未利用地が多くある。 16.公共施設の管理費が増加している。 17.管理不足による故障が発生している。
内部環境	【強み】 2.町債を発行している。 3.基金がある。 5.わかりやすい予算書を発行している。 6.研修を行っている。 7.監査委員監査を実施している。 10.三重地方税管理回収機構と連携している。 12.お礼産品が増えている。 13.施設を利用したい人がいる。 15.環境整備員を雇用している。 18.入札等検討委員会が設置されている。	【弱み】 1.予算配分が難しい。 4.財政状況が厳しい。 8.納税制度の変更点など周知が十分でない。 9.納税の相談がしにくい。 11.町のふるさと納税制度のＰＲが十分でない。 14.16.施設が老朽化している。 17.公用車が老朽化している。

◇課題

①効率的・効果的な財政運営

【脅威打破】１.地方交付税が減少していくなかで、限られた財源を的確に配分していく必要がある。

【強み伸長】２.地方交付税によって町債は今後も活用可能であり、財政運営上有利な町債を発行していく必要があります。

【強み伸長】３.今後の財政需要に備え、計画的な積立てと取崩しを検討していく必要があります。

【脅威回避】４.少子高齢化により税収等が伸びにくい状況ですが、収入（自主財源）増大が見込める事業を展開することで余裕のある財政運営を行い公表する必要があります。

【脅威打破】５.「南伊勢町のわかりやすい予算書」を毎年見直して、行政の予算を身近に感じられるような仕組みづくりが求められています。

【脅威打破】６.予算編成を理解し適正な財務会計事務を執行する為に、職員研修を実施していく必要があります。

【強み伸長】７.町の財政運営や行政事務が適正で公正に執行されているなど、監査機関を通したチェック機能の充実が求められています。

②収納率の向上と公平な賦課徴収

【脅威回避】８.納税制度の改正など変更点をわかりやすく周知する必要があります。

【脅威回避】９.未納者を減らすため、納税の相談がしやすい環境をつくっていく必要があります。

【脅威打破】10.三重地方税管理回収機構と連携し未納者を減らす必要があります。

③ふるさと納税制度の推進

【弱み克服】11.多くの方にふるさと納税制度を活用してもらえるような情報の発信の仕方が求められています。

【強み伸長】12.ふるさと応援寄附をしていただいた方へのお礼産品の選択肢や寄附金の使い道などを充実させていく必要があります。

④公有財産の適正な管理

【脅威打破】13.廃校になった校舎、使わなくなった町の施設と、利用希望者のニーズとのマッチングが必要です。

【脅威回避】14.施設改修費が高いため施設の点検を行い、施設を長く使えるように修繕する必要があります。

【脅威打破】15.町有の未利用地の管理をするために環境整備員を配置し管理体制の確立を図る必要があります。

【脅威回避】16.公共施設の老朽化により維持管理費が増加しているため、公共施設等総合管理計画に伴う施設の統廃合や除却などにより適正を図る必要があります。

【脅威回避】17.老朽化した車輌の安全な運行乗車のために点検の充実を図る必要があります。

⑤公正な入札の実施

【強み伸長】18.指名競争入札などにより町が執行する建設工事、委託業務、製造および物品購入などに関する入札などのあり方を、入札制度の改定に応じ入札等検討委員会で検討する必要があります。

◇施策の展開図

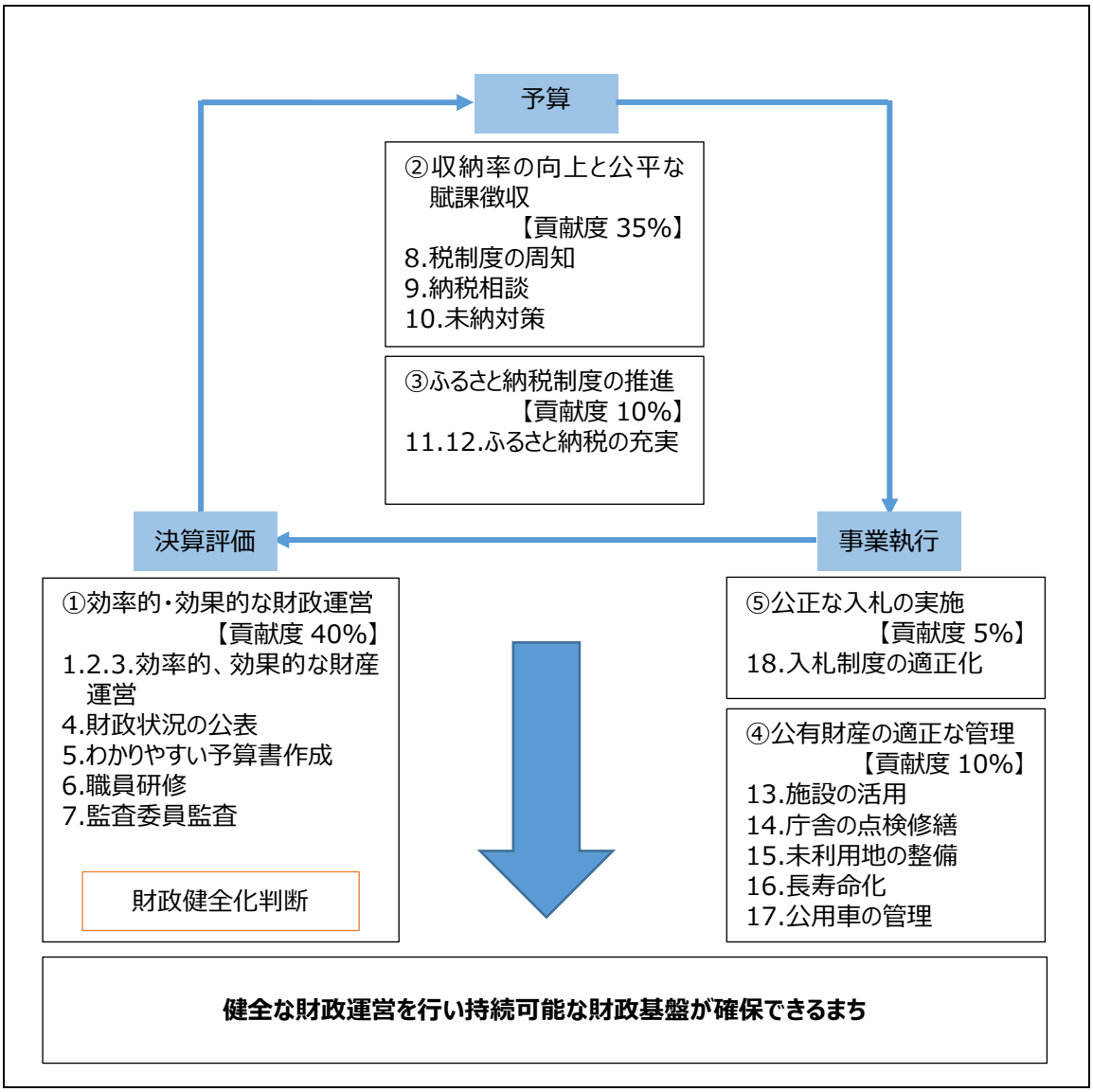

◇町民の皆さんができること

自治体運営における財源の最も根幹となるの町税を完納します。

ふるさと納税による寄附を増加させるため、町外に住んでいる家族・親戚・友人などにふるさと納税の PR をします。

◇町民の皆さんと役場との協働

役場は、限られた財源を効率的・効果的に活用し、健全な財政運営を行います。町民の皆さんは貴重な自主財源である町税の納付をお願いします。持続可能な財政基盤を確保し、継続して行政サービスが提供できるまちをともにつくっていきます。

継続して行政サービスが提供できるよう、役場は限られた財源を効率的、効果的に活用し健全な財政運営を行いますので、町民の皆さんは貴重な自主財源である町税の納付など、一人ひとりが理解し、協力していただき、持続可能な財政基盤が確保できるまちを共につくっていきます。

公共施設の利用需要を踏まえ、類似施設等の統廃合や除却等を協議し適性化していきます。

◇施策の基本方向

①効率的・効果的な財政運営

必要な財源を確保と効果的な事業の評価をすることで、将来を見据えた財政運営を行います。

②収納率の向上と公平な賦課徴収

税収の確保を図るために、課税客体の把握と適正な課税に努め、納税意識の高揚を図り未収金対策と滞納の未然防止に努めます。

③ふるさと納税制度の推進

ふるさと納税制度を多くの方に活用していただけるよう、情報発信の仕方を工夫するとともに、お礼産品の充実、使い道の具体化などを図ります。

④公有財産の適正な管理

財政計画の健全化のため、公的財産の抱える課題を認識し他課と共通認識を持った上で、施設や設備等の環境整備および有効活用を図ります。

⑤公正な入札の実施

町が発注する公共工事などの入札において、公平、公正、透明な競争の促進を図ります。

◇施策の内容

①効率的・効果的な財政運営

○事務事業評価を行うことで事業の成果や達成度を検証します。そこで得られた検証結果を予算の編成に反映させ、より効果の高い事業を実施していきます。このサイクルを毎年度行うことで、総合計画の目的を達成します。

○町債を財源とする事業については、その内容や必要性について十分に精査を行います。予算編成時にはその時点の町債残高を確認し、適正な規模の町債の発行を行います。また、町債の発行にあたっては、後年度の財政措置がある有利な町債を選択します。

○将来の財政需要に備え、基金はできる限り温存し、安易に取崩しを行わないように管理します。取崩しを行う場合には、その事業の必要性を十分に精査・検討します。

○出納整理期間終了後、速やかに健全化判断比率の各指標の算定を行います。内容の分析を行い、監査委員に報告するとともにホームページで公表します。

○財政公表条例に基づき財政状況の公表を行います。予算については、「南伊勢町のわかりやすい予算書」を作成し、各戸配布します。決算については、財政状況資料集を作成し、ホームページで公表します。

○公金の管理を適正に行い安全かつ有利な運用を図り、出納・審査事務を適正に行うことで決算の調製を的確に行います、又、適正な財務会計事務を周知するため、財務会計の研修を行います。

○町の財務事務の執行や経営に係る事業の管理のほか、行政事務全般について、監査委員監査を実施し、事務の適法性や公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保を図ります。

②収納率の向上と公平な賦課徴収

○課税客体を正確に把握し公平な課税を行い。期限内納付に努め滞納繰越分の処分の強化を図り、徴収対策に取り組み税収を確保します。また、税に対する理解と認識を深めていただくために、広報紙やホームページを活用し最新の税情報並びに税制改正等については、わかりやすく必要な時期に必要な情報の提供を行います。

○翌年度への繰越を増加させないよう、現年度課税分未納者には早期に催告を行います。
また、徴収業務のある課との連携、協力を強化し、全庁的に収納対策に取り組みます。

○納税者間の公平性をたもつため滞納整理を行う。三重地方税管理回収機構や他課と連携し、徴収対策を強化します。

③ふるさと納税制度の推進

○ふるさと納税制度を多くの方に活用していただきやすくなるよう、ふるさと納税のホームページの内容などを充実させ、複数の情報媒体を活用するなど情報の発信の仕方を工夫します。

○ふるさと応援寄附をしていただいた方へのお礼産品の選択肢を充実し、また寄附金の使い道をより具体的なものにするなどの検討を行い、より多くの方に南伊勢町へふるさと応援寄附をしていただけるように取り組みます。

④公有財産の適正な管理

○廃校などの余剰施設や町有財産について、利用希望者のニーズとマッチングを図った上で一時貸付や払い下げを行います。

○庁舎の点検を専門業者に委託し実施するとともに、点検の結果、補修の必要な箇所について修繕および予防修繕を行います。

○環境整備員を雇用し町有施設の草刈、清掃などを行い施設の環境整備を行います。

○公共施設等管理計画に基づき、長期的な視点をもって除却、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化や公共施設など最適な配置の検討を行うとともに、整備した固定資産台帳を基にし、資産の取得から除売却処分などの町有財産の増減を考慮し年度毎に固定資産台帳および南伊勢町固定資産管理システムに更新を行い、公会計に活用していきます。

○各車輌が安全に運行乗車できるように点検を行います。

⑤公正な入札の実施

○町が執行する入札などについて、町の入札等検討委員会における検討事項や入札・契約手続きにおける公平、公正、透明および競争性の推進、不正行為等の排除の徹底、契約が適正に実施ができる入札・契約制度の導入を図ります。

資料編

1　南伊勢町総合計画策定経過

総合計画審議会

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 31 年 1 月 25 日	第 1 回総合計画審議会	・町長から総合計画（素案）について諮問 ・基本構想（素案）の審議
平成 31 年 2 月 4 日	第 2 回総合計画審議会	・基本構想（素案）の審議
平成 31 年 2 月 28 日	第 3 回総合計画審議会	・戦略計画（素案）の審議
平成 31 年 3 月 14 日	第 4 回総合計画審議会	・総合計画戦略計画（素案）の審議 ・審議会答申

町議会

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 31 年 2 月 18 日	全員協議会	・基本構想（素案）の説明
平成 31 年 3 月 1 日	全員協議会	・戦略計画（素案）の説明
平成 31 年 3 月 20 日	議会定例会	・基本構想の議決

ワークショップ

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 31 年 1 月 31 日 ～ 平成 31 年 2 月 14 日	総合計画まちづくりワークショップ （明日の南伊勢を考える会）	・総合計画策定にあたり、将来のまちづくりについて、3 つの戦略プロジェクトに関係するテーマにおいて町民の立場で自由に話し合いをしていただき、提言していただきました。 （各テーマ 2 回～3 回開催しました。） ○産業振興（水産・農林） ○子育て ○若者定住

意見交換会

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 30 年 8 月 21 日	まちづくりリーダー交流会での意見交換会	・まちづくりリーダー交流会において、「南伊勢の 2045 年をみんなで考えよう（その中で自分は何をするのか）」をテーマに意見交換会を開催しました。 ○浮島パークなんとう（8/21:27 名）

総合計画策定アドバイザー会議

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 30 年 4 月 13 日 ～ 平成 30 年 10 月 31 日	総合計画策定アドバイザー会議	・総合計画策定のため、南伊勢町のめざす方向や達成すべき価値、策定に向けての考え方等について、南伊勢町にかかわりの深い外部有識者の方に、専門的な見地から幅広くアドバイスをいただきました。 ○4/13、7/20、8/28、10/3,10,31 の 5 回開催しました。

総合計画策定に向けての合同会議

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 30 年 10 月 31 日	総合計画策定に向けての合同会議	・総合計画策定アドバイザー会議の委員、まちづくりリーダー交流会のメンバー、総合計画基本構想策定プロジェクトのメンバーが集まり、合同会議を開催し、まちづくりについての意見等をいただきました。 ○南勢庁舎（10/31:17 名）

総合計画戦略会議

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 30 年 5 月 17 日 ～ 平成 31 年 2 月 6 日	庁内総合計画戦略会議	・町長、副町長、教育長を含む課長級職員 23 名で組織し、総合計画原案の策定、庁内の調整を行いました。 ○5/17、6/21、7/10、8/9、9/28、10/15、11/22、12/25、2/6 の 9 回開催しました。

総合計画基本構想プロジェクト

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 30 年 6 月 5 日 ～ 平成 30 年 9 月 25 日	庁内総合計画基本構想プロジェクト	・庁内の若手職員 12 名で組織し、基本構想について提案を行いました。 ○6/5.6/28.7/9.8/21.9/25 の 5 回開催しました。

パブリックコメント

年　月　日	事　　項	内　　容
平成 31 年 2 月 18 日 ～ 平成 31 年 3 月 12 日	パブリックコメントの 実施	・ホームページ、役場窓口（南勢庁舎、南島庁舎、各出張所）において基本構想（素案）・基本計画（素案）の閲覧をしていただき、意見の募集を行いました。 ○基本構想（素案） 2/18～3/4 ○戦略計画（素案） 3/1～3/12 ○パブリックコメントによる意見は 0 件でした。

総合計画審議会

総合計画審議会答申

総合計画まちづくりワークショップ
（明日の南伊勢を考える会）

まちづくりリーダー交流会での意見交換会

総合計画策定アドバイザー会議

総合計画策定に向けての合同会議

庁内総合計画戦略会議

庁内総合計画基本構想プロジェクト

２　南伊勢町総合計画策定体制

（１）南伊勢町総合計画審議会

①　南伊勢町総合計画審議会条例

平成１７年１０月１日
条　例　第　３　０　号

（設置）
第１条　本町の総合計画に関し必要な調査及び審議をするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、南伊勢町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する必要事項を調査審議する。

（組織）
第３条　審議会は、委員２０人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）町の議会議員
（２）町の区域内の公共的団体等でその団体等の推薦を得た代表者
（３）知識経験を有する者
（４）前３号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、町長の諮問に係る総合計画が確定した日までとする。

（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
２　審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第７条　審議会は、専門事項について特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（資料の提出等）
第８条　審議会は、必要に応じ、町に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）
第９条　審議会の庶務は、行政経営課において処理する。

（委任）
第１０条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年６月１８日条例第１９号）抄
(施行期日)
１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

② 南伊勢町総合計画審議会委員名簿

委員区分	氏　名	所　属	備考
第３号委員	村林　守	学校法人　梅村学園 三重中京大学　名誉教授	会長
第２号委員	田畑　紀實	南伊勢町区長連絡協議会	副会長
	小林　悦雄	南伊勢町老人クラブ連合会	
	吉田　佳知子	南伊勢町婦人会	
	山本　あずさ	南伊勢町消防団	
	野田　美和	南伊勢町ＰＴＡ連合会	
	廣田　貞代	南伊勢町民生児童委員協議会	
	矢野　睦美	三重外湾漁業協同組合	
	木下　和行	南伊勢町農業委員会	
	田中　靖華	南伊勢町商工会	
	桂　紀子	伊勢農業協同組合	
	橋本　かおり	南伊勢町観光協会	
	奥村　智美	南伊勢町文化協会	
	上村　由佳里	南伊勢町社会福祉協議会	
第４号委員	田中　由紀子	ＮＰＯ法人みなみいせ市民活動ネット	
	浦和　壮太郎	古和浦未来クラブ	
	奥村　元彦	勢和会	
	南　勢津子	ＧＧＢ倶楽部	
	柳生　和美	古和浦親子防災の会	
	光永　智子	迫間浦　漁業者	

（順不同・敬称略）

③　南伊勢町総合計画についての諮問書

南 行 第　２２９　号
平成３１年1月２５日

南伊勢町総合計画審議会　会長　様

南伊勢町長　小　山　　巧

南伊勢町総合計画について（諮問）

総合計画の策定にあたり、南伊勢町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

④ 南伊勢町総合計画についての答申書

平成３１年3月１４日

南伊勢町長　小 山　　巧　様

南伊勢町総合計画審議会
会 長　村 林　　守

南伊勢町総合計画について（答申）

平成３１年１月２５日付南行第２２９号で諮問のありました南伊勢町総合計画（案）（以下、「本計画案」という。）について、当審議会にて慎重に審議した結果、町当局から示された案はおおむね適当であると認められるので、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、特に次のことに充分配慮し、「生命力みなぎる常若のまち」の実現に努められるよう要望します。

記

１　総合計画の策定

本計画案は、まちづくりワークショップやまちづくりリーダー交流会との意見交換会などを重ね、町民の参画を経て策定されたものです。町民や当審議会における意見を充分にふまえた南伊勢町総合計画（新絆プラン）（以下、「新絆プラン」という。）を策定してください。

２　超長期を見通した総合計画

新絆プランは、変化の激しい時代でありながら、30 年先を見通して、年少人口のＶ字回復を図ろうとするたいへん意欲的な計画になっています。これを実効あるものにしていくためには、広く町民のみならず町内外とも共有、連携しながら進めるとともに、時代の変化を先読みして変化に的確に対応していく必要があると思われます。

３　町民との共有

まずは、町民と役場が共有する計画となるよう、専門用語など難しい言葉については用語解説を付けるなどの配慮をするとともに、イラストの使用など、新絆プランが町民に親しみやすく理解しやすいものとなるよう努めてください。

また、努めて説明の場をもち、町民が理解できるようによく説明してください。

４　新絆プランの着実な実現とわかりやすい進捗管理

新絆プランの実行にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価

（Check）・改善（Action）のＰＤＣＡサイクルによる効率的、効果的な事業の実施を行い、計画の着実な実現に努めてください。

また、新絆プランに基づく施策や事業の実施にあたっては、施策や事業の進捗を適切に管理し、適正な評価を行い、その結果を広報や情報発信により公表するなど、町民にわかりやすい新絆プランの進行管理を行ってください。

5　総働によるまちづくりの推進

魅力あるまちづくりの推進のためにも、今後は、町民と役場の協働だけではなく、町外の関係者や多様な主体も含めた取組みが求められます。「町民起点のまちづくり」の実現に向けて、町民、地域、役場、そしてあらゆる関係者による総働のまちづくりを行ってください。

特に、それぞれの地区には、区が組織されていて自主的なまちづくりに取り組まれていますので、各区とよく連携、協働しながら推進してください。

6　安全・安心のまちづくり

どんな自然災害が起こっても町や地域が機能不全に陥らない「強くしなやかなまち」を目指し、安全・安心のまちづくりを実現できるよう地域強靭化に向けての取組みを積極的に行ってください。

7　意見等の計画への反映

当審議会の審議の過程で各委員から意見が出されておりますので、その対応についても充分に配慮されるよう要望します。

（２）協働によるまちづくりワークショップ

①　協働によるまちづくりワークショップ委員名簿

検討テーマ	氏　名	検討テーマ	氏　名
子育て	松谷　むつみ	産業振興	南　　正孝
	白髭　美由紀		島田　正文
	中村　早苗		島田　大輔
	市川　玲子		東　　吉一
若者定住	濱地　正巳		東　　克臣
	友井　利子		岡　　真也
	羽根　豊樹		橋本　　純
	西川　百栄		
	伊澤　峻希		
	田中　希枝		

（順不同・敬称略）

（３）総合計画策定アドバイザー会議

①　総合計画策定アドバイザー名簿

氏　　名	所　属
西村　訓弘	国立大学法人　三重大学　副学長
村林　守	学校法人　梅村学園　三重中京大学　名誉教授
元吉　由紀子	株式会社スコラ・コンサルト　プロセスデザイナー 行政経営デザイナー

（順不同・敬称略）

南伊勢町総合計画（新絆プラン）

発　行　年／２０１９年９月
編集・発行／南伊勢町まちづくり推進課
〒516-0194　三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
電話：0599-66-1111(代表)
ﾌｧｯｸｽ：0599-66-1904